

資料2－3

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SAT100-9 r. 7.2
提出年月日	令和5年7月18日

泊発電所3号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の
重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を
実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」
に係る適合状況説明資料
比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

令和5年7月
北海道電力株式会社

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>女川原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p>< 目次 ></p> <p>1. 新規制基準への適合状況 2. 概要 3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針 4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象</p> <p>5. 保管場所の評価 6. 屋外アクセスルートの評価 7. 屋内アクセスルートの評価 8. 発電所構外からの重大事故等対策要員参集</p> <p>9. 別紙 (1) 女川原子力発電所における敷地の特徴について (2) 海水取水ポイント及びホース敷設ルートについて</p> <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について (4) 自然現象の重畠による影響について</p> <p>(5) アクセスルート降灰・降雪除去時間評価について</p> <p>(6) 降水に対する影響評価について (7) 可搬型設備の小動物対策について (8) 森林火災に対する影響評価について (9) 2011年東北地方太平洋沖地震及びその後に発生した津波による被害状況について</p>	<p>島根原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p>< 目次 ></p> <p>はじめに 1. 新規制基準への適合状況 2. 概要</p> <p>3. 保管場所の評価 4. 屋外のアクセスルートの評価 5. 屋内のアクセスルートの評価 6. 発電所構外からの重大事故等に対処する要員参集</p> <p>7. 別紙 (39) 島根原子力発電所における敷地の特徴について (3) 淡水及び海水の取水場所について</p> <p>(2) 可搬型設備の接続口の配置及び仕様について (1) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへの自然現象の重畠による影響について (23) 屋外のアクセスルート除雪時間評価 (24) 屋外のアクセスルート除灰時間評価</p> <p>(26) 降水に対する影響評価結果について (27) 可搬型設備の小動物対策について (25) 森林火災発生時における屋外のアクセスルートの影響</p>	<p>泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p>< 目次 ></p> <p>1. 新規制基準への適合状況 2. 概要 3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針 4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象</p> <p>5. 保管場所の評価 6. 屋外のアクセスルートの評価 7. 屋内のアクセスルートの評価 8. 発電所構外からの発電所災害対策要員参集</p> <p>9. 別紙 (1) 泊発電所における敷地の特徴について (2) 淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて</p> <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について (4) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへの自然現象の重畠による影響について (5) 屋外のアクセスルート除雪・除灰時間評価について</p> <p>(6) 降水に対する影響評価について (7) 可搬型設備の小動物対策について (8) 森林火災に対する影響評価について</p>	<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は保管場所及びアクセスルートの方針及び影響を及ぼす外部事象の項目を分けて記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】資料構成の相違 ・泊は淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて整理している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【島根】資料構成の相違 ・泊は、別紙(5)にて降灰・降雪の除去時間を評価している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【島根】資料構成の相違 ・泊は、女川2号炉における東北太平洋沖地震と同様な被害実績はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(10) 屋外アクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について (11) 建屋関係の耐震評価について	(28) 保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について (37) 建物関係の耐震評価について	(9) 保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について (10) 建屋関係の耐震評価について	【女川】記載表現の相違
(12) 送電鉄塔倒壊評価について	(40) 鉄塔の影響評価方針について	(11) 送電鉄塔の影響評価方針について	【女川】記載内容の相違 ・詳細設計段階で示す送電鉄塔の耐震評価の評価方針を記載。
(13) 鉄塔基礎の安定性について (14) 保管場所及び屋外アクセスルートに関する斜面の安定性評価について	(4) 鉄塔基礎の安定性について (31) 保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について (32) 敷地の地質・地質構造の特徴及び想定されるリスクについて	(13) 鉄塔基礎の安定性について (14) 保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載方針の相違 ・詳細設計段階で示すアクセスルートトンネルの耐震評価の評価方針を記載。
(15) 屋外アクセスルートの段差及び傾斜評価に用いる沈下率の設定方法について	(29) 揺すり込み沈下の影響評価		【女川】記載表現の相違 【島根】記載内容の相違 ・泊と島根では地質構造が異なっており、泊は「別紙(13)」のとおり、斜面評価において敷地の地質・地質構造の特徴を踏まえ評価断面を選定。岩盤の傾斜について「別紙(15)」のとおりルート上の地質構造を確認。
(16) 段差及び傾斜評価箇所の網羅性について (17) H形鋼敷設による段差対策について	(30) 路盤補強（段差緩和対策）について	(15) 段差及び傾斜評価箇所の網羅性について (16) H形鋼敷設による段差対策について	【女川】記載方針の相違 ・泊は沈下率の設定方法については「本文5.(2)e. 沈下に対する影響評価」に記載。 【島根】記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(18) 消火活動及び事故拡大防止対策等について	(7) 自衛消防隊（消防チーム）による消火活動等について (6) 可燃物施設の火災について	(17) 消火活動及び事故拡大防止対策等について	【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に「別紙(17)」にて初期消火要員による消火活動及び可燃物施設火災時の消火活動について整理している。
(19) 復水脱塩装置他薬品タンク の外部への漏えいについて (20) 可搬型設備車両の耐浸水性について	(8) 可搬型設備（車両）の走行について (10) 車両走行性能の検証 (12) がれき撤去時のホイールローダ作業量時間について	(18) 薬品タンク の外部への漏えいについて (19) 可搬型設備車両の耐浸水性 について (20) 車両走行性能の検証 (21) がれき 及び土砂 撤去時のホイールローダ作業量時間について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違 【島根】対応方針の相違 ・泊は土砂撤去についても作業量時間を算出。
(22) アクセスルート仮復旧作業の検証について（がれき撤去作業） (23) アクセスルート仮復旧作業の検証について（段差解消作業）	(9) 構内道路補修作業の検証について	(22) 構内道路補修作業の検証について	【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(22)」にて仮復旧作業の検証について整理している。
(21) アクセスルートの仮復旧計画時間の評価について			【女川】対応方針の相違 ・泊は島根と同様に仮復旧無しで、可搬型設備（車両）の通行が可能である。
(24) アクセスルート状況確認範囲及び分担範囲 (25) アクセスルートにおける地震後の被害想定 (26) アクセスルート復旧後 における車両の通行量について	(5) 屋外のアクセスルート現場確認結果 (19) 屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）	(23) 屋外のアクセスルートの現場確認結果 (24) 屋外のアクセスルート状況確認範囲及び分担範囲 (25) 屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定 (26) 重大事故等時 における車両の通行量について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違 【女川】対応方針の相違 ・泊はアクセスルートの復旧が無いため、重大事故等時における車両の通行量について記載。
(27) アクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について (28) 機材設置後の作業成立性について (29) 地震による建屋直近の地盤沈下に伴う可搬型設備の接続作業への影響について	(16) 屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明 (20) 資材 設置後の作業成立性	(27) 屋外及び屋内のアクセスルート 通行時における通信連絡手段及び照明について (28) 機材 設置後の作業成立性について (29) 地震による建屋直近の地盤沈下に伴う可搬型設備の接続作業への影響について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違
(30) 屋内アクセスルートの設定について (31) 屋内アクセスルート確認状況（地震時の影響） (32) 屋内アクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について	(13) 屋内のアクセスルート の設定について (14) 屋内のアクセスルート確認状況（地震時の影響） (15) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒等による影響について	(30) 屋内アクセスルート の設定について (31) 屋内の アクセスルート 確認状況（地震時の影響） (32) 屋内の アクセスルート における資機材の転倒等による影響について	【島根】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(33) 地震随伴火災の影響評価について	(17) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価	(33) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価について	【女川及び島根】記載表現の相違
(34) 地震による内部溢水の影響評価について	(18) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴内部溢水の影響評価	(34) 屋内のアクセスルートにおける地震による内部溢水の影響評価について	【女川及び島根】記載表現の相違
(36) 積雪、凍結時のすべり止め対策について		(35) 積雪、凍結時の通行性確保について	【女川】記載表現の相違
(37) 保管場所及び屋外アクセスルートの評価における地下水位の設定方法について	(36) 敷地内の地下水位の設定について (38) 地滑り又は土石流による影響評価について	(36) 敷地内の地下水位の設定方針について (37) 地滑り、土石流又は急傾斜地の崩壊による影響評価について	【女川及び島根】記載表現の相違 【島根】設計方針の相違 ・泊発電所構内には急傾斜地崩壊危険箇所が認められるため、地滑り及び土石流のほか、急傾斜地の崩壊による影響評価を行う。
(35) 基準津波を超える津波時のアクセスルートについて			【女川】記載方針の相違 ・泊は設計想定を超えた自然現象への対応については大規模損壊発生時の対応で整理する。
	(11) 地震時の地中埋設構造物損壊による影響について		【島根】対応方針の相違 ・島根は代表構造物が地震時に損壊しないことを確認、泊はアクセスルート上の地下構造物を抽出し、損壊を仮定した上で段差緩和対策を実施し、通行性を確保(泊は「本文6.(3)g.地下構造物の損壊による影響評価」に記載)。
	(34) 外部事象の抽出について		【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に外部事象の抽出プロセスについて設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」を参照するようしている。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	(35) 薬品類の漏えい時に使用する防護具について		【島根】記載方針の相違 ・泊は、薬品漏えい時においても溢水防護具と同様の防護具を着用して対応する。また、使用する防護具については別紙(34)に記載している。（女川と同様）
10. 据足資料	8. 据足資料 (1) 第159回審査会合（平成26年11月13日）からの主要な変更点について 別紙(33) 屋外タンク溢水時の影響等について (2) 作業に伴う屋外の移動手段について	(38) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の51m倉庫・車庫内収納の配置設計の考え方について	【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は51m倉庫・車庫内に可搬型設備を保管するため、配置設計について記載。（玄海と同様）
(2) 火災の重畳による熱影響評価について (3) 溢水評価について		10. 据足資料 (1) 第38回審査会合（平成25年10月29日）以降の主要な変更点について (2) 火災の重畳による熱影響評価について (3) 溢水評価について (4) 作業に伴う屋外の移動手段について (5) ホイールローダの走行速度の検証について	【島根】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違
(7) 屋外での通信機器通話状況の確認について (8) 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について (9) 保管場所及び屋外アクセスルートの点検状況について (10) 仮復旧後の対応について	(5) 屋外での通信機器通話状況の確認 (6) 1～3号炉同時発災時における屋外のアクセスルートへの影響 別紙(21) 保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況	(6) 屋外での通信機器通話状況の確認について (7) 1号、2号及び3号炉同時被災時における屋外のアクセスルートへの影響について (8) 保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況 (9) 土砂撤去後の対応について	【島根】記載表現の相違 【女川及び島根】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載内容の相違 ・泊は仮復旧作業が想定されないことによる記載の相違
(11) 発電所構外からの要員参集について (13) 防潮堤盛土堤防の直下を横断する排水路について	別紙(22) 発電所構外からの要員の参集について	(10) 発電所構外からの要員参集について	【島根】記載表現の相違 【女川】記載方針の相違 ・女川は防潮堤（盛土堤防）の一部がアクセスルートとして設定されているため、防潮堤直下の排水路の健全性を確認しているのに対し、泊は同様な箇所がないため作成していない。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(14) 保管場所内の可搬型設備配置について (15) 可搬型設備の移動及びホース敷設ルートについて</p> <p>(4) 作業時間短縮に向けた取組みについて (7) 海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について (11) 地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について (12) 飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について (14) アクセスルートの用語の定義 (10) 大量送水車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース展張車の配備イメージについて</p>	<p>(16) 保管場所内の可搬型設備配置について (3) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について (15) 往回路における人力による仮置資機材の排除の考え方について</p> <p>(4) 作業時間短縮に向けた取組みについて (7) 海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について (11) 地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について (12) 飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について (14) アクセスルートの用語の定義 (10) 大量送水車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース展張車の配備イメージについて</p>	<p>(11) 第1098回審査会合(令和4年12月6日)からの主要な変更点について (12) 保管場所内の可搬型設備配置について (13) 可搬型設備の移動及びホース敷設ルートについて (14) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について (15) 屋内アクセスルートにおける人力による資機材の排除の考え方について</p> <p>(16) 作業時間短縮に向けた取組みについて (17) 海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について (18) 地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について (19) 飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について (20) アクセスルートの用語の定義 (21) 可搬型大型送水ポンプ車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージについて (22) アクセスルートトンネルの運用について</p> <p>(23) アクセスルートトンネルの可搬型設備及び重機の通行性について (24) 可搬型設備の通行に必要な道路幅の考え方について</p> <p>(25) 第1149回審査会合(令和5年5月25日)からの変更点について</p>	<p>【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊固有の補足資料。</p> <p>【島根】評価内容の相違 ・泊はアクセスルート及び往回路の両方にいて、資機材転倒時に人力による排除を考慮したアクセス性の評価を実施している。（柏崎と同様）（島根は、往回路のみ人力による排除を考慮している。）</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違 ・泊はトネルの通行性について、補足資料を作成。</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は必要な道路幅について、補足資料を作成。</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊固有の補足資料。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(4) 耐震性に限定しないSA時に利用可能な水源について			【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(2)」にて耐震性に限定しないSA時に利用可能な水源を整理している。
(5) 想定以上の段差が発生した場合の対応について			【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(22)」にて想定以上の段差が発生した場合の対応を整理している。
(1) OFケーブル洞道のアクセスルートに対する影響について (6) 可搬型設備設置可能時間の保守性について (12) 事務建屋の周辺斜面について	(8) 防波壁通路防波扉の運用について (9) 2号炉原子炉建物南側屋外のアクセスルートについて (13) 2号炉と同じ敷地内で実施する工事における資機材、廃材等による屋外のアクセスルートへの影響 (17) 有効性評価で用いる屋外のアクセスルートの設定について (18) 第819回審査会合（令和元年12月24日）からの主要な変更点について (19) 第861回審査会合（令和2年5月18日）からの主要な変更点について (20) 海岸付近のアクセスルートの通行について		【女川】記載方針の相違 ・女川2号固有の補足資料。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

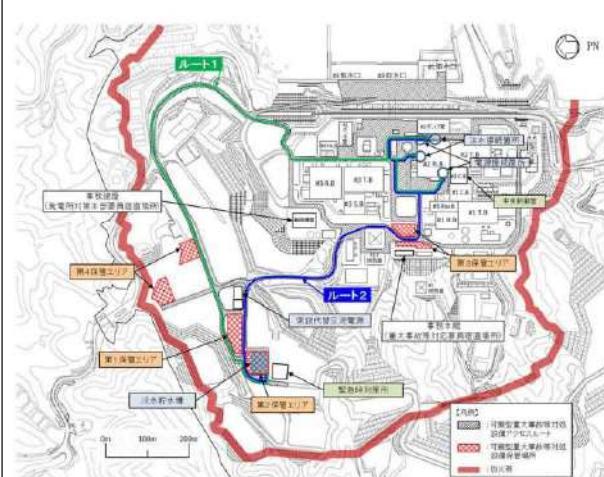
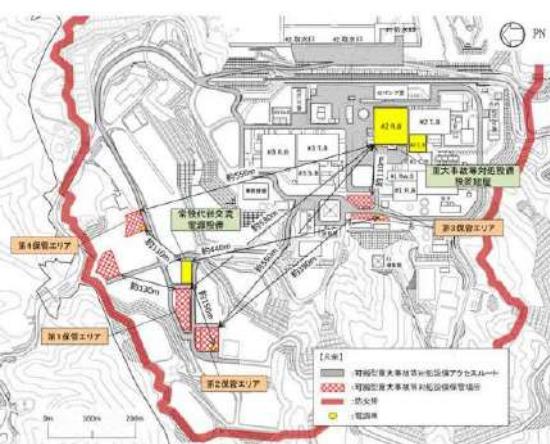
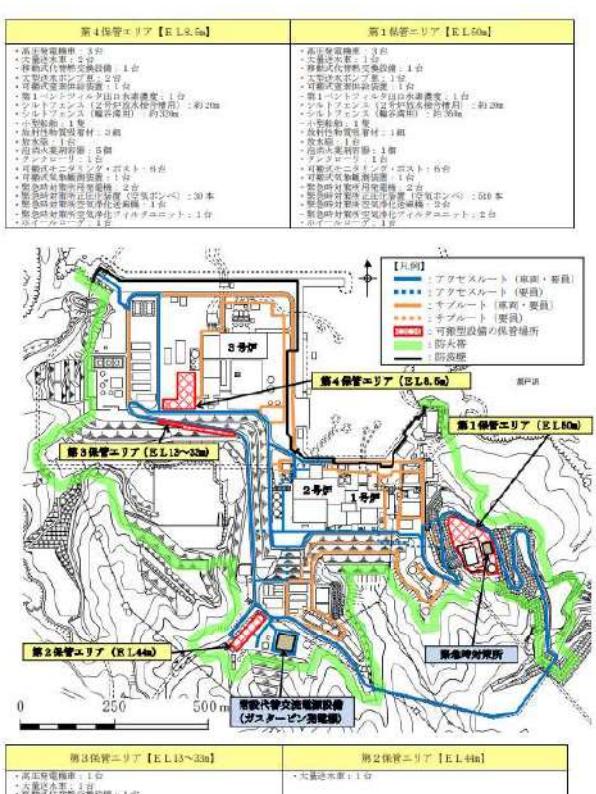
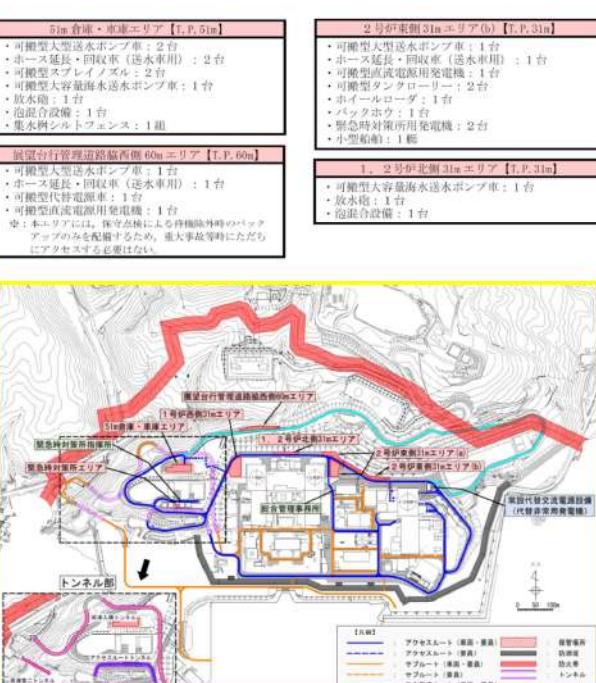
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針</p> <p>(1) 保管場所及びアクセスルートの設定方針</p> <p>「a. 保管場所の基本方針」及び「b. 屋外アクセスルートの基本方針」を踏まえて設定した保管場所及び屋外アクセスルートを第3-1図及び第3-2図に、保管場所の標高、離隔距離等について第3-1表に示す。</p> <p>なお、保管場所及び屋外アクセスルートを選定するに当たって考慮した女川原子力発電所における敷地の特徴を別紙(1)に示す。</p> <p>a. 保管場所の基本方針</p> <p>屋外の可搬型設備の保管場所は、地震、津波、その他の自然現象（洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）又は大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮して、設計基準事故対処設備又は常設重大事故等対処設備と共に、同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を有する箇所に、位置的分散を考慮して複数箇所確保するとともに、屋外の常設重大事故等対処設備からも100m以上の離隔を有する箇所に、位置的分散を考慮して複数箇所確保する。</p> <p>また、同じ機能をもつ可搬型設備が複数ある場合は、保管場所を分散配置する。</p> <p>b. 屋外アクセスルートの基本方針</p> <p>屋外アクセスルートは、可搬型設備が各保管場所から可搬型設備の設置場所及び接続箇所まで、複数のルートにより移動が可能な設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートに対する自然現象による影響（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）及び人為事象を想定して、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確保する。</p> <p>c. 屋内アクセスルートの基本方針</p> <p>屋内アクセスルートは、外部起因事象として地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を想定した場合でも、アクセスルートを確保できる設計とする。各フロアには各区画に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせて通ることで、資機材の転倒や仮設配管等の脱落に対して、迂回路も含めた複数のルートの選定が可能となる設計とする。迂回については、転倒資機材の人力による排除や乗り越え等も考慮する。</p> <p>また、屋内アクセスルートは外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p>	<p>2. 概要</p> <p>可搬型設備の保管場所及び屋外アクセスルートについて第2-1図に、保管場所の標高、離隔距離等について第2-1表に示す。</p> <p>保管場所は発電所構内の第1～第4保管エリアの合計4箇所設定している。</p> <p>重大事故等時には緊急時対策所及び保管場所から複数設定した屋外アクセスルートにて可搬型設備の運搬、緊急時対策要員の移動及び重大事故等時に必要な設備の状況把握が可能である。</p> <p>なお、地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを設定する。</p>	<p>3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針</p> <p>可搬型設備の保管場所及び屋外アクセスルートについて第3-1図に、保管場所の標高、離隔距離等について第3-1表に示す。</p> <p>保管場所は発電所構内の複数箇所に設定している。</p> <p>重大事故等時には保管場所から複数設定した屋外アクセスルートにて可搬型設備の運搬、発電所災害対策要員の移動及び重大事故等時に必要な設備の状況把握が可能である。</p> <p>なお、地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルート、使用が可能な場合に活用するルートとして自主整備ルートを設定する。</p>	<p>【女川】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の記載方針は、女川の構成をベースとし、島根の審査見を取り入れる方針としているが、屋外アクセスルート設定の考え方は、島根を参考としていることから、3. については島根の構成をベースとする。 <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第3-1図 保管場所及びアクセスルート図</p> <p>【ルート距離（淡水貯水槽～原子炉建屋東側注水接続口）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ルート1[※] : 1,610m ルート2[※] : 1,220m <p>※ 有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉注水作業に係るルート</p> <p>第3-2図 保管場所からの離隔距離（原子炉建屋、常設代替交流電源設備）</p> 	 <p>第1保管エリア【E L8.5m】</p> <p>第4保管エリア【E L8.5m】</p> <p>第1保管エリア【E L50m】</p> <p>第4保管エリア【E L8.5m】</p> <p>第1保管エリア【E L13m】</p> <p>第2保管エリア【E L4m】</p> <p>第3保管エリア【E L3~13m】</p> <p>第4保管エリア【E L8.5m】</p> <p>第1保管エリア【E L13m】</p> <p>第2保管エリア【E L4m】</p> <p>常設代替交流電源設備（ガス・バイン・充電器）</p> <p>第3保管エリア【E L13~33m】</p> <p>第4保管エリア【E L4m】</p> <p>※ サブルートは、地図 第2-1図参照。1.25倍</p> <p>※ 各保管の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>※ 各保管エリアには、可搬型重大事故等対応設備を記載。</p> <p>第2-1図 保管場所及び屋外アクセスルート図</p>	 <p>5m倉庫・車庫エリア【T,P,5m】</p> <p>2号炉東側31mエリア(b)【T,P,31m】</p> <p>1.2号炉北側31mエリア【T,P,31m】</p> <p>展開台行管理道路脇高60mエリア【T,P,60m】</p> <p>5m倉庫・車庫エリア【T,P,5m】</p> <p>2号炉東側31mエリア(a)【T,P,31m】</p> <p>1号炉西側31mエリア【T,P,31m】</p> <p>2号炉東側31mエリア(a)【T,P,31m】</p> <p>※ 本公司には、保守点検による荷物除外時のバックアップのみを配備するため、重大事故等時にただちにアクセスする必要はない。</p> <p>第3-1図 保管場所及び屋外アクセスルート図</p>	<p>【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、「3.(5).b. 屋外アクセスルート設定」に記載。 <p>【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、「3.(3).b. 保管場所設定」に記載。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																							
<p>※ 図中に示す略語は以下のとおり（以後の図の記載も同様）</p> <p>#1 : 1号炉 #2 : 2号炉 #3 : 3号炉 R.B : 原子炉建屋 T.B : タービン建屋 C.B : 制御建屋 Rw.B : 廃棄物処理建屋 S.B : サービス建屋 Aux.B.B : 助助ボイラー建屋 Hx.B : 海水熱交換器建屋 ポンプ室 : 海水ポンプ室</p> <p>第3-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th><th>標 高</th><th>原子炉建屋^{※2}からの離隔距離</th><th>常設代替交流電源設備から^{※3}の離隔距離^{※3}</th><th>支持地盤の種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1保管エリア</td><td>O.P.+62m^{※1}</td><td>約530m</td><td>—</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>第2保管エリア</td><td>O.P.+62m^{※1}</td><td>約550m</td><td>約150m (淡水貯水槽)</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>第3保管エリア</td><td>O.P.+14.8m^{※1}</td><td>約110m</td><td>約440m</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>第4保管エリア</td><td>O.P.+62m^{※1}</td><td>約550m</td><td>約110m</td><td>岩盤</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 2011年東北地方太平洋沖地震に伴う地盤変動を考慮すると、表記値より一様に約1m以上下。以後の記載についても同様。</p> <p>2011年東北地方太平洋沖地震に伴い、牡鹿半島全体が約1m沈下したことが確認されており、女川原子力発電所の敷地も一様におおよそ1m沈下したことを確認している。</p> <p>また、原子炉建屋のほか主要な建屋のレベル測定を行い、建屋の水平性が確保されていることを確認している。</p> <p>その後、国土地理院により、牡鹿半島は2019年2月時点において、58cm程度隆起していることが確認されている。</p> <p>※2 原子炉建屋と可搬型重大事故等対処設備の保管場所、制御建屋と可搬型重大事故等対処設備の保管場所を比較した場合、原子炉建屋のほうが近接していることから、原子炉建屋を代表で記載している。</p> <p>※3 常設代替交流電源設備と運転車の離隔距離を示す。</p> <p>各設備の保管場所及び設置場所については、今後の検討結果等により、変更となる可能性がある。</p> <p>第2-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th><th>標 高</th><th>原子炉建屋からの離隔距離^{※1,2}</th><th>常設代替交流電源設備からの離隔距離^{※1}</th><th>地盤の種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1保管エリア</td><td>E.L.50m</td><td>約270m</td><td>約480m</td><td>切土地盤 (一部、埋立部)</td></tr> <tr> <td>第2保管エリア</td><td>E.L.44m</td><td>約260m</td><td>—^{※4}</td><td>盛土地盤 (海水貯水槽 (西1／西2))</td></tr> <tr> <td>第3保管エリア</td><td>E.L.13~35m</td><td>約260m</td><td>約500m</td><td>切土地盤</td></tr> <tr> <td>第4保管エリア</td><td>E.L.8.5m</td><td>約330m</td><td>約600m</td><td>切土地盤 (一部、埋立部)</td></tr> </tbody> </table> <p>※ : 各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>※1: 原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋のうち、各保管場所からの距離が最も短い建物からの離隔距離を示す。また、可搬型設備（大量送水車、大型送水ポンプ車、移動式代替交流発電機、高圧発電機車、タンクローリー、第1ペントフィルタ出口水素貯槽、緊急時応急用発電機）がその機能を代替する原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋内の設置基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備を以下に示す。</p> <p>原子炉建屋 : 残留熱除去系、底圧炉心スフレイ系、底圧原子炉代替往水系、原子炉補機冷却系、格納容器フィルタベント系、燃料ブール冷却系、非常用交流電源設備、非常用直流水槽設備（HPCS系）、常設代替交流電源設備、格納容器水素濃度（B系）、格納容器水素濃度（S-A）</p> <p>タービン建屋 : 原子炉補機海水系、底水側給水建物、非常用直流水槽設備（H-VG）</p> <p>※2: 低圧原子炉代替往水系が位置する紀伊原子炉代替往水ポンプ格納槽及び格納容器フィルタベント系が位置する第1ペントフィルタ格納槽と保管場所の離隔距離は、既存建物近傍に位置していることから既存建物からの離隔距離を代表とした。</p> <p>※3: 常設代替交流電源設備と高圧発電機車及びタンクローリーを配置している保管場所との離隔距離を示す。</p> <p>※4: 第2保管エリアに高圧発電機車及びタンクローリーを配置しないため「—」としている。</p> <p>第3-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th><th>標 高</th><th>原子炉建屋からの離隔距離^{※1}</th><th>常設代替交流電源設備からの離隔距離^{※2}</th><th>支持地盤の種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>51m倉庫・車庫エリア</td><td>T.P.51m</td><td>約520m</td><td>—</td><td>岩盤 (51m倉庫・車庫)</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所エリア</td><td>T.P.39m</td><td>約560m</td><td>—</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>1号炉西側31mエリア</td><td>T.P.31m</td><td>約380m</td><td>約520m</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>1, 2号炉北側31mエリア</td><td>T.P.31m</td><td>約240m</td><td>—</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(a)</td><td>T.P.31m</td><td>約110m</td><td>約250m</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(b)^{※5}</td><td>T.P.31m</td><td>約25m</td><td>—</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>展望台行管埋設道路脇西側60mエリア^{※6}</td><td>T.P.60m</td><td>約320m</td><td>約490m</td><td>岩盤</td></tr> </tbody> </table> <p>※ : 各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>※1 : 原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋のうち、可搬型重大事故等対処設備の保管場所に最も近接している原子炉補助建屋からの離隔距離を代表して記載している。</p> <p>※2 : 常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）と可搬型代替電源車の離隔距離を示す。</p> <p>※3 : 故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを配置する。</p> <p>※4 : 保守点検による待機除外時のバックアップを配置する。</p>	保管場所	標 高	原子炉建屋 ^{※2} からの離隔距離	常設代替交流電源設備から ^{※3} の離隔距離 ^{※3}	支持地盤の種類	第1保管エリア	O.P.+62m ^{※1}	約530m	—	岩盤	第2保管エリア	O.P.+62m ^{※1}	約550m	約150m (淡水貯水槽)	岩盤	第3保管エリア	O.P.+14.8m ^{※1}	約110m	約440m	岩盤	第4保管エリア	O.P.+62m ^{※1}	約550m	約110m	岩盤	保管場所	標 高	原子炉建屋からの離隔距離 ^{※1,2}	常設代替交流電源設備からの離隔距離 ^{※1}	地盤の種類	第1保管エリア	E.L.50m	約270m	約480m	切土地盤 (一部、埋立部)	第2保管エリア	E.L.44m	約260m	— ^{※4}	盛土地盤 (海水貯水槽 (西1／西2))	第3保管エリア	E.L.13~35m	約260m	約500m	切土地盤	第4保管エリア	E.L.8.5m	約330m	約600m	切土地盤 (一部、埋立部)	保管場所	標 高	原子炉建屋からの離隔距離 ^{※1}	常設代替交流電源設備からの離隔距離 ^{※2}	支持地盤の種類	51m倉庫・車庫エリア	T.P.51m	約520m	—	岩盤 (51m倉庫・車庫)	緊急時対策所エリア	T.P.39m	約560m	—	岩盤	1号炉西側31mエリア	T.P.31m	約380m	約520m	岩盤	1, 2号炉北側31mエリア	T.P.31m	約240m	—	岩盤	2号炉東側31mエリア(a)	T.P.31m	約110m	約250m	岩盤	2号炉東側31mエリア(b) ^{※5}	T.P.31m	約25m	—	岩盤	展望台行管埋設道路脇西側60mエリア ^{※6}	T.P.60m	約320m	約490m	岩盤
保管場所	標 高	原子炉建屋 ^{※2} からの離隔距離	常設代替交流電源設備から ^{※3} の離隔距離 ^{※3}	支持地盤の種類																																																																																						
第1保管エリア	O.P.+62m ^{※1}	約530m	—	岩盤																																																																																						
第2保管エリア	O.P.+62m ^{※1}	約550m	約150m (淡水貯水槽)	岩盤																																																																																						
第3保管エリア	O.P.+14.8m ^{※1}	約110m	約440m	岩盤																																																																																						
第4保管エリア	O.P.+62m ^{※1}	約550m	約110m	岩盤																																																																																						
保管場所	標 高	原子炉建屋からの離隔距離 ^{※1,2}	常設代替交流電源設備からの離隔距離 ^{※1}	地盤の種類																																																																																						
第1保管エリア	E.L.50m	約270m	約480m	切土地盤 (一部、埋立部)																																																																																						
第2保管エリア	E.L.44m	約260m	— ^{※4}	盛土地盤 (海水貯水槽 (西1／西2))																																																																																						
第3保管エリア	E.L.13~35m	約260m	約500m	切土地盤																																																																																						
第4保管エリア	E.L.8.5m	約330m	約600m	切土地盤 (一部、埋立部)																																																																																						
保管場所	標 高	原子炉建屋からの離隔距離 ^{※1}	常設代替交流電源設備からの離隔距離 ^{※2}	支持地盤の種類																																																																																						
51m倉庫・車庫エリア	T.P.51m	約520m	—	岩盤 (51m倉庫・車庫)																																																																																						
緊急時対策所エリア	T.P.39m	約560m	—	岩盤																																																																																						
1号炉西側31mエリア	T.P.31m	約380m	約520m	岩盤																																																																																						
1, 2号炉北側31mエリア	T.P.31m	約240m	—	岩盤																																																																																						
2号炉東側31mエリア(a)	T.P.31m	約110m	約250m	岩盤																																																																																						
2号炉東側31mエリア(b) ^{※5}	T.P.31m	約25m	—	岩盤																																																																																						
展望台行管埋設道路脇西側60mエリア ^{※6}	T.P.60m	約320m	約490m	岩盤																																																																																						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <p>保管場所については、自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響等を考慮したうえで常設重大事故等対処設備と異なる場所とともに、設計基準事故対処設備と共に要因によって同時に必要な機能が損なわれることがないようにするため、以下の考え方に基づいて設定する。</p>	<p>(1) 基本方針</p> <p>可搬型設備の保管場所設定、屋外及び屋内アクセスルート設定の基本方針を以下に示す。</p> <p>a. 保管場所</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備から十分な離隔を確保した保管場所を分散して設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、緊急時対策所及び可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。また、屋外アクセスルートは緊急時対策所から原子炉建屋又は原子炉補助建屋内へ入域するための経路を考慮し設定する。</p> <p>c. 屋内アクセスルート（可搬型設備の保管場所を含む。）</p> <p>地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートを複数設定する。</p>	<p>(1) 基本方針</p> <p>可搬型設備の保管場所設定、屋外及び屋内アクセスルート設定の基本方針を以下に示す。</p> <p>a. 保管場所</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備と共通要因によって同時に必要な機能が損なわれることがないようにするため、保管場所を分散して設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。また、屋外アクセスルートは緊急時対策所から原子炉建屋又は原子炉補助建屋内へ入域するための経路を考慮し設定する。</p> <p>c. 屋内アクセスルート（可搬型設備の保管場所を含む。）</p> <p>地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートを複数設定する。</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した経路については、その影響を考慮した場合に通行可能な建屋に操作場所までの屋内アクセスルートを設定する。</p>	<p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セクションについて、建屋と離隔して保管する設計としている。（伊方と同様） <p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は緊急時対策所を起点としたルートを設定しているが、泊は女川と同様に保管場所を起点としたルートを設定している。 <p>【島根】建屋名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉
女川原子力発電所2号炉	<p>(2) 島根原子力発電所の特徴 島根原子力発電所を設置する敷地は、島根半島の中央部、日本海に面した松江市鹿島町に位置している。敷地の形状は、輪谷湾を中心とした半円状であり、東西及び南側を山に囲まれている。2号炉は、敷地中央部の輪谷湾に面している。敷地高さは主にE L 8.5m, E L 15m, E L 44m, E L 50m等の高さに分かれている。 基本方針に従い、保管場所及び屋外アクセスルートを設定するに当たっては、島根原子力発電所構内の地形や敷地の使用状況などの特徴を踏まえる必要がある。以下に島根原子力発電所の特徴を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標高差があること ・敷地が狭隘であること ・周辺斜面が近接していること <p>保管場所及び屋外アクセスルートは、基本方針及び上記に示した特徴を踏まえた上で、必要な対応を実施し設定する。（別紙(39)参照）</p> <p>(3) 保管場所の設定 基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、原子炉建物等から十分な離隔を確保した保管場所を分散して設定する。</p> <p>a. 保管場所設定の考え方 基本方針を受けた保管場所設定の考え方を以下に示す。</p>	<p>(2) 泊発電所の特徴 泊発電所を設置する敷地は、北海道積丹半島の西側基部、古宇郡泊村の海岸沿いに位置している。敷地の形状は、おおむね半円状であり、敷地西側は日本海に面し、背後は積丹半島中央部の山嶺に続く標高40～130mの丘陵地である。敷地高さは主にT.P. 10m, T.P. 31m, T.P. 39m, T.P. 51m, T.P. 60m等の高さに分かれている。 基本方針に従い、保管場所及び屋外アクセスルートを設定するに当たっては、泊発電所構内の地形や敷地の使用状況等の特徴を踏まえる必要がある。以下に泊発電所の特徴を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標高差があること ・敷地が狭隘であること ・周辺斜面が近接していること <p>保管場所及び屋外アクセスルートは、基本方針及び上記に示した特徴を踏まえた上で、必要な対応を実施し設定する。（別紙(1)参照）</p> <p>(3) 保管場所の設定 基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備と共通要因によって同時に必要な機能が損なわれることがないようにするため、保管場所を分散して設定する。</p> <p>a. 保管場所設定の考え方 基本方針を受けた保管場所設定の考え方を以下に示す。</p> <p>(a) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備の保管場所 可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び代替電源設備は、重大事故等対処において重要性が高いことから、必要な容量を賄うことができる設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして予備を配備し、以下のとおり保管する。</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による敷地形状等の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と離隔して保管する設計としている。（伊方と同様）</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、「$2n+\alpha$」と「n」の可搬型設備の保管場所設定の考え方方が異なることから、分割して記載。（伊方と同様）</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、「$2n+\alpha$」の可搬型設備は、故障用と保守点検用の予備をそれぞれ配備する方針としている。</p>
伊方3号炉まとめ資料より転載】 <p>保管場所については、自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響等を考慮したうえで常設重大事故等対処設備と異なる場所とするとともに、設計基準事故対処設備と共に要因によって同時に必要な機能が損なわれることがないようにするため、以下の考え方に基づいて設定する。</p>			
伊方3号炉まとめ資料より転載】 <p>(a) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備の保管場所 可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び代替電源設備は、重大事故等対処において重要性が高いことから、必要な容量を賄うことができる設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして予備を配備し、以下のとおり保管する。</p>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2セットは、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、関連する常設重大事故等対処設備（空冷式非常用発電装置を除く）及び設計基準事故対処設備が設置されている原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100m以上離隔して保管する。 <p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 予備については、地震による被害を受ける可能性がある場所又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋又は空冷式非常用発電装置から100m以上離隔していない場所に保管することも許容するが、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、2セットから可能な限り離隔して保管する。 	<p>島根原子力発電所2号炉</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物から100m以上の離隔距離を確保するとともに、保管場所に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔を確保する。 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、分散配置が可能な2セットある可搬型設備については、100m以上の離隔を確保した保管場所に分散配置する。 基準津波の影響を受けない、防波壁の内側の場所とする。 基準地震動Ssによる被害（周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び搖すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊）の影響を受けない場所とする。 	<p>泊発電所3号炉</p> <ul style="list-style-type: none"> 2セットある可搬型設備は、大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、保管場所に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備及び屋外の常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔を確保する。 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、分散配置が可能な2セットある可搬型設備については、100m以上の離隔を確保した保管場所に分散配置する。 故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上離隔していない場所に保管することも許容するが、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、2セットある可搬型設備から可能な限り離隔した場所に保管する。 基準津波の影響を受けない、防潮堤の内側の場所とする。 基準地震動による被害（周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び搖すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり、地盤支持力の不足、地下構造物の損壊）の影響を受けない場所に保管する。ただし、保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、基準地震動による被害を受ける可能性がある場所に保管することを許容する。 	<p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と離隔して保管する設計としている。（伊方と同様） 泊は、原子炉補機冷却海水ポンプは循環水ポンプ建屋内の取水ピット室に設置されている。 <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について建屋と離隔して保管する設計としており、予備については2セットある可搬型設備から可能な限り離隔させることとしている。（伊方と同様） <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 「2n+α」設備のαは、故障時用と保守点検時用で兼用しておらず、それぞれ配備する方針としている。このため、保守点検用のα

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・2セットある可搬型設備のうち少なくとも1セットは高台とする。 ・防火帯の内側の場所とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・T.P. 31m 以上の高台とする。 ・防火帯の内側の場所とする。 	<p>は地震の影響評価対象外とし、使用可能であれば活用することとしている。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は「2n+α」の可搬型設備は、高台に保管している。</p>
<p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <p>(b) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所</p> <p>可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処に必要な容量を賄うことができる設備を1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして予備を配備し、以下のとおり保管する。</p>		<p>(b) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所</p> <p>可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処に必要な容量を賄うことができる設備を1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備を配備し、以下のとおり保管する。</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、「2n+α」と「n」の可搬型設備で保管場所設定の考え方方が異なることから、分割して記載。（伊方と同様）</p>
<p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <p>・1セットは、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、関連する常設重大事故等対処設備（空冷式非常用発電装置を除く）及び設計基準事故対処設備が設置されている原子炉建屋及び原子炉補助建屋から 100m以上離隔して保管する。</p>		<p>・1セットある可搬型設備は、大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から 100m 以上離隔した場所に保管する。</p>	<p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、1セットある可搬型設備については、1セットのみ原子炉建屋等から離隔を確保する方針としている。 (伊方と同様)</p>
<p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <p>・予備については、地震による被害を受ける可能性がある場所又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋から 100m以上離隔していない場所に保管することも許容するが、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、1セットから可能な限り離隔して保管する。</p>		<p>・故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から 100m 以上離隔していない場所に保管することも許容するが、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、1セットある可搬型設備から 100m 以上離隔した場所に保管する。</p>	<p>【島根】設計方針の相違 ・泊は共通要因による影響を想定しても SA 対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と離隔して保管する設計としており、予備については1セットある可搬型設備から離隔した場所に保管する設計としている。（伊方と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 保管場所設定</p> <p>保管場所設定の考え方及び島根原子力発電所の特徴を踏まえて保管場所を以下のとおり設定した。</p> <p>また、保管場所の配置を第2-2図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防波壁の内側かつ防火帯の内側（別紙（25）参照）に保管場所を4箇所設定する。 ・淡水取水場所（EL44m）及び海水取水場所（EL8.5m）と接続口（EL15m）で標高差があることを踏まえ、可搬型設備を速やかに配置するために、淡水取水場所（EL44m）周辺で使用する可搬型設備は、淡水取水場所直上に位置する第2保管エリア（EL44m）又は淡水取水場所へのアクセス性と第2保管エリア（EL44m）との位置的分散を考慮した第3保管エリア（EL13～33m）に配置する。 また、接続口（EL15m）及び海水取水場所（EL8.5m）周辺で使用する可搬型設備は、緊急時対策所からのアクセス性を考慮し第1保管エリア（EL50m）又は海水取水場所へのアクセス性と第1保管エリア（EL50m）との位置的分散を考慮した第4保管エリア（EL8.5m）に配置する。 第3保管エリア（EL13～33m）と第4保管エリア（EL8.5m）は100m以上の離隔距離が確保できることから、2セットある可搬型設備は互いに配置しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準津波の影響を受けない、防潮堤の内側の場所とする。 ・基準地震動による被害（周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び搖り込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり、地盤支持力の不足、地下構造物の損壊）の影響を受けない場所に保管する。 ・T.P. 31m以上の高台とする。 ・防火帶の内側の場所に保管する。 <p>b. 保管場所設定</p> <p>保管場所設定の考え方及び泊発電所の特徴を踏まえて保管場所を以下のとおり設定した。</p> <p>また、保管場所の配置を第3-2図に示す。</p> <p>(a) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備の保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤の内側かつ防火帶の内側（別紙（8）参照）に保管場所を複数箇所設定する。 ・2セットある可搬型設備は、3号炉中央制御室からのアクセス性を考慮し、1セットを2号炉東側31mエリア(a)に配置し、もう1セットを2号炉東側31mエリア(a)との位置的分散を考慮した1号炉西側31mエリア又は51m倉庫・車庫エリアに配備する。 ・故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(b)又は展望台行管理道路脇西側60mエリアに配備する。ただし、展望台行管理道路脇西側60mエリアからの屋外アクセスルートが基準地震動による被害（送電鉄塔の倒壊に伴うルートへの送電線の垂れ下がり）を受ける可能性があることから、当該保管場所には保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備のみを配備する。 	<p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違</p> <p>・泊は、「n」の可搬型設備は、2セットとも高台に保管している。</p> <p>【島根】記載方針の方針</p> <p>・泊は、「2n+α」と「n」の可搬型設備において保管場所設定の考え方方が異なることから、分割して記載。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違</p> <p>・プラントの相違による保管場所設定の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

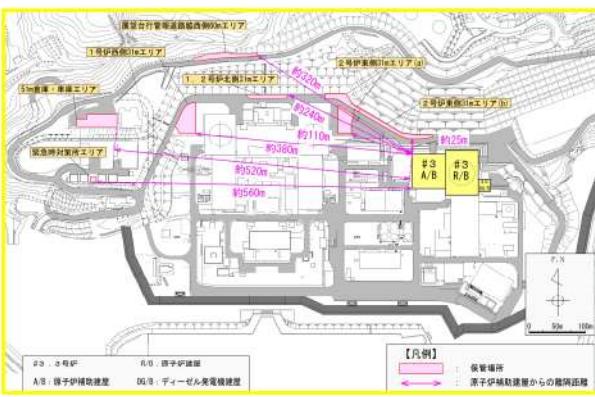
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(b) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤の内側かつ防火帯の内側に保管場所を複数箇所設定する。 ・1セットある可搬型設備は、3号炉中央制御室からのアクセス性を考慮し、T.P.31mにある2号炉東側31mエリア(a), 1, 2号炉北側31mエリア又は1号炉西側31mエリアに配備する。ただし、緊急時対策所用発電機については、使用場所である緊急時対策所エリアに配備する。 ・故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、1セットある可搬型設備から100m以上離隔した場所に配備する。 	<p>【島根】記載方針の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、「2n+a」と「n」の可搬型設備において保管場所設定の考え方方が異なることから、分割して記載。 <p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による保管場所設定の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> アセスメント（東側・西側） アセスメント（裏面・裏面） ナブルート（東側・裏面） ナブルート（裏面） リモート（東側・裏面） リモート（裏面） 可燃型設備の保管場所 防火柵 防護壁 <p>第4保管エリア (EL5m)</p> <p>第1保管エリア (EL8m)</p> <p>第3保管エリア (EL13~35m)</p> <p>第2保管エリア (EL44m)</p> <p>常設代用交流電源設備 (ボスターイン建屋)</p> <p>保管場所</p> <p>0 250 500 m</p> <p>保管場所と原子炉建物及び常設代替交流電源設備との離隔距離</p>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> アセスメント（裏面・裏面） アセスメント（裏面） ナブルート（裏面） ナブルート（裏面） リモート（裏面） リモート（裏面） 可燃型設備の保管場所 防火柵 防護壁 <p>第3 A/B</p> <p>第3 R/B</p> <p>約240m</p> <p>約360m</p> <p>約520m</p> <p>約560m</p> <p>約110m</p> <p>約25m</p> <p>R/D : 四子炉建屋</p> <p>A/B : 四子炉補助建屋</p> <p>D/R : ディーゼル発電機建屋</p> <p>保管場所</p> <p>原子炉補助建屋からの離隔距離</p> <p>保管場所と原子炉補助建屋との離隔距離</p>		
	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> アセスメント（東側・裏面） アセスメント（裏面） ナブルート（東側・裏面） ナブルート（裏面） リモート（東側・裏面） リモート（裏面） 可燃型設備の保管場所 防火柵 防護壁 <p>第4保管エリア (EL5m)</p> <p>第1保管エリア (EL8m)</p> <p>第3保管エリア (EL13~35m)</p> <p>常設代用交流電源設備 (ボスターイン建屋)</p> <p>保管場所</p> <p>0 250 500 m</p> <p>保管場所とタービン建物との離隔距離</p> <p>第2-2図 保管場所の配置 (1 / 2)</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による 図の内容の相違。</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

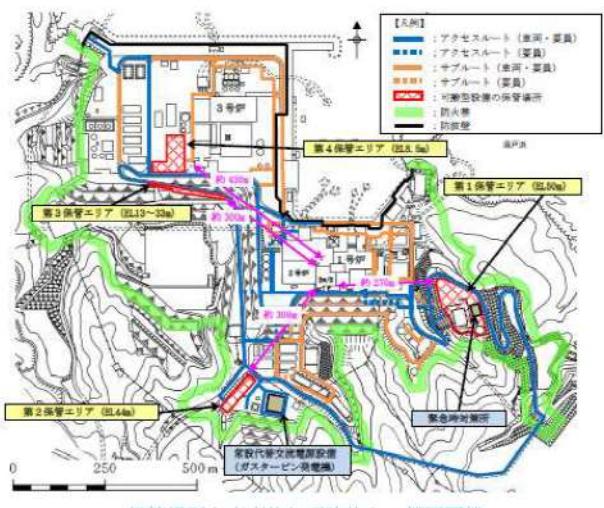
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

島根原子力発電所 2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第2-2図 保管場所の配置 (2/2)



保管場所間の離隔距離

第3-2図 保管場所の配置

【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による 図の内容の相違

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針 可搬型設備の分類を第3-2表に、保管場所における可搬型設備の配備の基本方針を第3-3表に、主要可搬型設備の配備数を第3-4表に、主要設備の配備数を第3-5表に示す。</p> <p>可搬型設備の配備数は、「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、それらを屋外設備であれば第1～第4保管エリアに、屋内設備であれば建屋内の複数箇所に、分散配置する設計とする。</p> <p>なお、第1～第4保管エリアの可搬型設備の配置については補足資料(14)に示す。</p>	<p>【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】</p> <p>(1) 保管場所における主要可搬型設備等 主な可搬型重大事故等対処設備の分類を第3-1図に、保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置を第3-1表に、主要設備の配備数を第3-2表に示す。</p> <p>可搬型設備の配備数については「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、重大事故等時に屋外で使用する設備であれば第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に、屋内で使用する設備であれば建物内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図っている。</p> <p>また、屋外の可搬型設備のうち、予備（「$2n + \alpha$」の可搬型設備のα及び「n」の可搬型設備の予備）は、保管場所（第1～第4保管エリア）に保管する。nとα及びnと予備は、それぞれ分散配置するため、同時に機能喪失することはない。</p> <p>なお、保管場所に配備する可搬型設備は、地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛[※]を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響をあたえることはない。さらに、保管場所に配備する可搬型設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を規定油量以上の状態で保管する。ただし、タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。</p> <p>※：飛来物発生防止対策エリア内ののみが対象。</p>	<p>(4) 保管場所における主要可搬型設備等 主な可搬型設備の分類を第3-2表に、保管場所における主な可搬型設備の配置を第3-3表に、主要設備の配備数を第3-4表に、可搬型設備の離隔距離を第3-3図に示す。</p> <p>可搬型設備の配備数については「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、重大事故等時に屋外で使用する設備であれば屋外の保管場所のいずれか2箇所以上に、屋内設備であれば建屋内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図っている。</p> <p>また、屋外の可搬型設備のうち、予備（「$2n + \alpha$」の可搬型設備のα及び「n」の可搬型設備の予備）について、「$2n + \alpha$」の可搬型設備のαは、2セットあるnから可能な限り離隔した場所に配備し、かつ故障時のバックアップとしてのαと保守点検による待機除外時のバックアップとしてαを分散配置するため、同時に機能喪失することはない。「n」の可搬型設備の予備は、nと予備をそれぞれ分散配置するため、同時に機能喪失することはない。</p> <p>なお、保管場所に配備する可搬型設備は、地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響をあたえることはない。さらに、保管場所に配備する可搬型設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を規定油量以上の状態で保管する。ただし、可搬型タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。</p> <p>屋外の保管場所の可搬型設備の配置については補足資料(12)に示す。</p>	<p>【島根】記載箇所の相違 ・島根は、「3. 保管場所の評価」に記載 【女川及び島根】記載表現の相違 【女川及び島根】記載内容の相違 ・泊は、可搬型設備ごとの離隔距離図を整理。 【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】設計方針の相違 ・泊における「$2n + \alpha$」の可搬型設備のαは、nと離隔できないない設備もあるが、故障用と保守点検用のαをそれぞれ配備し、それらを分散配置していることから、同時に必要な機能が喪失しない設計としている。</p> <p>【島根】設備名称の相違 【島根】設備の相違 ・泊は保管場所に配備する可搬型設備は飛来物発生防止対策を実施している。</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 「$2n + \alpha$」の可搬型設備（設置許可基準規則 第43条5(a)対象設備）</p> <p>原子炉建屋外から水・電力を供給する電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットについては、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。</p>	<p>【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】</p> <p>a. 「$2n + \alpha$」の可搬型設備</p> <p>原子炉建屋外から水・電力を供給する可搬型代替交流電源設備（高圧発電機車）、大量送水車、移動式代替熱交換設備、大型送水ポンプ車については、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上にそれぞれ分散配置する。</p> <p>なお、第1～第4保管エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、第1～第4保管エリアに必要となる容量を有する設備は2セット確保される。</p> <p>また、燃料プールへのスプレイのために原子炉建屋内で使用する設備は、必要となる容量を有する設備を2セット及び予備を配備し、原子炉建屋内に分散配置する。</p>	<p>a. 「$2n + \alpha$」の可搬型設備（「設置許可基準規則」解釈 第43条5(a)対象設備）</p> <p>原子炉建屋外から水・電力を供給する可搬型代替交流電源設備（高圧発電機車）、大量送水車、移動式代替熱交換設備、大型送水ポンプ車については、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。</p> <p>なお、2号炉東側31mエリア(a)、1号炉西側31mエリア又は51m倉庫・車庫エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉西側31mエリア又は51m倉庫・車庫エリアに必要となる容量を有する設備は2セット確保される。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
<p>b. 「$n + \alpha$」の可搬型設備（設置許可基準規則 第43条5(b)対象設備）</p> <p>負荷に直接接続する、高圧窒素ガスピンベ及び主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池については、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セット及び予備を保有し、原子炉建屋内又は制御建屋内に分散配置する。</p>	<p>b. 「$n + \alpha$」の可搬型設備</p> <p>負荷に直接接続する、逃がし安全弁用窒素ガスピンベ、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）については、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セット及び予備を保有し、逃がし安全弁用窒素ガスピンベは原子炉建屋内にそれぞれ分散配置する。また、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）は廃棄物処理建物内にそれぞれ分散配置する。</p>	<p>b. 「$n + \alpha$」の可搬型設備（「設置許可基準規則」解釈 第43条5(b)対象設備）</p> <p>負荷に直接接続する、加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスピンベ、加圧器逃がし弁操作用バッテリ、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスピンベ、格納容器空気サンブルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスピンベ、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスピンベ、余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベ及び可搬型直流変換器については、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セット及び予備を保有し、原子炉建屋内又は原子炉補助建屋内に分散配置する。</p> <p>※：原子炉建屋は原子炉格納施設、周辺補機棟及び燃料取扱棟で構成される。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
<p>c. 「n」の可搬型設備（その他）</p> <p>上記以外の可搬型設備は、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p> <p>また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。</p>	<p>c. 「n」の可搬型設備（その他）</p> <p>上記以外の可搬型重大事故等対応設備は、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p> <p>また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。</p>	<p>c. 「n」の可搬型設備（その他）</p> <p>上記以外の可搬型設備は、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p> <p>また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、屋外の保管場所のいずれか2箇所以上に分散配置する。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
<p>海水取水場所については別紙(2)に、可搬型設備の建屋接続箇所及び仕様については別紙(3)に示す。</p> <p>第3-2表 可搬型設備の分類</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>2 n + α</td> <td>電源車</td> <td>大量送水ポンプ（タイプ1）</td> <td>熱交換器ユニット</td> </tr> <tr> <td>n + α</td> <td>高圧空素ガスボンベ</td> <td>主蒸気逃がし安全弁用可搬蓄電池</td> <td></td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	2 n + α	電源車	大量送水ポンプ（タイプ1）	熱交換器ユニット	n + α	高圧空素ガスボンベ	主蒸気逃がし安全弁用可搬蓄電池		n	その他			<p>【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】</p> <p>可搬型設備の建物接続箇所及び仕様については別紙(2)に、淡水及び海水取水場所については別紙(3)に、海水取水場所での取水ができない場合の代替手段については補足(7)に示す。</p> <p>また、「$2 n + \alpha$」と「$n + \alpha$」の可搬型設備α及び「n」の可搬型設備の予備については、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で確保する。なお、配備用途が異なる場合において、要求されるいづれの機能も満足する設備については、予備を兼用する。</p> <p>第3-1図 主な可搬型重大事故等対処設備の分類</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>2 n + α</td> <td>可搬型代替交流電源設備 (高圧発電機車)</td> <td>大量送水車</td> <td>可搬型スプレイノズル</td> </tr> <tr> <td>n + α</td> <td>移動式代用蓄電池交換設備</td> <td>大型送水ポンプ車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>n + α</td> <td>逃がし安全弁用空素ガスボンベ</td> <td>主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 (補助盤室)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>可搬式空素供給装置</td> <td>第1ペントフィルタ 出口水素濃度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	2 n + α	可搬型代替交流電源設備 (高圧発電機車)	大量送水車	可搬型スプレイノズル	n + α	移動式代用蓄電池交換設備	大型送水ポンプ車		n + α	逃がし安全弁用空素ガスボンベ	主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 (補助盤室)		n	可搬式空素供給装置	第1ペントフィルタ 出口水素濃度		<p>淡水及び海水取水場所については別紙(2)に、可搬型設備の建屋接続箇所及び仕様については別紙(3)に、海水取水場所での取水ができない場合の代替手段については補足資料(17)に示す。</p> <p>また、「$2 n + \alpha$」と「$n + \alpha$」の可搬型設備α及び「n」の可搬型設備の予備については、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で確保する。なお、配備用途が異なる場合において、要求されるいづれの機能も満足する設備については、予備を兼用する。</p> <p>第3-2表 可搬型設備の分類</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>2 n + α</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>可搬型代替電源車</td> <td>可搬型直流水用発電機</td> </tr> <tr> <td>n + α</td> <td>加压器逃がし弁操作用 可搬型空素ガスボンベ</td> <td>加压器逃がし弁操作用 バッテリ</td> <td>原子炉被覆冷却水 サーバンク加圧用 可搬型空素ガスボンベ</td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>格納庫空氣サンプル ライン储蔵弁操作用 可搬型空素ガスボンベ</td> <td>アニュラス 全量排氣非等操作用 可搬型空素ガスボンベ</td> <td>余熱除去ポンプ入口弁 操作用可搬型空素ガスボンベ</td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>その他</td> <td></td> <td>可搬型直流水換器</td> </tr> </tbody> </table>	2 n + α	可搬型大型送水ポンプ車	可搬型代替電源車	可搬型直流水用発電機	n + α	加压器逃がし弁操作用 可搬型空素ガスボンベ	加压器逃がし弁操作用 バッテリ	原子炉被覆冷却水 サーバンク加圧用 可搬型空素ガスボンベ	n	格納庫空氣サンプル ライン储蔵弁操作用 可搬型空素ガスボンベ	アニュラス 全量排氣非等操作用 可搬型空素ガスボンベ	余熱除去ポンプ入口弁 操作用可搬型空素ガスボンベ	n	その他		可搬型直流水換器	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は島根と同様に予備確保の考え方を記載。</p>
2 n + α	電源車	大量送水ポンプ（タイプ1）	熱交換器ユニット																																												
n + α	高圧空素ガスボンベ	主蒸気逃がし安全弁用可搬蓄電池																																													
n	その他																																														
2 n + α	可搬型代替交流電源設備 (高圧発電機車)	大量送水車	可搬型スプレイノズル																																												
n + α	移動式代用蓄電池交換設備	大型送水ポンプ車																																													
n + α	逃がし安全弁用空素ガスボンベ	主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 (補助盤室)																																													
n	可搬式空素供給装置	第1ペントフィルタ 出口水素濃度																																													
2 n + α	可搬型大型送水ポンプ車	可搬型代替電源車	可搬型直流水用発電機																																												
n + α	加压器逃がし弁操作用 可搬型空素ガスボンベ	加压器逃がし弁操作用 バッテリ	原子炉被覆冷却水 サーバンク加圧用 可搬型空素ガスボンベ																																												
n	格納庫空氣サンプル ライン储蔵弁操作用 可搬型空素ガスボンベ	アニュラス 全量排氣非等操作用 可搬型空素ガスボンベ	余熱除去ポンプ入口弁 操作用可搬型空素ガスボンベ																																												
n	その他		可搬型直流水換器																																												

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉					島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																						
第3-3表 屋外の可搬型設備における配備の基本方針					【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】		【女川及び島根】記載内容の相違																																																																																																																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要求台数 \ 保管エリア</th><th>第1保管エリア</th><th>第2保管エリア</th><th>第3保管エリア</th><th>第4保管エリア</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2n + α</td><td>n</td><td>n</td><td>n</td><td>n</td></tr> <tr> <td>n + α^(a)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>n</td><td>n</td><td>n</td><td>—</td><td>予備</td></tr> </tbody> </table>					要求台数 \ 保管エリア	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	2n + α	n	n	n	n	n + α ^(a)	—	—	—	—	n	n	n	—	予備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>主要設備名</th><th>使用場所</th><th>第1保管エリア</th><th>第2保管エリア</th><th>第3保管エリア</th><th>第4保管エリア</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">2n + α</td><td rowspan="4">・大量送水車</td><td>E L4m^(a) 及び 15m 周辺^(a) (送水用)</td><td>—</td><td>n</td><td>n</td><td>— α (周)</td></tr> <tr> <td>E L8.5m 周辺^(a) (海水取水用)</td><td>n</td><td>—</td><td>—</td><td>n α (周)</td></tr> <tr> <td>E L8.5m 周辺^(a) (原子炉補機代替熱交換系用)</td><td>n</td><td>—</td><td>— α (周)</td><td>n</td></tr> <tr> <td>E L15m 周辺^(a)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>n</td></tr> <tr> <td rowspan="4">n + α</td><td rowspan="6">・大型送水ポンプ車 ・高圧発電機車 ・移動式代替熱交換設備 ・可搬型スプレイノズル ・逃がし安全弁用金属性ガスボンベ ・主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 ・可搬式蓄熱供給装置 ・第1ベントダクト及び吐出口水素濃度</td><td>屋内で使用</td><td>原子炉建物</td><td>原子炉建物、廃棄物処理建物</td><td>原子炉建物</td><td>原子炉建物</td></tr> <tr> <td>屋内で使用</td><td>原子炉建物、廃棄物処理建物</td><td>原子炉建物</td><td>原子炉建物</td><td>原子炉建物</td></tr> <tr> <td>屋内で使用</td><td>原子炉建物</td><td>原子炉建物</td><td>原子炉建物</td><td>原子炉建物</td></tr> <tr> <td>E L15m 周辺^(a)</td><td>予備</td><td>—</td><td>—</td><td>n</td></tr> <tr> <td colspan="5"> ※1：輪谷防雨水槽（西1）及び海水槽とした送水時は淡水取水場所（E L44m）周辺で使用。 ※2：海水を水槽とした送水時は接続口（E L15m）周辺で使用。 ※3：海水取水場所（E L8.5m）周辺で使用。 ※4：接続口（E L15m）周辺で使用。 ※5：大量送水ポンプ車（原子炉補機代替熱交換用）のαと大空送水泵ポンプ車（原子炉建物放水設備用）の予備は兼用とし、第3保管エリアに保管。 ※6：緊急時対策所用蓄電池、緊急時対策所正圧化装置（空気ボンベ）、緊急時対策所空気浄化装置、緊急時対策所空気浄化装置。 ※7：緊急時対策所閑適設備（緊急時対策所用蓄電池、緊急時対策所正圧化装置、空気ボンベ）は、予備を第4保管エリアに、予備を第1保管エリアに、予備を新4保管エリアに保管。 </td></tr> <tr> <td colspan="8"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>設備名・主要</th><th>51m 倉庫・ 広野エリア</th><th>1号炉東側 31m エリア</th><th>2号炉東側 31m エリア</th><th>3号炉東側 31m エリア</th><th>(a)</th><th>(b)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">2n + α^(a)</td><td>・可搬型大型送水ポンプ車</td><td>n</td><td>—</td><td>α^(a)</td><td>—</td><td>n</td><td>α^(a)</td></tr> <tr> <td>・可搬型大型送水ポンプ車</td><td>—</td><td>n</td><td>α^(a)</td><td>—</td><td>n, α^(a)</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・可搬型五重底船用充氮機</td><td>—</td><td>n</td><td>α^(a)</td><td>—</td><td>n</td><td>α^(a)</td></tr> <tr> <td>・加压器逃がし充氮作用可搬型空氣ボンベ</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="4">n^(a)</td><td>・原子炉補機冷却水サービスタンク加圧用可搬型空氣ボンベ</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・体積容器充気サンブルайн隔離介換作用可搬型空氣ボンベ</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・アニュラス全量膨脹空氣介換作用可搬型空氣ボンベ</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・余剰除去ポンプ入口介換作用可搬型空氣ボンベ</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="4">n^(a)</td><td>・可搬型空氣変換器</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・可搬型スプレインノズル</td><td>予備</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>n</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・集水槽シルトフェンス</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>n</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・可搬型大型海水送水泵ポンプ車</td><td>予備</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>n</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="4">n^(a)</td><td>・放水船</td><td>—</td><td>n</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>予備</td></tr> <tr> <td>・汽水混合設備</td><td>—</td><td>n</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・小型船舶</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・ホイールローダー</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td colspan="5"> ※1：「2n + α」の可搬型設備は、故障時のバックアップとしてのαと保守点検による待機除外時のバックアップとしてのαをそれぞれ配備する。 ※2：故障時のバックアップとしてのαを配備する。 ※3：保守点検による待機除外時のバックアップとしてのαを配備する。 ※4：緊急時対策所用発電機は、n設備を緊急時対策所エリアに、予備を2号炉東側31m エリア(a)及び2号炉東側31m エリア(b)に保管する。 </td><td colspan="3">屋内に保管</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>	分類	主要設備名	使用場所	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	2n + α	・大量送水車	E L4m ^(a) 及び 15m 周辺 ^(a) (送水用)	—	n	n	— α (周)	E L8.5m 周辺 ^(a) (海水取水用)	n	—	—	n α (周)	E L8.5m 周辺 ^(a) (原子炉補機代替熱交換系用)	n	—	— α (周)	n	E L15m 周辺 ^(a)	—	—	—	n	n + α	・大型送水ポンプ車 ・高圧発電機車 ・移動式代替熱交換設備 ・可搬型スプレイノズル ・逃がし安全弁用金属性ガスボンベ ・主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 ・可搬式蓄熱供給装置 ・第1ベントダクト及び吐出口水素濃度	屋内で使用	原子炉建物	原子炉建物、廃棄物処理建物	原子炉建物	原子炉建物	屋内で使用	原子炉建物、廃棄物処理建物	原子炉建物	原子炉建物	原子炉建物	屋内で使用	原子炉建物	原子炉建物	原子炉建物	原子炉建物	E L15m 周辺 ^(a)	予備	—	—	n	※1：輪谷防雨水槽（西1）及び海水槽とした送水時は淡水取水場所（E L44m）周辺で使用。 ※2：海水を水槽とした送水時は接続口（E L15m）周辺で使用。 ※3：海水取水場所（E L8.5m）周辺で使用。 ※4：接続口（E L15m）周辺で使用。 ※5：大量送水ポンプ車（原子炉補機代替熱交換用）のαと大空送水泵ポンプ車（原子炉建物放水設備用）の予備は兼用とし、第3保管エリアに保管。 ※6：緊急時対策所用蓄電池、緊急時対策所正圧化装置（空気ボンベ）、緊急時対策所空気浄化装置、緊急時対策所空気浄化装置。 ※7：緊急時対策所閑適設備（緊急時対策所用蓄電池、緊急時対策所正圧化装置、空気ボンベ）は、予備を第4保管エリアに、予備を第1保管エリアに、予備を新4保管エリアに保管。					<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>設備名・主要</th><th>51m 倉庫・ 広野エリア</th><th>1号炉東側 31m エリア</th><th>2号炉東側 31m エリア</th><th>3号炉東側 31m エリア</th><th>(a)</th><th>(b)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">2n + α^(a)</td><td>・可搬型大型送水ポンプ車</td><td>n</td><td>—</td><td>α^(a)</td><td>—</td><td>n</td><td>α^(a)</td></tr> <tr> <td>・可搬型大型送水ポンプ車</td><td>—</td><td>n</td><td>α^(a)</td><td>—</td><td>n, α^(a)</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・可搬型五重底船用充氮機</td><td>—</td><td>n</td><td>α^(a)</td><td>—</td><td>n</td><td>α^(a)</td></tr> <tr> <td>・加压器逃がし充氮作用可搬型空氣ボンベ</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="4">n^(a)</td><td>・原子炉補機冷却水サービスタンク加圧用可搬型空氣ボンベ</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・体積容器充気サンブルайн隔離介換作用可搬型空氣ボンベ</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・アニュラス全量膨脹空氣介換作用可搬型空氣ボンベ</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・余剰除去ポンプ入口介換作用可搬型空氣ボンベ</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="4">n^(a)</td><td>・可搬型空氣変換器</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・可搬型スプレインノズル</td><td>予備</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>n</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・集水槽シルトフェンス</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>n</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・可搬型大型海水送水泵ポンプ車</td><td>予備</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>n</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="4">n^(a)</td><td>・放水船</td><td>—</td><td>n</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>予備</td></tr> <tr> <td>・汽水混合設備</td><td>—</td><td>n</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・小型船舶</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・ホイールローダー</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td colspan="5"> ※1：「2n + α」の可搬型設備は、故障時のバックアップとしてのαと保守点検による待機除外時のバックアップとしてのαをそれぞれ配備する。 ※2：故障時のバックアップとしてのαを配備する。 ※3：保守点検による待機除外時のバックアップとしてのαを配備する。 ※4：緊急時対策所用発電機は、n設備を緊急時対策所エリアに、予備を2号炉東側31m エリア(a)及び2号炉東側31m エリア(b)に保管する。 </td><td colspan="3">屋内に保管</td></tr> </tbody> </table>								分類	設備名・主要	51m 倉庫・ 広野エリア	1号炉東側 31m エリア	2号炉東側 31m エリア	3号炉東側 31m エリア	(a)	(b)	2n + α ^(a)	・可搬型大型送水ポンプ車	n	—	α ^(a)	—	n	α ^(a)	・可搬型大型送水ポンプ車	—	n	α ^(a)	—	n, α ^(a)	—	・可搬型五重底船用充氮機	—	n	α ^(a)	—	n	α ^(a)	・加压器逃がし充氮作用可搬型空氣ボンベ	—	—	—	—	—	—	n ^(a)	・原子炉補機冷却水サービスタンク加圧用可搬型空氣ボンベ	—	—	—	—	—	—	・体積容器充気サンブルайн隔離介換作用可搬型空氣ボンベ	—	—	—	—	—	—	・アニュラス全量膨脹空氣介換作用可搬型空氣ボンベ	—	—	—	—	—	—	・余剰除去ポンプ入口介換作用可搬型空氣ボンベ	—	—	—	—	—	—	n ^(a)	・可搬型空氣変換器	—	—	—	—	—	—	・可搬型スプレインノズル	予備	—	—	—	n	—	・集水槽シルトフェンス	—	—	—	—	n	—	・可搬型大型海水送水泵ポンプ車	予備	—	—	—	n	—	n ^(a)	・放水船	—	n	—	—	—	予備	・汽水混合設備	—	n	—	—	—	—	・小型船舶	—	—	—	—	—	—	・ホイールローダー	—	—	—	—	—	—	※1：「2n + α」の可搬型設備は、故障時のバックアップとしてのαと保守点検による待機除外時のバックアップとしてのαをそれぞれ配備する。 ※2：故障時のバックアップとしてのαを配備する。 ※3：保守点検による待機除外時のバックアップとしてのαを配備する。 ※4：緊急時対策所用発電機は、n設備を緊急時対策所エリアに、予備を2号炉東側31m エリア(a)及び2号炉東側31m エリア(b)に保管する。					屋内に保管		
要求台数 \ 保管エリア	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																																																																																																																																																																																									
2n + α	n	n	n	n																																																																																																																																																																																																																									
n + α ^(a)	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																									
n	n	n	—	予備																																																																																																																																																																																																																									
分類	主要設備名	使用場所	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																																																																																																																																																																																							
2n + α	・大量送水車	E L4m ^(a) 及び 15m 周辺 ^(a) (送水用)	—	n	n	— α (周)																																																																																																																																																																																																																							
		E L8.5m 周辺 ^(a) (海水取水用)	n	—	—	n α (周)																																																																																																																																																																																																																							
		E L8.5m 周辺 ^(a) (原子炉補機代替熱交換系用)	n	—	— α (周)	n																																																																																																																																																																																																																							
		E L15m 周辺 ^(a)	—	—	—	n																																																																																																																																																																																																																							
n + α	・大型送水ポンプ車 ・高圧発電機車 ・移動式代替熱交換設備 ・可搬型スプレイノズル ・逃がし安全弁用金属性ガスボンベ ・主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 ・可搬式蓄熱供給装置 ・第1ベントダクト及び吐出口水素濃度	屋内で使用	原子炉建物	原子炉建物、廃棄物処理建物	原子炉建物	原子炉建物																																																																																																																																																																																																																							
		屋内で使用	原子炉建物、廃棄物処理建物	原子炉建物	原子炉建物	原子炉建物																																																																																																																																																																																																																							
		屋内で使用	原子炉建物	原子炉建物	原子炉建物	原子炉建物																																																																																																																																																																																																																							
		E L15m 周辺 ^(a)	予備	—	—	n																																																																																																																																																																																																																							
※1：輪谷防雨水槽（西1）及び海水槽とした送水時は淡水取水場所（E L44m）周辺で使用。 ※2：海水を水槽とした送水時は接続口（E L15m）周辺で使用。 ※3：海水取水場所（E L8.5m）周辺で使用。 ※4：接続口（E L15m）周辺で使用。 ※5：大量送水ポンプ車（原子炉補機代替熱交換用）のαと大空送水泵ポンプ車（原子炉建物放水設備用）の予備は兼用とし、第3保管エリアに保管。 ※6：緊急時対策所用蓄電池、緊急時対策所正圧化装置（空気ボンベ）、緊急時対策所空気浄化装置、緊急時対策所空気浄化装置。 ※7：緊急時対策所閑適設備（緊急時対策所用蓄電池、緊急時対策所正圧化装置、空気ボンベ）は、予備を第4保管エリアに、予備を第1保管エリアに、予備を新4保管エリアに保管。																																																																																																																																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>設備名・主要</th><th>51m 倉庫・ 広野エリア</th><th>1号炉東側 31m エリア</th><th>2号炉東側 31m エリア</th><th>3号炉東側 31m エリア</th><th>(a)</th><th>(b)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">2n + α^(a)</td><td>・可搬型大型送水ポンプ車</td><td>n</td><td>—</td><td>α^(a)</td><td>—</td><td>n</td><td>α^(a)</td></tr> <tr> <td>・可搬型大型送水ポンプ車</td><td>—</td><td>n</td><td>α^(a)</td><td>—</td><td>n, α^(a)</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・可搬型五重底船用充氮機</td><td>—</td><td>n</td><td>α^(a)</td><td>—</td><td>n</td><td>α^(a)</td></tr> <tr> <td>・加压器逃がし充氮作用可搬型空氣ボンベ</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="4">n^(a)</td><td>・原子炉補機冷却水サービスタンク加圧用可搬型空氣ボンベ</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・体積容器充気サンブルайн隔離介換作用可搬型空氣ボンベ</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・アニュラス全量膨脹空氣介換作用可搬型空氣ボンベ</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・余剰除去ポンプ入口介換作用可搬型空氣ボンベ</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="4">n^(a)</td><td>・可搬型空氣変換器</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・可搬型スプレインノズル</td><td>予備</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>n</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・集水槽シルトフェンス</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>n</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・可搬型大型海水送水泵ポンプ車</td><td>予備</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>n</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="4">n^(a)</td><td>・放水船</td><td>—</td><td>n</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>予備</td></tr> <tr> <td>・汽水混合設備</td><td>—</td><td>n</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・小型船舶</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・ホイールローダー</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td colspan="5"> ※1：「2n + α」の可搬型設備は、故障時のバックアップとしてのαと保守点検による待機除外時のバックアップとしてのαをそれぞれ配備する。 ※2：故障時のバックアップとしてのαを配備する。 ※3：保守点検による待機除外時のバックアップとしてのαを配備する。 ※4：緊急時対策所用発電機は、n設備を緊急時対策所エリアに、予備を2号炉東側31m エリア(a)及び2号炉東側31m エリア(b)に保管する。 </td><td colspan="3">屋内に保管</td></tr> </tbody> </table>								分類	設備名・主要	51m 倉庫・ 広野エリア	1号炉東側 31m エリア	2号炉東側 31m エリア	3号炉東側 31m エリア	(a)	(b)	2n + α ^(a)	・可搬型大型送水ポンプ車	n	—	α ^(a)	—	n	α ^(a)	・可搬型大型送水ポンプ車	—	n	α ^(a)	—	n, α ^(a)	—	・可搬型五重底船用充氮機	—	n	α ^(a)	—	n	α ^(a)	・加压器逃がし充氮作用可搬型空氣ボンベ	—	—	—	—	—	—	n ^(a)	・原子炉補機冷却水サービスタンク加圧用可搬型空氣ボンベ	—	—	—	—	—	—	・体積容器充気サンブルайн隔離介換作用可搬型空氣ボンベ	—	—	—	—	—	—	・アニュラス全量膨脹空氣介換作用可搬型空氣ボンベ	—	—	—	—	—	—	・余剰除去ポンプ入口介換作用可搬型空氣ボンベ	—	—	—	—	—	—	n ^(a)	・可搬型空氣変換器	—	—	—	—	—	—	・可搬型スプレインノズル	予備	—	—	—	n	—	・集水槽シルトフェンス	—	—	—	—	n	—	・可搬型大型海水送水泵ポンプ車	予備	—	—	—	n	—	n ^(a)	・放水船	—	n	—	—	—	予備	・汽水混合設備	—	n	—	—	—	—	・小型船舶	—	—	—	—	—	—	・ホイールローダー	—	—	—	—	—	—	※1：「2n + α」の可搬型設備は、故障時のバックアップとしてのαと保守点検による待機除外時のバックアップとしてのαをそれぞれ配備する。 ※2：故障時のバックアップとしてのαを配備する。 ※3：保守点検による待機除外時のバックアップとしてのαを配備する。 ※4：緊急時対策所用発電機は、n設備を緊急時対策所エリアに、予備を2号炉東側31m エリア(a)及び2号炉東側31m エリア(b)に保管する。					屋内に保管																																																																																				
分類	設備名・主要	51m 倉庫・ 広野エリア	1号炉東側 31m エリア	2号炉東側 31m エリア	3号炉東側 31m エリア	(a)	(b)																																																																																																																																																																																																																						
2n + α ^(a)	・可搬型大型送水ポンプ車	n	—	α ^(a)	—	n	α ^(a)																																																																																																																																																																																																																						
	・可搬型大型送水ポンプ車	—	n	α ^(a)	—	n, α ^(a)	—																																																																																																																																																																																																																						
	・可搬型五重底船用充氮機	—	n	α ^(a)	—	n	α ^(a)																																																																																																																																																																																																																						
	・加压器逃がし充氮作用可搬型空氣ボンベ	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																						
n ^(a)	・原子炉補機冷却水サービスタンク加圧用可搬型空氣ボンベ	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																						
	・体積容器充気サンブルайн隔離介換作用可搬型空氣ボンベ	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																						
	・アニュラス全量膨脹空氣介換作用可搬型空氣ボンベ	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																						
	・余剰除去ポンプ入口介換作用可搬型空氣ボンベ	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																						
n ^(a)	・可搬型空氣変換器	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																						
	・可搬型スプレインノズル	予備	—	—	—	n	—																																																																																																																																																																																																																						
	・集水槽シルトフェンス	—	—	—	—	n	—																																																																																																																																																																																																																						
	・可搬型大型海水送水泵ポンプ車	予備	—	—	—	n	—																																																																																																																																																																																																																						
n ^(a)	・放水船	—	n	—	—	—	予備																																																																																																																																																																																																																						
	・汽水混合設備	—	n	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																						
	・小型船舶	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																						
	・ホイールローダー	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																						
※1：「2n + α」の可搬型設備は、故障時のバックアップとしてのαと保守点検による待機除外時のバックアップとしてのαをそれぞれ配備する。 ※2：故障時のバックアップとしてのαを配備する。 ※3：保守点検による待機除外時のバックアップとしてのαを配備する。 ※4：緊急時対策所用発電機は、n設備を緊急時対策所エリアに、予備を2号炉東側31m エリア(a)及び2号炉東側31m エリア(b)に保管する。					屋内に保管																																																																																																																																																																																																																								

自發電所 3 号炉 技術的能力 比較表

4.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

第3-4表 主要可搬型設備

設備名	配備数	必要 容量	予備	復旧順序				備考
				第1	第2	第3	第4	
電源車	5台	2台 (2m=4)	1台	—	2台	2台	1台	—
ケーブル(1箱:25m)	5組	2組 (2m=4)	1組	—	2組	2組	1組	—
大容量送水ポンプ (タイプ1)	5台	2台 (2m=4)	1台	1台	1台	1台	1台	—
注水用ヘッダ	3台	1台 (2m=2)	1台	—	1台	1台	1台	—
ホース (1箱:約2,000m) ・300m:約1,620m ・150m:約440m	2組 及びホース 一式 ごと1 本	1組 (2m=2)	ホース 長 ごと1 本	—	1組	1組	ホース 長 ごと1 本	—
ホース (1箱:300m) ・約1,580m	2組 及びホース 一式 ごと1 本	1組 (2m=2)	ホース 長 ごと1 本	—	1組	—	1組	—
ホース (1箱:約37m) ・60m:約17.0m ・60m:約3m	2組 及びホース 一式 ごと1 本	1組 (2m=2)	ホース 長 ごと1 本	原子炉建屋内に2組及びホース長ごと1本 (1箱)と「1組及びホース長ごと1本」で分類保 管。				
スプレイシステム	13台	3台 (2m=6)	原子炉建屋内に7台 (3台、3台、1台で分類保管)				—	・除染設備 ・除障特・パックアップ及びEC 守立後消掃除外時パックア ップ1台
		3台 (2m=6)	原子炉建屋内に7台 (3台、3台、1台で分類保管)					
ホース起揚機(吸収材)	5台	2台 (2m=4)	1台	—	2台	2台	1台	—
復旧順序								
設備名	配備数	必要 容量	予備	第1	第2	第3	第4	整備時 対策壁
熱交換器ユニット	3台	1台 (2m=2)	1台	1台	—	1台	1台	—
ホース (1箱: ・200m:約70m ・200m:約20m ・300m:約50m)	2組 及びホ ース 一式 ごと1 本	1組 (2m=2)	ホース 長 ごと1 本	—	1組	1組	ホース 長 ごと1 本	—

※各設備の保管場所・数量については、今後の搬封社異常により変更となる可能性がある

(1) $2n + a_1$ の可算性を問う

設備名	並排数	必要数	予備	第1保管エリヤ	第2保管エリヤ	第3保管エリヤ	第4保管エリヤ	備考
可搬型代替交換電池設備 (高圧充電池車)	7台	3台 (2 n=6)	1台	3台	0台	1台	3台	・輪谷野水槽(西1)及び(西2) を水源とした送水時は、必要數 (大流量送水車)を1台、ホース、 可搬型ストレーナー2台、ホース、 計大流量送水車2台、可搬型スト レーナー4台及びホース約 6,880m。
大量送水車	3台	送水用 (2 n=2)	1台	1台 (通常)	0台	1台	0台	・輪谷野水槽(西1)及び(西2) を水源とした送水時は、必要 數(大流量送水車(送水用))1台、 大流量送水車(消防水用)1台、 可搬型ストレーナー2台、ホース 約3,480m／組の2セット、合 計大流量送水車2台、可搬型スト レーナー4台及びホース約 6,880m。
可搬型ストレーナー	5台	海水 貯 水 用	1台 (2 n=2)	1台 (通常)	1台	1台	0台	・海水を水源とした送水時は、必要 數(大流量送水車(送水用))1台、 大流量送水車(消防水用)1台、 可搬型ストレーナー2台、ホース 約3,480m／組の2セット、合 計大流量送水車4台、可搬型スト レーナー4台及びホース約 6,880m。
海水	2台 (2 n=4)			1台	0台	2台	2台	・第4保管エリヤに保管する大量 送水車の予備1台は、送水用と 海水取水用を兼用。

卷之三

島根原子力発電所 2号炉

【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】

「 $2n + \alpha$ 」の可搬型設備 (1/2)									
設備名		配置箇所		必要容量		予備		備考	
可搬型大型送水ポンプ車 (送水車用)	6 台	北側 31m ² アリヤ (2n+4)	2 台	2 台	—	—	2 台	1 台	・運搬船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管
ホース延長・回収車 (送水車用)	6 台	北側 31m ² アリヤ (2n+4)	2 台	2 台	—	—	2 台	1 台	・運搬船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管
可搬型ホース (1組: 約 1,800m)	4組	ホース 長さ 2本 (2n+4)	2組	2組	ホース 長さ 1本	—	2組 ホース 長さ 1本	—	・運搬船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管
可搬型ホース (電動 1組 50m 同軸 1組 50m)	150A	ホース 長さ 2本 (2n+2)	2組	1組	ホース 長さ 2本	—	—	—	・運搬船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管
可搬型ホース (充電 1組 100m 同軸 1組 100m)	190A	ホース 長さ 2本 (2n+2)	2組	1組	ホース 長さ 2本	—	—	—	・運搬船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管 ・輸送船内に供給する水槽及び配管

JOURNAL OF POLYMER SCIENCE: PART A: POLYMERS CHEMICALS

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

相違理由
【女川及び島根】記載内容の相違
・重大事故時に必要となる注水流量等が異なるため、可搬型重大事故等対処設備の仕様及び数量が相違する。また、建物等の配置が異なるため、可搬型重大事故等対処設備の保管場所が相違する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】			
(1) 「2n + α」の可搬型設備			
設備名	配置数	必要数	備考
可搬型スライノズル	3台	1台 (2n=2)	第1保管 エリア 1台 原子炉建物 2台+ 予備1台
ホース (1組: 約220m)	2組+ 予備	1組 (2n=2)	必要数 (1組/セグメント) の2セ グト、合計2組
移動式代用熱交換設備	3台	1台 (2n=2)	原子炉建物 1台 1台 0台 0台 予備1台 (mm) 1台 0台 0台 0台 1組+ 予備
大型送水ポンプ車	3台	原子 炉建 物代 用機 器 1台 (2n=2)	必要数 (移動式代用熱交換設備 1台、大型送水ポンプ車1台、 ホース約1,080m/組) 0.2セグ メント、合計移動式代用熱交換設備 2台、大型送水ポンプ車2台、 ホース約2,160m)
ホース 海水側: 250A (1組: 約76m) 油水側: 250A (1組: 約70m) 油水側: 300A (1組: 約96m)	2組+ 予備	1組 (2n=2)	第3保管エリアに保管する大型 送水ポンプ車の予備1台は、原 子炉建物で待合用と原子炉 建物收容庫用を転用。
※ : 各設備の保管場所・数量について、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。			
(1) 「2n + α」の可搬型設備 (2/2)			
設備名	配置数	必要 容量	備考
可搬型代替電源車	4台 (2n=2)	5t/台 車底エリア 1台 北側31m 31mエリア (a)	1号炉建物 1号炉西側 31mエリア 31mエリア 60mエリア 緊急時 対策用エリア
ケーブル (1組: 40m)	4組 (2n=2)	1台 2台 —	可搬型代替電源車設置場 所として1台を保管。 移動式代用熱交換設備用と して1台、保守点検による 移動式代用熱交換設備用と して1台を保管。
可搬型直流水源用電気機 器	4台 (2n=2)	1台 2台 —	可搬型代替電源車設置場 所として1台を保管。 移動式代用熱交換設備用と して1台、保守点検による 移動式代用熱交換設備用と して1台を保管。
ケーブル (1組: 40m)	4組 (2n=2)	1台 2台 —	可搬型代替電源車設置場 所として1台を保管。 周辺補機棟内に2組保管。 原子炉補助室室内に2組保管。
※ : 各設備の保管場所・数量について、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

島根原子力発電所 2号炉

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉								島根原子力発電所2号炉								泊発電所3号炉								相違理由																	
○「n + α」の可搬型設備				【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】																																					
設備名	配備数	必要保管量	予備	保管場所				備考	保管場所																備考																
				第1	第2	第3	第4		第1	第2	第3	第4	緊急時 対策保管量																												
高圧空調ガスボンベ	22本	11本	11本	原子炉建屋内に22本 (11本と11本で分番保管)					・故障時バックアップ及び 保守点検専用修理バッ クアップ11本	原子炉建屋内に22本 (11本と11本で分番保管)					・故障時バックアップ及び 保守点検専用修理バッ クアップ11本	原子炉建屋内に22本 (11本と11本で分番保管)					・30本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備																				
主送気流化し安全押 用可搬型蓄圧池	空罐	工具	工具	初期建屋内に2個 (1個と1個で分番保管)					・故障時バックアップ及び 保守点検専用修理バッ クアップ1個																																
※各設備の保管場所・数量について、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。																																									
(2) 「n + α」の可搬型設備								保管場所								保管場所								保管場所																	
設備名				配備数				必要数				予備				保管場所				保管場所				保管場所				備考													
逃げし安全弁用蓄圧 ガスボンベ				30本				15本 (5 本以 上)				15本 (5 本以 上)				原子炉建屋 5本十 予備15本				原子炉建屋 5本十 予備15本				原子炉建屋 5本十 予備15本				・30本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備													
主燃氣逃がし 安全弁用蓄電池 (補助蓄電池)				4個				2個				2個				原子炉建屋 2個十 予備2個				原子炉建屋 2個十 予備2個				原子炉建屋 2個十 予備2個				—													
※：各設備の保管場所・数量について、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。																																									
(2) 「n + α」の可搬型設備								保管場所								保管場所								保管場所				備考													
設備名				配備数				必要数				予備				保管場所				保管場所				保管場所				備考													
加圧器逃がし弁操作用 バッテリ				2個				1個				1個				原子炉建屋 北側1m 北西隅 3m×3m エリア (a)				原子炉建屋 北側1m 北東隅 3m×3m エリア (b)				原子炉建屋 北側1m 北東隅 3m×3m エリア (b)				・定期的及び緊急事態時に上 部機器外側へのバッテリ 充電用として1個を保管													
加圧器逃がし弁操作用 可搬型蓄電池ボンベ 用子午線機台用サービ スダクト用				2個				1個				1個				原子炉建屋内に2個保管				原子炉建屋内に2個保管				原子炉建屋内に2個保管				・定期的及び緊急事態時に上 部機器外側へのバッテリ 充電用として2個を保管													
格納容器送りサシブル ーライン隔離弁操作用 可搬型蓄電池ボンベ 用子午線機台用サービ スダクト用				2個				1個				1個				原子炉建屋内に2個保管				原子炉建屋内に2個保管				原子炉建屋内に2個保管				・定期的及び緊急事態時に上 部機器外側へのバッテリ 充電用として1個を保管													
アニモニア全量供給装置 操作用バッテリ等 ガスボンベ				2個				1個				2個				原子炉建屋内に2個保管				原子炉建屋内に4個保管				原子炉建屋内に4個保管				・定期的及び緊急事態時に上 部機器外側へのバッテリ 充電用として4個を保管													
余剰熱去油装置 可搬型直流変換器				3個				1個				2個				原子炉建屋内に3個保管				原子炉建屋内に3個保管				原子炉建屋内に3個保管				・定期的及び緊急事態時に上 部機器外側へのバッテリ 充電用として2台を保管													

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

女川原子力発電所2号炉											島根原子力発電所2号炉											泊発電所3号炉											相違理由
設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所					備考	保管場所					備考	保管場所					備考												
				第1	第2	第3	第4	緊急時 対策備品		第1保	第2保	第3保	第4保	エリア		第1保	第2保	第3保	第4保	エリア													
可動型容器ガス 供給装置	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	—	* 故障時バックアップ及び保 守点検待機時外時バックア ップ	1台	2台	2台	2台	保	* 必要数の補足	1台	1台	1台	1台	保	* 必要数の補足												
ホース（1組：50m, 約30kg） 及びホ ース具 ごと 1本	1組	ホー ース具 ごと 1本	1組	—	—	ホース 具ごと 1本	—	* 故障時バックアップ及び保 守点検待機時外時バックア ップ * ホース具ごと1本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
大容量送太ボンブ (タイプII)	2台	2台	2台	1台	1台	1台	—	1台	—	* 容器設備及び水の圧力低減 (代理水木水槽 (No.1) 及び第2水木水槽 (No.2)) 補給 (必要容量 それぞれ15t) * 故障時バックア ップ及び保守点検待機時外時バックア ップ 1台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
貯水槽	2台	1台	1台	1台	1台	—	—	1台	—	* 故障時バックアップ及び保 守点検待機時外時バックア ップ 1台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
危険火薬剤混合装置	2台	1台	1台	1台	1台	—	—	1台	—	* 故障時バックアップ及び保 守点検待機時外時バックア ップ 1台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
小一ホース（1組：300kg, 約1,450kg） 及びホ ース具 ごと 1本	1組	ホー ース具 ごと 1本	1組	1組	—	—	—	ホース 具ごと 1本	—	* 放水装置 放障時バックアップ及び保 守点検待機時外時バックア ップ * ホース具ごと1本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
小一ホース（1組：300kg, 約1,600kg） 及びホ ース具 ごと 1本	1組	ホー ース具 ごと 1本	1組	ホー ース具 ごと 1本	—	—	1組	—	* 水の供給設備 (代理水木水槽 (No.1) 及び第2水木水槽 (No.2)) * 故障時バックアップ及び保 守点検待機時外時バックア ップ 1台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
シリルフエンス	1組	2組	1組	2組	—	—	1組	—	* 故障時バックアップ及び保 守点検待機時外時バックア ップ 1台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
オシタローリ	3台	9台	1台	—	1台	1台	—	1台	—	* 故障時バックアップ及び保 守点検待機時外時バックア ップ 1台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
可動型モニタリングポスト	11台	9台	2台	2台	—	6台	—	2台	1台	* 故障時バックアップ及び保 守点検待機時外時バックア ップ 2台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
小型船舶	2軸	1軸	1軸	1軸	—	—	1軸	—	* 故障時バックアップ及び保 守点検待機時外時バックア ップ 1軸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
代替供気量観測機	2台	1台	1台	—	1台	—	—	1台	—	* 故障時バックアップ及び保 守点検待機時外時バックア ップ 1台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
中央制御室避難所附加 空気槽 (空気ポンベ)	80本	10本	10本	耐震構造					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
緊急時分離所附加設備 (空気ポンベ)	540本	415本	125 本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
(3) 「n」の可搬型設備											(3) 「n」の可搬型設備											(3) 「n」の可搬型設備											
設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所					備考	保管場所					備考	保管場所					備考												
				第1	第2	第3	第4	緊急時 対策備品		第1保	第2保	第3保	第4保	エリア		第1保	第2保	第3保	第4保	エリア													
電源車（緊急時対策 用）	2台	1台	1台	—	—	—	—	1台	1台	* 緊急時対策所用代替空気 量設備 * 故障時バックアップ及び保 守点検待機時外時バックア ップ 1台 (可動型代替空氣流 量観測装置及び可動型代替空 氣量観測装置として使用する ケーブルの準備と継続)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
ケーブル（1組:25m）	2組	1組	1組	—	—	—	—	1組	1組	* 故障時バックアップ及び保 守点検待機時外時バックア ップ 1組 (可動型代替空氣流 量観測装置及び可動型代替空 氣量観測装置として使用する ケーブルの準備と継続)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
(3) 「n」の可搬型設備											(3) 「n」の可搬型設備											(3) 「n」の可搬型設備											
設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所					備考	保管場所					備考	保管場所					備考												
				第1	第2	第3	第4	緊急時 対策備品		第1保	第2保	第3保	第4保	エリア		第1保	第2保	第3保	第4保	エリア													
電源車（緊急時対策 用）	2台	1台	1台	—	—	—	—	1台	—	* 故障時バックアップ及び保 守点検待機時外時バックア ップ 1台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
可動型容器ガス 供給装置	2台	1台	1台	—	—	—	—	—	—	* 故障時バックアップ及び保 守点検待機時外時バックア ップ 1台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
ホース（約230m）	2台	1台	1台	—	—	—	—	—	—	* 故障時バックアップ及び保 守点検待機時外時バックア ップ 1台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
第1ベント・フィルタ 出口水素濃度	2台	2台	2台	—	—	—	—	—	—	* 第1ベント・フィルタ 出口水素濃度	1台	0台	0台	0台	0m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
シリルフエンス	2台	2台	2台	—	—	—	—	—	—	* 第1ベント・フィルタ 出口水素濃度	約40m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
(3) 「n」の可搬型設備											(3) 「n」の可搬型設備											(3) 「n」の可搬型設備											
設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所					備考	保管場所					備考	保管場所					備考												
				第1	第2	第3	第4	緊急時 対策備品		第1保	第2保	第3保	第4保	エリア		第1保	第2保	第3保	第4保	エリア													
電源車（緊急時対策 用）	2台	1台	1台	—	—	—	—	1台	—	* 故障時バックアップ及び保 守点検待機時外時バックア ップ 1台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
可動型容器ガス 供給装置	2台	1台	1台	—	—	—	—	—	—	* 故障時バックアップ及び保 守点検待機時外時バックア ップ 1台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
ホース（約230m）	2台	1台	1台	—	—	—	—	—	—	* 故障時バックアップ及び保 守点検待機時外時バックア ップ 1台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
ホース（約230m）	2台	1台	1台	—	—	—	—	—	—	* 故障時バックアップ及び保 守点検待機時外時バックア ップ 1台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
可動型シルト・フレン ス	3台	2台	1台	—	—	—	—	—	—	* 第1ベント・フィルタ 出口水素濃度	1台	1台	1台	1台	1m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
可動型シルト・フレン ス	2台	1台	1台	—	—	—	—	—	—	* 第1ベント・フィルタ 出口水素濃度	1台	1台	1台	1台	1m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
可動型シルト・フレン ス	2台	1台	1台	—	—	—	—	—	—	* 第1ベント・フィルタ 出口水素濃度	1台	1台	1台	1台	1m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
可動型シルト・フレン ス	2台	1台	1台	—	—	—	—	—	—	* 第1ベント・フィルタ 出口水素濃度	1台	1台	1台	1台	1m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
可動型シルト・フレン ス	2台	1台	1台	—	—	—	—	—	—	* 第1ベント・フィルタ 出口水素濃度	1台	1台	1台	1台	1m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
可動型シルト・フレン ス	2台	1台	1台	—	—	—	—	—	—	* 第1ベント・フィルタ 出口水素濃度	1台	1台	1台	1台	1m	—	—	—	—	—													

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】			
(3) 「n」の可搬型設備			
設備名	配置数	必要数	予備
シルト・エレベータ	約6台	約6台	新1号保管 エリヤ 約4台 子備約4台
小型船(40t)	2隻	1隻 (運用)	予備1隻 (運用) 0隻
放射性物質吸収材	4組	3組	1組 子備 1組
大型送水ポンプ車	2台	放原子販専用車 1台	1台 (運用) 0台 予備1台 (運用)
送水船	2台	1台	1台 子備1台 0台 1台
消防火薬箱容器	6個	5個	1個 子備1個 0個
ホースス	300m (1組) 250m (1組) 1.4t 以上	1組 子備 1本 以上	1.4m 子備 0組 1本 以上
※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。			
(3) 「n」の可搬型設備 (2/2)			
設備名	配置数	必要数	予備
		1号保管庫 3inエリヤ 1台	1号保管庫 3inエリヤ 1台
可搬型断熱装置対策所 空気淨化アン	4台	2台	2台 1号保管庫 3inエリヤ (a) 60mエリヤ 指揮所用空調上屋内に必要容積1台及び子備1台保管 待機所用空調上屋内に必要容積1台及び子備1台保管
可搬型断熱装置対策所 空気淨化フィルタユニット	4基	2基	2基 指揮所用空調上屋内に必要容積1基及び子備1基保管 待機所用空調上屋内に必要容積177本及び子備163本保管
空気供給装置 (空気出口べ)	680本	354本	326本 指揮所用空調上屋外に必要容積177本及び子備163本保管
緊急時対策所用発電機	8台	4台	4台 — — 2台 2台 — 4台 指揮所用空調上屋外に必要容積177本及び子備163本保管
※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。			

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉 【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】	泊発電所3号炉	相違理由																																																							
	<p>(3) 「n」の可燃型設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> <th>備考 (必要数nの補足)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>3台</td> <td>【①用】 1台 【②用】 1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>子備1台</td> <td>子備1台</td> <td>・①緊急時対衝所用発電機以外への補給専用。 ・②緊急時対衝所用発電機以外への補給用。 ・2台で島根3号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>2隻</td> <td>1隻 (運用)</td> <td>1隻 (運用)</td> <td>0隻</td> <td>0隻</td> <td>0隻</td> <td>1隻 (運用)</td> <td>・1隻で海上モニタリングを実施可能。 ・シルトブーン設置用と兼用。</td> </tr> <tr> <td>可燃式モニタリング・ ポンスト</td> <td>12台</td> <td>10台</td> <td>2台</td> <td>5台+</td> <td>千噸1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>5台+ 子備1台</td> <td>・合計10台で測定可能。</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待機室正圧化 装置 (送気ボンベ)</td> <td>30本</td> <td>15本</td> <td>35本</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>15本+ 子備35本</td> <td>陸海物処理建物 ・合計15本で中央制御室待機室全 量供給し得る、10時間正圧化 することが可能。</td> </tr> <tr> <td>可燃式気象衛測装置</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>子備1台</td> <td>子備1台</td> <td>・気象衛測は1台で測定可能。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所、数量につなげては、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	備考 (必要数nの補足)	タンクローリー	3台	【①用】 1台 【②用】 1台	1台	0台	1台	子備1台	子備1台	・①緊急時対衝所用発電機以外への補給専用。 ・②緊急時対衝所用発電機以外への補給用。 ・2台で島根3号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。	小型船舶	2隻	1隻 (運用)	1隻 (運用)	0隻	0隻	0隻	1隻 (運用)	・1隻で海上モニタリングを実施可能。 ・シルトブーン設置用と兼用。	可燃式モニタリング・ ポンスト	12台	10台	2台	5台+	千噸1台	0台	0台	5台+ 子備1台	・合計10台で測定可能。	中央制御室待機室正圧化 装置 (送気ボンベ)	30本	15本	35本	15本+ 子備35本	陸海物処理建物 ・合計15本で中央制御室待機室全 量供給し得る、10時間正圧化 することが可能。	可燃式気象衛測装置	2台	1台	1台	0台	0台	子備1台	子備1台	・気象衛測は1台で測定可能。		
設備名	配備数	必要数	予備	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	備考 (必要数nの補足)																																																		
タンクローリー	3台	【①用】 1台 【②用】 1台	1台	0台	1台	子備1台	子備1台	・①緊急時対衝所用発電機以外への補給専用。 ・②緊急時対衝所用発電機以外への補給用。 ・2台で島根3号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。																																																		
小型船舶	2隻	1隻 (運用)	1隻 (運用)	0隻	0隻	0隻	1隻 (運用)	・1隻で海上モニタリングを実施可能。 ・シルトブーン設置用と兼用。																																																		
可燃式モニタリング・ ポンスト	12台	10台	2台	5台+	千噸1台	0台	0台	5台+ 子備1台	・合計10台で測定可能。																																																	
中央制御室待機室正圧化 装置 (送気ボンベ)	30本	15本	35本	15本+ 子備35本	陸海物処理建物 ・合計15本で中央制御室待機室全 量供給し得る、10時間正圧化 することが可能。																																																		
可燃式気象衛測装置	2台	1台	1台	0台	0台	子備1台	子備1台	・気象衛測は1台で測定可能。																																																		

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
	<p style="text-align: center;">【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="6">(3) 「n」の可換型設備</th> </tr> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>保管場所</th> <th>(備考) (必要数nの補足)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用始動機 (空気ポンプ)</td> <td>4台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>第2保管エリア 0台</td> <td>・1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替えを考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所正化装置 (空気ポンプ)</td> <td>540本</td> <td>464本</td> <td>86本</td> <td>454本+ 予備56本 0本</td> <td>・454本で緊急時対策所を遮断し、11時間正常化することが可能。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気供給 送風機</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+ 予備1台 0台</td> <td>・1台で緊急時対策所を正常化することが可能。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気供給 ツイルタユニット</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+ 予備1台 0台</td> <td>・緊急時対策所空気净化装置と併せて使用することで、1台で対策要員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	(3) 「n」の可換型設備						設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	(備考) (必要数nの補足)	緊急時対策所用始動機 (空気ポンプ)	4台	2台	2台	第2保管エリア 0台	・1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替えを考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。	緊急時対策所正化装置 (空気ポンプ)	540本	464本	86本	454本+ 予備56本 0本	・454本で緊急時対策所を遮断し、11時間正常化することが可能。	緊急時対策所空気供給 送風機	3台	1台	2台	1台+ 予備1台 0台	・1台で緊急時対策所を正常化することが可能。	緊急時対策所空気供給 ツイルタユニット	3台	1台	2台	1台+ 予備1台 0台	・緊急時対策所空気净化装置と併せて使用することで、1台で対策要員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。	
(3) 「n」の可換型設備																																						
設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	(備考) (必要数nの補足)																																	
緊急時対策所用始動機 (空気ポンプ)	4台	2台	2台	第2保管エリア 0台	・1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替えを考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。																																	
緊急時対策所正化装置 (空気ポンプ)	540本	464本	86本	454本+ 予備56本 0本	・454本で緊急時対策所を遮断し、11時間正常化することが可能。																																	
緊急時対策所空気供給 送風機	3台	1台	2台	1台+ 予備1台 0台	・1台で緊急時対策所を正常化することが可能。																																	
緊急時対策所空気供給 ツイルタユニット	3台	1台	2台	1台+ 予備1台 0台	・緊急時対策所空気净化装置と併せて使用することで、1台で対策要員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。																																	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第3-5表 保管場所等における主要設備

○アクセスルート確保のための可搬型設備

設備名	配備数	必要容量	手搬	保管場所					備考
				南1	南2	南3	南4	緊急時対策建屋	
ブルドーザー	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	—	・故障時バックアップ及び保守用機器除外時バックアップ1台
バックホウ	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	—	・故障時バックアップ及び保守用機器除外時バックアップ1台

※各直機の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

第3-2表 保管場所等における主要設備

(1) 重機

設備名	配備数	保管場所			備考
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	
ホイールローダー	3台	1台	0台	1台	予備 1台

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

(2) その他設備（自主的に所有している設備）

設備名	配備数	保管場所			備考
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	
化学消防自動車	2台	1台	0台	0台	1台
小型ポンプ付木曽車	2台	1台	0台	0台	1台
小型放水砲	2台	1台	0台	0台	1台
放水栓機関車	1台	1台	0台	0台	0台
原子炉油槽本ポンプ駆動機	1台	1台	0台	0台	0台
タフターターレーン	1台	1台	0台	0台	0台
中型ホース貯蔵庫 (136a)	2台	0台	1台	1台	0台
大型ホース貯蔵庫 (136a)	2台	1台	0台	0台	1台

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】

設備名	配置数	必要容量	保管場所			備考
			1号炉西側車庫エリア	2号炉東側車庫31mエリア	3号炉西側車庫エリア	
ホイールローダー	2台	1台	—	1台	—	1台
バックホウ	2台	1台	—	1台	—	1台

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

泊発電所3号炉

相違理由

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉				島根原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
○その他設備（自主的に所有している設備）				【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】				【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】				
設備名	配備数	保管場所	備考	設備名	配備数	保管場所	備考	設備名	配備数	保管場所	備考	
化学消防自動車	2台	第2保管エリア及び 第4保管エリア	・第3保管エリア:1台 ・第4保管エリア:1台	ホースレス運搬車(300L)	2台	1台	0台	0台	1台	1台	・資機材	
大型化学貯液槽車	2台	第1保管エリア及び 第4保管エリア	・第1保管エリア:1台 ・第4保管エリア:1台	ホース運搬車	2台	1台	0台	0台	0台	0台	一	
泡野放棄車	2台	第1保管エリア及び 第4保管エリア	・第1保管エリア:1台 ・第4保管エリア:1台	直済給電車11.5kV	1台	1台	0台	0台	0台	0台	一	
福島遮断車	1台	第3保管エリア	—	直済給電車230kV	1台	1台	0台	0台	0台	0台	一	
薬液補給装置	2台	第1保管エリア及び 第4保管エリア	・原子力培養装置「イルミント フィルタ装置」への補給用 ・第1保管エリア:1台 ・第4保管エリア:1台	小型船舶運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	1台	・資機材	
放射性物質貯蔵車	100個	第1保管エリア及び 第4保管エリア	・第1保管エリア:50個 ・第4保管エリア:50個	シルトブーンズ運搬車	2台	0台	0台	0台	2台	2台	・資機材	
号灯電力融通ケーブル（可搬型）	1台	第2保管エリア	—	放射性物質及資材運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	1台	・資機材	
放棄乾燥車	1台	第1保管エリア	—	危険物取扱運搬車	3台	1台	0台	0台	2台	2台	・資機材	
ホイールローダー	2台	第1保管エリア及び 第4保管エリア	・第1保管エリア:1台 ・第4保管エリア:1台	モニタリング設備運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	1台	・資機材	
※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。				※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。				※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。				
(2) その他設備（自主的に所有している設備）				(2) その他設備（自主的に所有している設備）				(2) その他設備（自主的に所有している設備）				
設備名	配備数	保管場所	備考	設備名	配備数	保管場所	備考	設備名	配備数	保管場所	備考	
水槽付消防ポンプ自動車	1台	5t倉庫・車両エリア	—	化学消防自動車	1台	5t倉庫・車両エリア	—	大規模火災用消防自動車	1台	5t倉庫・車両エリア	—	
大規模火災用消防自動車	1台	5t倉庫・車両エリア	—	号灯関連機器備蓄ケーブル	2組	構内保管場所	構内保管場所	号灯関連機器備蓄ケーブル	2台	5t倉庫・車両エリア・構内保管場所	—	
号灯関連機器備蓄ケーブル	1式	5t倉庫・車両エリア	—	放射性物質吸着剤	1式	5t倉庫・車両エリア	—	放射性物質吸着剤	1式	5t倉庫・車両エリア	—	
荷揚場シルトブーンズ	2式	構内保管場所	構内保管場所	シルトブーンズ運搬車	2台	5t倉庫・車両エリア	—	シルトブーンズ運搬車	2台	5t倉庫・車両エリア	—	
原子炉冷却海水ポンプ子備電動機	2台	予備品	予備品	原子炉冷却海水ポンプ子備電動機運搬車	1台	構内保管場所	構内保管場所	原子炉冷却海水ポンプ子備電動機	2台	5t倉庫・車両エリア	—	
原子炉冷却海水ポンプ子備電動機運搬車	1台	構内保管場所	構内保管場所	ホース延長・回収車（放水施用）	2台	1,2号炉北側31mエリア	—	ホース延長・回収車（放水施用）	2台	5t倉庫・車両エリア	—	
ホース延長・回収車（放水施用）	2台	構内保管場所	構内保管場所	泡消火薬剤コンテナ運搬車	1台	構内保管場所	構内保管場所	泡消火薬剤コンテナ運搬車	4台	5t倉庫・車両エリア	構内保管場所	
泡消火薬剤コンテナ運搬車	1台	構内保管場所	構内保管場所	可燃物水中ポンプ	1式	1,2号炉東側31mエリア	—	可燃物水中ポンプ	1台	1,2号炉東側31mエリア	—	
可燃物水中ポンプ	1台	構内保管場所	構内保管場所	ホイールローダー（主材資機材）	2台	展望台行管理道沿脇西側60mエリア	—	ホイールローダー（主材資機材）	1台	展望台行管理道沿脇西側60mエリア	—	
ホイールローダー（主材資機材）	1台	構内保管場所	構内保管場所	ブルドーザー	1台	構内保管場所	構内保管場所	ブルドーザー	1台	構内保管場所	構内保管場所	
ブルドーザー	1台	構内保管場所	構内保管場所	※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。 また、記載している設備は技術的・能力等の資料において、使用可能であった場合に使用するものと整理している設備で屋外に保管するもの。				赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）				

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型大型送水ポンプ車及びホース延長・回収車（送水車用）と 原子炉補機冷却海水ポンプとの離隔距離</p>  <p>可搬型代替電源車と原子炉補助建屋との離隔距離</p>	

第3-3図 可搬型設備の配置(2/10)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型代替電源車の相互の離隔距離</p>  <p>可搬型代替電源車と代替非常用発電機との離隔距離</p>	

第3-3図 可搬型設備の配置(3/10)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型直流電源用発電機と原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>可搬型直流電源用発電機の相互の離隔距離</p>	

第3-3図 可搬型設備の配置(4/10)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型スプレイノズルと原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>可搬型スプレイノズルの相互の離隔距離</p>	

第3-3図 可搬型設備の配置(5/10)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>可搬型大容量海水送水ポンプ車、泡混合設備及び放水砲と 原子炉補助建屋との離隔距離</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車、泡混合設備及び放水砲の 相互の離隔距離</p>	

第3-3図 可搬型設備の配置(6/10)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型タンクローリーと原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>可搬型タンクローリーの相互の離隔距離</p>	

第3-3図 可搬型設備の配置(7/10)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保養場所 小型船舶 原子炉補助建屋からの離隔距離 <p>※：大型船舶建設、浮子伊勢原(1m)ディーゼル発電機建屋のうち、可搬型設備建設、浮子伊勢原(1m)ディーゼル発電機建屋を除く他の建屋は、最も近接する建屋までの離隔距離を示してある。</p> <p>左側図：#3：3号炉 右側図：R/B：原子炉建屋 A/B：原子炉補助建屋 D/G：ディーゼル発電機建屋</p> <p>小型船舶と原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保養場所 小型船舶 技術開工上の離隔距離 <p>※：大型船舶建設、浮子伊勢原(1m)ディーゼル発電機建屋のうち、可搬型設備建設、浮子伊勢原(1m)ディーゼル発電機建屋を除く他の建屋は、最も近接する建屋までの離隔距離を示してある。</p> <p>左側図：#3：3号炉 右側図：R/B：原子炉建屋 A/B：原子炉補助建屋 D/G：ディーゼル発電機建屋</p> <p>小型船舶の相互の離隔距離</p>	

第3-3 図 可搬型設備の配置(8/10)

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
		 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保養場所 ホイルローダ バックホウ 液子供荷物建屋 <p>※ 原子炉建屋はディーゼル発電機建屋のうち、可搬型設備は該建屋に近くと位置している原子炉建屋を指して記載している。</p> <p>ホイルローダ及びバックホウと原子炉建屋との離隔距離</p>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保養場所 ホイルローダ バックホウ <p>※ 原子炉建屋はディーゼル発電機建屋のうち、可搬型設備は該建屋に近くと位置している原子炉建屋を指して記載している。</p> <p>ホイルローダ及びバックホウの相互の離隔距離</p>	<p>第3-3図 可搬型設備の配置(9/10)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育場所 集水樹シルトフェンス ポンプ室補助建屋からの離隔距離 <p>■：原子炉建屋、原子炉建屋はディーゼル発電機建屋のうち、可搬型設備はポンプ室補助建屋に最も近いものを示す。</p> <p>集水樹シルトフェンスと原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育場所 集水樹シルトフェンス 放油井の離隔距離 <p>■：原子炉建屋、原子炉建屋はディーゼル発電機建屋のうち、可搬型設備はポンプ室補助建屋に最も近いものを示す。</p> <p>集水樹シルトフェンスの相互の離隔距離</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 屋外アクセスルートの設定</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、緊急時対策所及び可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。また、屋外アクセスルートは、緊急時対策所から原子炉建物内へ入域するための経路を考慮し設定する。</p> <p>屋外アクセスルートは、アクセスルートとサブルートとして複数設定する。</p> <p>アクセスルートは、地震及び津波を考慮しても使用が可能なルートとして設定する。サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートとして設定する。</p> <p>屋外アクセスルートの用語の定義を第2-2表に示す。</p> <p>a. 屋外アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震及び津波の影響の考慮</p> <p>地震及び津波の影響を考慮し、屋外アクセスルートを複数設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルートは、地震及び津波の影響を考慮し、以下の①、②の条件を満足するものとする。 ①基準津波の影響を受けない、防波壁内側のルート ②基準地震動Ssによる被害（周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び搖り込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり、地中埋設構造物の損壊）の影響を考慮した以下のいずれかのルート <ul style="list-style-type: none"> ②-1：基準地震動Ssによる被害の影響を受けないルート ②-2：重機による復旧が可能なルート ②-3：人力によるホース若しくはケーブルの敷設が可能なルート <p>ただし、アクセスルートは、①及び②-1を満足するルートを少なくとも1ルート設定する。</p> <p>・サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。</p>	<p>(5) 屋外アクセスルートの設定</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。</p> <p>屋外アクセスルートは、アクセスルートとサブルートとして複数設定し、加えて、アクセスの多様性確保の観点を踏まえた自主整備ルートを整備する。</p> <p>アクセスルートは、地震及び津波を考慮しても使用が可能なルートとして設定する。サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートとして設定する。自主整備ルートは、使用が可能な場合に活用するルートとして設定する。</p> <p>屋外アクセスルートの用語の定義を第3-5表に示す。</p> <p>a. 屋外アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震及び津波の影響の考慮</p> <p>地震及び津波の影響を考慮し、屋外アクセスルートを以下のとおり設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルートは、地震及び津波の影響を考慮し、以下の①及び②の条件を満足するルートを複数設定する。 ①基準津波の影響を受けない防潮堤内側又は基準津波の影響を受けない敷地高さ以上のルート ②基準地震動による被害（周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び搖り込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり、地下構造物等の損壊）の影響を考慮した以下のいずれかのルート <ul style="list-style-type: none"> ②-1：基準地震動による被害の影響を受けないルート ②-2：重機による復旧が可能なルート ②-3：人力によるホース若しくはケーブルの敷設が可能なルート <p>ただし、アクセスルートは、①及び②-1を満足するルートを少なくとも1ルート設定する。</p> <p>・サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。</p> <p>・自主整備ルートは、使用が可能な場合に活用するルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・島根は緊急時対策所を起点としたルートを設定しているが、泊は女川と同様に保管場所を起点としたルートを設定している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p> <p>【島根】記載表現の相違 【島根】名称の相違 【島根】設備の相違 ・泊は一部、防潮堤に取り囲まれた範囲外をアクセスルートに設定していることから、基準津波において評価点を設定し、津波が週上しないことを確認する予定。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響の考慮 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮し、同時に影響を受けない又は重機による復旧が可能なルートを設定する。また、アクセスルート及びサブルートは、防火帯内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。）に設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート設定 屋外アクセスルート設定の考え方及び島根原子力発電所の特徴を踏まえて、屋外アクセスルートを以下のとおり設定した。 第2-3, 4図に屋外アクセスルートを示す。 • 緊急時対策所及び保管場所から目的地（保管場所、作業場所（2号炉周辺、淡水、海水取水場所等）、原子炉建物入口）への屋外アクセスルートを複数設定する。</p> <p>・防波壁の内側かつ防火帯の内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。別紙(25)参照）に、基準地震動 S_sによる被害の影響を考慮したアクセスルートを複数設定し、基準津波及び基準地震動 S_sによる被害の影響を受けないアクセスルートを1ルート以上設定する。具体的には、「①1、2号炉原子炉建物南側を経由したルート」と「②第二輪谷トンネルを経由したルート」の2ルートを設定する。また、保管場所を起点若しくは経由したルートを以下のとおりそれぞれ設定する。 ルートA：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点としたE L 8.5m及びE L 15mエリア作業用アクセスルート ルートB：緊急時対策所を起点とし、第4保管エリアを経由したE L 8.5m及びE L 15mエリア作業用アクセスルート ルートC：緊急時対策所を起点とし、第2保管エリアを経由したE L 44mエリア作業用アクセスルート ルートD：緊急時対策所を起点とし、第3保管エリアを経由したE L 13～33m及びE L 44mエリア作業用アクセスルート</p>	<p>(b) 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響の考慮 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮し、同時に影響を受けない又は重機による復旧が可能なルートを設定する。また、アクセスルート及びサブルートは、防火帯内側に設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート設定 屋外アクセスルート設定の考え方及び泊発電所の特徴を踏まえて、屋外アクセスルートを以下のとおり設定した。 第3-4, 5, 6図に屋外アクセスルートを示す。 • 保管場所から目的地（作業場所（3号炉周辺、海水及び淡水取水場所等）、建屋入口）への屋外アクセスルートを複数設定する。</p> <p>・防潮堤の内側かつ防火帯の内側に、基準地震動による被害の影響を考慮したアクセスルートを複数設定し、基準津波及び基準地震動による被害の影響を受けないアクセスルートを1ルート以上設定する。 • 保管場所からT.P. 10m作業エリアへのアクセスルートを複数設定する。具体的には、「①3号炉原子炉建屋北側を経由したルート」と「②アクセスルートトンネル※を経由したルート」の2ルートを設定し、保管場所を起点としたルートを以下のとおりそれぞれ設定する。 ルートA①：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P. 10m作業エリアへのルート ルートA②：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P. 10m作業エリアへのルート ルートB①：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P. 10m作業エリアへのルート ルートB②：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P. 10m作業エリアへのルート</p> <p>※：アクセスルートトンネルは、重大事故等に備えたルートとして當時確保する必要性から、通常の発電所の運用には使用しない。（補足資料(22)参照）</p>	<p>【島根】設計内容の相違 • 泊はアクセスルート及びサブルートは防火帯内側に設定する。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 • 島根は緊急時対策所を起点としたルートを設定しているが、泊は女川と同様に保管場所を起点としたルートを設定している。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】設計内容の相違 • 泊はアクセスルート及びサブルートは防火帯内側に設定する。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】設計内容の相違 • 泊はアクセスルート及びサブルートは防火帯内側に設定する。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】設計内容の相違 • 泊はアクセスルート及びサブルートは防火帯内側に設定する。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】運用の相違 • 泊はアクセスルートトンネルを通常の運用に使用しない。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・淡水取水場所（E L44m）と接続口（E L15m）で標高差があることを踏まえ、ホースを速やかに配置するために、2号炉原子炉建物西側及び南側法面上にアクセスルート（要員）を設定する。 ・通行に支障のある段差（15cm以上）の発生が想定される箇所については、あらかじめ鉄筋コンクリート床版等による段差緩和対策を行い、仮復旧作業を不要とする。 ・緊急時対策所から原子炉建物内へ直接入域するアクセスルートは、基準地震動 S_s の影響を受けないアクセスルートを少なくとも1ルート設定する。 ・緊急時対策所までのアクセスルートは、基準地震動 S_s の影響を受けないルートを少なくとも1ルート設定する。 ・地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを設定する。 <p>c. 屋外アクセスルート選定</p> <p>設定した屋外アクセスルートについて、地震、津波の影響を考慮し、以下の優先順位とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等時は、基準津波及び基準地震動 S_s による被害の影響を受けないアクセスルートを優先して使用する。 ・アクセスルートが阻害された場合は、重機等によりアクセスルートを復旧、又はサブルートを使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・T.P. 10m 作業エリアから建屋入口への屋外アクセスルートを複数設定する。具体的には、「③ 3号炉原子炉建屋東側を経由したルート」と「④ 3号炉原子炉建屋西側を経由したルート」の2ルートを設定し、T.P. 10m 作業エリアを起点としたルートを以下のとおりそれぞれ設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ルート③：3号炉原子炉建屋東側を経由したルート ルート④：3号炉原子炉建屋西側を経由したルート ・51m 倉庫・車庫エリアと敷地 T.P. 31m で標高差があることを踏まえ、保管場所まで速やかに移動するために、1号炉原子炉建屋西側法面上にアクセスルート（要員）を設定する。 ・通行に支障のある段差（15cm以上）の発生が想定される箇所については、あらかじめ踏掛版等による段差緩和対策を行い、仮復旧作業を不要とする。 ・屋外から原子炉建屋又は原子炉補助建屋内へ入域するアクセスルートは、基準地震動の影響を受けないアクセスルートを少なくとも1ルート設定する。 ・緊急時対策所までのアクセスルートは、基準地震動の影響を受けないルートを少なくとも1ルート設定する。 ・地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを設定する。 ・使用が可能な場合に活用するルートとして自主整備ルートを設定する。 <p>c. 屋外アクセスルート選定</p> <p>設定した屋外アクセスルートについて、地震、津波の影響を考慮し、以下の優先順位とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等時は、基準津波及び基準地震動による被害の影響を受けないアクセスルートを優先して使用する。 ・アクセスルートが阻害された場合は、重機等によりアクセスルートを復旧、又はサブルートを使用する。 	<p>【島根】設計内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。 <p>【島根】設計内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。 <p>【島根】設計内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段差緩和対策内容の相違。 <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

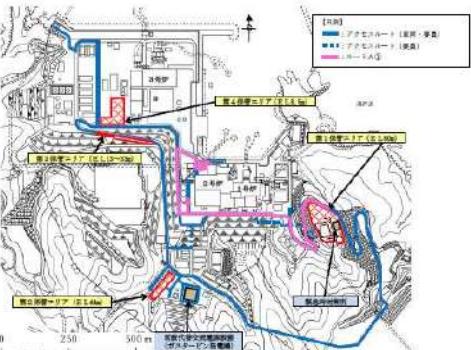
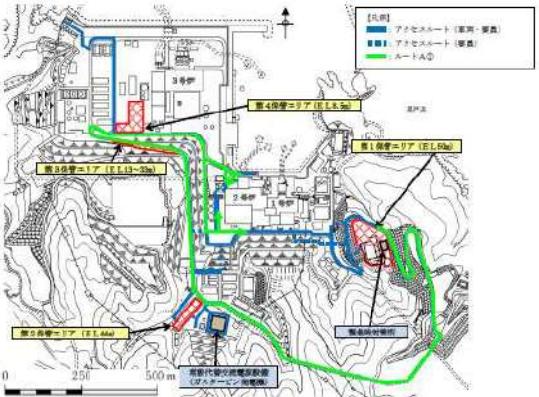
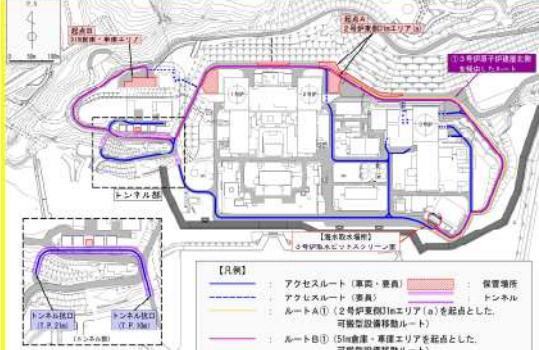
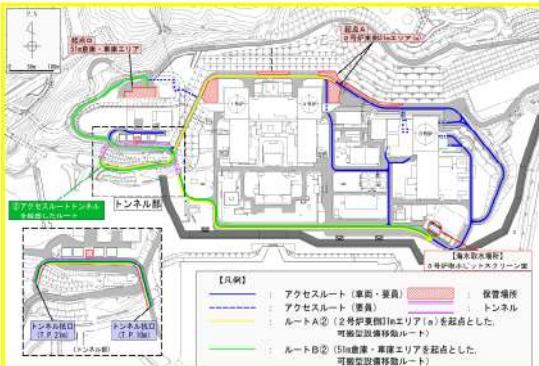
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p>第2-2表 屋外アクセスルートの用語の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th><th>大分類</th><th>小分類</th><th>概要説明</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋外</td><td rowspan="2">屋外アクセスルート</td><td>アクセスルート</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。 ・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 </td></tr> <tr> <td>サブルート</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波時に期待しないルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 </td></tr> </tbody> </table> <p>第2-3図 屋外アクセスルート図</p> <p>第2-3図 屋外アクセスルート図</p> <p>第3-5表 屋外アクセスルートの用語の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th><th>大分類</th><th>小分類</th><th>概要説明</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋外</td><td rowspan="3">屋外アクセスルート</td><td>アクセスルート</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波に随伴する津波を考慮しても使用が可能なルート。 ・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 </td></tr> <tr> <td>サブルート</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波時に期待しないルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 </td></tr> <tr> <td>自主整備ルート</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・使用が可能な場合に活用するルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 </td></tr> </tbody> </table> <p>第3-4図 屋外アクセスルート図</p> <p>第3-4図 屋外アクセスルート図</p>	場所	大分類	小分類	概要説明	屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。 ・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 	サブルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波時に期待しないルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 	場所	大分類	小分類	概要説明	屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波に随伴する津波を考慮しても使用が可能なルート。 ・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 	サブルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波時に期待しないルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 	自主整備ルート	<ul style="list-style-type: none"> ・使用が可能な場合に活用するルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。
場所	大分類	小分類	概要説明																				
屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。 ・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 																				
		サブルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波時に期待しないルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 																				
場所	大分類	小分類	概要説明																				
屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波に随伴する津波を考慮しても使用が可能なルート。 ・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 																				
		サブルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波時に期待しないルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 																				
		自主整備ルート	<ul style="list-style-type: none"> ・使用が可能な場合に活用するルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

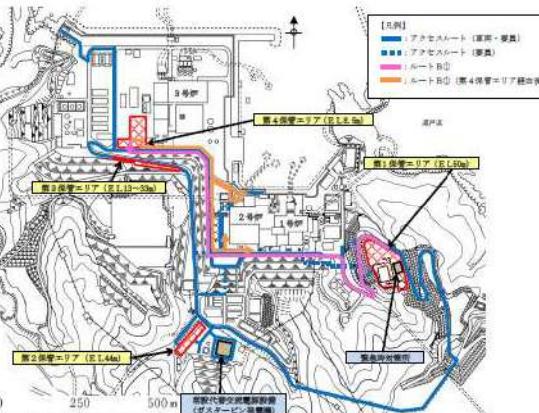
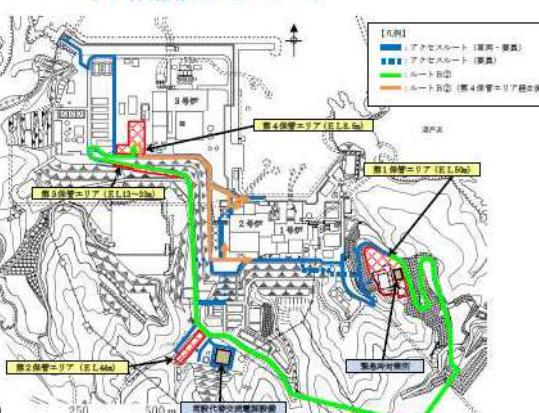
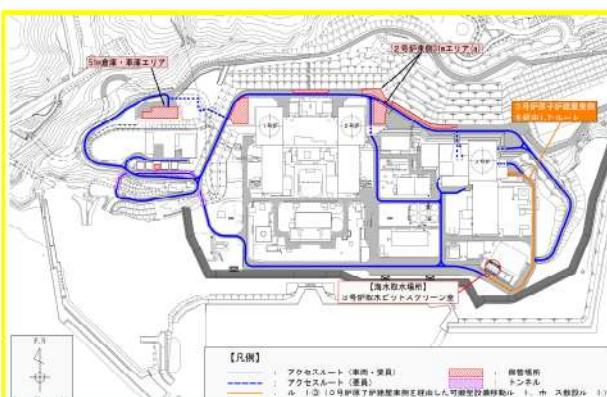
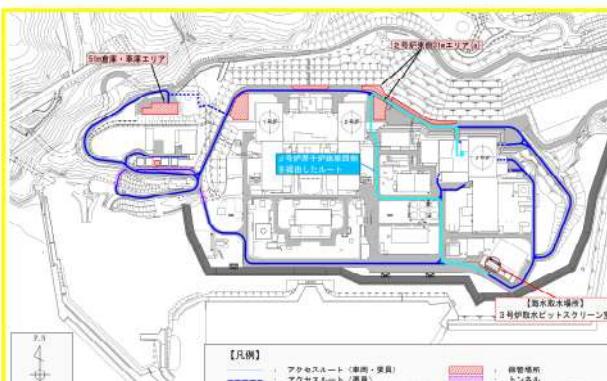
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートA①：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、1, 2号炉原子炉建物南側を経由したE L 8.5m 及びE L 15m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートA②：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、第二輪谷トンネルを経由したE L 8.5m 及びE L 15m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要(1/4)</p>	 <p>ルートA①※：2号炉東側 31m エリア(a)を起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P. 10m 作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB①※：51m 倉庫・車庫エリアを起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P. 10m 作業場所（海水取水場所）へのルート</p>  <p>ルートA②※：2号炉東側 31m エリア(a)を起点とし、アクセスルートトンネルを経由した T.P. 10m 作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB②※：51m 倉庫・車庫エリアを起点とし、アクセスルートトンネルを経由した T.P. 10m 作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>【ルート距離（保管場所～3号取水ビットスクリーン室）】 ルートA①：760m, ルートB①：1,710m, ルートA②：1,570m, ルートB②：1,590m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットの補給に係るルート</p>	<p>【島根】設計内容の相違 • プラントの相違による アクセスルート設定の相違。</p>
		<p>第3-5図 保管場所から T.P. 10m 作業場所（海水取水場所）への アクセスルート概要</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

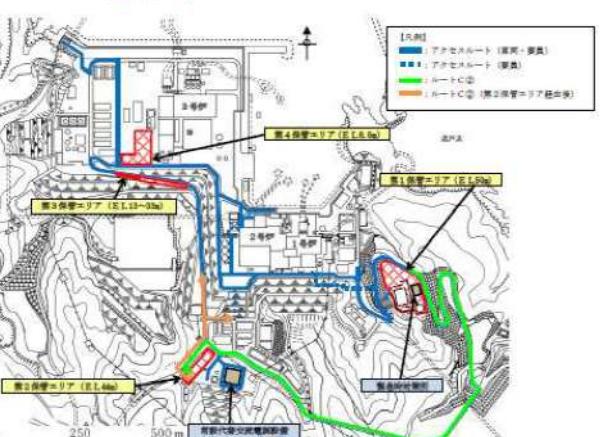
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートB①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建屋南側及び第4保管エリアを経由したE L8.5m 及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートB②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第4保管エリアを経由したE L8.5m 及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p>	 <p>ルート③[※]：T.P. 10m 作業場所（海水取水場所）を起点とし、3号炉原子炉建屋東側を経由したディーゼル発電機建屋入口へのルート</p>  <p>ルート④[※]：T.P. 10m 作業場所（海水取水場所）を起点とし、3号炉原子炉建屋西側を経由した原子炉補助建屋入口へのルート</p> <p>【ルート距離（3号取水ピットスクリーン室～建屋入口）】 ルート③：350m, ルート④：800m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットの補給に係るルート</p>	<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違による アクセスルート設定の 相違。</p>
		<p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要(2／4)</p> <p>第3-6図 T.P. 10m 作業場所（海水取水場所）から建屋入口への アクセスルート概要</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

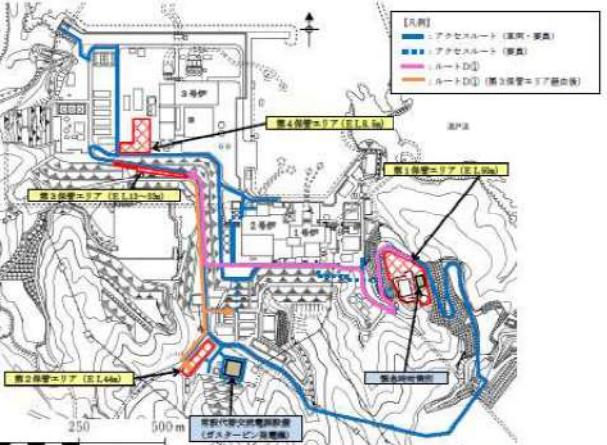
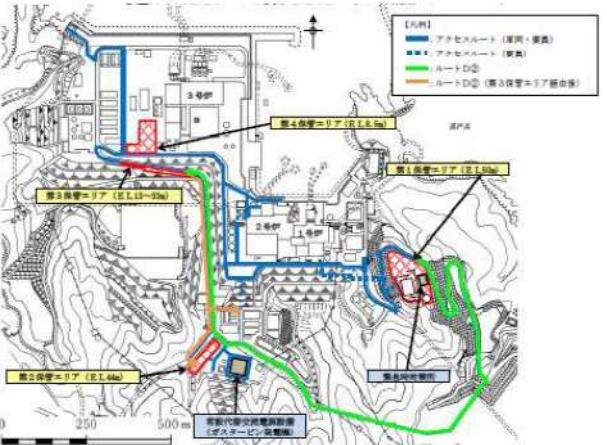
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルート C①：緊急時対策所を起点とし、1, 2号炉原子炉建物南側及び第2保管エリアを経由した E L 44m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルート C②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第2保管エリアを経由した E L 44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要(3／4)</p>		<p>【島根】設計内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による アクセスルート設定の 相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】 ■ アクセスルート（実測・要員） ■■ アクセスルート（要員） ■■■ ルートD① ■■■■ ルートD②（第3保管エリア経由）</p> <p>ルートD①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第3保管エリアを経由したE L13～33m 及びE L44m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>【凡例】 ■ アクセスルート（実測・要員） ■■ アクセスルート（要員） ■■■ ルートD① ■■■■ ルートD②（第3保管エリア経由）</p> <p>ルートD②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第3保管エリアを経由したE L13～33m 及びE L44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要(4／4)</p>		<p>【島根】 設計内容の相違 • プラントの相違による アクセスルート設定の 相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 屋内アクセスルートの設定</p> <p>基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートは、アクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>a. 屋内アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震の影響の考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外から直接原子炉建物内に入域するための原子炉建物の入口は、以下の条件を考慮し設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ①原子炉建物の入口を複数設定する。 ②上記①のうち、基準地震動 S s の影響を受けない位置的分散を考慮した入口を少なくとも 2箇所設定する。 ・アクセスルート及び迂回路は、基準地震動 S s の影響を受けない建物に設定する。 ・アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、以下を考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ①各階には各区画に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせることで、複数のルートを選定する。 ②アクセスルート及び迂回路近傍の油内包機器及び水素ガス内包機器については、地震時に火災源とならない。 ③アクセスルート及び迂回路は、地震に伴う溢水が発生した場合においても歩行可能な水深とする。 ④アクセスルート及び迂回路近傍の常置品及び仮置資機材については、地震による転倒等により通行を阻害しないように固縛等の転倒防止対策を実施する。 なお、迂回路は、転倒した常置品及び仮置資機材の人力による排除や乗り越え等により通行も考慮する。 	<p>(6) 屋内アクセスルートの設定</p> <p>基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートは、アクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合においては、アクセスルート及び迂回路に加えて、通行可能な建屋に操作場所までの大型航空機特化ルートを設定する。</p> <p>a. 屋内アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震の影響の考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外から原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋（以下「主要建屋」という。）内に入域するための入口は、以下の条件を考慮し設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ①操作場所まで移動するための主要建屋の入口を複数設定する。 ②上記①のうち、基準地震動の影響を受けない位置的分散を考慮した入口を少なくとも 2箇所設定する。 ・アクセスルート及び迂回路は、基準地震動の影響を受けない建屋に設定する。 ・アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、以下を考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ①各階には各区画に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせることで、複数のルートを選定する。 ②アクセスルート及び迂回路近傍の油内包機器及び水素内包機器については、地震時に火災源とならない。 ③アクセスルート及び迂回路は、地震に伴う溢水が発生した場合においても歩行可能な水深とする。 ④アクセスルート及び迂回路近傍の常設物及び仮置物については、地震による転倒等により通行を阻害しないように固縛等の転倒防止対策を実施する。 なお、当該常設物及び仮置物が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があること、又は通行可能な通路幅がない場合であっても、人力による排除又は乗り越えによる通行も考慮する。 	<p>【島根】記載名称の相違</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。）</p> <p>【島根】記載名称及び記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・建屋に入域する入口は、直接原子炉建屋内に入域するための入口に加え、原子炉建屋に隣接し屋内ルートでつながっている原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋の入口についても考慮していることから泊は「直接」と限定的な記載にしている。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、迂回路の評価をアクセスルートと同等の評価を実施している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) 地震以外の自然現象の考慮 地震以外の自然現象に対し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られたアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>(c) その他の考慮事項 アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、高線量区域を通行しないよう考慮する。</p> <p>b. 屋内アクセスルート設定 屋内アクセスルート設定の考え方を踏まえて、アクセスルート及び迂回路を以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 原子炉建物入口 重大事故等時に屋外から直接、原子炉建物内に入域するため基準地震動 S s の影響を受けない入口を原子炉建物の西側に2箇所、南側に1箇所設定する。</p>	<p>(b) 地震以外の自然現象の考慮 地震以外の自然現象に対し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られたアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>(c) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響の考慮 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する経路として、大型航空機特化ルートを設定する。 大型航空機特化ルートは、起因事象が地震、津波その他の自然現象及び人為事象ではないことから、これら事象に対する影響評価の対象外とする。</p> <p>(d) その他の考慮事項 アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、高線量区域を通行しないよう考慮する。</p> <p>b. 屋内アクセスルート設定 屋内アクセスルート設定の考え方を踏まえて、アクセスルート、迂回路及び大型航空機特化ルートを以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 主要建屋入口 重大事故等時に屋外から主要建屋内に入域するため基準地震動の影響を受けない主要建屋の入口として原子炉補助建屋の北側に2箇所、原子炉建屋の東側に2箇所、ディーゼル発電機建屋の東側に1箇所設定する。</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同じ様。）</p> <p>【島根】記載表現及び建屋名称等の相違 【島根】記載内容の相違 ・建屋に入域する入口は、直接原子炉建屋内に入域するための入口に加え、原子炉建屋に隣接し屋内ルートでつながっている原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋の入口についても考慮していることから泊は「直接」と限定的な記載していない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) 屋内アクセスルート</p> <p>基準地震動 S s の影響を受けない原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物及び制御室建物に、以下に示す各設備の操作場所へのアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室から原子炉建物及び廃棄物処理建物までのルート。 ・原子炉建物及び廃棄物処理建物の各階層間を移動するためのルート。 <p>c. 屋内アクセスルート選定</p> <p>アクセスルート及び迂回路は、以下のとおり選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルートは、有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路 ・迂回路は、上記アクセスルートが使用できない場合に使用可能な経路 <p>(6) 島根原子力発電所1号炉の廃止措置の影響</p> <p>廃止措置中である島根原子力発電所1号炉の廃止措置関連工事の実施に当たっては、島根原子力発電所2号炉の重大事故等対応に必要となる可搬型設備の保管場所及び屋外のアクセスルートに影響を及ぼさないよう工事を実施し、運用管理を原子炉施設保安規定に規定し、QMS規程に基づき実施する。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p>	<p>(b) 屋内アクセスルート</p> <p>基準地震動の影響を受けない主要建屋に、以下に示す各設備の操作場所へのアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室から原子炉建屋及びディーゼル発電機建屋までのルート。 ・主要建屋の各階層間を移動するためのルート。 <p>また、故意による大型航空機の衝突その他のテロリストによる影響を考慮した場合において、出入管理建屋及び原子炉補助建屋に操作場所への大型航空機特化ルートを設定する。</p> <p>c. 屋内アクセスルート選定</p> <p>アクセスルート及び迂回路は、以下のとおり選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルートは、有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路。 ・迂回路は、上記アクセスルートが使用できない場合に使用可能な経路。 <p>・大型航空機特化ルートは、故意による大型航空機の衝突その他のテロリストによる影響を考慮した場合に使用する経路。</p>	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が困難なた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。） <p>【島根】廃止措置関連工事の実施の有無による相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象	<p>(7) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートの自然現象等に対する影響評価</p> <p>可搬型設備の保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす自然現象等について、抽出の考え方及び概略影響評価結果を以下に示す。詳細評価については(8), 3.～5.に示す。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p> <p>a. 自然現象</p> <p>(a) 自然現象抽出の考え方</p> <p>自然現象抽出の考え方は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき自然現象としては、国内で発生し得る事象に加え、欧米の基準等で示されている事象を用い網羅的に収集した55事象を母集団とする。 (別紙(34)参照) ・収集した55事象について、第2-3表に示す「影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象」等の除外基準を用いて、島根原子力発電所において設計上想定すべき事象を抽出する。 (別紙(34)参照) 	<p>4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象</p> <p>可搬型設備の保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす外部事象について、概略影響評価結果を以下に示す。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルート及び自主整備ルートは、それぞれ地震及び津波時に期待しないルート及び使用が可能な場合に活用するルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p> <p>また、屋内アクセスルートのうち大型航空機特化ルートは、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する経路と位置付けるため、起因事象が地震、津波その他の自然現象及び人為事象ではないことから、これら事象の影響評価対象外とする。</p> <p>(1) 自然現象</p> <p>a. 想定する自然現象</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、網羅的に抽出するために、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の12事象を選定した。これらの事象に地震及び津波を加えた14事象（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）を選定した。</p> <p>自然現象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・泊の屋外アクセスルートは、島根の考え方を参考としているから、島根の記載を取り入れている。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは、他の審査項目を呼び込むこととしている。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が施された建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方方は女川と同様。）</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは、他の審査項目を呼び込むこととしている。</p>
(1) 自然現象	a. 想定する自然現象		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	泊発電所 3号炉	相違理由														
<p>b. 自然現象の影響評価</p> <p>「a. 想定する自然現象」で選定した 14 事象に対して、設計上想定する規模で発生した場合の影響について評価した結果を第4-1表に示す。</p> <p>保管場所及びアクセスルートへの影響評価として確認する事項は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計上想定した自然現象に対し、保管場所の位置等の状況を踏まえ、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の安全機能が同時に喪失しないこと。 ・保管場所に設置された重大事故等対処設備が各自然現象によって同時にすべて機能喪失しないこと。 ・保管場所、その他現場における屋外作業や屋外アクセスルートの通行が可能のこと。 ・屋内アクセスルートの通行が可能であること。 <p>第4-1表のとおり、想定する自然現象のうち保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震のみと考えられる。</p> <p>なお、自然現象の重畠を考慮した場合の影響については、別紙(4)に示す。</p>	<p>第2-3 表 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象（自然現象）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価の観点</th><th>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【41 事象】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【10 事象】</td><td>干ばつ／砂嵐／塵暴／カルスト／地下水による浸食／湖又は河川の水位低下／水位／水面の浸食／堤壁／河川の迂回／土壌の堆積又は剥離</td></tr> <tr> <td>ハザード事象・興味が深く、事前にそのリスクを予知・検知することやハザードを隠蔽できる事象【2 事象】</td><td>雪害／雪岸浸食（水面下の浸食）</td></tr> <tr> <td>考慮された事象と比較して、既存等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【7 事象】</td><td>高風／もや／霧／高水位（海水高潮）／紅潮（海水藻類）／太陽フレア／潮汐量／濃霧</td></tr> <tr> <td>影響が他の事象に包含される事象【21 事象】</td><td>地質活動：地面の隆起／陥没／沈没（崩壊化） 津波：海水高潮／海水高潮／海浜地帯／高潮／静浪／高瀬／波瀬 海水：湖又は河川の水位上昇 風（台風）：ハリケーン 電撃：極端的な気圧／ひょう 積雪（豪雪）：氷柱 地滑り、土石流：土砂崩れ（山崩れ、泥崩れ） 火山（火山活動・降灰）：水蒸気、熱潜噴出／毒性ガス 生物学的事象：動物／水中の有機物質 森林火災：草原火災</td></tr> <tr> <td>発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1 事象】</td><td>雷打</td></tr> <tr> <td>※：降水に起因して発生する地滑り及び土石流を考慮</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(b) 自然現象の影響評価（概略）</p> <p>「(a) 自然現象抽出の考え方」を踏まえ抽出した事象から森林火災を除いた事象（12 事象）について、設計上想定する規模で発生した場合の影響について確認し、その結果を第2-4 表に示す。</p>	評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【41 事象】	影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【10 事象】	干ばつ／砂嵐／塵暴／カルスト／地下水による浸食／湖又は河川の水位低下／水位／水面の浸食／堤壁／河川の迂回／土壌の堆積又は剥離	ハザード事象・興味が深く、事前にそのリスクを予知・検知することやハザードを隠蔽できる事象【2 事象】	雪害／雪岸浸食（水面下の浸食）	考慮された事象と比較して、既存等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【7 事象】	高風／もや／霧／高水位（海水高潮）／紅潮（海水藻類）／太陽フレア／潮汐量／濃霧	影響が他の事象に包含される事象【21 事象】	地質活動：地面の隆起／陥没／沈没（崩壊化） 津波：海水高潮／海水高潮／海浜地帯／高潮／静浪／高瀬／波瀬 海水：湖又は河川の水位上昇 風（台風）：ハリケーン 電撃：極端的な気圧／ひょう 積雪（豪雪）：氷柱 地滑り、土石流：土砂崩れ（山崩れ、泥崩れ） 火山（火山活動・降灰）：水蒸気、熱潜噴出／毒性ガス 生物学的事象：動物／水中の有機物質 森林火災：草原火災	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1 事象】	雷打	※：降水に起因して発生する地滑り及び土石流を考慮		<p>b. 自然現象の影響評価</p> <p>「a. 想定する自然現象」で選定した 14 事象に対して、設計上想定する規模で発生した場合の影響について評価した結果を第4-1表に示す。</p>	<p>保管場所及びアクセスルートへの影響評価として確認する事項は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計上想定した自然現象に対し、保管場所の位置等の状況を踏まえ、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の安全機能が同時に喪失しないこと。 ・保管場所に設置された重大事故等対処設備が各自然現象によって同時にすべて機能喪失しないこと。 ・保管場所、その他現場における屋外作業や屋外のアクセスルートの通行が可能のこと。 ・屋内のアクセスルートの通行が可能であること。 <p>第4-1表のとおり、想定する自然現象のうち保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震のみと考えられる。</p> <p>なお、自然現象の重畠を考慮した場合の影響については、別紙(4)に示す。</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは、他の審査項目を呼び込むことしている。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様に影響評価における確認事項を記載。</p>
評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【41 事象】																	
影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【10 事象】	干ばつ／砂嵐／塵暴／カルスト／地下水による浸食／湖又は河川の水位低下／水位／水面の浸食／堤壁／河川の迂回／土壌の堆積又は剥離																	
ハザード事象・興味が深く、事前にそのリスクを予知・検知することやハザードを隠蔽できる事象【2 事象】	雪害／雪岸浸食（水面下の浸食）																	
考慮された事象と比較して、既存等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【7 事象】	高風／もや／霧／高水位（海水高潮）／紅潮（海水藻類）／太陽フレア／潮汐量／濃霧																	
影響が他の事象に包含される事象【21 事象】	地質活動：地面の隆起／陥没／沈没（崩壊化） 津波：海水高潮／海水高潮／海浜地帯／高潮／静浪／高瀬／波瀬 海水：湖又は河川の水位上昇 風（台風）：ハリケーン 電撃：極端的な気圧／ひょう 積雪（豪雪）：氷柱 地滑り、土石流：土砂崩れ（山崩れ、泥崩れ） 火山（火山活動・降灰）：水蒸気、熱潜噴出／毒性ガス 生物学的事象：動物／水中の有機物質 森林火災：草原火災																	
発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1 事象】	雷打																	
※：降水に起因して発生する地滑り及び土石流を考慮																		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
自然現象	評価結果		評価結果			評価結果			【女川及び島根】 記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に に対する対応内容の相 違。	
	保管場所	屋外アクセスルート	屋内アクセスルート	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	
地震	<ul style="list-style-type: none"> 地盤や周辺斜面の崩壊による影響、地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊、アクセスルート周辺機器等の火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材等の倒壊・損壊、アクセスルート周辺機器等の火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。 		<ul style="list-style-type: none"> 地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊、火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊、火災・溢水による影響が考えられ、アクセスルートは個別の評価が必要。 		<ul style="list-style-type: none"> 地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊、火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊、火災・溢水による影響が考えられ、アクセスルートは個別の評価が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊、火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。 	【女川及び島根】 記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に に対する対応内容の相 違。
津波	<ul style="list-style-type: none"> 基準津波に対して防潮堤や防潮壁を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ週上する浸水はない。したがって、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備が同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 基準津波に対して防潮堤や防潮壁を設置することから、アクセスルートまで週上する浸水はない。 		<ul style="list-style-type: none"> 基準津波に対して防波壁等を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ週上する浸水はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 基準津波に対して防波壁等を設置されることから、アクセスルートまで週上する浸水はない。 		<ul style="list-style-type: none"> 基準津波に対して防潮堤を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ週上する浸水はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 基準津波に対して防潮堤を設置することから、アクセスルートまで週上する浸水はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 基準津波に対して防潮堤を設置することから、アクセスルートまで週上する浸水はない。 	【女川及び島根】 記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に に対する対応内容の相 違。
洪水	<ul style="list-style-type: none"> 敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。 	・同左	・同左	<ul style="list-style-type: none"> 敷地周辺に河川等がないことから、洪水による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 基準津波に対して防波壁等を設置することから、アクセスルートは洪水による影響を受けない。 		<ul style="list-style-type: none"> 敷地周辺に河川等がないことから、アクセスルートは洪水による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地周辺に河川等がないことから、アクセスルートは洪水による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地周辺に河川等がないことから、アクセスルートは洪水による影響を受けない。 	【女川及び島根】 記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に に対する対応内容の相 違。
風(台風)	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備は建屋内に設置されているため、風による影響はない。また、可搬型設備は荷重が大きく、設計基準の風により転倒することはないとから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 台風によりがれきが発生した場合でも、ブルドーザにより撤去することが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内であり影響は受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地周辺に河川等がないことから、アクセスルートは洪水による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地周辺に河川等がないことから、アクセスルートは洪水による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地周辺に河川等がないことから、ホイールローダーにより撤去することが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の地形及び表流水の状況から、洪水による被害を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の地形及び表流水の状況から、洪水による被害を受けことはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内でありアクセスルートは風(台風)による影響を受けない。 	【女川及び島根】 記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に に対する対応内容の相 違。

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
									【女川及び島根】 記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に に対する対応内容の相 違。	
巻	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対応設備は巻巻に対して頑健な建屋に設置していることから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 保管エリアに配備する可搬型設備は原子炉建屋等に対し離隔距離の確保、又は飛散防止対策を実施することから原子炉建屋等への影響を与えない。 	<ul style="list-style-type: none"> 巻巻によりがれきが発生した場合でも、ブルドーザにより撤去することが可能である。 万一、送電鉄塔が倒壊した場合であっても、複数のルートが確保されていることから、影響がないルートを選択することで目的地までのアクセスが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等は巻巻に対し頑健性を有することから影響は受けない。 	第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(2/4)						
積雪	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予測が十分可能であり、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除雪は積雪状況を見計らながら行うことでの対応が可能であることから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予測が十分可能であり、除雪を実施できる体制を構築し、ブルドーザによる除雪及び融雪剤を散布し対応するため積雪の影響はない。その上で車両に常時スタッフドレスタイヤを装着し、徐行で運転することから急勾配の下りでもスリップする可能性は低い。なお、急勾配箇所にはすべり止め材を配備して必要に応じて使用できるようになるとともに、すべり止め補装を施工。(別紙(36)参考) また、ブルドーザにより最大152分で除雪が可能である。(別紙(5)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内であり影響は受けない。 	自然現象	概略評価結果	自然現象	評価結果	自然現象	評価結果	
巻				保管場所	屋外のアクセスルート	保管場所	屋外のアクセスルート	巻	・設計基準事故対応設備は巻巻によりがれきが発生した場合でも、ホイールローダにより撤去することが可能である。	
積雪				巻	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対応設備は巻巻に対して頑健な建屋に設置していることから、影響はないこと又は防護布箇を実施していることから、同時に機能喪失しない。 送電鉄塔が倒壊した場合であっても影響を受けないアクセスルートを選択することで目的地へのアクセスが可能である。 原子炉建屋等は巻巻にかけられきが発生した場合にも、ホイールローダにより撤去することが可能である。 	保管場所	屋外のアクセスルート	巻	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等は巻巻にかけられきが発生した場合にも、ホイールローダにより撤去することが可能である。 送電鉄塔が倒壊した場合であっても影響を受けないアクセスルートを選択することで目的地へのアクセスが可能である。 	・原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は巻巻に対し頑健性を有することから、アクセスルートは影響を受けない。
降水				凍結	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対応設備は建物内に設置されているため影響を受けず。同時に機能喪失しない。 気象予報により事前の予測が十分可能であり、始動に影響が出ないよう、各設備の温度に開する仕様を下回るおそれがある場合には、必要な応じて、あらかじめ可搬型設備の暖気運転を行うこととしているため、影響を受けない。なお、暖気運転は事前に実施することからアクセス時間への影響はない。 	建物内	屋外のアクセスルート	凍結	<ul style="list-style-type: none"> 建物内でありアクセスルートは凍結による影響を受けない。 	・原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は巻巻に対し頑健性を有することから、アクセスルートは影響を受けない。
				降水	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予測が十分可能であり、ブルドーザによる除雪を行なうことで、アクセスに問題が生じる可能性は小さい。 路面が凍結した場合にも、走行可能なタイヤを装着していることから、アクセスに問題が生じる可能性は小さい。 	建物内	屋外のアクセスルート	降水	<ul style="list-style-type: none"> 建物内であり、アクセスルートは影響を受けない。 	・屋外に配置している巻巻防護施設近傍の可搬型設備は、固縛等により飛来物とならぬための対策を実施するところから、アクセスルートは巻巻による影響を受けない。
									その他の場所に關しては、複数のアクセスルートを確保していることから、飛来物によりアクセスに問題を生じる可能性は小さい。	
									・気象予報により事前の予測が十分可能であり、保管場所及び可搬型設備の除雪は積雪状況を見計らながら行うことで対応が可能である。その上で車両にスタッフドレスタイヤ等を装着し、徐行で運転することからスリップする可能性は低い。	
									・また、ブルドーザにより最大139分で除雪が可能である。(別紙(5)参照)	

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

自然現象	保養場所	評価結果	
寒緒	<ul style="list-style-type: none"> ・保養場所に設置されている可搬型設備は屋外であるが、設計基準事対放災設備は建屋内に設置されているため、影響を受けないことから設計基準事対放災設備と可搬型設備の間に機能喪失しない。 ・凍結を作りうるような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、凍結への対応可能な体制を構築し、適宜除雪剤を散布し対応するため凍結の影響はない。その上で車両に同時スタッフドレッサイヤを装着し、徐行で運転することから急勾配の下りでもスリップ率の可能性は低い。なお、急勾配箇所にはすべり止め材を配備して必要に応じて使用できるようにするとともに、すべり止め舗装を施す。(別紙(36)参照) 		屋内アクセスルート ・建屋内であり影響を受けない。
降水	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な降雨強度に基づき設計した排水路により、海潮へ排水されることがから影響を受けない。 ・また、原木遮蔽屋等は浸水防止対策を施していることから、設計基準事対放災設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 ・排水路の性能については別紙(6)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な降雨強度に基づき設計した排水路により、海潮へ排水されることがから影響を受けない。 ・排水路の性能については別紙(6)参照。 	浸水防止対策が施された建屋内であり、影響は受けない。
豪雨	<ul style="list-style-type: none"> ・設計基準事対放災設備は避雷対策を施されたエリアに設置されており、かつ保養場所とは位置的分散が図られていることから、設計基準事対放災設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 ・1回の落雷により影響を受ける範囲は既定されているため、保養場所は2セットを離隔して位置的分散を図っており、影響を受けてない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落雷によりアクセスルートが影響を受けることはない。 ・落雷発生中は、屋内に退避し、状況を見て屋外作業を実施する。 	建屋には避雷設備を設置しており影響は受けない。
地滑り	<ul style="list-style-type: none"> ・すべり地形分布図や土石災害危険箇所図によると女川原子力発電所では地滑り、土石流並びに堆積崩れを起こすような地形は存在しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左。

島根原子力発電所 2号炉

第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(3/4)

自然現象	概説評価結果		
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート
積雪	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予報により事前の予測が十分可能であり、保管場所及び可搬型設備で除雪は確実な状況等を見計らいながら上りて対応が可能であることから、設置基準事故対応設備と重大事故等対応設備は同時に機能喪失しない。 ・また、保管場所等の除雪は主にホールロードによる実施も可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予報により事前の予測が十分可能であり、積雪状況等を見計らいながらアセスルートの除雪を行うことで対応が可能である。なお、ホールロードに上り最大17分で除雪が可能である。(別紙(2)参考) ・積雪時ににおいても、走行可能なタイヤを装着していることから、アクセスに問題を生じる可能性は小さい。 	・建物内でありアセスルートは積雪による影響を受けない。
落雷	<ul style="list-style-type: none"> ・設計基準事故対応設備は避雷対策を施した機器等に設置されており、かご保管場所等は位置の分散が図られていることから、同時に機能喪失しない。 ・1回の落雷によく影響を受ける範囲は限定され、可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落雷によりアセスルートが影響を受けることはない。 ・落雷発生時は、屋内に避雷し、状況を見て屋外作業を実施する。 	・建物には避雷装置を設置しておりアセスルートに落雷による影響を受けない。
地滑り・土石流	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対応設備は地滑り・土石流の影響範囲外に設置していることから、同時に機能喪失しない。 ・地滑り・土石流により影響を受ける範囲は限界である。屋外に配置している可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。(別紙(38)参考) 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数のアセスルートのうち、地滑り・土石流により影響を受ける範囲外のアセスルートを用いることから、影響はない。(別紙(38)参考) 	<ul style="list-style-type: none"> ・京子原建物等は地滑り・土石流により影響を受ける範囲にないため、アセスルートは影響を受けない。(別紙(38)参考)

泊発電所 3号炉

自然現象	評価結果		
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート
凍結 (極低温)	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所に設置されている可燃型設備は屋外であるが、設計基準事故対応設備は建物内に設置されているため、影響を受けないことから設計基準事故対応設備と可燃型設備が同時に機能喪失しない。 機能を伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、凍結への対応可能な体制を整備し、適宜撤雪作業は一通り止まることで対応するため凍結の影響はない。その上にて雨によるダレや落葉等を落とし、徐行で運動することからアクセスに問題を生じる可能性は低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 凍結を伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、凍結への対応可能な体制を整備し、適宜撤雪作業は一通り止まることで対応するため凍結の影響はない。その上にて雨によるダレや落葉等を落とし、徐行で運動することからアクセスに問題を生じる可能性は低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。
降水	<ul style="list-style-type: none"> 適切な降雨強度に基づき設計した構内排水設備により、海潮へ排水されることから影響は受けない。 また、原木は建屋等は浸水防止策を施していることから、設計基準事故対応設備と可燃型設備が同時に機能喪失しない。 構内排水設備の性能については別紙(6)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な降雨強度に基づき設計した構内排水設備により、海潮へ排水されることから影響は受けない。 構内排水設備の性能については別紙(6)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水防止対策が施された建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。

【女川及び島根】

- 記載内容の相違
・それぞれの自然現象
に対する対応内容の
違い。

自然現象	評価結果		
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート
落雷	<ul style="list-style-type: none"> ・設計基準対応設備は通常対策を施された建屋内に設置されけており、屋外に配備している可燃性設備と同時に機能喪失しない。 ・上回の落雷により影響を受ける範囲は限定され、可燃性設備は、複数箇所に亘るそれぞれ瞬時に分担配置していることから、同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落雷によりアクセスルートが影響を受けることはない。 ・落雷発生中は、屋内に退避し、状況を見て屋外作業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋には避雷設備は設置しており、アクセスルートに影響を受けない。
地滑り	<ul style="list-style-type: none"> ・設計基準対応設備は、地滑りによる影響を受ける範囲にない範囲内に設置されており、屋外に配備している可燃性設備と同時に機能喪失しない。 ・屋外に配備している可燃性設備は、地滑りにより影響を受ける範囲にないため、影響を受けない。(別紙(37)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルートは地滑りにより影響を受ける範囲にならないため、影響を受けない。(別紙(37)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋、原子炉輔助建屋、ディーゼル発電機建屋では地滑りにより影響を受ける範囲にないため、アクセスルートに影響を受けない。(別紙(37)参照)

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
自然現象	評価結果		自然現象	評価結果		自然現象	評価結果		【女川及び島根】 記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違。	
	保管場所	屋外アクセスルート		保管場所	屋外のアクセスルート		保管場所	屋外のアクセスルート		
火山の影響	<p>・噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能であることから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。</p> <p>・設計基準事故対応設備は、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の益生物の侵入による影響を受けない。また、衛生動物により、保管場所及び可搬型設備は影響を受けない。したがって、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。</p> <p>・保管場所は位置的に分散されていることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。</p> <p>・可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備の機能がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。（別紙(2)参照）</p>	<p>・噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。また、ブルドーザーにより最大17分で除灰が可能である。（別紙(2)参照）</p>	<p>・噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能である。なお、ホイールローダーにより最大218分で除灰が可能である。（別紙(2)参照）</p>	<p>・噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能である。なお、ホイールローダーにより最大381分で除灰が可能である。（別紙(2)参照）</p>	<p>・噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能である。なお、ホイールローダーにより最大381分で除灰が可能である。（別紙(2)参照）</p>	<p>・噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能である。なお、ホイールローダーにより最大381分で除灰が可能である。（別紙(2)参照）</p>	<p>・噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能である。なお、ホイールローダーにより最大381分で除灰が可能である。（別紙(2)参照）</p>	<p>・噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能である。なお、ホイールローダーにより最大381分で除灰が可能である。（別紙(2)参照）</p>	<p>・噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能である。なお、ホイールローダーにより最大381分で除灰が可能である。（別紙(2)参照）</p>	<p>・噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能である。なお、ホイールローダーにより最大381分で除灰が可能である。（別紙(2)参照）</p>
生物学的事象	<p>・影響なし。</p>	<p>・屋内アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の益生物の侵入による影響を受けない。</p>	<p>・保管場所等の除灰はホイールローダーによる実施も可能である。</p>	<p>・容易に拂拭可能であるため、アクセスルートに影響はない。</p>	<p>・アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建物内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。したがって、屋外に配備している可搬型設備と同時に機能喪失しない。</p>	<p>・保管場所は複数箇所あり、位置的に分散されていることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。</p>	<p>・容易に拂拭可能であるため、アクセスルートに影響はない。</p>	<p>・影响なし。</p>	<p>・アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。</p>	
森林火災	<p>・原子炉建屋等と保管場所は防火帯の内側であるため、森林火災による熱影響は受けない。</p> <p>・一方、防火帯の外側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。</p>	<p>・開進する建屋は防火帯の内側であり、熱影響は受けない。</p> <p>・ほい煙について、外気取入口に設置されたフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンバを閉止、又は空調停止や事務時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することができる。</p>	<p>・アクセスルートは防水幕の内側で、熱影響は受けない。</p> <p>・ほい煙について、外気取入口に設置されたフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンバを閉止、又は空調停止や事務時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することができる。</p>	<p>・開進する建屋は防火帯の内側であるため、熱影響は受けない。</p> <p>・ほい煙について、外気取入口に設置されたフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンバを閉止、又は空調停止や事務時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することができる。</p>	<p>・アクセスルートは防水幕の内側で、熱影響は受けない。</p> <p>・ほい煙について、外気取入口に設置されたフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンバを閉止、又は空調停止や事務時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することができる。</p>	<p>・保管場所は、ネズミ等の小動物の侵入により設備機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。（別紙(27)参照）</p>	<p>・開進する建屋は防火帯の内側であるため、熱影響は受けない。</p> <p>・ほい煙について、外気取入口に設置されたフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンバを閉止、又は空調停止や事務時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することができる。</p>	<p>・影响なし。</p>	<p>・アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。</p>	
高潮	<p>・保管場所は、高潮の影響を受けない敷地高さ（O.P.（女川原子力発電所工事用基準面）+3.5m）以上に設置することから影響を受けることはない。</p>	<p>・アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ（O.P.（女川原子力発電所工事用基準面）+3.5m）以上に設置することから影響を受けることはない。</p>	<p>・屋内アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ（O.P.（女川原子力発電所工事用基準面）+3.5m）以上に設置することから影響を受けることはない。</p>	<p>・開進する建屋は防火帯の内側であるため、熱影響は受けない。</p> <p>・ほい煙について、外気取入口に設置されたフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンバを閉止、又は空調停止や事務時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することができる。</p>	<p>・アクセスルートは防水幕の内側で、熱影響は受けない。</p> <p>・ほい煙について、外気取入口に設置されたフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンバを閉止、又は空調停止や事務時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することができる。</p>	<p>・保管場所は、高潮の影響を受けない敷地高さ（T.P. 31m）以上に設置することから影響を受けることはない。</p>	<p>・開進する建屋は防火帯の内側であるため、熱影響は受けない。</p> <p>・ほい煙について、外気取入口に設置されたフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンバを閉止、又は空調停止や事務時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することができる。</p>	<p>・影响なし。</p>	<p>・原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は、高潮の影響を受けない敷地高さ（T.P. 10m）以上に設置するため、アクセスルートは影響を受けない。</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(c) 自然現象の重疊事象評価</p> <p>単独事象を組み合わせて、自然現象が重疊した場合の影響について確認した。各重疊事象の影響確認結果を別紙(1)に示す。また、重疊事象のうち、単独事象と比較して影響が増長される事象の組合せと影響評価結果を以下に示す。</p> <p>①屋外のアクセスルートの復旧作業が追加される組合せ</p> <p>単独事象でそれぞれアクセスルートの復旧が必要な事象については、重疊の影響としてそれぞれの事象で発生する作業を実施する必要がある。具体的には、除雪と除灰の組合せ等が該当する。</p> <p>アクセスルートの復旧においては、気象予報等を踏まえてアクセス性に支障が生じる前にあらかじめ除雪や除灰等の活動を開始する運用であることから、例えばアクセスルートの復旧に時間を要する除灰の場合でも、約 220 分程度でアクセスルートの機能を維持することが可能である。（別紙(24)参照）</p> <p>②可搬型設備の機能に影響がある組合せ</p> <p>単独事象と比較して荷重が増長し、可搬型設備に影響を及ぼすおそれがある組合せは、積雪と風（台風）、火山の影響と風（台風）、降水と火山の影響、積雪と火山の影響、積雪と地震の5事象である。ただし、可搬型設備に堆積した雪及び降下火砕物を除雪、除灰することで、重疊による影響は緩和可能である。</p> <p>(d) まとめ</p> <p>上記より、保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへ影響を及ぼす可能性のある自然現象は地震及び津波であることを確認した。それ以外の自然現象については、単独事象、重疊事象が発生した場合でも、取り得る手段が残っており、事故対応を行うことができるることを確認した。地震及び津波の詳細評価については(8), 3.～5.に示す。</p> <p>なお、設計上の想定を超える自然現象が発生した場合でも、可搬型設備の分散配置、アクセスルートの複数確保、各種運用（除雪等）により対応は可能である。</p>		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川と同様に自然事象の重疊について、は「別紙(4)」に記載している。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・設計想定を超えた自然現象への対処については大規模損壊発生時の対応で整理する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

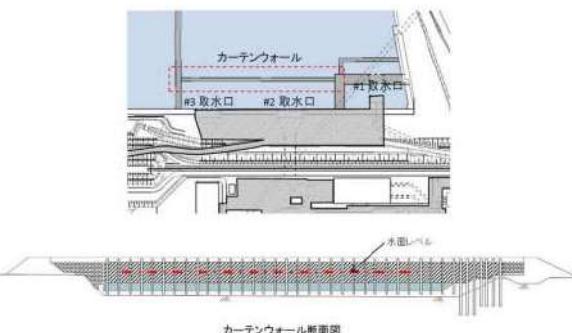
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
b. 人為事象	<p>b. 人為事象</p> <p>(a) 人為事象抽出の考え方 人為事象抽出の考え方は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき人為事象としては、国内で発生し得る事象に加え、欧米の基準等で示されている事象を用い網羅的に収集した事象から、故意によるものを除いた23事象を母集団とする。（別紙(34)参照） ・収集した23事象について、第2-5表に示す「影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象」等の除外基準を用いて、島根原子力発電所において設計上想定すべき事象を抽出する。（別紙(34)参照） <p>(b) 人為事象の影響評価（概略） 「(a)人為事象抽出の考え方」を踏まえ抽出した事象から森林火災を加えた事象（8事象）について、設計上想定する規模で発生した場合の影響について確認し、その結果を第2-6表に示す。</p> <p>第2-5表 保管場所、屋外及び屋内のアセスルートに影響はないと評価して除外した事象（人為事象）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価の観点</th><th>保管場所、屋外及び屋内のアセスルートに影響はないと評価して除外した事象【16事象】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3事象】</td><td>パイプライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／他ユニットからのタービン・ミサイル</td></tr> <tr> <td>ハザード進展・要因が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを抑制できる事象【3事象】</td><td>—</td></tr> <tr> <td>考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【3事象】</td><td>発電所内貯蔵の化学物質流出／撤削工事／内部灌水</td></tr> <tr> <td>影響が他の事象に包含される事象【8事象】</td><td>爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水やへの化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質溢出（発電所外） 爆発（発電所外）。有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質流出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される液体液体不純物 外部大火（近隣工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部灌水：他ユニットからの内部灌水 人工衛星の落下／タービン・ミサイル</td></tr> <tr> <td>発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2事象】</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアセスルートに影響はないと評価して除外した事象【16事象】	影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3事象】	パイプライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／他ユニットからのタービン・ミサイル	ハザード進展・要因が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを抑制できる事象【3事象】	—	考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【3事象】	発電所内貯蔵の化学物質流出／撤削工事／内部灌水	影響が他の事象に包含される事象【8事象】	爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水やへの化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質溢出（発電所外） 爆発（発電所外）。有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質流出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される液体液体不純物 外部大火（近隣工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部灌水：他ユニットからの内部灌水 人工衛星の落下／タービン・ミサイル	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2事象】	—	(2) 人為事象	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川と同様に抽出プロセスは他の審査項目を呼び込んでいる。
評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアセスルートに影響はないと評価して除外した事象【16事象】														
影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3事象】	パイプライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／他ユニットからのタービン・ミサイル														
ハザード進展・要因が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを抑制できる事象【3事象】	—														
考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【3事象】	発電所内貯蔵の化学物質流出／撤削工事／内部灌水														
影響が他の事象に包含される事象【8事象】	爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水やへの化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質溢出（発電所外） 爆発（発電所外）。有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質流出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される液体液体不純物 外部大火（近隣工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部灌水：他ユニットからの内部灌水 人工衛星の落下／タービン・ミサイル														
発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2事象】	—														

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計上考慮すべき人為事象としては、自然現象と同様、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害の7事象を選定した。</p> <p>これらの事象のうち、ダムの崩壊、石油コンビナート施設の火災は、敷地周辺に発生要因がない又は立地的要因により影響を受けることはなく、船舶の衝突については取水口外側にカーテンウォールが設置されており、保管場所及びアクセスルートに直接衝突されるおそれがないこと、電磁的障害については、可搬型設備は機能を失わないよう設計することから直接の影響はない。</p> <p>飛来物（航空機落下）、爆発、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災については、可搬型重大事故等対処設備の位置的分散や、複数のアクセスルートにより影響はない。有毒ガスについては、防護具装着により、通行に影響はない。</p> <p>したがって、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある人為事象はない。</p> <p>人為事象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>  <p>第4-1図 カーテンウォール構造図</p>		<p>設計上考慮すべき人為事象としては、自然現象と同様、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害の7事象を選定した。</p> <p>これらの事象のうち、ダムの崩壊は立地的要因により影響を受けることはなく、船舶の衝突については保管場所及びアクセスルートが船舶の衝突の影響を受けない敷地高さに設置されていること、電磁的障害については、可搬型設備は機能を失わないよう設計することから直接の影響はない。</p> <p>飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災については、可搬型重大事故等対処設備の位置的分散や複数のアクセスルートにより影響はない。有毒ガスについては、防護具装着により、通行に影響はない。</p> <p>したがって、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある人為事象はない。</p> <p>人為事象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災を含めて、近隣工場等の火災と記載している。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は取水口周辺をアクセスルートに設定していないため、船舶の衝突による影響を受けない。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊は取水口周辺をアクセスルートに設定していないため、船舶の衝突による影響を受けない。</p> <p>【女川】名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p>第2-6表 人為事象により想定される影響概略評価結果(1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人為事象</th> <th colspan="3">概略評価結果</th> </tr> <tr> <th>保管場所</th> <th>屋外のアクセスルート</th> <th>屋内のアクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等及び保管場所は、防火帯の内側にあるため、延焼の影響を受けない。 また、原子炉建物等及び保管場所は、熱影響に対して離隔距離を確保しているため、設計基準事故対処設備と重大事故対応設備は同時に機能喪失しない。 一方、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。 ・防火帯内蔵へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可搬型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスルートは、防火帯の内側（一階、防火帯外側のドレンネル区間を含む。）であり、延焼の影響を受けない。 ・一方、防火帯の影響を受けないアセスルートにより通行が可能であるため、アセスス性に支障はない。（別紙(25)参照） ・一方、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊がアセスルート周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・建物は防火帯の内側であり、アセスルートは延焼の影響を受けない。 ・万一、ばい煙の影響を受けた場合は、セルフエアセット等の装備にて対応する。 </td> </tr> <tr> <td>飛来物 (航空機落下)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外に保管する可搬型設備は、原子炉建物から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等に對応設備がその機能を代替する屋外の設計基準対応施設及び常設重大事故等対応設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管するところから影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・複数のアセスルートを確保していることから影響はない。 ・複数のアセスルートの確保、消火活動及びがれき撤去の考え方については、「技術的実力説明資料 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建物等への航空機落下確率は$10^{-3}/年$未満であることから影響はない。 </td> </tr> <tr> <td>ダムの崩壊</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水による影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアセスルートへの影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアセスルートへの影響はない。 </td> </tr> <tr> <td>爆発</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 ・燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスルートは石油コンビナート及び危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 ・燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、複数のアセスルートを確保していることから影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されており、アセスルートは影響を受けない。 </td> </tr> </tbody> </table>	人為事象	概略評価結果			保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	森林火災	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等及び保管場所は、防火帯の内側にあるため、延焼の影響を受けない。 また、原子炉建物等及び保管場所は、熱影響に対して離隔距離を確保しているため、設計基準事故対処設備と重大事故対応設備は同時に機能喪失しない。 一方、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。 ・防火帯内蔵へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可搬型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスルートは、防火帯の内側（一階、防火帯外側のドレンネル区間を含む。）であり、延焼の影響を受けない。 ・一方、防火帯の影響を受けないアセスルートにより通行が可能であるため、アセスス性に支障はない。（別紙(25)参照） ・一方、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊がアセスルート周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は防火帯の内側であり、アセスルートは延焼の影響を受けない。 ・万一、ばい煙の影響を受けた場合は、セルフエアセット等の装備にて対応する。 	飛来物 (航空機落下)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に保管する可搬型設備は、原子炉建物から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等に對応設備がその機能を代替する屋外の設計基準対応施設及び常設重大事故等対応設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管するところから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数のアセスルートを確保していることから影響はない。 ・複数のアセスルートの確保、消火活動及びがれき撤去の考え方については、「技術的実力説明資料 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建物等への航空機落下確率は$10^{-3}/年$未満であることから影響はない。 	ダムの崩壊	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水による影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアセスルートへの影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアセスルートへの影響はない。 	爆発	<ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 ・燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスルートは石油コンビナート及び危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 ・燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、複数のアセスルートを確保していることから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されており、アセスルートは影響を受けない。 	<p>【島根】記載方針の相違 ・各人為事象への評価は文章にて記載済みであるため。</p>
人為事象	概略評価結果																								
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート																						
森林火災	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等及び保管場所は、防火帯の内側にあるため、延焼の影響を受けない。 また、原子炉建物等及び保管場所は、熱影響に対して離隔距離を確保しているため、設計基準事故対処設備と重大事故対応設備は同時に機能喪失しない。 一方、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。 ・防火帯内蔵へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可搬型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスルートは、防火帯の内側（一階、防火帯外側のドレンネル区間を含む。）であり、延焼の影響を受けない。 ・一方、防火帯の影響を受けないアセスルートにより通行が可能であるため、アセスス性に支障はない。（別紙(25)参照） ・一方、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊がアセスルート周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は防火帯の内側であり、アセスルートは延焼の影響を受けない。 ・万一、ばい煙の影響を受けた場合は、セルフエアセット等の装備にて対応する。 																						
飛来物 (航空機落下)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に保管する可搬型設備は、原子炉建物から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等に對応設備がその機能を代替する屋外の設計基準対応施設及び常設重大事故等対応設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管するところから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数のアセスルートを確保していることから影響はない。 ・複数のアセスルートの確保、消火活動及びがれき撤去の考え方については、「技術的実力説明資料 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建物等への航空機落下確率は$10^{-3}/年$未満であることから影響はない。 																						
ダムの崩壊	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水による影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアセスルートへの影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアセスルートへの影響はない。 																						
爆発	<ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 ・燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスルートは石油コンビナート及び危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 ・燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、複数のアセスルートを確保していることから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されており、アセスルートは影響を受けない。 																						

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
第2-6表 人為事象により想定される影響概略評価結果(2/2)																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人為事象</th> <th colspan="3">概略評価結果</th> </tr> <tr> <th>保管場所</th> <th>屋外のアクセスルート</th> <th>屋内のアクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣工場等の火災</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災及び敷地内の可燃物施設の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災に対して、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災及び漂流船舶の火災に対して、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び船舶を含む事故等による火災に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 </td></tr> <tr> <td>有毒ガス</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ隣接して分散配置し、防護具等を装備することから影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、複数のアクセスルートを確保し、防護具等を装備することから影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、アクセスルートが設定される扇形範囲等の遮断を停止し、防護具等を装備することから影響はない。 </td></tr> <tr> <td>船舶の衝突</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 船舶の衝突による影響を受けない。敷地高さに設置することから影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは船舶の衝突による影響を受けない。敷地高さに設置することから影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建物は船舶の衝突による影響を受けない。敷地高さに設置されていることからアクセスルートへの影響はない。 </td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備及び重大事故専用対応設備は電磁波による影響を考慮した設計とする。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路面が直接影響を受けることはないことが、アクセスルートへの影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 </td></tr> </tbody> </table>	人為事象	概略評価結果			保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	近隣工場等の火災	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災及び敷地内の可燃物施設の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災に対して、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災及び漂流船舶の火災に対して、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び船舶を含む事故等による火災に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 	有毒ガス	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ隣接して分散配置し、防護具等を装備することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、複数のアクセスルートを確保し、防護具等を装備することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、アクセスルートが設定される扇形範囲等の遮断を停止し、防護具等を装備することから影響はない。 	船舶の衝突	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の衝突による影響を受けない。敷地高さに設置することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは船舶の衝突による影響を受けない。敷地高さに設置することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は船舶の衝突による影響を受けない。敷地高さに設置されていることからアクセスルートへの影響はない。 	電磁的障害	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備及び重大事故専用対応設備は電磁波による影響を考慮した設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路面が直接影響を受けることはないことが、アクセスルートへの影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 	<p>【島根】記載方針の相違 ・各人為事象への評価は文章にて記載済みであるため。</p>
人為事象	概略評価結果																								
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート																						
近隣工場等の火災	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災及び敷地内の可燃物施設の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災に対して、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災及び漂流船舶の火災に対して、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び船舶を含む事故等による火災に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 																						
有毒ガス	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ隣接して分散配置し、防護具等を装備することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、複数のアクセスルートを確保し、防護具等を装備することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、アクセスルートが設定される扇形範囲等の遮断を停止し、防護具等を装備することから影響はない。 																						
船舶の衝突	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の衝突による影響を受けない。敷地高さに設置することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは船舶の衝突による影響を受けない。敷地高さに設置することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は船舶の衝突による影響を受けない。敷地高さに設置されていることからアクセスルートへの影響はない。 																						
電磁的障害	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備及び重大事故専用対応設備は電磁波による影響を考慮した設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路面が直接影響を受けることはないことが、アクセスルートへの影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 																						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8)屋内外作業に係る成立性評価の概要</p> <p>a. 概要</p> <p>(a)評価の概要</p> <p>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす可能性がある自然現象及び人為事象は、地震及び津波と考えられるため、地震、津波時における以下の評価を実施し、有効性評価に対する作業の成立性について検討を実施した。</p> <p>①保管場所については、外部起因事象として地震及び津波被害を想定し、それらの影響を評価する。</p> <p>②屋外のアクセスルートについては、地震及び津波被害を想定し、それらの影響を評価する。</p> <p>③屋内のアクセスルートについては、地震及び地震によって発生する火災及び溢水を想定しそれらの影響を評価する。</p> <p>(b)検討フロー</p> <p>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートの有効性・成立性について、第2-5図の検討フローにて評価する。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルートについては、地震及び津波時に期待しないルートとして位置付けるため、影響評価の対象外とする。</p> <p>第2-5図 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートの有効性・成立性検討フロー</p>		<p>【島根】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川の資料構成をベースとしている。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
	<p>(c) 地震による被害想定</p> <p>地震による保管場所及び屋外のアクセスルートへの被害要因・被害事象を第2-7表のとおり想定し、それぞれ影響を評価する。</p> <p>なお、サブルートについては、地震時に期待しないルートと位置付けるため、地震による影響評価の対象外とする。</p> <p>第2-7表 保管場所及び屋外のアクセスルートにおいて地震により懸念される被害事象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th><th>保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因</th><th>保管場所で懸念される被害事象</th><th>アクセスルートで懸念される被害事象</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地震</td><td>① 周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）</td><td>損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能</td><td>損壊物によるアクセスルートの閉塞</td></tr> <tr> <td>② 周辺タンク等の損壊</td><td>大火、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能</td><td>タンク等の損壊に伴う大火、溢水による通行不能</td></tr> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td><td>土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能</td><td>土砂流入、道路損壊による通行不能</td></tr> <tr> <td>④ 敷地下斜面・道路面のすべり</td><td>敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑤ 液状化及び括り込みによる不等沈下等、液状化に伴う浮き上がり</td><td>不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能</td><td>アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能</td></tr> <tr> <td>⑥ 地盤支持力の不足</td><td>可搬型設備の転倒、通行不能</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑦ 地中埋設構造物の損壊</td><td>陥没による可搬型設備の損壊、通行不能</td><td>陥没による通行不能</td></tr> </tbody> </table>	自然現象	保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	アクセスルートで懸念される被害事象	地震	① 周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）	損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能	損壊物によるアクセスルートの閉塞	② 周辺タンク等の損壊	大火、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	タンク等の損壊に伴う大火、溢水による通行不能	③ 周辺斜面の崩壊	土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	土砂流入、道路損壊による通行不能	④ 敷地下斜面・道路面のすべり	敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能	—	⑤ 液状化及び括り込みによる不等沈下等、液状化に伴う浮き上がり	不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能	アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能	⑥ 地盤支持力の不足	可搬型設備の転倒、通行不能	—	⑦ 地中埋設構造物の損壊	陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	陥没による通行不能		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は女川と同様に「5. 保管場所の評価、(1) 保管場所への影響評価」及び「6. 屋外のアクセスルートの評価、(1) 屋外のアクセスルートへの影響評価」に記載している。
自然現象	保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	アクセスルートで懸念される被害事象																										
地震	① 周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）	損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能	損壊物によるアクセスルートの閉塞																										
	② 周辺タンク等の損壊	大火、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	タンク等の損壊に伴う大火、溢水による通行不能																										
	③ 周辺斜面の崩壊	土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	土砂流入、道路損壊による通行不能																										
	④ 敷地下斜面・道路面のすべり	敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能	—																										
	⑤ 液状化及び括り込みによる不等沈下等、液状化に伴う浮き上がり	不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能	アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能																										
	⑥ 地盤支持力の不足	可搬型設備の転倒、通行不能	—																										
	⑦ 地中埋設構造物の損壊	陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	陥没による通行不能																										

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(d)津波による被害想定</p> <p>E L15m の防波壁等を設置することにより、津波による週上波を地上部及び取水路、放水路等の経路から敷地に到達又は流入させないため、保管場所は津波による被害は想定されない。（「設計基準対象施設について」第五条：津波による損傷の防止）</p> <p>また、アクセスルートは、保管場所と同様、敷地に津波を到達又は流入させないため、津波による被害は想定されない。津波週上解析の結果を第2-6図に示す。</p> <p>なお、サブルートは、津波時に期待しない。</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ アクセスルート（車両・要員） ■ アクセスルート（要員） ■ サブルート（車両・要員） ■ サブルート（要員） ■ 可燃性設備の保管場所 ■ 防波壁 ■ E L15m エリア ■ E L10m エリア ■ E L4m エリア ■ E L0m エリア <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 防波壁 <p>第2-6図 最大水位上昇量分布（基準津波1, 防波堤無し）</p>		<p>【島根】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波は自然現象の評価において評価済みであるため。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

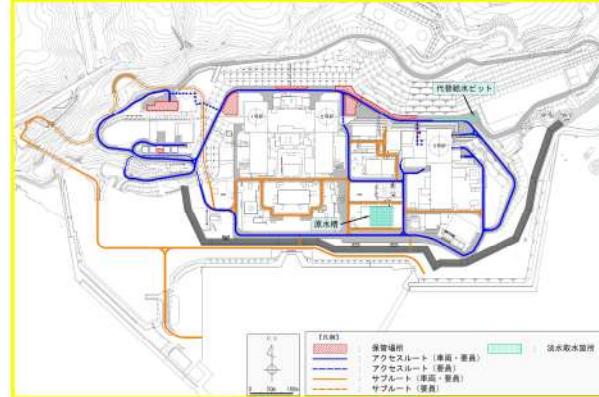
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉 別紙(2)	島根原子力発電所2号炉 別紙(3)	泊発電所3号炉 別紙(2)	相違理由																																																												
<p>海水取水ポイント及びホース敷設ルートについて</p> <p>屋外アクセスルートに近接し、利用可能な淡水及び海水取水場所を以下に示す。</p> <p>1. 淡水取水場所</p> <p>淡水取水場所は、第1図に示す防波壁の内側の2箇所の貯水槽となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①輪谷貯水槽（西1） ②輪谷貯水槽（西2） <p>また、輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）以外に、敷地内で利用可能な淡水取水場所を第2図に、淡水取水場所の確保状況を第1表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第1表 淡水取水場所の確保状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>分類</th><th>場所</th><th>耐震性</th><th>接続するルートの復旧作業の必要性</th><th>接続するルートの復旧作業の必要性</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）</td><td>代替淡水源（持置）</td><td>防波壁内側</td><td>有</td><td>アクセスルート</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>輪谷貯水槽（東1）及び輪谷貯水槽（東2）</td><td>自主対策設備</td><td>防波壁内側</td><td>無</td><td>サブルート</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>純水タンク(A)、(B)</td><td>自主対策設備</td><td>防波壁内側</td><td>無</td><td>サブルート</td><td>要</td></tr> <tr> <td>1号ろ過水タンク</td><td>自主対策設備</td><td>防波壁内側</td><td>無</td><td>サブルート</td><td>要</td></tr> <tr> <td>2号ろ過水タンク</td><td>自主対策設備</td><td>防波壁内側</td><td>無</td><td>サブルート</td><td>要</td></tr> <tr> <td>非常用ろ過水タンク</td><td>自主対策設備</td><td>防波壁内側</td><td>有</td><td>アクセスルート</td><td>不要</td></tr> </tbody> </table>	名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの復旧作業の必要性	接続するルートの復旧作業の必要性	輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）	代替淡水源（持置）	防波壁内側	有	アクセスルート	不要	輪谷貯水槽（東1）及び輪谷貯水槽（東2）	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	不要	純水タンク(A)、(B)	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要	1号ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要	2号ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要	非常用ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	有	アクセスルート	不要	<p>淡水及び海水の取水場所について</p> <p>屋外アクセスルートに近接し、利用可能な淡水及び海水取水場所並びにホース敷設ルートを以下に示す。</p> <p>1. 淡水取水場所</p> <p>敷地内で利用可能な淡水取水場所を第1図に、淡水取水場所の確保状況を第1表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第1表 淡水取水場所の確保状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>分類</th><th>場所</th><th>耐震性</th><th>接続するルートの復旧作業の必要性</th><th>接続するルートの復旧作業の必要性</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替給水ピット</td><td>自主対策設備</td><td>防潮堤内側</td><td>無</td><td>アクセスルート</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>原水槽</td><td>自主対策設備</td><td>防潮堤内側</td><td>無</td><td>サブルート</td><td>要</td></tr> </tbody> </table>	名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの復旧作業の必要性	接続するルートの復旧作業の必要性	代替給水ピット	自主対策設備	防潮堤内側	無	アクセスルート	不要	原水槽	自主対策設備	防潮堤内側	無	サブルート	要	<p>淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて</p> <p>屋外アクセスルートに近接し、利用可能な淡水及び海水取水場所並びにホース敷設ルートを以下に示す。</p> <p>1. 淡水取水場所</p> <p>敷地内で利用可能な淡水取水場所を第1図に、淡水取水場所の確保状況を第1表に示す。</p>	<p>【女川】記載箇所の相違 •女川は淡水取水箇所について「補足資料(4)」に記載。</p> <p>【島根】記載箇所の相違 •島根はホース敷設ルートについて「補足資料(10)」に記載。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 •プラントの相違による淡水取水箇所の相違。</p>
名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの復旧作業の必要性	接続するルートの復旧作業の必要性																																																										
輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）	代替淡水源（持置）	防波壁内側	有	アクセスルート	不要																																																										
輪谷貯水槽（東1）及び輪谷貯水槽（東2）	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	不要																																																										
純水タンク(A)、(B)	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要																																																										
1号ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要																																																										
2号ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要																																																										
非常用ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	有	アクセスルート	不要																																																										
名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの復旧作業の必要性	接続するルートの復旧作業の必要性																																																										
代替給水ピット	自主対策設備	防潮堤内側	無	アクセスルート	不要																																																										
原水槽	自主対策設備	防潮堤内側	無	サブルート	要																																																										

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>以下に、淡水取水場所の特徴を示す。</p> <p>(1) 代替給水ピット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替給水ピットまでは、第2図の赤線に示すアクセスルートを用いて寄り付くものとする。 ・アクセスルート脇に位置していることから、地震時においても仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能である。 <p>(2) 原水槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原水槽までは、第3図の赤線に示すサブルートを用いて寄り付くものとする。 ・地震時においては、段差（15cm以上）の発生が想定されるため、車両が通行することが困難な見込みである。  <p>第1図 淡水取水場所</p>  <p>第2図 代替給水ピット</p> <p>■ 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・泊は淡水取水場所の特徴を整理。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 海水取水ポイント及び取水方法</p> <p>(1)海水取水ポイント 海水取水ポイントとして、2号炉取水口及び2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアを選択し、各々から取水可能なよう手順を整備しており、仮に漂流物により1つの取水ポイントが影響を受けることがあっても、他方から取水が可能である。 なお、2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアと2号炉取水口がどちらも使用可能である場合は、接続口に近い2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアを優先して使用する。 また、2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアと2号炉取水口が大型航空機落下の影響を受けた場合を想定し、同時に機能喪失した場合は、3号炉取水口、1号炉海水ポンプ室スクリーンエリア、3号炉海水ポンプ室スクリーンエリアより海水を取水することで対応可能である。</p>	<p>2. 海水取水場所 海水取水場所は、第1図に示すとおり防波壁内側の非常用取水設備（2号炉取水槽）[*]に確保している。 ※：ポンプ投入口：9個 また、非常用取水設備（2号炉取水槽）以外に、敷地内で利用可能な海水取水場所を第2図に、海水取水場所の確保状況を第2表に示す。 この中で、防波壁内側に位置する「3号炉取水管点検立坑」については、更なる対策として基準地震動S_sで必要な機能を確保できる設計とするが、非常用取水設備（2号炉取水槽）のバックアップとして、引き続き、「自主対策設備」として設定する。 なお、「3号炉取水管点検立坑」までのルートは、サブルートとして位置付ける。</p>	 <p>第3図 原水槽</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 【女川及び島根】 記載内容の相違 ・プラントの相違による 海水取水箇所の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

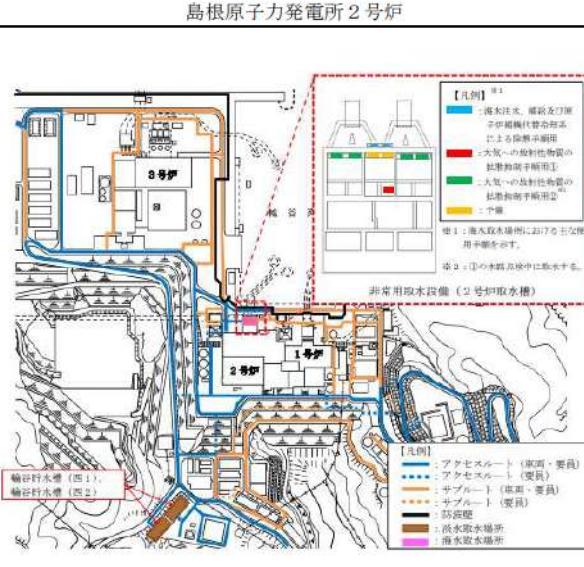
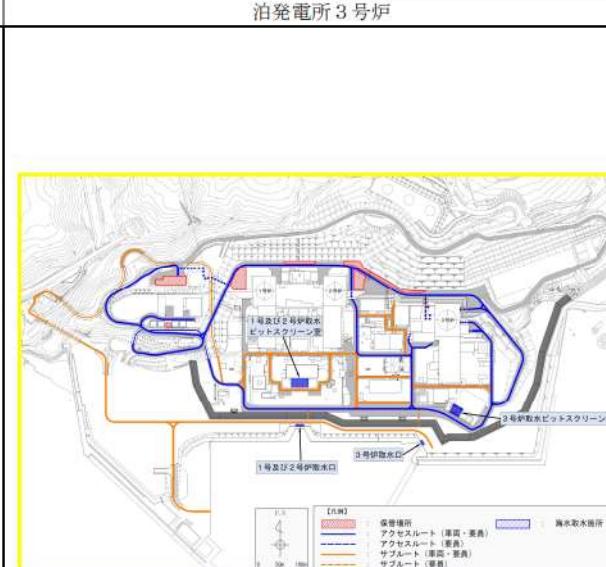
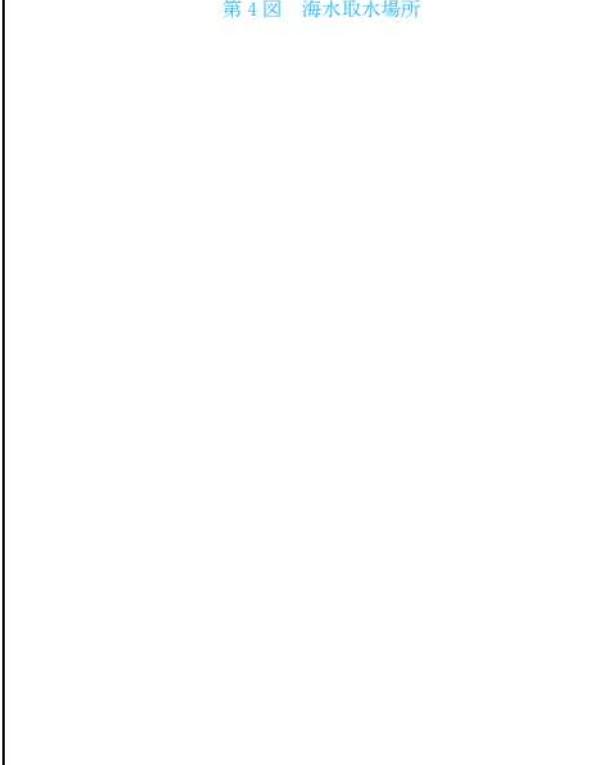
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
	<p style="text-align: center;">第2表 海水取水場所の確保状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>分類</th> <th>場所</th> <th>耐震性</th> <th>接続するルートの位置付け</th> <th>接続するルートの復旧作業の必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用取水設備（2号炉取水槽）</td> <td>重大事故等対処設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>有</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>2号炉放水槽</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>無</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>1号炉取水槽</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>有</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>荷揚場</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁外側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>3号炉取水管点検立坑</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>有</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、非常用取水設備（2号炉取水槽）以外の海水取水場所の特徴を示す。</p> <p>(1) 2号炉放水槽 • 第3図のとおりアクセスルート脇に位置していることから、地震時においても仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能である。</p> <p>(2) 1号炉取水槽 • 第4図に示すルートは、補足(17)の1、2号炉北側のサブルートの成立性検討結果より、重量物の転倒・落下や、複数の建物の倒壊影響範囲が重疊すると想定されるため、要員又は車両が通行することが困難な見込みである。</p> <p>(3) 荷揚場 • 第5図に示すルートを用いて寄り付く場合は、防波壁通路防波扉の開作業[※]及び段差復旧作業が必要となる。 なお、防波壁通路防波扉の運用については、補足(8)に示す。 ※：電動で約10分、人力で約30分を要する。</p> <p>(4) 3号炉取水管点検立坑 • 非常用取水設備（2号炉取水槽）と比較して、2号炉原子炉建物から遠方に位置しており、可搬型設備等の移動及びホース敷設に時間を要する。 • 3号炉取水管点検立坑までは、第6図の赤線に示すサブルートを用いて寄り付くものとする。</p> <p>[サブルートの設置状況] • 可搬型設備が通行するのに必要な幅員を確保する。 • 防波壁内側に確保する。 • 地震による構造物の倒壊影響範囲を考慮する。 • 地震により段差等が発生するおそれがある。</p>	名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性	非常用取水設備（2号炉取水槽）	重大事故等対処設備	防波壁内側	有	アクセスルート	不要	2号炉放水槽	自主対策設備	防波壁内側	無	アクセスルート	不要	1号炉取水槽	自主対策設備	防波壁内側	有	サブルート	要	荷揚場	自主対策設備	防波壁外側	無	サブルート	要	3号炉取水管点検立坑	自主対策設備	防波壁内側	有	サブルート	要	<p style="text-align: center;">第2表 海水取水場所の確保状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>分類</th> <th>場所</th> <th>耐震性</th> <th>接続するルートの位置付け</th> <th>接続するルートの復旧作業の必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉取水ビット</td> <td>重大事故等対処設備</td> <td>防潮堤内側</td> <td>有</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>1号及び2号炉取水ビットスクリーン室</td> <td>自主対策設備</td> <td>防潮堤内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>3号炉取水口</td> <td>自主対策設備</td> <td>防潮堤外側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>1号及び2号炉取水口</td> <td>自主対策設備</td> <td>防潮堤外側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、3号炉取水ビットスクリーン室以外の海水取水場所の特徴を示す。</p> <p>(1) 1号及び2号炉取水ビットスクリーン室 • 1号及び2号炉取水ビットスクリーン室までは、第5図の赤線に示すサブルートを用いて寄り付くものとする。 • 地震時においては、複数の建物の倒壊影響が想定されるため、可搬型設備等が通行することが困難な見込みである。</p> <p>(2) 3号炉取水口 • 3号炉取水口までは、第6図の赤線に示すサブルートを用いて寄り付くものとする。 • 3号炉取水ビットスクリーン室と比較して、3号炉原子炉建屋から遠方に位置しており、可搬型設備等の移動及び可搬型ホース敷設に時間を要する。</p> <p>(3) 1号及び2号炉取水口 • 1号及び2号炉取水口までは、第6図の赤線に示すサブルートを用いて寄り付くものとする。 • 3号炉取水ビットスクリーン室と比較して、3号炉原子炉建屋から遠方に位置しており、可搬型設備等の移動及び可搬型ホース敷設に時間を要する。</p>	名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性	3号炉取水ビット	重大事故等対処設備	防潮堤内側	有	アクセスルート	不要	1号及び2号炉取水ビットスクリーン室	自主対策設備	防潮堤内側	無	サブルート	要	3号炉取水口	自主対策設備	防潮堤外側	無	サブルート	要	1号及び2号炉取水口	自主対策設備	防潮堤外側	無	サブルート	要	<p>【島根】記載内容の相違 • プラントによる海水取水箇所の相違。</p>
名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性																																																																
非常用取水設備（2号炉取水槽）	重大事故等対処設備	防波壁内側	有	アクセスルート	不要																																																																
2号炉放水槽	自主対策設備	防波壁内側	無	アクセスルート	不要																																																																
1号炉取水槽	自主対策設備	防波壁内側	有	サブルート	要																																																																
荷揚場	自主対策設備	防波壁外側	無	サブルート	要																																																																
3号炉取水管点検立坑	自主対策設備	防波壁内側	有	サブルート	要																																																																
名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性																																																																
3号炉取水ビット	重大事故等対処設備	防潮堤内側	有	アクセスルート	不要																																																																
1号及び2号炉取水ビットスクリーン室	自主対策設備	防潮堤内側	無	サブルート	要																																																																
3号炉取水口	自主対策設備	防潮堤外側	無	サブルート	要																																																																
1号及び2号炉取水口	自主対策設備	防潮堤外側	無	サブルート	要																																																																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

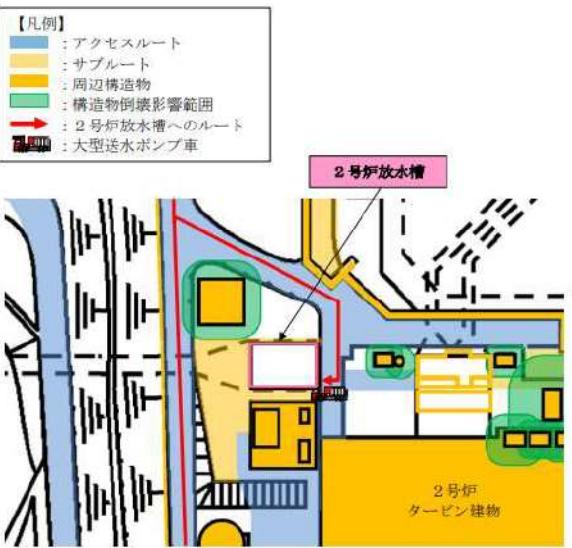
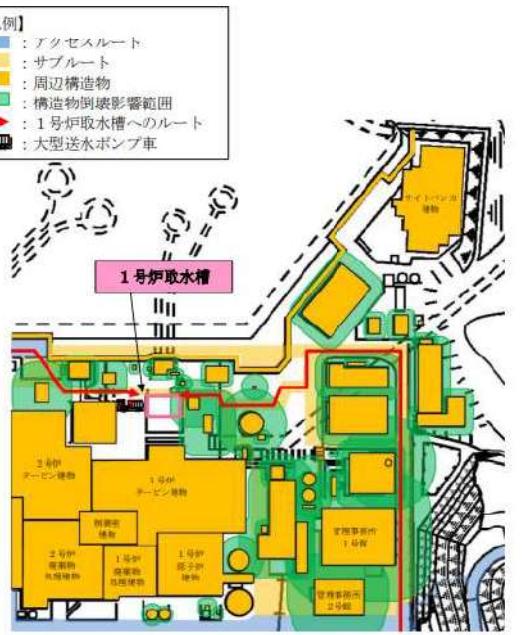
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 • プラントの相違による 海水取水箇所の相違。 【島根】記載箇所の相違 • 泊は第1図に淡水取 水場所を記載。</p>
			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3図 2号炉放水槽</p>		<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・プラントの相違による 海水取水箇所の相違。</p>
	 <p>第4図 1号炉取水槽</p>	<p>第5図 1号及び2号炉取水ピットスクリーン室</p> <p>■枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>第6図 1号及び2号炉取水口及び3号炉取水口</p> <p>■枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ アクセスルート ■ サブルート ■ 周辺構造物 ■ 構造物倒壊影響範囲 → 荷揚場へのルート ■ 大型送水ポンプ車 ■ 段差発生箇所 <p>第5図 荷揚場</p>		<p>【女川及び島根】</p> <p>記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による 海水取水箇所の相違。
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ アクセスルート ■ サブルート ■ 周辺構造物 ■ 構造物倒壊影響範囲 → 3号炉取水管点検立坑へのルート ■ 大型送水ポンプ車 <p>3号炉取水管点検立坑</p> <p>第6図 3号炉取水管点検立坑</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

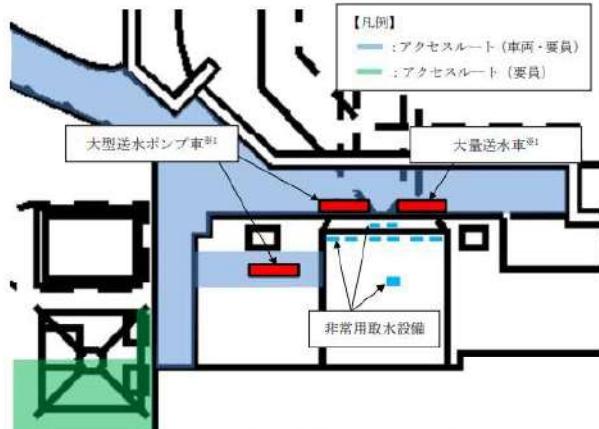
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 淡水及び海水取水時の可搬型設備の配置</p> <p>淡水及び海水取水時の可搬型設備の配置イメージ図を第7図～第9図に示す。</p> <p>可搬型設備は基準地震動S sの影響を受けない箇所に配置が可能である。</p> <p>第7図 淡水及び海水取水場所一覧</p> <p>第8図 輪谷貯水槽 (西1) 及び輪谷貯水槽 (西2) から取水する時の可搬型設備の配置イメージ</p>		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> •可搬型設備の配置場所については、「3. ホース敷設ルート」に示す。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

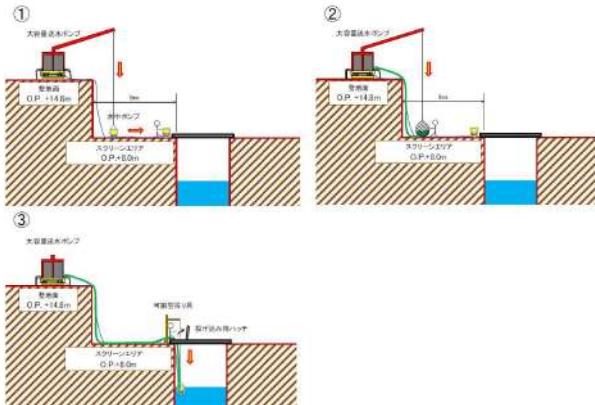
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>輪谷貯水槽（西1）、輪谷貯水槽（西2）及びその周辺は、地震時の被害事象（周辺構造物の損壊、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び搖すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり、地中埋設構造物の損壊）の評価により、影響を受けないエリアが確保可能であるため、任意の場所に可搬型設備を配置することが可能である。</p>  <p>※1：配置場所は今後の検討結果等により変更の可能性有。</p> <p>第9図 非常用取水設備から取水する時の可搬型設備の配置イメージ</p> <p>非常用取水設備の周辺は、地震時の被害事象（周辺構造物の損壊、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び搖すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり、地中埋設構造物の損壊）の評価により、通行に支障のある段差の発生が予想される箇所が確認されたが、あらかじめ段差緩和対策を行うことにより、影響を受けないエリアが確保可能であるため、任意の場所に可搬型設備を配置することが可能である。</p>		<p>【島根】記載箇所の相違 •可搬型設備の配置場所については、「3. ホース敷設ルート」に示す。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2)海水取水方法</p> <p>2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアからの海水取水方法について、以下に示す。</p> <p>津波による影響については、津波により浸水することが考えられるが、取水路を通した湧き上がりによるものであることから、大きな波力は生じないと考えられる。2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアには作業の支障になるような構造物はないことから作業性や海水取水に影響はない。</p> <p>また、海水取水のための作業については津波によるスクリーンエリア浸水より10時間経過後であっても問題ないことから浸水した水が取水路を通して排水された後に実施する。</p> <p>①防潮壁のゲートから大容量送水ポンプを防潮壁内に進入させスクリーンエリア付近(O.P.+14.8m)に寄せ付ける。その後、水中ポンプを大容量送水ポンプ付属のクレーンでスクリーンエリアに降ろし、投入箇所付近まで人力で運搬する。</p> <p>②大容量送水ポンプに接続したホースをスクリーンエリアまで人力で降ろした後、スクリーンエリアに敷設する分のホースを大容量送水ポンプ付属のクレーンで吊り降ろす。</p> <p>③水中ポンプとホースを接続し、水中ポンプを投げ込み用ハッチから可搬型の吊り具により海面に吊り下ろす。</p> <p>なお、スクリーンエリアのO.P.+8.0mへの移動については昇降階段を使用する。</p> 			<p>【女川】記載方針の相違 •女川は海水取水方法を明確化している。</p>

第2図 スクリーンエリアにおける水中ポンプ吊降ろし作業イメージ

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

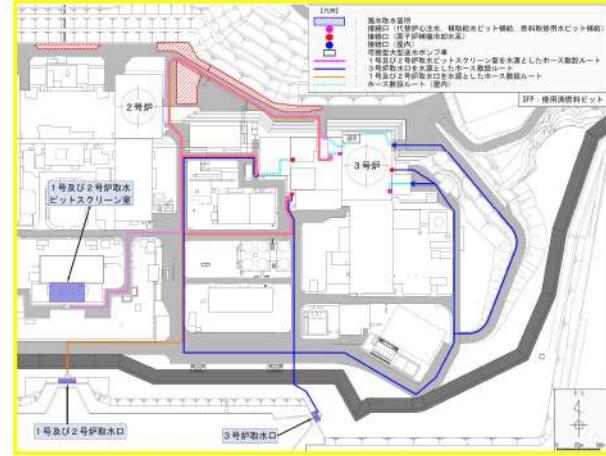
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 海水取水ホース敷設ルート</p> <p>(1) ホース敷設ルート</p> <p>2号炉取水口及び2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアからの海水取水ホースの敷設ルートについて第3図に示す。</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■: 取水ポイント ■: 代替取水ポイント ○: 接続口(除熱) ■: 原子炉捕獲代替冷却水系(海水送水)ホース敷設ルート1 ■: 原子炉捕獲代替冷却水系(海水排水)ホース敷設ルート1 ■: 原子炉捕獲代替冷却水系(海水送水)ホース敷設ルート2 ■: 原子炉捕獲代替冷却水系(海水排水)ホース敷設ルート2 (破線は建屋西側接続口使用時を示す) ■: 热交換器ユニット ■: 大容量送水泵 ■: 原子炉捕獲代替冷却水系海水排水エレバ ■: 可搬型重大事故等対応装置アクセスルート <p>第3図 原子炉捕機代替冷却水系ホース敷設ルート図</p>		<p>3. ホース敷設ルート</p> <p>(1) 淡水取水ホース敷設ルート</p> <p>淡水取水場所からのホースの敷設ルートについて第7図に示す。</p> <p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根はホース敷設ルートについて「補足資料(10)」に記載している。 <p>第7図 淡水取水ホースの敷設ルート図</p> <p>(2) 海水取水ホース敷設ルート</p> <p>海水取水場所からのホース敷設ルートについて第8図に示す。</p> <p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は「海水取水用ホース敷設ルート(建屋内)」について記載している。 <p>第8図 海水取水ホースの敷設ルート図(1/2)</p>	<p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違によるホース敷設ルートの相違。 <p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根はホース敷設ルートについて「補足資料(10)」に記載している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

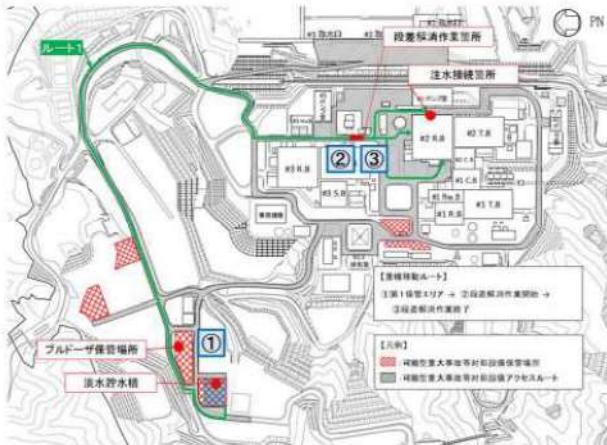
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第8図 海水取水ホースの敷設ルート図(2/2)</p> <p>The diagram illustrates the layout of the Tomi Power Plant site, showing the locations of Units 1, 2, and 3. It details the routes of sea water intake hoses (blue lines) from various intakes (1号及び2号炉取水口, 3号炉取水口) through piping systems (1号及び2号炉取水ビットスクリーン室, 1号及び2号炉吸水ビット) to various piping bitts (使用済料ビット, 循環口, 構造物内) and finally to the reactor buildings (1号炉, 2号炉, 3号炉). A legend provides definitions for the symbols used.</p>	<p>【女川】記載内容の相違 • プラントの相違による ホース敷設ルートの 相違。</p> <p>【島根】記載箇所の相違 • 島根はホース敷設ルートについて「補足資料(10)」に記載してい る。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

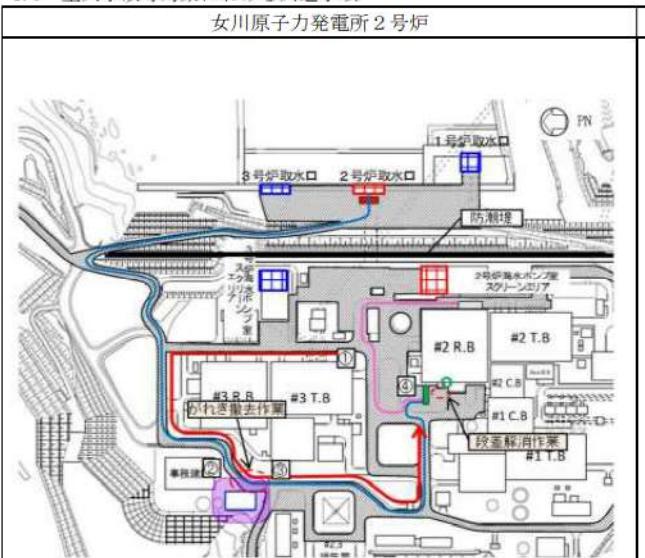
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2)海水取水ルートの復旧時間評価 海水取水ルートの確保について、復旧により時間を要する2号炉取水口から取水する場合を想定しても、重要事故シーケンスの制限時間が最も短い時間内に原子炉補機代替冷却水系の設置準備が完了することを確認する。</p> <p>a. 復旧ルート（除熱） 復旧するルートは復旧時間の最も長い組合せである、注水ルートのルート1（第4図参照）復旧後、原子炉補機代替冷却水系ホース敷設ルート（第5図参照）を復旧する場合の時間を評価する。 なお、アクセスルート復旧方法や条件については、ルート1及びルート2の復旧方法及び条件と同様とする。（添付資料 1.0.2-102 参照）</p>  <p>第4図 注水ルート（ルート1）</p>			<p>【女川】記載箇所の相違 •泊は海水取水場所からのホース敷設ルートも含めて「6.(4)仮復旧時間の評価」に記載している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ : 脱水ポンプ □ : 代替脱水ポンプ ○ : 排続口(除熱) — : 原子炉補機代替冷却水系(海水送水)ホース敷設ルート — : 原子炉補機代替冷却水系(海水排水)ホース敷設ルート ■ : 热交換器ユニット ■ : 大容量送水ポンプ □ : 原子炉補機代替冷却水系海水排水エリア → : 重機移動ルート ■ : 可搬型重大事故等対応設備アクセスルート □ : 排泄栓封構造物 ■ : 排泄影響範囲 			<p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は海水取水場所からのホース敷設ルートも含めて「6. (4) 仮復旧時間の評価」に記載している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

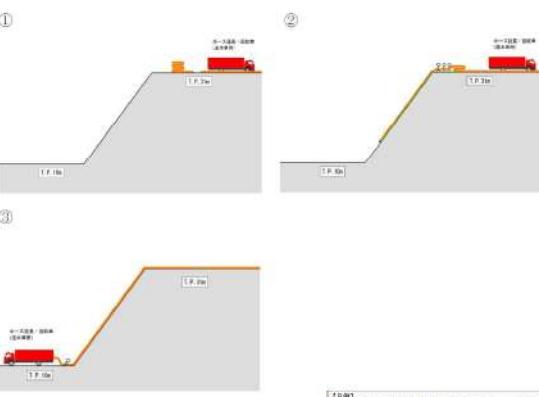
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
b. 除熱ルート復旧時間評価結果 原子炉補機代替冷却水系のホース敷設ルートの復旧については第1表のとおり213分(3.6時間)にて復旧が可能であることから、原子炉補機代替冷却水系準備制限時間の24.0時間までに熱交換器ユニットを設置できることを確認した(有効性評価上は3.6時間を4時間として評価する。)。 なお、タイムチャートについては添付資料1.0.2-110参照。 <p style="text-align: center;">第1表 原子炉補機代替冷却水系ホース敷設ルートの復旧時間評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区間</th><th>距離 [約m]</th><th>評価項目</th><th>所要時間 [分]</th><th>累積時間 [分]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①→②</td><td>410</td><td>重機移動</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr> <td rowspan="2">②→③</td><td rowspan="2">50</td><td>分解作業 (3号給排水処理建屋)</td><td>144</td><td>149</td></tr> <tr> <td>がれき撤去作業 (3号給排水処理建屋)</td><td>10</td><td>159</td></tr> <tr> <td rowspan="2">③→④</td><td rowspan="2">350</td><td>重機移動</td><td>3</td><td>162</td></tr> <tr> <td>段差解消</td><td>51</td><td>213</td></tr> </tbody> </table>	区間	距離 [約m]	評価項目	所要時間 [分]	累積時間 [分]	①→②	410	重機移動	5	5	②→③	50	分解作業 (3号給排水処理建屋)	144	149	がれき撤去作業 (3号給排水処理建屋)	10	159	③→④	350	重機移動	3	162	段差解消	51	213			<p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は海水取水場所からのホース敷設ルートも含めて「6. (4) 仮復旧時間の評価」に記載している。</p>
区間	距離 [約m]	評価項目	所要時間 [分]	累積時間 [分]																									
①→②	410	重機移動	5	5																									
②→③	50	分解作業 (3号給排水処理建屋)	144	149																									
		がれき撤去作業 (3号給排水処理建屋)	10	159																									
③→④	350	重機移動	3	162																									
		段差解消	51	213																									

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

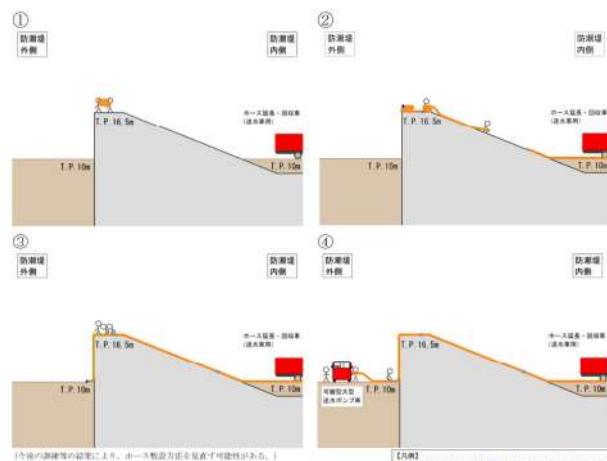
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>4. ホース敷設方法</p> <p>(1) 2号炉脇の法面箇所 2号炉脇の法面箇所における可搬型ホース（150A）の敷設方法について、以下に示す。</p> <p>① 法面付近（T.P. 31m）にホース延長・回収車（送水車用）を寄せ付け、2号炉脇の法面に敷設する分の可搬型ホースを降ろす。 ② ホース先端に保護キャップ及びロープを取り付け、2号炉脇の法面に人力で可搬型ホースを敷設する。 ③ 法面付近（T.P. 10m）にホース延長・回収車（送水車用）を寄せ付け、可搬型ホースを降ろし、法面に敷設された可搬型ホースと接続する。</p> <p>なお、ホース敷設後の充水確認及び定期的な点検については、法面上に設置された固定梯子を使用し、可搬型ホースに近づいて漏えい確認を行う。</p>  <p>【図9】2号炉脇の法面箇所におけるホース敷設（150A）の作業イメージ</p> <p>① ② ③</p> <p>（背景の斜面等に上り下りするホースを直す可動性のある。）</p> <p>【図9】2号炉脇の法面箇所におけるホース敷設（150A）の作業イメージ</p> <p>① ② ③</p> <p>（背景の斜面等に上り下りするホースを直す可動性のある。）</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は2号炉脇の法面箇所、防潮堤を越える箇所のホース敷設方法について明確化している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(2) 防潮堤を越える箇所 防潮堤を越える箇所における可搬型ホース（150A及び300A）の敷設方法について、以下に示す。</p> <p>(a) 可搬型ホース（150A）を敷設する場合</p> <p>① 防潮堤内側（T.P.10m）にホース延長・回収車（送水車用）を寄せ付け、防潮堤を越える箇所に敷設する分の可搬型ホースを降ろす。その後、人力で可搬型ホースを防潮堤天端（T.P.16.5m）まで運搬する。 ② 防潮堤内側の傾斜部に人力で可搬型ホースを敷設する。 ③ ホース先端に保護キャップ及びロープを取り付け、防潮堤外側の垂直部に人力で可搬型ホースを敷設する。 ④ 防潮堤外側（T.P.10m）に可搬型大型送水ポンプ車を寄せ付け、可搬型大型送水ポンプ車と可搬型ホースを接続する。</p> <p>なお、ホース敷設後の充水確認及び定期的な点検については、防潮堤外側に移動梯子を設置し、可搬型ホースに近づいて漏えい確認を行う。</p>  <p>（今後の訓練等の結果により、ホース敷設方法を変更可能となる。）</p>	

第10図 防潮堤を越える箇所におけるホース敷設（150A）の作業イメージ

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(b) 可搬型ホース（300A）を敷設する場合</p> <p>① 防潮堤外側（T.P.10m）に可搬型大容量海水送水ポンプ車を寄せ付け、防潮堤を越える箇所に敷設する分の可搬型ホースを降ろす。その後、可搬型大容量海水送水ポンプ車に付属のクレーンを用いて、防潮堤天端（T.P.16.5m）に可搬型ホースを吊り下ろす。</p> <p>② 防潮堤内側の傾斜部に人力で可搬型ホースを敷設する。</p> <p>③ ホース先端に保護キャップ及びロープを取り付け、防潮堤外側の垂直部に人力で可搬型ホースを敷設する。</p> <p>④ 可搬型大容量海水送水ポンプ車と可搬型ホースを接続する。</p> <p>なお、ホース敷設後の充水確認及び定期的な点検については、防潮堤外側に移動梯子を設置し、可搬型ホースに近づいて漏えい確認を行う。</p> <p>（今後の訓練等の結果により、ホース敷設方法を直角ずつ変化がある。）</p> <p>■ 可搬型ホース (300A) ■ 保護キャップ ■ ロープ</p>	

第11図 防潮堤を越える箇所におけるホース敷設（300A）の作業イメージ

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>参考資料－1 放水砲の設置位置</p> <p>放射性物質拡散抑制及び泡消火放水（航空機燃料火災）のために設置する放水砲について、設置及び運搬が可能な範囲を第1図及び第2図に示す。</p>  <p>第1図 放射性物質拡散抑制時の放水砲が設置可能な範囲</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	<p>参考資料－1 放水砲の設置位置</p> <p>放射性物質拡散抑制及び泡消火放水（航空機燃料火災）のために設置する放水砲について、設置及び運搬が可能な範囲を第1図及び第2図に示す。</p>  <p>第1図 放射性物質拡散抑制時の放水砲が設置可能な範囲</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は放水砲の設置位置を明確化している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う図の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>【P.32mからの放水の場合】 原子炉格納容器頂部への射程範囲 約43°～約46° (放水砲の角度70°～75°)</p> <p>【P.10mからの放水の場合】 原子炉格納容器頂部へは届かないが 原子炉格納容器ドーム部の一部、円筒部 及び原子炉建屋屋上への注放水は可能</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は放水砲の設置位置を明確化している。</p>

第2図 泡消火放水時（航空機燃料火災）の放水砲が設置可能な範囲

放水砲は現場状況に応じて、第1図及び第2図に示す円の内側の任意の範囲に設置する。

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

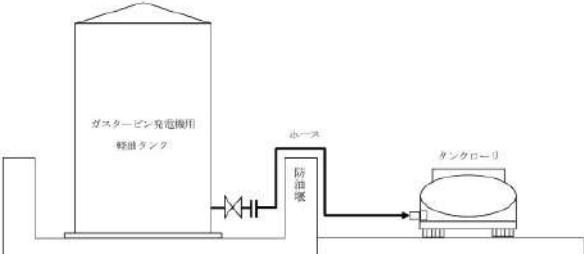
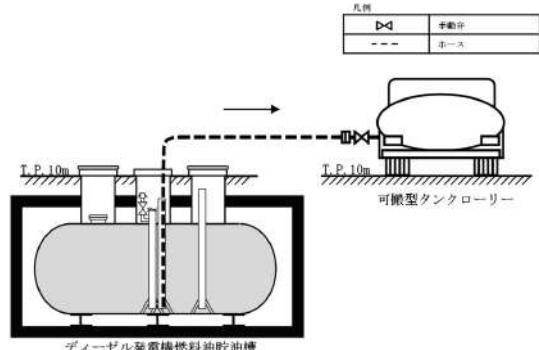
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">参考資料-2</p> <p style="text-align: center;">タンクローリの設置位置及び燃料補給作業について</p> <p>重大事故等対応で必要となるタンクローリは、ガスタービン発電機用軽油タンク又は非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等より、可搬型設備に給油するための燃料を補給する。第1,3図にタンクローリの設置が可能な範囲を、第2,4図に燃料補給作業のイメージ図を示す。</p> <p>ガスタービン発電機用軽油タンク及び非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等は、岩盤に直接支持される構造であり、タンクローリ配置範囲はアクセスルート上であることから地震時の液状化及び搖すり込みによる不等沈下により段差が発生しないため、補給作業に影響はない。</p> <p>また、タンクローリはガスタービン発電機用軽油タンク及び非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等の近傍にアクセス可能であり、燃料補給作業に影響はない。</p> <p>なお、タンクローリ補給後のホース内残存油については、タンクローリ側のポンプにより吸わせることでタンクローリ側への回収処理が可能である。</p>	<p style="text-align: center;">参考資料-2</p> <p style="text-align: center;">可搬型タンクローリーの設置位置及び燃料補給作業について</p> <p>重大事故等対応で必要となる可搬型設備に給油するための燃料補給作業は、可搬型タンクローリーによる直接汲み上げ又はディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる汲み上げを行う。第1,3,5図に可搬型タンクローリーの設置が可能な範囲を第2,4,6図に燃料補給作業のイメージ図を示す。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）は、岩盤に直接支持される構造であり、可搬型タンクローリー配置範囲はアクセスルート上であることから地震時の液状化及び搖すり込みによる不等沈下により15cm以上の段差が発生しないため、補給作業に影響はない。</p> <p>また、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる汲み上げを行う場合のホース敷設範囲は、頑健な建屋内及び屋外のアクセスルートであることから、燃料補給作業に影響はない。</p> <p>なお、可搬型タンクローリー補給後のホース内残存油については、可搬型タンクローリー側のポンプにより吸わせることで可搬型タンクローリー側への回収処理が可能である。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は可搬型タンクローリーの設置位置を明確化している。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>【凡例】 ● : アクセスルート（車両・要員） ■ : アクセスルート（要員）</p> <p>ガスタービン発電機用 軽油タンク</p> <p>タンクローリー^{※1}</p> <p>※1: 配置場所は今後の検討結果等により変更の可能性有。</p> <p>第1図 ガスタービン発電機用軽油タンクから給油する時の タンクローリーの配置イメージ</p>  <p>ガスタービン発電機用 軽油タンク</p> <p>油ホース</p> <p>防油塗</p> <p>タンクローリー</p> <p>第2図 タンクローリー給油イメージ (ガスタービン発電機用軽油タンクを使用する場合)</p>	 <p>可搬型タンクローリー</p> <p>3号炉原子炉建屋</p> <p>3号炉ディーゼル発電機建屋</p> <p>【凡例】 ● : アクセスルート（車両・要員） ■ : アクセスルート（要員） ▲ : ディーゼル発電機燃料油貯油槽 — : 給油ホース</p> <p>第1図 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーによる直接汲み上げを行う場合の可搬型タンクローリーの配置 イメージ</p>	 <p>凡例 ▲ : 手動弁 - - - : ホース</p> <p>T.P. 10m</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型タンクローリー</p> <p>第2図 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリー給油イメージ (可搬型タンクローリーによる直接汲み上げを行う場合)</p>	<p>【女川】記載方針の相違 • 泊は可搬型タンクローリーの設置位置を明確化している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 • プラントの相違に伴う図の相違。</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

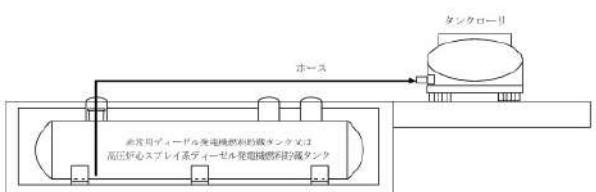
島根原子力発電所 2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第3図 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等から給油する時のタンクローリの配置イメージ

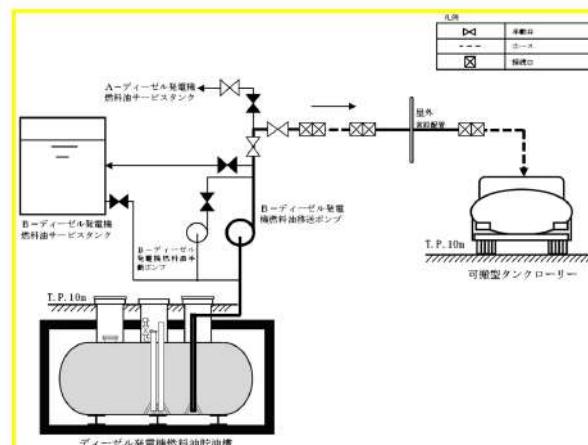


第4図 タンクローリ給油イメージ（非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用する場合）

本資料のうち、機密みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



第3図 ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる汲み上げを行う場合の可搬型タンクロリードの配置イメージ

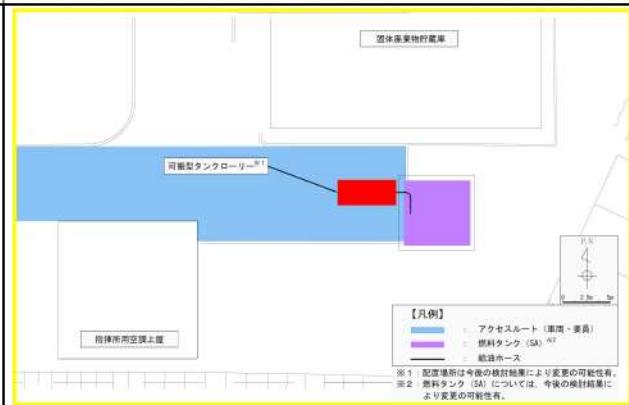
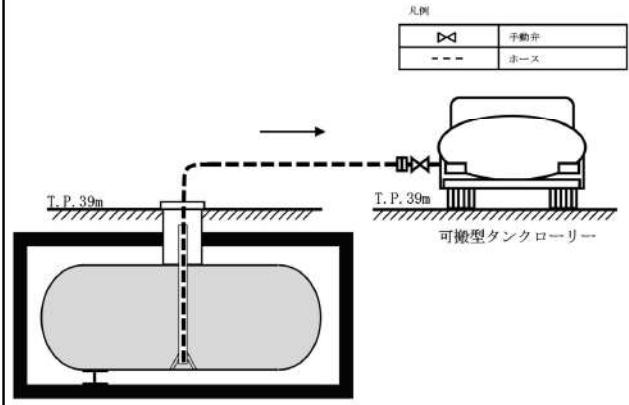


第4図 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリー給油イメージ（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる汲み上げを行う場合）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第5図 燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーによる直接汲み上げを行う場合の可搬型タンクローリーの配置イメージ</p>  <p>第6図 燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリー給油イメージ (可搬型タンクローリーによる直接汲み上げを行う場合)</p>	<p>【女川】記載方針の相違 • 泊は可搬型タンクローリーの設置位置を明確化している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 • プラントの相違に伴う図の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙(3) 可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について</p> <p>1. 可搬型設備接続箇所の考え方 可搬型設備のうち原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものの接続口については、設置許可基準規則第43条第3項第3号の要求より、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、接続口を異なる複数の場所に設置する。</p> <p>その他の可搬型設備の接続口については、必要な容量を確保することが可能な数を設けた上で、設備の信頼度等を考慮し、必要に応じて更なる安全性向上のために予備を確保する。</p> <p>可搬型設備の接続口の一覧表を第1表及び第2表に、可搬型設備の接続方法を第1図に、建屋接続場所を第2図に示す。</p>	<p>別紙(2) 可搬型設備の接続口の配置及び仕様について</p> <p>1. 可搬型設備の接続口の考え方 可搬型設備のうち原子炉建物の外から水又は電源を供給するものの接続口については、『設置許可基準規則』第四十三条第3項第三号の要求より、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、接続口を複数箇所に設けるとともに、一つの接続口につき一つの機能としている。</p> <p>その他の可搬型設備の接続口については、必要な容量を確保することのできる数を設けた上で、設備の信頼度等を考慮し、必要に応じて自主的に予備を確保する。</p> <p>可搬型設備の接続口一覧を第1表及び第2表、接続口の写真を第1図、可搬型設備の配置図を第2図、接続場所を第3図に示す。</p>	<p>別紙(3) 可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について</p> <p>1. 可搬型設備接続箇所の考え方 可搬型設備のうち原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給するものの接続口については、設置許可基準規則第四十三条第3項第三号の要求より、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、接続口を異なる複数の場所に設置する。</p> <p>その他の可搬型設備の接続口については、必要な容量を確保することのできる数を設けた上で、設備の信頼度等を考慮し、必要に応じて自主的に予備を確保する。</p> <p>可搬型設備の接続口一覧を第1表及び第2表に、可搬型設備の接続方法を第1図に、可搬型設備の配置図を第2図に、接続場所を第3図に示す。</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【島根】設備の相違 ・泊は注水・補給用の接続口については、炉心注水／補助給水ピットへの補給／燃料取替用水ピットへの補給の3つの機能を共有し、配管経路の弁の切替えにより送水先を変更できるよう設計している。有効性評価の想定において、これらの機能を同時に使用使用することはないため、1つの接続口につき1つの機能とはしていない。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉				島根原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由								
第1表 可搬型設備のうち原子炉建屋の外から水又は電力を供給するもの						第1表 可搬型設備のうち原子炉建物の外から水又は電源を供給する接続口一覧						【女川及び島根】記載内容の相違								
可搬型設備名	口数	接続方法	仕様	接続口に接続する可搬型設備名	接続口配置箇所	接続方式	仕様	可搬型設備名	口数	接続方法	仕様	・プラントの相違による可搬型設備、接続箇所及び仕様の相違。								
大容量送水ポンプ（タイプI） ・原子炉・格納容器下部注水接続口	3箇所 (原子炉建屋 北、東、建屋内)	フランジ接続	150A	・低圧原子炉代替注水系（可搬型）接続口	3箇所 (原子炉建物西、南、建物内)	結合金具接続	150A	【代替炉心注水、補助給水ピット補給、燃料取替用水ピット補給】	2箇所 (原子炉建屋 東(建屋内)、原子炉補助建屋 西(建屋内))	結合金具接続	150A	【女川及び島根】記載内容の相違								
大容量送水ポンプ（タイプI） ・格納容器スプレイ接続口	3箇所 (原子炉建屋 北、東、建屋内)	フランジ接続	150A	・格納容器代替スプレイ系（可搬型）接続口	3箇所 (原子炉建物西、南、建物内)	結合金具接続	150A	可搬型大型送水ポンプ車	1箇所	結合金具接続	150A	【女川及び島根】記載内容の相違								
大容量送水ポンプ（タイプI） ・燃料ブルースプレイ接続口	3箇所 (原子炉建屋 北、東、建屋内)	フランジ接続	150A	・ペデスタル代替注水系（可搬型）接続口	3箇所 (原子炉建物西、南、建物内)	結合金具接続	150A	・可搬型大型送水ポンプ車30m接続口	1箇所	結合金具接続	150A	【女川及び島根】記載内容の相違								
大容量送水ポンプ（タイプI） ・燃料ブルースプレイ接続口	3箇所 (原子炉建屋 北、東、建屋内)	フランジ接続	150A	・燃料ブルースプレイ系（常設スプレイヘッド）接続口	2箇所 (原子炉建物西、南)	結合金具接続	150A	【原子炉補機冷却水系通水】	1箇所	結合金具接続	150A	【女川及び島根】記載内容の相違								
熱交換器ユニット ・熱交換器ユニット接続口 (RHR供給)	3箇所 (原子炉建屋 北、西、建屋内)	フランジ接続	200A	移動式代替熱交換設備 ・原子炉補機代替冷却系接続口	2箇所 (原子炉建物西、南)	フランジ接続	250A	可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水東側接続口	3箇所 (原子炉建屋 東、原子炉補助建屋 南、原子炉補助建屋 西(建屋内))	結合金具接続	150A	【女川及び島根】記載内容の相違								
熱交換器ユニット ・熱交換器ユニット接続口 (RHR戻り)	3箇所 (原子炉建屋 北、西、建屋内)	フランジ接続	200A	大型送水ポンプ車 ・原子炉補機代替冷却系接続口	1箇所 (原子炉建物内)	結合金具接続	250A	・可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水南側接続口	1箇所	結合金具接続	150A	【女川及び島根】記載内容の相違								
熱交換器ユニット ・熱交換器ユニット接続口 (その他負荷供給)	3箇所 (原子炉建屋 北、西、建屋内)	フランジ接続	200A	高圧発電機車 ・高圧発電機車接続プラグ収納箱	2箇所 (原子炉建物西、南)	コネクタ接続	72A	・可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水屋内接続口	1箇所	結合金具接続	150A	【女川及び島根】記載内容の相違								
熱交換器ユニット ・熱交換器ユニット接続口 (その他負荷戻り)	3箇所 (原子炉建屋 北、西、建屋内)	フランジ接続	200A	高圧発電機車 ・緊急用メタクラ接続プラグ盤	1箇所 (ガスターイン発電機建物)	コネクタ接続	72A	【代替交流電源】	2箇所	ボルト・ネジ接続	150mm ²	【女川及び島根】記載内容の相違								
電源車 ・電源車接続口	2箇所 (原子炉建屋 西、建屋内)	コネクタ接続	—					可搬型代替電源車	1箇所	ボルト・ネジ接続	60mm ²	【女川及び島根】記載内容の相違								
第2表 その他の可搬型設備						第2表 その他の可搬型設備の接続口一覧						・プラントの相違による可搬型設備、接続箇所及び仕様の相違。								
可搬型設備名	口数	接続方法	仕様	接続口に接続する可搬型設備名	接続口配置箇所	接続方法	仕様	可搬型設備名	口数	接続方法	仕様	【女川及び島根】記載内容の相違								
大容量送水ポンプ（タイプI） ・復水貯蔵タンク接続口	1箇所 (CST連絡トレーニング／バルブ室)	フランジ接続	150A	直流水電車 ・直流水電車接続口	2箇所 (廃棄物処理建物南、原子炉建物南)	コネクタ接続	57A	【代替格納容器スプレイ】	2箇所	結合金具接続	150A	【女川及び島根】記載内容の相違								
大容量送水ポンプ（タイプI） ・復水貯蔵タンク接続マンホール	1箇所 (復水貯蔵タンク)	フランジ接続	150A	大量送水車 ・原子炉ウェル代替注水系接続口	2箇所 (原子炉建物西、南)	結合金具接続	150A	可搬型大型送水ポンプ車	1箇所	結合金具接続	100A	【女川及び島根】記載内容の相違								
大容量送水ポンプ（タイプI） ・フィルタ装置水接続口（屋外）	1箇所 (原子炉建屋 北)	フランジ接続	65A	可搬式窒素供給装置 ・窒素ガス代替注入系サブレッシュ・チャンバ側供給用接続口	2箇所 (原子炉建物南、建物内)	結合金具接続	50A	・可搬型大型送水ポンプ車10m接続口	1箇所	結合金具接続	150A	【女川及び島根】記載内容の相違								
大容量送水ポンプ（タイプI） ・フィルタ装置水・薬液接続口（屋内）	1箇所 (原子炉建屋 建屋内)	フランジ接続	65A	可搬式窒素供給装置 ・可搬型大型送水ポンプ車代替給水ライン接続口	2箇所 (原子炉建物南、建物内)	結合金具接続	50A	・可搬型大型送水ポンプ車33m接続口	1箇所	結合金具接続	100A	【女川及び島根】記載内容の相違								
可搬型窒素ガス供給装置 ・可搬型窒素ガス供給装置接続口	2箇所 (原子炉建屋 北、建屋内)	フランジ接続	50A	大量送水車 ・格納容器フィルタベント系スクラバ水補給用接続口	1箇所 (原子炉建物南)	フランジ接続	25A	【使用済燃料ビット注水】	1箇所 (原子炉建屋 西)	結合金具接続	150A	【女川及び島根】記載内容の相違								
				第1ベントフィルタ出口水素濃度 ・格納容器フィルタベント系水素濃度測定接続口	1箇所 (原子炉建物南)	アダプタ接続	26A	可搬型大型送水ポンプ車	1箇所 (原子炉建屋 建屋内)	結合金具接続	150A	【蒸気発生器注水】	1箇所 (原子炉建屋 建屋内)	結合金具接続	150A	【女川及び島根】記載内容の相違				
								・可搬型大型送水ポンプ車代替給水ライン接続口	1箇所	結合金具接続	150A	【原子炉補機冷却海水系通水】	2箇所 (ディーゼル発電機建屋 建屋内)	フランジ接続	150A	【女川及び島根】記載内容の相違				
								可搬型大容量海水送水ポンプ車	2箇所	結合金具接続	150A	・可搬型大容量海水送水ポンプ車A母管接続口	1箇所 (原子炉補助建屋 建屋内)	結合金具接続	32A	【燃料補給】	3箇所 (原子炉建屋 建屋内、原子炉補助建屋 建屋内、原子炉補助建屋 南)	維手接続	32A	【女川及び島根】記載内容の相違
								・可搬型大容量海水送水ポンプ車B母管接続口	1箇所	結合金具接続	150A	・可搬型大容量海水送水ポンプ車A母管接続口	1箇所 (原子炉補助建屋 建屋内)	結合金具接続	32A	・可搬型大容量海水送水ポンプ車B母管接続口	1箇所 (原子炉補助建屋 建屋内)	結合金具接続	32A	【女川及び島根】記載内容の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

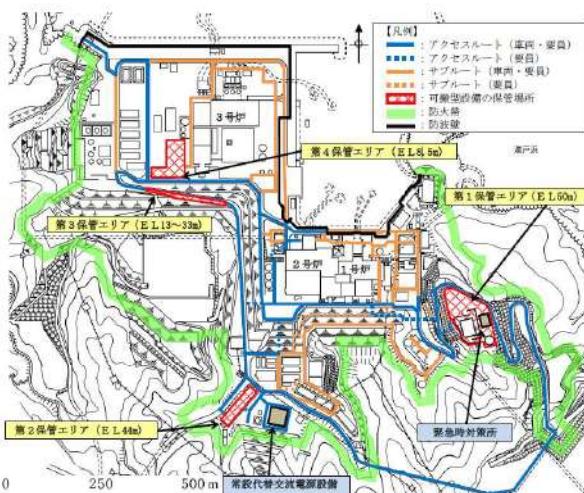
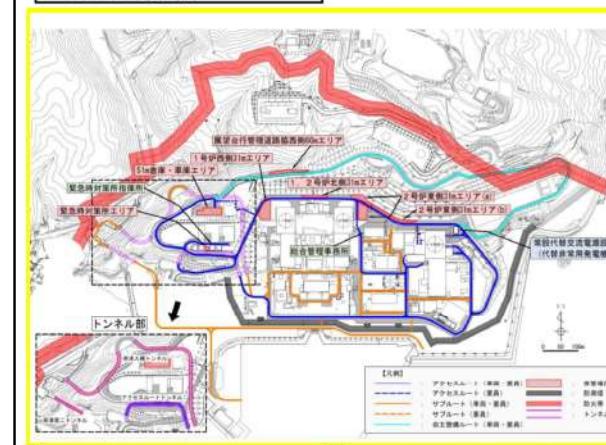
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>コネクタ接続</p>	 <p>結合金具接続</p>  <p>法兰ジ接続</p>  <p>コネクタ接続</p>  <p>アダプタ接続</p>	 <p>結合金具接続</p>  <p>ボルト・ネジ接続 (代替直流電源)</p>  <p>ボルト・ネジ接続 (代替交流電源)</p>	<p>第1図 可搬型設備の接続方法</p> <p>第1図 接続口の写真（例示）</p> <p>第1図 可搬型設備の接続方法</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による接続方法の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

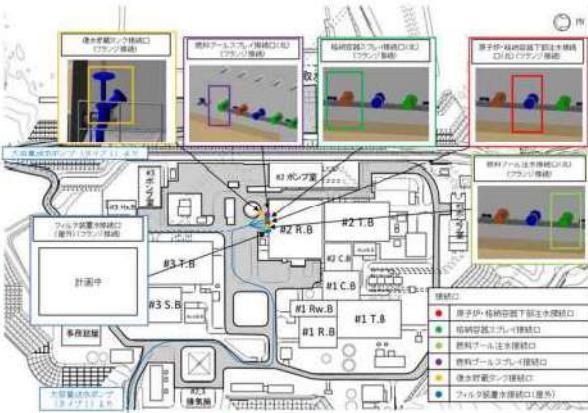
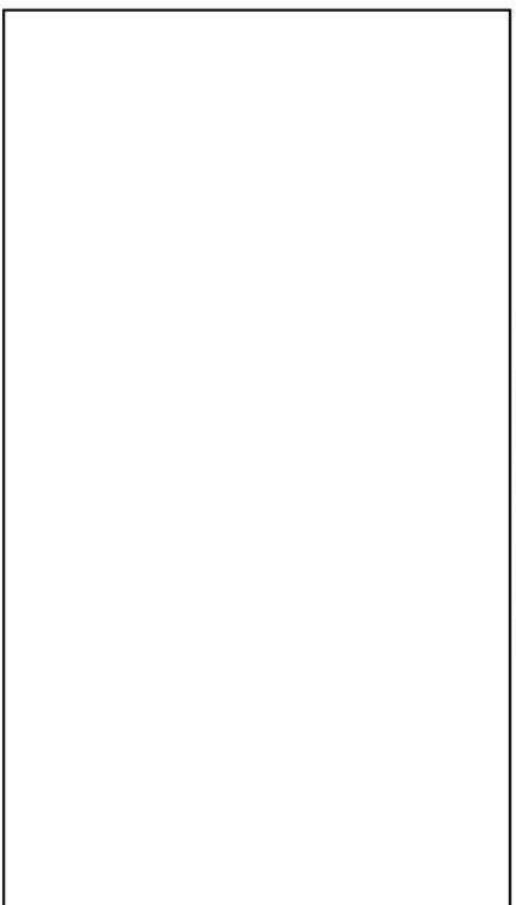
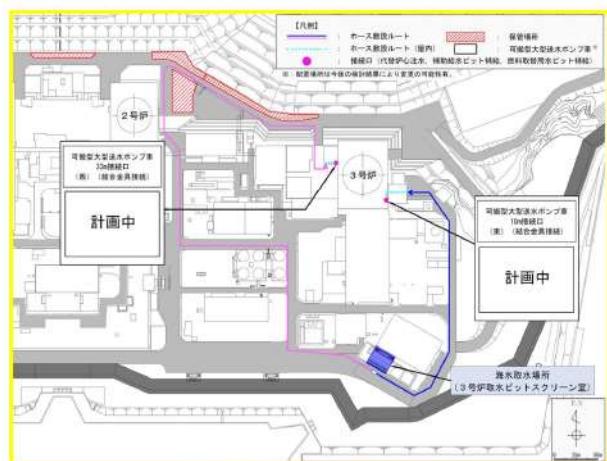
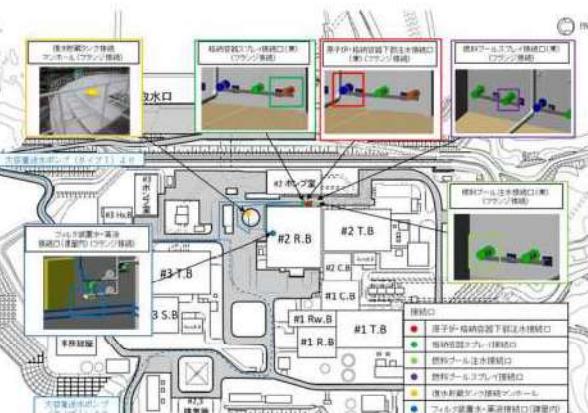
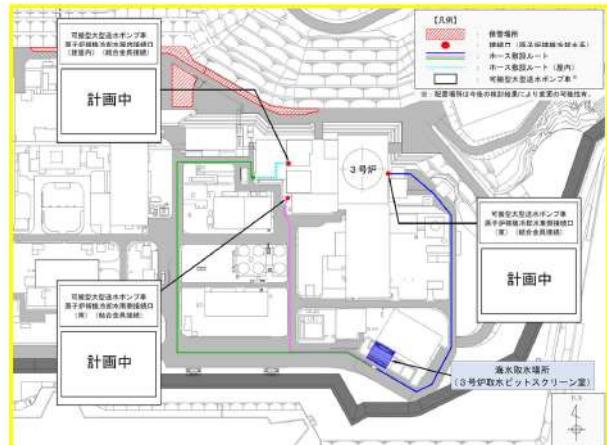
1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表			
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第4保管エリア【E.L.S.5m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高圧発電機車：3台 大量送水車：2台 自動式水槽車：1台 サブルート（要員）：1台 可搬式空氣供給装置：1台 男1～2人用ブルート（送水車用）：1台 ガソリンボンベ：1台 シルトフニッシュ（輸送用）：約 320t 小型船舶：1隻 防護施設：3組 放水塔：1台 消防火薬庫：5箱 ガソリンボンベ：1台 可搬式エアタッking・オスト：6台 可搬式気象観測装置：1台 監視用車両（警備車）：5台 監視用車両（巡回車）：5台 監視用車両（巡回車・警備車兼用）：30本 緊急時対策用空氣化風扇：1台 緊急時対策用空氣化フィルタユニット：1台 ホイールロード：1台 <p>第1保管エリア【E.L.50m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高圧発電機車：2台 大量送水車：1台 各種代用燃料供給装置：1台 可搬式空氣供給装置：1台 第1～2人用ブルート（送水車用）：1台 ガソリンボンベ：1台 シルトフニッシュ（輸送用）：約 300t 小型船舶：1隻 小形船舶：1隻 放水塔：1台 消防火薬庫：1台 ガソリンボンベ：1台 可搬式エアタッking・オスト：6台 可搬式気象観測装置：1台 監視用車両（警備車）：5台 監視用車両（巡回車）：5台 監視用車両（巡回車・警備車兼用）：30本 緊急時対策用空氣化風扇：2台 緊急時対策用空氣化フィルタユニット：2台 ホイールロード：1台  <p>第3保管エリア【E.L.13～33m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高圧発電機車：1台 大量送水車：1台 各種代用燃料供給装置：1台 大型送水ポンプ車：1台 サブルート（要員）：1台 ホイールロード：1台 <p>第2保管エリア【E.L.4dn】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大量送水車：1台 <p>第2 図 可搬型設備 配置図</p>	<p>5km 距離・北東エリア【T.P.5m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：2台 ホース延長・回収車（送水車用）：1台 可搬型エアタッking・オスト：2台 可搬型大型送水ポンプ車：1台 シルトフニッシュ（輸送用）：1台 放水塔：1台 放混合設備：1台 集水樹シルトフニッシュ：1組 <p>2号機東側3kmエリア(a)【T.P.31m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：1台 ホース延長・回収車（送水車用）：1台 可搬型エアタッking・オスト：1台 可搬型直流水用ポンプ車：1台 ゴイルロード：1台 バックホウ：1台 緊急時対策用発電機：2台 小型船舶：1組 <p>1, 2号机北側3kmエリア【T.P.31m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：1台 放水塔：1台 放混合設備：1台 <p>5km 距離・西側600mエリア【T.P.60m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：1台 ホース延長・回収車（送水車用）：1台 可搬型代替ポンプ車：1台 可搬型直流水用ポンプ車：1台 <p>※: 本エリアには、保守点検による待機除荷時のバックアップのみを配備するため、重大事故等時にただちにアクセスする必要はない。</p>  <p>1号機西側3kmエリア【T.P.31m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替ポンプ車：1台 可搬型直流水用ポンプ車：1台 シルトフニッシュ：2台 小型船舶：1組 ホース延長・回収車（送水車用）：1台 バックホウ：1台 <p>2号機東側3kmエリア(a)【T.P.31m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：2台 ホース延長・回収車（送水車用）：2台 可搬型エアタッking・オスト：2台 可搬型代替ポンプ車：1台 可搬型直流水用ポンプ車：1台 集水樹シルトフニッシュ：2組 緊急時対策用発電機：2台 <p>緊急時対策用発電機：4台</p> <p>注：サブルートは、地震及び津波時に操作しない。自主搬運ルートは、使用可能な場合に活用する。 注：各保管エリアに、可搬型重大事故等分岐装置を記載。 注：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。 注：防護堤外側のサブルートの位置及び岸壁入構トネルの形状については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>第2 図 可搬型設備 配置図</p>	<p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は可搬型設備の配置を記載。 	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

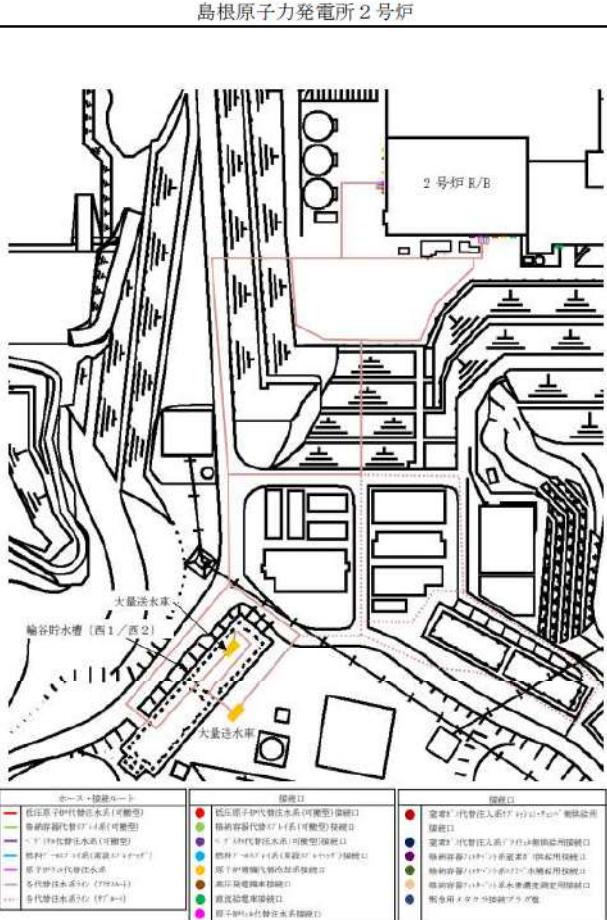
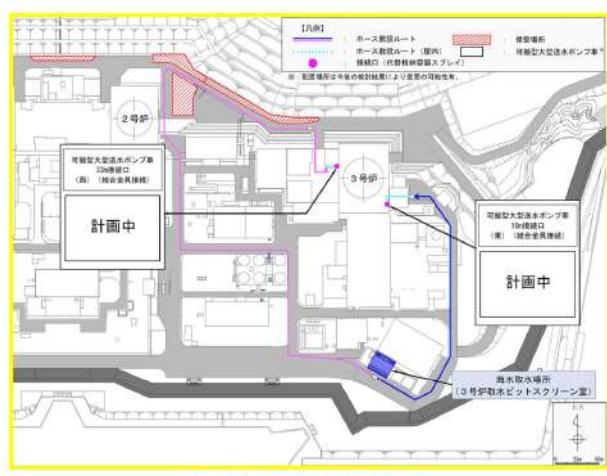
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第2図 建屋接続場所 (1/7)</p>	 <p>第3図 可搬型設備 接続口の配置図 (1/5)</p>	 <p>第3図 建屋接続場所(1/8)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による建屋接続場所の相違。</p>
 <p>第2図 建屋接続場所 (2/7)</p>		 <p>第3図 建屋接続場所(2/8)</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

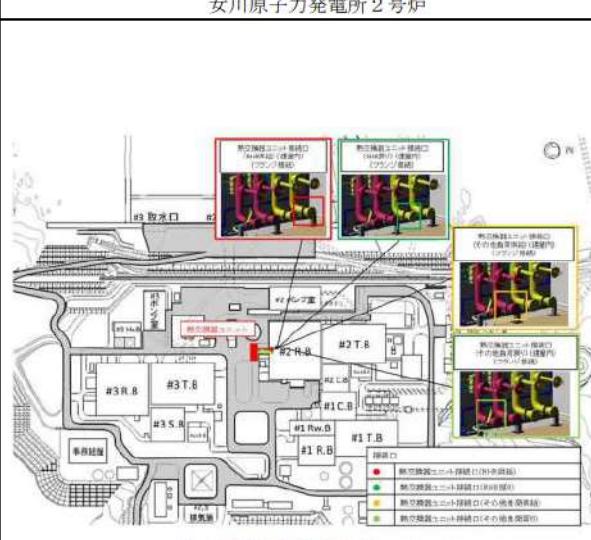
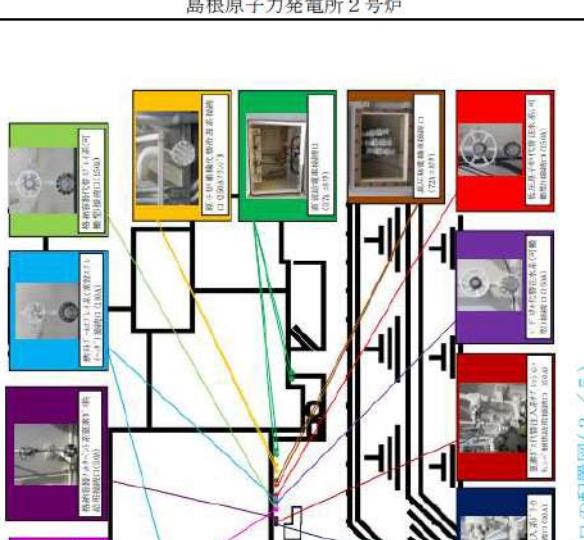
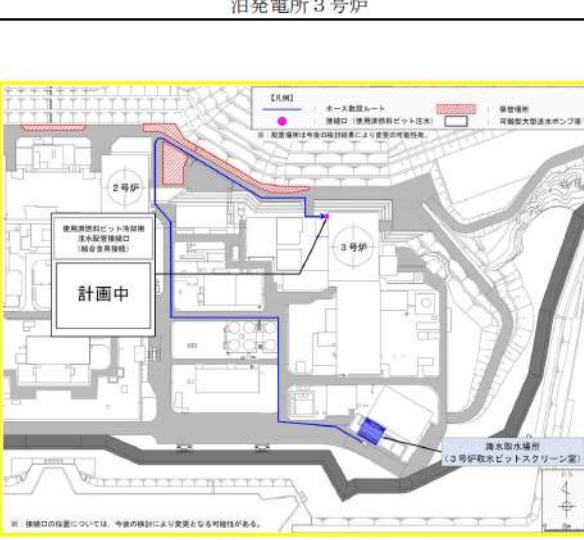
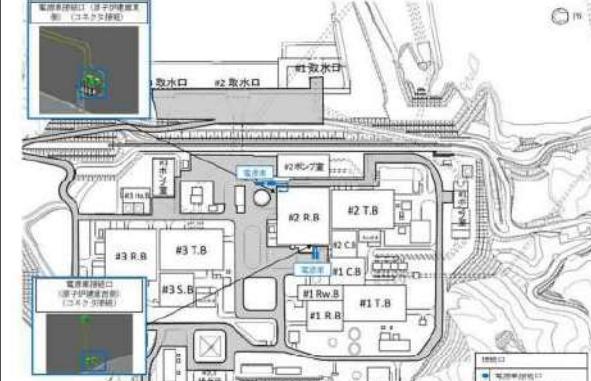
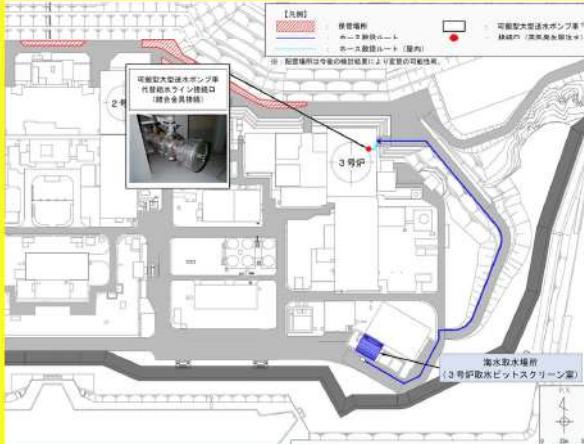
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第2図 建屋接続場所 (3／7)</p> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	 <p>第3図 可搬型設備 接続口の配置図 (2／5)</p>	 <p>第3図 建屋接続場所 (3／8)</p>	
		 <p>第3図 建屋接続場所 (4／8)</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

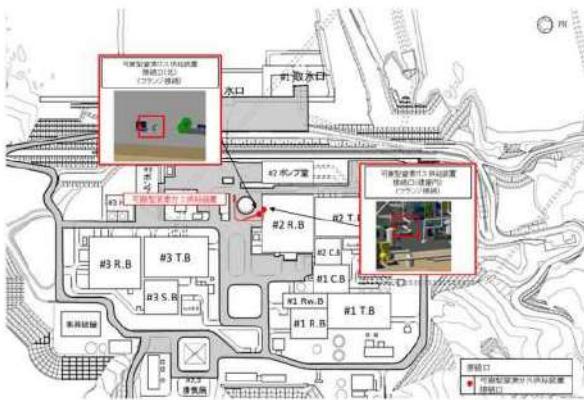
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第2図 建屋接続場所 (5/7)</p>	 <p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>第3図 可搬型設備 接続口の配置図 (3/5)</p>	 <p>泊発電所3号炉</p> <p>第3図 建屋接続場所 (5/8)</p>	
 <p>第2図 建屋接続場所 (6/7)</p>		 <p>第3図 建屋接続場所 (6/8)</p>	

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

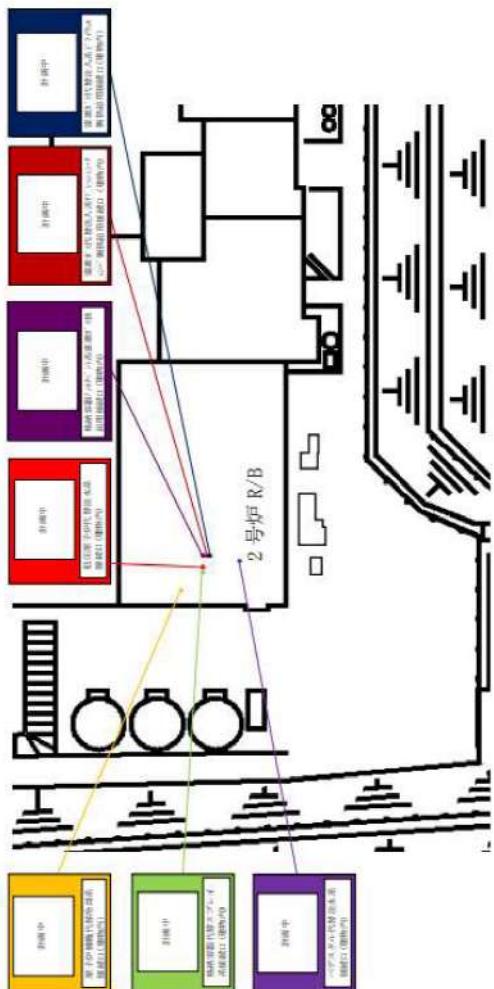
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉



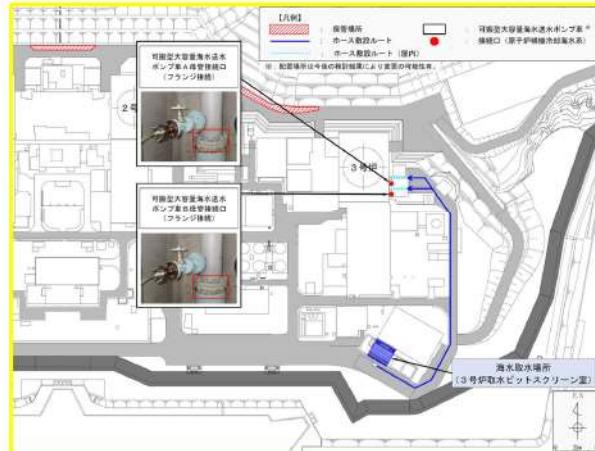
第2図 建屋接続場所（7／7）

島根原子力発電所 2号炉



第3図 可搬型設備 接続口の配置図(4／5)

泊発電所 3号炉



第3図 建屋接続場所(7/8)

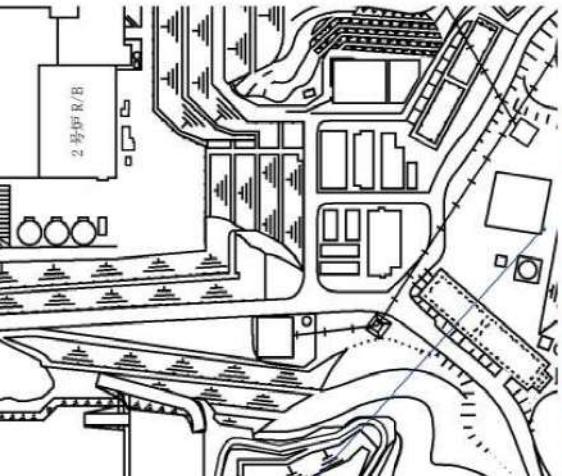


第3図 建屋接続場所(8/8)

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第3図 可搬型設備 接続口の配置図(5／5) 		

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 可搬型設備の配置</p> <p>可搬型設備の配置に当たって、有効性評価シナリオのうち、可搬型設備の配置数が最も多いシナリオ（雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損））を選択し、可搬型設備の配置が可能であること、ホース及びケーブル敷設が可能であることを確認した。</p> <p>ホース及びケーブル敷設完了後におけるタンクローリー等の車両通行が想定されるが、ホースブリッジの設置によってアクセス性を確保する。また、ホース及びケーブル同士の交差箇所は、治具等を設置することで、互いに干渉しないようにする。</p> <p>配置条件を第3表に、可搬型設備の配置図を第4、5図に示す。</p>		<p>【島根】記載箇所の相違 • 泊は別紙(28)に有効性評価シナリオのうち、可搬型設備の配置数が最も多くなるシナリオでの可搬型設備の配置及びホースが可能であることを記載している。</p>

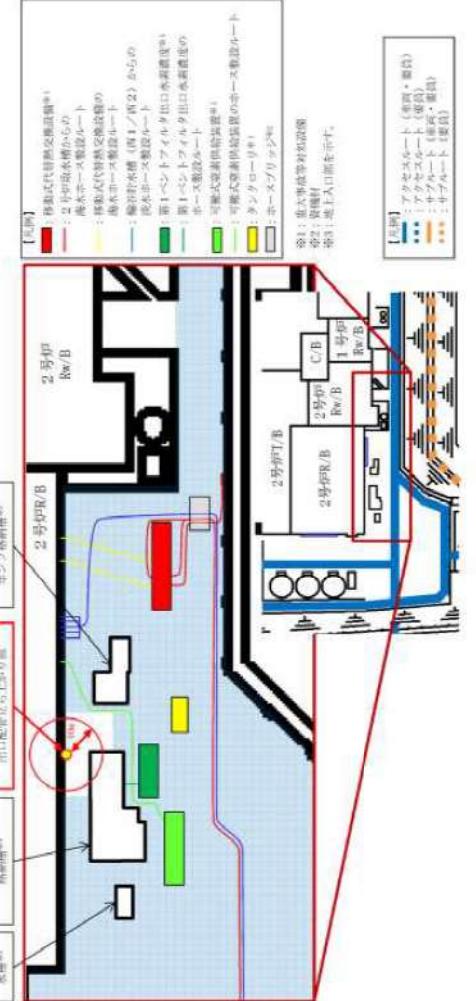
第3表 作業成立性の配置条件

項目	条件	
有効性評価シナリオ	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）	
配置する可搬型設備 ^④	大量送水車：1台 移動式代替熱交換設備：1台 大型送水ポンプ車：1台	可搬式重要供給装置：1台 第1ペントフィルタ出口水素濃度：1台 タンクローリー：1台
接続口使用箇所	2号泊原子炉建物南側又は西側	
取水箇所	淡水：輪谷町水槽（西1）及び輪谷町水槽（西2） 海水：非常用取水設備（2号缶取水槽）	
ホース敷設前に配置する可搬型設備	移動式代替熱交換設備：1台	可搬式重要供給装置：1台 第1ペントフィルタ出口水素濃度：1台

※：大量送水車は輪谷町水槽（西1）及び輪谷町水槽（西2）。大型送水ポンプ車は非常用取水設備（2号缶取水槽）周辺に配置するため、第4、5図に記載していない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第4図 2号炉建物南側における可搬型設備の配置図</p>		

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

第5図 2号炉原子炉建物西側における可搬型設備の配置図

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p>3. 環境条件</p> <p>可搬型設備の設置場所に対する環境条件について、2号炉原子炉建物南側に設置してある格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部周辺における被ばく評価を実施した。ベント実施後に想定される作業を考慮した可搬型設備の配置図を第6図に示す。</p> <p>2号炉原子炉建物南側の格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部周辺で、ベント実施直後に実施する作業は無いが、出口配管立ち上がり部から10m地点（2号炉原子炉建物南側接続口付近）において事故後約43時間（ベント後10時間）及び事故後7日時点、出口配管立ち上がり部から1m地点において事故後7日、30日、60日時点の線量率を評価した。なお、作業エリアの比較のため、2号炉原子炉建物西側接続口付近についても評価した。</p> <p>第4表に示す線量評価結果のとおり、短時間のアクセス等は可能な線量率であると考えられる。</p> <p>第4表 格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部周辺の線量評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価場所</th><th>事故後時間</th><th>線量率 (nSv/h) （うち、配管寄与分）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評価点A（格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部（雨水排水ライン）から10m地点（2号炉原子炉建物南側接続口付近））</td><td>約43時間 (ベント後10時間)</td><td>約13（約2.5）</td></tr> <tr> <td>7日（168時間）</td><td>約5.0（約0.8）</td></tr> <tr> <td rowspan="3">評価点A（格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部（雨水排水ライン）から1m地点）</td><td>7日（168時間）</td><td>約85（約81）</td></tr> <tr> <td>30日</td><td>約9.2（約5.1）</td></tr> <tr> <td>60日</td><td>約6.2（約2.1）</td></tr> <tr> <td rowspan="2">評価点B（2号炉原子炉建物西側接続口付近）</td><td>約43時間 (ベント後10時間)</td><td>約9.0（約—）^{※2}</td></tr> <tr> <td>7日（168時間）</td><td>約3.7（約—）^{※2}</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：2号炉原子炉建物からの直接線・スカイシャイン線、クラウドシャイン、グランドシャイン、吸入摂取（PF50全面マスク着用）に加えて、W/Wベントに伴い格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部に浮遊する放射性物質及び雨水排水ライン配管に蓄積する放射性物質（格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部に付着する放射性物質が全て地上近くの雨水排水ライン配管に移動するものと想定）を考慮して評価している。 ※2：格納容器フィルタベント系出口配管を直視できない場所のため、配管による線量はない。</p>	評価場所	事故後時間	線量率 (nSv/h) （うち、配管寄与分）	評価点A（格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部（雨水排水ライン）から10m地点（2号炉原子炉建物南側接続口付近））	約43時間 (ベント後10時間)	約13（約2.5）	7日（168時間）	約5.0（約0.8）	評価点A（格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部（雨水排水ライン）から1m地点）	7日（168時間）	約85（約81）	30日	約9.2（約5.1）	60日	約6.2（約2.1）	評価点B（2号炉原子炉建物西側接続口付近）	約43時間 (ベント後10時間)	約9.0（約—） ^{※2}	7日（168時間）	約3.7（約—） ^{※2}		<p>【島根】記載内容の相違 島根は可搬型設備の設置場所周辺に設置されている格納容器フィルタベント系出口配管からの被ばく評価を実施している。泊は技術的能力1.7の添付資料において、屋外作業の被ばく評価を実施している。</p>
評価場所	事故後時間	線量率 (nSv/h) （うち、配管寄与分）																					
評価点A（格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部（雨水排水ライン）から10m地点（2号炉原子炉建物南側接続口付近））	約43時間 (ベント後10時間)	約13（約2.5）																					
	7日（168時間）	約5.0（約0.8）																					
評価点A（格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部（雨水排水ライン）から1m地点）	7日（168時間）	約85（約81）																					
	30日	約9.2（約5.1）																					
	60日	約6.2（約2.1）																					
評価点B（2号炉原子炉建物西側接続口付近）	約43時間 (ベント後10時間)	約9.0（約—） ^{※2}																					
	7日（168時間）	約3.7（約—） ^{※2}																					

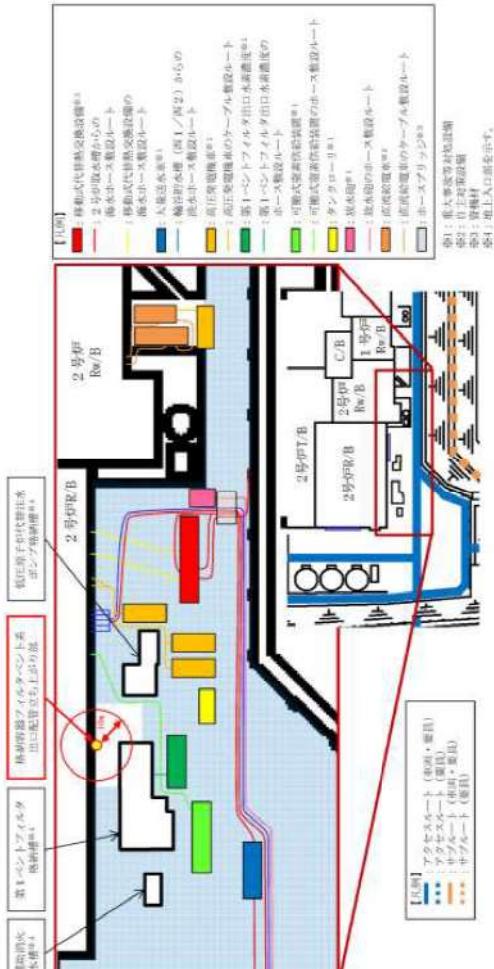
1.0 重大事故等対策における共通事項

第6図 ベント実施後に想定される可搬型設備の配置について

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

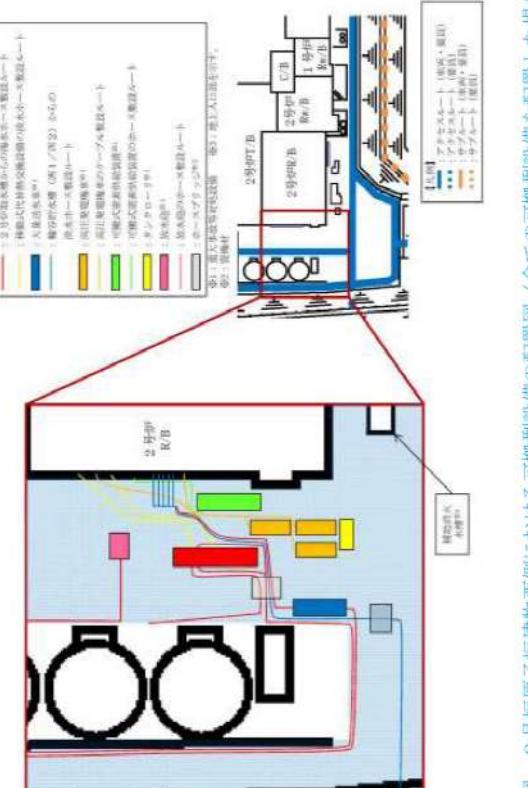
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4. 全ての可搬型設備の配置</p> <p>自主対策設備を含めて全ての可搬型設備の配置が可能であることを、また、ホース及びケーブル敷設が可能であることを確認した。なお、可搬型設備の配置図を第7、8図に示す。</p>  <p>第7図 2号炉原子炉建物南側における可搬型設備の配置図（全ての可搬型設備を配置した場合）</p>		

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p>第 8 図 2 号炉原子炉建物西側における可搬型設備の配置図（全ての可搬型設備を配置した場合）</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙(30) 屋内アクセスルートの設定について</p> <p>屋内アクセスルートは、重大事故等時において必要となる現場操作場所まで外部事象を想定しても移動が可能であり、また、移動時間を考慮しても要求される時間までに必要な措置を完了させることが重要である。外部事象のうち一番厳しい事象は地震であり、地震起因による火災、溢水、全交流動力電源の喪失を考慮してもアクセス性に与える影響がないことを確認し設定する。</p> <p>1. 屋内アクセスルート設定における考慮事項 屋内での各階層におけるアクセスルートを設定する場合の考え方を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、地震随伴火災のおそれがある油内包機器又は水素内包機器^{*1}、地震による内部溢水^{*2}を考慮しても移動可能なアクセスルートをあらかじめ設定する。 ・原子炉建屋原子炉棟への通行ルートとして、原子炉建屋付属棟を経由し原子炉建屋原子炉棟へ入域するルートをアクセスルートとして設定する。なお、地震による配管破損等の影響により通行できない場合以外に利用可能なルートとして、タービン建屋及び原子炉建屋付属棟（廃棄物処理エリア）を経由し原子炉建屋原子炉棟へ入域するルートを設定する。 	<p>別紙 (13) 屋内のアクセスルートの設定について</p> <p>アクセスルートは、重大事故等時において必要となる現場活動場所まで外部事象を想定しても移動が可能であり、また、移動時間を考慮しても要求される時間までに必要な措置を完了させすることが重要である。外部事象のうち一番厳しい事象は地震であり、地震起因による火災、溢水、全交流動力電源の喪失を考慮してもアクセス性に与える影響がないことを確認し設定する。</p> <p>1. 屋内のアクセスルート設定における考慮事項 屋内での各階層におけるアクセスルートを選定する場合、地震随伴火災のおそれがある油内包機器又は水素内包機器^{*1}、地震隨伴内部溢水^{*2}を考慮しても移動可能なアクセスルートをあらかじめ設定する。</p> <p>以下に屋内のアクセスルートの選定の考え方を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災発生時にアクセス性が阻害された場合は、迂回路を使用する。 	<p>別紙(30) 屋内アクセスルートの設定について</p> <p>屋内アクセスルートは、重大事故等時において必要となる現場操作場所まで外部事象を想定しても移動が可能であり、また、移動時間を考慮しても要求される時間までに必要な措置を完了させることが重要である。外部事象のうち一番厳しい事象は地震であり、地震起因による火災、溢水、全交流動力電源の喪失を考慮してもアクセス性に与える影響がないことを確認し設定する。</p> <p>1. 屋内アクセスルート設定における考慮事項 屋内での各階層におけるアクセスルートを設定する場合、地震、地震隨伴火災のおそれがある油内包機器又は水素内包機器^{*1}、地震による内部溢水^{*2}を考慮しても移動可能なアクセスルートをあらかじめ設定する。</p> <p>また、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋の必要な階層を経由し、現場操作場所まで移動するルートをアクセスルートとして設定する。</p> <p>以下に屋内のアクセスルートの選定の考え方を示す。</p>	<p>別紙(30) 屋内アクセスルートの設定について</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、原子炉建屋内に原子炉棟は無いため現場操作場所までのアクセスルート設定の考え方を記載している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、アクセスルート設定の考え方を記載している。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊は、地震による影響を考慮して移動可能なルートをあらかじめ設定した上で、アクセスルートが、地震による影響を受けた場合のルート選定の考え方を記載した。</p> <p>【島根】記載箇所及び記載表現の相違</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・火災発生時にアクセスルートの通行が困難な場合には、迂回路を使用する。</p> <p>※1：火災源となる機器については、別紙(33)「地震随伴火災の影響評価について」参照 ※2：内部溢水については、別紙(34)「地震による内部溢水の影響評価について」参照</p>	<p>・原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物及び制御室建物の各階層を移動するルートは、地震、火災等の被害により、アクセス性が阻害された場合は、影響の小さいルートを使用し操作場所までアクセスする。</p> <p>・地震随伴内部溢水については、アクセスルートの溢水水位を評価した上で影響を受ける可能性がある場合は、必要な措置を講じる。</p> <p>※1：火災源となる機器については、別紙(17)「屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価」参照 ※2：内部溢水については、別紙(18)「屋内のアクセスルートにおける地震随伴内部溢水の影響評価」参照</p>	<p>・原子炉建屋及び原子炉補助建屋の各階層を移動するルートは、地震、溢水の影響により、アクセス性が阻害された場合は、影響の小さいルートを使用し操作場所までアクセスする。</p> <p>・火災発生時にアクセスルートの通行が困難な場合には、迂回路を使用する。</p> <p>・地震による内部溢水については、アクセスルートの溢水水位を評価した上で影響を受ける可能性がある場合は、適切な防護具を着用した上でアクセスする。</p> <p>※1：火災源となる機器については、別紙(33)「屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価について」参照 ※2：内部溢水については、別紙(34)「屋内のアクセスルートにおける地震による内部溢水の影響評価について」参照</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮しても、移動可能なルートとして出入管理建屋及び原子炉補助建屋に大型航空機特化ルートをあらかじめ設定する。</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、あらかじめ設定したルートのアクセス性が地震時の影響により仮に阻害された場合のルート選定の考え方を記載している。</p> <p>【島根】記載箇所及び記載表現の相違 【女川及び島根】記載内容の相違 ・泊は、溢水水位の影響受ける場合は、防護具を着用してアクセスすることを記載した。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違 【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方方は女川と同様。）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 屋内アクセスルートの成立性</p> <p>技術的能力 1.1～1.19 で整備した重大事故等時において期待する手順について、外部事象による影響を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果を第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」に整理する。</p> <p>また、移動経路については、第1図「屋内アクセスルート図」に示す。第1図に示した「①～⑦」は、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の屋内アクセスルートと関連付けがなされている。</p> <p>なお、第1図中の操作対象場所における操作対象機器及び操作項目を第2表に示す。</p>	<p>2. アクセスルートの成立性</p> <p>技術的能力 1.1～1.19 で整備した重大事故等時において期待する手順について、外部事象による影響を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果を第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」に整理する。</p> <p>また、移動経路については、本別紙第1図「島根原子力発電所2号炉重大事故等時 屋内のアクセスルート」に示す。また、第1図に記した「①～⑪」は、本別紙第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」のアクセスルートに記載のある数字と関連づけがなされている。</p> <p>なお、第2表に、第1図中の操作対象箇所における操作対象機器、操作項目等を示す。</p>	<p>2. 屋内アクセスルートの成立性</p> <p>技術的能力 1.1～1.19 で整備した重大事故等時において期待する手順について、外部事象による影響を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果を第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」に整理する。</p> <p>また、移動経路については、第1図「屋内アクセスルート図」に示す。また、第1図に示した「①～⑪」は、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の屋内アクセスルートに記載のある数字と関連づけがなされている。</p> <p>なお、第1図中の操作対象場所における操作対象機器及び操作項目等を第2表に示す。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現及び対応要員の名称の相違</p>
<p>3. 屋外アクセスルートとの関係</p> <p>重大事故等時は屋内での活動はもとより、可搬型重大事故等対処設備の屋外での設置作業との連携が重要である。なお、可搬型重大事故等対処設備を使用する場合には、重大事故等対応要員は滞在場所から現場に向かう。</p>	<p>3. 屋外のアクセスルートとの関係</p> <p>重大事故等時は屋内での活動はもとより、可搬型重大事故等対処設備の屋外での設置作業との連携が重要である。そこで、重大事故等対処設備を使用する場合には、緊急時対策要員（現場要員）の滞在場所から現場に向かう。</p>	<p>3. 屋外アクセスルートとの関係</p> <p>重大事故等時は屋内での活動はもとより、可搬型重大事故等対処設備の屋外での設置作業との連携が重要である。なお、可搬型重大事故等対処設備を使用する場合には、発電所災害対策要員は滞在場所から現場に向かう。</p>	

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表					
島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉		
第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(1/16)		第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(1/13)		第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(1/19)	
条文	対応手順	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	
		中央 屋内アクセス ルート	屋外アクセス ルート ^{※1}	中央 屋内アクセス ルート	
1.1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を半端界にするための手順等	代替制御機操作機能による制御盤緊急挿入 原子炉冷却ポンプ停止による原子炉出力抑制 自動減圧系作動阻止機能による原子炉出力急上昇防止 ほう酸水注入	○ ○ ○ ○	1.1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を半端界にするための手順等 代用制御機操作機能による制御盤緊急挿入 原子炉冷却ポンプ停止による原子炉出力抑制 自動減圧系作動阻止機能による原子炉出力急上昇防止 ほう酸水注入	1.1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を半端界にするための手順等 代用制御機操作機能による制御盤緊急挿入 原子炉冷却ポンプ停止による原子炉出力抑制 自動減圧系作動阻止機能による原子炉出力急上昇防止 ほう酸水注入
1.2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	中央制御室からの高圧代替注水起動 現場手動操作による高圧代替注水起動 現場手動操作による原子炉遮離時冷却系起動 ほう酸水注入系停運時冷却系起動 原子炉遮離時冷却系による原子炉圧力容器への注水 高圧炉内スプレイ系による原子炉圧力容器への注水	○ ○ ○ ○ ○ ○	1.2.1 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 中央制御室からの高圧代替注水起動 現場手動操作による高圧代替注水起動 現場手動操作による原子炉遮離時冷却系起動 ほう酸水注入系停運時冷却系起動 原子炉遮離時冷却系による原子炉圧力容器への注水 高圧炉内スプレイ系による原子炉圧力容器への注水	1.2.1 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 中央制御室からの高圧代替注水起動 現場手動操作による高圧代替注水起動 現場手動操作による原子炉遮離時冷却系起動 ほう酸水注入系停運時冷却系起動 原子炉遮離時冷却系による原子炉圧力容器への注水 高圧炉内スプレイ系による原子炉圧力容器への注水
				1.3.1 手動による原子炉緊急停止 原子炉出力抑制（自動） ほう酸水注入	1.3.1 手動による原子炉緊急停止 原子炉出力抑制（自動） ほう酸水注入
				1.3.2 1次冷却系のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却 現場手動操作によるタービン軸補給ポンプの起動	1.3.2 1次冷却系のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却 現場手動操作によるタービン軸補給ポンプの起動
				1.3.3 系統構成、潤滑油供給器接続、タービン軸補給ポンプ起動装置、タービン軸補給ポンプ起動操作 【中央制御室→①階段H(2)→④→⑤→⑥】 →①階段H(1)→②階段E(8)→③階段O(5)→④→⑤→⑥→⑦→⑧→⑨→⑩】 機材保管、潤滑油供給器接続、タービン軸補給ポンプ起動装置、タービン軸補給ポンプ起動操作 【中央制御室→①階段E(8)→④→⑤→⑥】 →②階段O(5)→③→④→⑤→⑥→⑦→⑧→⑨→⑩】	1.3.3 系統構成、潤滑油供給器接続、タービン軸補給ポンプ起動装置、タービン軸補給ポンプ起動操作 【中央制御室→①階段H(2)→④→⑤→⑥】 →①階段H(1)→②階段E(8)→③階段O(5)→④→⑤→⑥→⑦→⑧→⑨→⑩】 機材保管、潤滑油供給器接続、タービン軸補給ポンプ起動装置、タービン軸補給ポンプ起動操作 【中央制御室→①階段E(8)→④→⑤→⑥】 →②階段O(5)→③→④→⑤→⑥→⑦→⑧→⑨→⑩】
				1.3.4 現場手動操作による主蒸気角栓の開閉操作 代用制御装置による発電用原子炉圧力ボンブへの給電 加圧器水位及び蒸気発生器水位の監視又は定期監視 補助給水ポンプの作動状況確認 加圧器水位化（原子炉水位） 1.3.5 「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」参照 「事故時の計画に関する手順等」参照 「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」参照 蒸気発生器水位の制御 1.3.6 「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」参照 「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」参照 1.3.7 「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」参照	1.3.4 現場手動操作による主蒸気角栓の開閉操作 代用制御装置による発電用原子炉圧力ボンブへの給電 加圧器水位及び蒸気発生器水位の監視又は定期監視 補助給水ポンプの作動状況確認 加圧器水位化（原子炉水位） 1.3.5 「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」参照 「事故時の計画に関する手順等」参照 「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」参照 蒸気発生器水位の制御 1.3.6 「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」参照 「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」参照 1.3.7 「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」参照

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを記す。

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由		
条文		対応手順		操作・作業場所		操作・作業場所		操作・作業場所			
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}			
1.3	原子炉冷却材圧力パウンドリを減圧するための手順等	手動操作による減圧（主蒸気逃がし安全弁）	○			1.3	原子炉冷却材圧力パウンドリを減圧するための手順等	手動操作による減圧（主蒸気逃がし安全弁）		1.3	
	可動型代替直流水槽設備による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	○				1.4	原子炉冷却材圧力パウンドリによる主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	手動操作による主蒸気逃がし安全弁		1.4	
	主蒸気逃がし安全弁用可動型直流水槽池による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	○	【中央制御室→(①)階段L③)→[③-4]→[③-5]→[③-4]】			1.5	蒸気セーフティシングルヘッドによる屋外アクセスルート	手動操作による蒸気セーフティシングルヘッドによる屋外アクセスルート		1.5	
	高圧空素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動解除等	○	・系統構成 【中央制御室→(①)→③)→(②階段G④)→[④-1]→[④-2]→(④)階段G⑤)→(③)階段F④)→[④-4]→[④-3】] ・高圧空素ガスボンベ替え A系の場合 【中央制御室→(①)→③)→(②)階段F④)→[④-5】] B系の場合 【中央制御室→(①)→③)→(②)階段F④)→[④-55]→[④-56]→[④-55】] C系の場合 【中央制御室→(①)→③)→(②)階段F④)→[④-56]→[④-55]→[④-56】]				1.6	蒸気セーフティシングルヘッドによる屋外アクセスルート	手動操作による蒸気セーフティシングルヘッドによる屋外アクセスルート		1.6

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※1 : 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを記す。			※2 : 本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、船体、地盤隨伴内部火災及び地盤隨伴内部溢水の影響はなく、アクセスに支障はない。			※1 : 屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。			※2 : 本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、船体、地盤隨伴内部火災及び地盤隨伴内部溢水の影響はなく、アクセスに支障はない。		
島根原子力発電所2号炉						泊発電所3号炉					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉				島根原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由												
第1表 機構的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(3/16)		第1表 島根原子力発電所2号炉 機構的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(3/13)		第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(3/19)		【女川及び島根】 記載内容の相違 ・設備及び手順等の相違。																		
条文	対応手順	操作・作業場所		操作・作業場所		操作・作業場所		操作・作業場所		操作・作業場所														
1.3 原子炉冷却材圧力パウンドリを減圧するための手順等 代替高圧蒸気ガス供給系による主蒸気道が安全弁（自動減圧機能）開放	A系の場合 B系の場合 C系の場合	・系統構成 I系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑥→⑦→⑧】→⑨→⑩】 B系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪→⑫→⑬→⑭→⑮→⑯】 C系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】 D系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】 E系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】 F系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】 G系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】 H系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】 I系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】 J系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】 K系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】 L系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】 M系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】 N系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】 O系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】 P系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】 Q系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】 R系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】 S系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】 T系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】 U系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】 V系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】 W系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】 X系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】 Y系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】 Z系の場合 【中央制御室→①→②】→③隔壁F④→⑤→⑪】→⑫→⑮】	・系統構成 島根原子力発電所2号炉 機構的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(3/13)	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所										
			・系統構成 島根原子力発電所2号炉 機構的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(3/13)		操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所												
	原子炉冷却材圧力ボンプによる原子炉を冷却するための手順等 原子炉運転中の低圧代替注水系（常設）（復水送水泵）による原子炉冷却材への注水 原子炉運転中の低圧代替注水系（常設）（復水送水泵）による原子炉冷却材への注水 原子炉運転中の低圧代替注水系（可動型）による原子炉冷却材への注水 原子炉運転中の燃宿熱除去系電源装置の原子炉冷却材への注水	○	・系統構成 島根原子力発電所2号炉 機構的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(3/13)	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所												
1.4 原子炉冷却材圧力ボンプによる原子炉を冷却するための手順等 原子炉運転中の低圧代替注水系（常設）（復水送水泵）による原子炉冷却材への注水 原子炉運転中の低圧代替注水系（常設）（復水送水泵）による原子炉冷却材への注水	○	・系統構成 島根原子力発電所2号炉 機構的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(3/13)	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所												
※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。																								
※2 1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを記す。																								
※2 2：本手段におけるアクセスルートは放棄による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、倒壊物、地震随伴内部火災及び地震随伴内部漏水の影響はなく、アクセスに支障はない。																								
※1 屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。																								
※2 1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。																								

泊發電所 3 号爐 技術的能力 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^①
		○	○	○
1.4	原子炉冷却材圧力パウンドリ低圧時に電気用原子炉を冷却するための手順等	原子炉運転中の低圧 炉心スパイク系電源 (復旧後の原子炉主力 容器への注水)	○	
		原子炉運転中の低圧 代替注水系(常設)(復 水移送ポンプ)による 残存蒸発炉心の冷却 (残留熱除去系A系注 入配管使用の場合)	○	
		原子炉運転中の低圧 代替注水系(常設)(復 水移送ポンプ)による 残存蒸発炉心の冷却 (残留熱除去系B系注 入配管使用の場合)	○	
		原子炉運転中の代 替循環冷却系による 残存蒸発炉心の冷却 (残留熱除去系注入配 管使用の場合)	○	
		原子炉運転中の低圧 代替注水系(可燃型) による残存蒸発炉心 の冷却(残留熱除去系 A系注入配管使用の場 合)		緊急時対策手 順①保管エリア、第 3管管エリア又は第 4管管エリア
		原子炉運転中の低圧 代替注水系(可燃型) による残存蒸発炉心 の冷却(残留熱除去系 B系注入配管使用の場 合)	○	緊急時対策手 順①保管エリア、第 3管管エリア又は第 4管管エリア
		原子炉停止時の低圧 代替注水系(常設)(復 水移送ポンプ)による 原子炉圧力容器への 注水	○	
		原子炉停止中の低圧 代替注水系(可燃型) による原子炉圧力容 器への注水	○	緊急時対策手 順①保管エリア、第 3管管エリア又は第 4管管エリア

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(4/13)

*1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを記す

※2：本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震随伴内部火災及び地震随伴内部浸水の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(4/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^和
L.4	原子炉冷却材圧力パワードレーパーク時に発電用原子炉が停止するための手順等	高圧注入ポンプによる高圧再循環運転	○	
	日一格納庫非スプレーポンプ(BUS-CSS遮断タイプ使用)による代替再循環運転	○	【中央制御室→(⑥)循環A⑤→(⑦)循環M⑦→(⑦-9)】	
	格納容器再循環サブシステムの開閉の先頭が見られた場合の手順	○		
	B一充てんポンプ(自己冷却)による原子炉容器への注水	○	【中央制御室→(⑥)循環A⑩→(⑩-13)→(⑥)循環M⑤→(⑦-5)】	
	可搬型大型送水泵シングル用いたる高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転	○		
	原子炉格納容器隔離弁の閉止	○	1.冷却材ポンプ封水タイン隔壁で管路接続 2.封水タイン原子炉格納容器隔壁用工具操作 【中央制御室→(⑥)循環A⑤→(⑦)循環L⑤→(⑦-2)→(⑦-3)→(⑥)循環L①→(⑦-3)】 主給水隔離弁閉止操作 【中央制御室→(⑥)循環M①→(⑦-2)】	
	前記封水タイン原子炉容器内に残存する場合の対応手順	○		
	電動補助水ポンプはタービン・電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	○		
	主蒸気放散弁による蒸気放出	○	1.3 【原子炉冷却材圧力パワードレーパークによる蒸気放出】	
	高圧注入ポンプによる原子炉容器への注水	○		
	原子炉格納容器内の作動員を退避させる手順	○	【中央制御室→(⑥-6)→(⑦)循環G④→(⑦-17)→(⑨)循環F②→(⑨-4)→(⑩)循環F⑥→(⑩-4)→(⑩)循環G③→(⑩-4)】	

*1 : 屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

相違理由

【安川及び島根】
記載内容の相違及び
記載方針の相違
設備及び手順等の相
違。
泊は対応手順のうち
条文の手順にて整理
している手順について
は、他条文の対象手
順が分かるように記載
した。

【女川及び島根】 記載表現の相違

泊發電所 3 号爐 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊發電所 3 号爐 技術的能力 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉		島根原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(6/16)		第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(6/13)		第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(6/19)		【女川及び島根】記載内容の相違及び記載方針の相違
条文		対応手順	操作・作業場所			【女川及び島根】記載内容の相違及び記載方針の相違
			中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}	
1.5	最終ヒートシングル熱を輸送するための手順等	可動型貯素ガス供給装置による原子炉格納容器への貯素供給	扉開放 【中央制御室→(①→②)→(③階段F ④)→(④→20)】	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア		
	原子炉格納容器フィルタベント系停止後の貯素ページ	扉開放 【中央制御室→(①→②)→(③階段F ④)→(④→20)】	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア			
	耐圧強化ペント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱(復帰操作含む。)	系統構成 【中央制御室→(①→②)→(③階段F ④)→(④→21)又は(④→22)→(④→23)→(④→24)→(④→17)→(④→18)→(④→19)】				
	原子炉格納容器代替機冷却水系による補機冷却水漏保(A系)	系統構成 【中央制御室→(①→②)→(③階段F ④)→(④→21)又は(④→22)→(④→23)→(④→24)→(④→25)】				
		サブレッシュンチャンバー側の場合 【中央制御室→(①→②)→(③階段F ④)→(④→31)】				
		ドライウェル側の場合 【中央制御室→(①→②)→(③階段F ④)→(④→27)】				
		・屋外接続口を使用する場合 水張り、空気抜き 【中央制御室→(①→②)→(③階段F ④)→(④→29)→(④→43)→(④→28)→(④→29)→(④→30)→(④→31)】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア			
		・屋内接続口を使用する場合 扉開放 【中央制御室→(①→②)→(③階段F ④)→(④→20)】				
		水張り、空気抜き 【中央制御室→(①→②)→(③階段F ④)→(④→37)→(④→43)→(④→36)→(④→37)→(④→38)→(④→39)】				
※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。		※1 : 屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを記す。				
※2 : 本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、船倒物、地震随伴内部火災及び地震随伴内部浸水の影響はなく、アクセスに支障はない。		※2 : 本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、船倒物、地震随伴内部火災及び地震随伴内部浸水の影響はなく、アクセスに支障はない。				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表							
女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉	相違理由
条文	対応手順	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	操作・作業場所	【女川及び島根】 記載内容の相違 ・設備及び手順等の相違。
1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	○	原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保（B系）	【中央制御室→①階段L④】→[④-33]→[④-44]→[④-32]→[④-33]→[④-34]→[④-35]	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	島根原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(7/16)
		原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却水系を含む。）による補機冷却水確保					第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(7/13)
1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	○	原子炉格納容器代替冷却系（可搬型）による原子炉格納容器外へのスプレイ	格納容器スプレイ接続口（建屋内）使用時	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	島根原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(7/13)
		原子炉格納容器代替冷却系（可搬型）による原子炉格納容器外へのスプレイ	【中央制御室→①→②】→③階段F④]→[④-51]	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア			第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(7/19)
1.7 大型航空機による影響を考慮した場合のスプレイ（屋内接続口の使用。） ^{※2}	○	残留熱除去系電源復旧後のサブレショナルの除燃		原子炉格納容器代替冷却系（可搬型）による原子炉格納容器外へのスプレイ	島根原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉
		残留熱除去系（格納容器代替冷却系）による原子炉格納容器内へのスプレイ		原子炉格納容器代替冷却系（可搬型）による原子炉格納容器外へのスプレイ	島根原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉
1.8 大型航空機による影響を考慮した場合のスプレイ（屋内接続口の使用。） ^{※2}	○	大型航空機による影響を考慮した場合のスプレイ（屋内接続口の使用。） ^{※2}	原子炉建屋原子炉操作室（中央制御室→①階段L④）→[④-32]→[④-33]	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	島根原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉
		原子炉建屋付属機作業	【④-52】→④階段L①]→②→③→④]→⑤階段F④]→[④-54]	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア			島根原子力発電所2号炉

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2 本手段におけるアクセスルートは大型航空機による影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、一部原子炉建屋付属機（廃棄物処理エリア）を通行することとなるが、起因事象が地震ではないことから配管破損等の影響はなく、アクセスに支障はない。

※1：屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2：本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他のテロリストによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震、津波その他の自然現象及び人為事象ではないことから、これら事象に対する影響評価の対象外とする。

【女川及び島根】
記載表現の相違
【女川】
記載内容の相違
・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同じ様。）

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉				島根原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由									
条文		対応手順		操作・作業場所				操作・作業場所				操作・作業場所				操作・作業場所					
				中央		屋内アクセスルート		屋外アクセスルート ^(a)		中央		屋内アクセスルート		屋外アクセスルート ^(a)		中央		屋内アクセスルート		屋外アクセスルート ^(a)	
1.7 原子炉格納容器の過圧緩衝を防止するための手順等	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内のM&E及び除熱（複数操作含む）	○	系統構成 【中央制御室→(①→③)→(②階段F④)→[④→26]又は[④→26】】 サブレッショングレンチベントの場合 【中央制御室→(①→③)→(②階段F⑤)→[⑤→3】】 ドライウェル側の場合 【中央制御室→(①→③)→(②階段F⑥)→[⑥→27】】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	フィルタ装置への水補給			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1.8 原子炉格納容器下部の冷却核心を冷却するための手順等	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内のM&E及び除熱（複数操作含む）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
1.9 原子炉格納容器下部の冷却核心を冷却するための手順等	代替蒸発冷却系による原子炉格納容器内の中減圧及び除熱	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	原子炉格納容器下部の冷却核心を冷却するための手順等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

*1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

*1 : 屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを記す。

*2 : 本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、船物、地震伴随内部火災及び地震伴随内部溢水の影響はなく、アクセスに支障はない。

*1 : 屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表											
女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉	相違理由				
条文	対応手順	操作・作業場所		操作・作業場所		操作・作業場所	操作・作業場所				
中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート	ルート#1	中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート	中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート	ルート#1	
1.8 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	○	原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	○	原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	【中央制御室】→(①→③)→(③階段F④)→[④-57]	1.9 水素導管による原子炉格納容器下部への注水	○	水素導管による原子炉格納容器下部への注水	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	系統構成。可搬型ガスサンブル冷却器用冷却ポンプ系統構成、電源接合、起動、電源操作。可搬型代替ガスサンブル冷却器用冷却ポンプ系統構成による原子炉格納容器下部への注水
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	○	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	○	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	【中央制御室】→(①→③)→(③階段F④)→[④-57]	1.10 水素導管による原子炉格納容器下部への注水	○	水素導管による原子炉格納容器下部への注水	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア	アニコラス空気净化装置による水素抽出（交換式活性炭及び水素吸着剤）が健全である場合の操作手順等
代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水	○	代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	○	代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水	【中央制御室】→(①→③)→(③階段F④)→[④-57]	1.11 通用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	○	通用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	通用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	系統構成。アニコラス空気净化装置による水素抽出（交換式活性炭及び水素吸着剤）が健全である場合の操作手順等
ほう酸水注入系によるほう酸切圧力容器へのほう酸水注入	○	ほう酸水注入系によるほう酸切圧力容器へのほう酸水注入	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	○	ほう酸水注入系によるほう酸切圧力容器へのほう酸水注入	【中央制御室】→(①→③)→(③階段F④)→[④-57]	1.12 水素導管による原子炉格納容器下部への注水	○	水素導管による原子炉格納容器下部への注水	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア	アニコラス空気浄化装置による水素抽出（交換式活性炭及び水素吸着剤）が喪失した場合の操作手順等
大空気飛行による影響を考慮した場合の注水及びスプレイ（屋内接続口の使用。） ^{※2}	○	大空気飛行による影響を考慮した場合の注水及びスプレイ（屋内接続口の使用。） ^{※2}	原子炉建屋原子炉操作室【中央制御室】→(①階段L④)→[④-52]→[④-53】】 原子炉建屋付属操作室【④-52】→(④-53)→(④-52)→(④-51)→(④-50)→(④-49)→(④-48)→(④-47)→(④-46)→(④-45)→(④-44)→(④-43)→(④-42)→(④-41)→(④-40)→(④-39)→(④-38)→(④-37)→(④-36)→(④-35)→(④-34)→(④-33)→(④-32)→(④-31)→(④-30)→(④-29)→(④-28)→(④-27)→(④-26)→(④-25)→(④-24)→(④-23)→(④-22)→(④-21)→(④-20)】	○	原子炉建屋原子炉操作室【中央制御室】→(①階段L④)→[④-52]→[④-53】】 原子炉建屋付属操作室【④-52】→(④-53)→(④-52)→(④-51)→(④-50)→(④-49)→(④-48)→(④-47)→(④-46)→(④-45)→(④-44)→(④-43)→(④-42)→(④-41)→(④-40)→(④-39)→(④-38)→(④-37)→(④-36)→(④-35)→(④-34)→(④-33)→(④-32)→(④-31)→(④-30)→(④-29)→(④-28)→(④-27)→(④-26)→(④-25)→(④-24)→(④-23)→(④-22)→(④-21)→(④-20)】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	1.13 水素導管による原子炉格納容器下部への注水	○	水素導管による原子炉格納容器下部への注水	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア	アニコラス空気浄化装置による水素抽出（交換式活性炭及び水素吸着剤）が喪失した場合の操作手順等
水素導管による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	○	水素導管による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	可搬型ガス供給装置による原子炉格納容器への水素供給	○	水素導管による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	【中央制御室】→(①→③)→(③階段F④)→[④-20】	1.14 「電源の確保に関する手順等」参照	○	水素導管による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア	ガスサンブル冷却器用海水屋外排出ライズポンプの操作手順。海水屋外排出ライズポンプの操作手順による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等
原子炉格納容器フィルターベントによる原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出	○	原子炉格納容器フィルターベントによる原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア	○	原子炉格納容器フィルターベントによる原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出	【中央制御室】→(①→③)→(③階段F④)→[④-21]又は[④-22】	1.15 「電源の確保に関する手順等」参照	○	原子炉格納容器フィルターベントによる原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア	アニコラス空気浄化装置による水素抽出（交換式活性炭及び水素吸着剤）が健全である場合の操作手順等
格納容器内水素濃度による原子炉格納容器内の水素濃度監視	○	格納容器内水素濃度による原子炉格納容器内の水素濃度監視	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア	○	格納容器内水素濃度による原子炉格納容器内の水素濃度監視	【中央制御室】→(①→③)→(③階段F④)→[④-21]又は[④-22】	1.16 「電源の確保に関する手順等」参照	○	格納容器内水素濃度による原子炉格納容器内の水素濃度監視	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア	アニコラス空気浄化装置による水素抽出（交換式活性炭及び水素吸着剤）が喪失した場合の操作手順等

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2 本手段におけるアクセスルートは大型航空機による影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、一部原子炉建屋付属棟（廃棄物処理エリア）を行通することとなるが、起因事象が地震ではないことから配管破損等の影響はなく、アクセスに支障はない。

※1 : 屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを記す。

泊發電所 3 号爐 技術的能力 比較表

4.0 重大事故等対策における共通事項

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを記す。

※2：本手段におけるアセスルートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震随伴内部火災及び地震随伴内部浸水の影響はなく、アセスに支障はない。

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】 記載表現の相違

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

条文		対応手順	操作・作業場所		
中央	屋内アクセスルート		屋外アクセスルート		
1.11	使用済燃料貯蔵庫の冷却のための手順等	大型航空機による影響を考慮した場合の注水及びブレイブ(屋内接続口の使用) ⁽¹⁾	○	原子炉建屋屋根複合作業 【①尖刺鉤室→②階段 L④】→ 【④→②→④→③】 原子炉建屋付属複合作業 【④→②】→④階段 L①)→ ①→③→③階段 F④)→④→ 【④→⑤】	緊急時対策所→ 1保管エリア、第1保管エリア、第2保管エリア又は第3保管エリア
1.12	発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	放水設備(大気への拡散抑制設備)による大気への放射性物質の拡散抑制 海藻への拡散抑制設備(シルトフレンジ)による海藻への放射性物質の拡散抑制 放水設備(消防放水設備)による航空機燃料火災への消消防			緊急時対策所→ 1保管エリア、第1保管エリア又は第2保管エリア
1.13	重大事故等の収束に必要な水の供給手順等	淡水貯水槽を水頭とした大容量送水ポンプ(タイプ1)による送水 海水を水頭とした大容量送水ポンプによる送水(各種注水) 海水を水頭とした大容量送水ポンプによる送水(各種供給) 淡水貯水槽を水頭とした大容量送水ポンプ(タイプ1)による復水貯蔵タンクへの補給 海水を水頭とした大容量送水ポンプ(タイプ1)による復水貯蔵タンクへの補給			緊急時対策所→ 1保管エリア、第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
			○		緊急時対策所→ 1保管エリア、第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
			○		緊急時対策所→ 1保管エリア、第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
					緊急時対策所→ 1保管エリア、第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
					緊急時対策所→ 1保管エリア、第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア

*1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2 本手段におけるアセスルートは大型航空機による影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、一部原子炉建屋付属棟（廃棄物処理エリア）を行通するところとなるが、起因事象が地震ではないことから配管破損等の影響はなく、アセスルート支障はない。

島根原子力発電所 2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(11/13)

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを記す

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(11/19)

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

相違理由

【山川及び島根】

- 備及び手順等の相
は対応手順のうち他
文の手順にて整理し
いる手順について
、他条文の対象手順
が分かるように記載し

【女川及び島根】
記載表現の相違

泊發電所 3 号爐 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

島根原子力発電所 2号炉					泊発電所 3号炉					相違理由		
第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(13/16)		島根原子力発電所 2号炉			第1表 島根原子力発電所 2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(13/13)		第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(13/19)			【島根】記載内容及び記載方針		
条文	対応手順	操作・作業場所			操作・作業場所	対応手順	操作・作業場所	対応手順	操作・作業場所	対応手順	【島根】記載内容及び記載方針	
1.14 電源の確保に関する手順等		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}							【島根】記載内容及び記載方針	
可搬型代替直流水源設備による給電	○	・125V 直流水母線盤 2B-1 及び 125V 直流水母線盤 2A-1 へ給電する場合 125V 直流水母線盤の給電切替操作 【中央制御室→(①階段 L ④)→[④→⑥]→(④階段 L ①)→中央制御室→(①階段 L ③)→[④→⑥]】 不要直流水切離し 【中央制御室→(①階段 L ④)→[④→⑥]→(④→⑦】 ・125V 直流水母線盤 2A, 125V 直流水母線盤 2A-1 及び 125V 直流水母線盤 2B-1 へ給電する場合 125V 直流水母線盤の給電切替操作 【中央制御室→(①階段 L ④)→[④→⑥]→(④階段 L ①)→中央制御室→(①階段 L ③)→[④→⑥】 不要直流水切離し 【中央制御室→(①階段 L ④)→[④→⑥]→(④→⑦】 ・電源車接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(①→③)→(②階段 F ④)→(④→⑤】	島根原子力発電所 第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア			島根原子力発電所 第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	島根原子力発電所 第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	島根原子力発電所 第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	島根原子力発電所 第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	島根原子力発電所 第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	島根原子力発電所 第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	島根原子力発電所 第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
ガスター・ピング施設構上に上るパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電	○										島根原子力発電所 第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	
電源車に上るパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電	○	【中央制御室→(①→③)→(②階段 F ④)→(④→⑤】									島根原子力発電所 第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	
軽油タンクからタンクローリへの補給					緊急時対策所→第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア						島根原子力発電所 第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	
ガスター・ピング施設構軽油タンクからタンクローリへの補給					緊急時対策所→第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア						島根原子力発電所 第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※1 : 屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを記す。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由			
条文		対応手順	操作・作業場所			条文		対応手順	操作・作業場所			【女川及び島根】 記載内容の相違 ・設備及び手順等の相違。
			中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1				中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1	
1.14	電源の確保に関する手順等	タンクローリーから各機器への給油			緊急時対策所→第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	1.14	電源の確保に関する手順等	代替非常用発電機によるメタクラB系及びメタクラD系受電			緊急時対策所→機器所→代替非常用発電機	【女川及び島根】 記載内容の相違 ・設備及び手順等の相違。
		非常用交流電源設備による給電	○					メタクラB系受電準備、メタクラD系受電準備、メタクラA系受電準備、コントロールセシングA系、B系受電準備、受電装置	【中央制御室→(⑤)段階C⑥]→[⑧-17]→[⑧-18]】			
		非常用直流水源設備による給電	○					メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備、受電装置	【中央制御室→(⑤)段階C⑥]→[⑧-17]】			
1.15	事故時の計装に関する手順等	地チャンネルによる計測、代替パラメータによる推定（計器の故障）	○			1.15	事故時の計装に関する手順等	可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電			屋外A→1号炉西側31mエリア又は2号炉東側31mエリア(a)	【女川及び島根】 記載内容の相違 ・設備及び手順等の相違。
		代替パラメータによる推定（計器の計測範囲を超えた場合）	○					メタクラB系受電準備、コントロールセシングA系受電準備、コントロールセシングA系受電準備	【中央制御室→(⑤)段階A⑥]→[⑧-20]】			
		可搬型計測器による計測又は監視	○	【(④-52)→(④)段階L①]→中央制御室】				代替電源車への移動	【中央制御室→(⑤)段階B③]→屋外A】			
		パラメータの記録	○					不要迅速負荷切離し操作(SBO発生1時間以内) 【中央制御室→(⑤)段階】				
1.16	原子炉制御室の居住性等に関する手順等	中央制御室換気空調系の運用手順	○			1.16	原子炉制御室の居住性等に関する手順等	所内常設蓄電池直流水源設備による給電			不要迅速負荷切離し操作(SBO発生1.5時間以内) 【中央制御室→(⑤)段階A⑥]→[⑧-24]】	【女川及び島根】 記載内容の相違 ・設備及び手順等の相違。
		中央制御室待避所の運用手順	○	【中央制御室→(①)段階L④)→[④-51]→(④)段階L⑥]→[⑤-7】				蓄電池充電装置の取扱い、光電遮断受電端子、直流水蓄電池充電装置の取扱い、直流水蓄電池充電装置の取扱い	【中央制御室→(⑤)段階A⑥]→[⑧-22]→[⑧-23]→[⑧-22]→(⑤)段階A⑥]→[⑧-23]】			
		中央制御室の照明を確保する手順	○					蓄電池充電装置フランジコントロールシングルのコネクタ差込部	【中央制御室→(⑤)段階A⑥]→[⑧-22]】			
		中央制御室の酸素及び二酸化炭素濃度測定・濃度管理手順	○					安全封隔門遮波外気取りダムノ開操作 【中央制御室→(⑤)段階A⑥]→[⑧-15]】				
		中央制御室待避所の照明を確保する手順	○					直流水供給装置	【中央制御室→(⑤)段階A⑥]→[⑧-26]】			
		中央制御室の酸素及び二酸化炭素濃度測定	○					直流水供給装置	【中央制御室→(⑤)段階A⑥]→[⑧-26]→[⑧-27]】			
		データ表示装置（待避所）によるブレントパラメータ等の監視手順	○					保管場所への移動	【中央制御室→(⑤)段階B③]→屋外A】			
		非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（非常用ガス処理系起動手順）	○					給電、可搬型代替電源車の起動・可搬型直流水源設備による給電	【屋外E→(②)屋外E→屋外F→(①)屋外G⑥]→(⑥)段階A⑥]→[⑧-26]】			
								・可搬型直流水源設備（直流水）に接続する屋外D→(②)屋外D→屋外E→屋外A→(⑤)段階B⑥]→(⑥)段階A⑥]→[⑧-26]】				

*1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※1 : 屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉				島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由		
第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(15/16)							第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(15/19)					
対応手順		操作・作業場所		対応手順		操作・作業場所		対応手順		操作・作業場所		
条文		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}		中央		
1.16	原子炉制御室の居住性等に関する手順等	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（非常用ガス処理系停止手順）	○			常設直流電源喪失時のA直流水箱及びB直流水箱停電	1.14 「範囲の確保に関する手順等」参照			【女川及び島根】 記載内容の相違 ・設備及び手順等の相違。 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。		
	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（中央制御室での原子炉建屋ブローアウトボルバル部の閉止手順）	○				常設直流電源喪失時のA直流水箱及びB直流水箱停電	1.14 【中央制御室→(②階段A②)→[⑨→25]→(⑧階段A⑥)→[⑩→14]】 代替非常用送風機の起動、代替所内電気設備負担軽減の切替・給電（2次系統）、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統） 【中央制御室→(⑥階段B③)→(⑤階段G④)→(④階段B②)→(②→①)→[⑦→21]】	代替非常用送風機による代替所内電気設備スライポンプ運転装置及び代替所内電気設備分離運転装置	【中央制御室→(⑥階段B③)→(⑤階段A④)→(②→①)→[⑨→14]→(⑧階段B⑥)→[⑩→16]】	代替非常用送風機による代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統） 【中央制御室→(⑥階段A⑤)→[④→16]→(⑧階段B③)→(⑤→16)→(⑦階段B⑤)→(⑥→14)→(⑧階段B⑥)→[⑩→16]】	【中央制御室→(⑥階段B③)→(⑤階段A④)→[⑨→25]→(⑧階段A⑥)→[⑩→14]】 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（2次系統）、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統） 【中央制御室→(⑥階段A⑤)→[④→16]→(⑧階段B③)→(⑤→16)→(⑦階段B⑤)→(⑥→14)→(⑧階段B⑥)→[⑩→16]】	屋外A→代替非常用送風機屋外A
1.17	監視測定等に関する手順等	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定			緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア又は第4保管エリア	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	系統構成 【中央制御室→(②階段A②)→[⑨→25]→(⑧階段A⑥)→[⑩→14]】 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（2次系統）、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統） 【中央制御室→(⑥階段B③)→(⑤階段G④)→(④階段B②)→(②→①)→[⑦→21]】	可搬型代替電源車による代替格納容器スライポンプ運転装置及び代替所内電気設備分離運転装置	系統構成 【中央制御室→(⑥階段B③)→(⑤階段A④)→[⑨→25]→(⑧階段A⑥)→[⑩→14]】 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（2次系統）、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統） 【中央制御室→(⑥階段A⑤)→[④→16]→(⑧階段B③)→(⑤→16)→(⑦階段B⑤)→(⑥→14)→(⑧階段B⑥)→[⑩→16]】	屋外A→1号炉西側31mエリア又は2号炉東側31mエリア 屋外A→屋外A又は屋外E		
	可搬型放射線計測装置による水槽中の放射性物質の濃度の測定					可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	可搬型代替電源車による代替格納容器スライポンプ運転装置及び代替所内電気設備分離運転装置	可搬型代替電源車による代替格納容器スライポンプ運転装置及び代替所内電気設備分離運転装置（東側）に接続する場合 【中央制御室→(⑥階段A③)→[④→16]→(⑧階段B③)→[⑩→14]→(⑦階段G④)→[③→10]→屋外A→屋外E→(③階段G④)→[③→16]→(⑦階段G③)→[④→14]】 ・可搬型代替電源車接続装置（西側）に接続する場合 【中央制御室→(⑥階段A③)→[④→16]→(⑧階段B③)→[⑩→14]→(⑦階段G④)→[③→10]→屋外A→屋外E→(③階段G④)→[③→16]→(⑦階段G③)→[④→14]】 【中央制御室→(⑥階段A③)→[④→16]→(⑧階段B③)→[⑩→14]→(⑦階段G④)→[③→10]→屋外A→屋外E→(③階段G④)→[③→16]→(⑦階段G③)→[④→14]】	可搬型代替電源車による代替格納容器スライポンプ運転装置及び代替所内電気設備分離運転装置（西側）に接続する場合 【中央制御室→(⑥階段A③)→[④→16]→(⑧階段B③)→[⑩→14]→(⑦階段G④)→[③→10]→屋外A→屋外E→(③階段G④)→[③→16]→(⑦階段G③)→[④→14]】	緊急時対策所→1号炉西側31mエリア又は2号炉東側31mエリア 緊急時対策所→屋外A又は屋外E		
	海上モニタリング				緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア	代替気象観測設備による気象観測项目的代替測定	ディーゼル発電機燃料油油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油油槽から補給する場合）					
	代替気象観測設備による気象観測项目的代替測定				緊急時対策所→第2保管エリア又は第4保管エリア					【女川及び島根】 記載表現の相違		

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※1 屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
条文	対応手順	操作・作業場所				対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート			中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所非常用送風機差動手順	/	/	/		1.14 電源の確保に関する手順等	系統構造、燃料油移送ボンブ受電準備、燃料油移送ポンブ起動、燃料油移送ポンブ停止 ・A～ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→⑩→⑪→⑫→⑬→⑭→⑮→⑯→⑰→⑱→⑲→⑳→⑳→⑳→⑳→⑳→⑳】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(3t)から可動型タンクローリーへの補給 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンブにより補給する場合) ・B～ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→⑩→⑪→⑫→⑬→⑭→⑮→⑯→⑰→⑱→⑲→⑳→⑳→⑳→⑳→⑳】 ボース製設、接続 【屋外A→②→③→④→⑤→⑥→⑦→⑧→⑨→⑩→⑪→⑫→⑬→⑭→⑮→⑯→⑰→⑱→⑲→⑳】	系統構造、燃料油移送ボンブ受電準備、燃料油移送ポンブ起動、燃料油移送ポンブ停止 ・A～ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→⑩→⑪→⑫→⑬→⑭→⑮→⑯→⑰→⑱→⑲→⑳→⑳→⑳→⑳→⑳→⑳】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(3t)から可動型タンクローリーへの補給 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンブにより補給する場合) 	緊急時対策所待機所→1号炉側31mエリア又は2号炉側31mエリア(5m)→屋外A
	緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	/	/	/		ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(3t)から可動型タンクローリーへの補給 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンブにより補給する場合)	/	緊急時対策所待機所→1号炉側31mエリア又は2号炉側31mエリア(5m)→屋外A	
	緊急時対策所可動型エリアモニタ設置手順	/	/	/		可動型タンクローリーから各機器への補給	/	緊急時対策所待機所→1号炉側31mエリア又は2号炉側31mエリア(5m)→屋外A	
	緊急時対策所での格納容器ベントを実施する場合の対応手順	/	/	/		非常用交流電源設備による給電	○	緊急時対策所待機所→1号炉側31mエリア又は2号炉側31mエリア(5m)→屋外A	
	緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)から緊急時対策所非常用送風機への切替え手順	/	/	/		1.15 事故時の計装に関する手順等	計器の故障 ○	緊急時対策所待機所→1号炉側31mエリア又は2号炉側31mエリア(5m)→屋外A	
	安全パラメータ表示システム(SPD'S)によるプラントパラメータ等の監視手順	/	/	/		計器の計測範囲(測量範囲)を越えた場合 ○	所内常設蓄電池直流電源装置等の故障 1.14 「電源の障害に関する手順等」参照	緊急時対策所待機所→1号炉側31mエリア又は2号炉側31mエリア(5m)→屋外A	
	緊急時対策所換気空調系の切替え手順	/	/	/		常設蓄電池直流電源装置又は可搬型代替交流電源装置からの給電 1.14 「電源の障害に関する手順等」参照	代替所内蓄電池設備による給電 1.14 「電源の障害に関する手順等」参照	緊急時対策所待機所→1号炉側31mエリア又は2号炉側31mエリア(5m)→屋外A	
	ガスター・ピニ充電機による給電	/	/	/		可搬型代替直流電源装置設備からの給電 1.14 「電源の障害に関する手順等」参照	重大事故時のパラメータを記録する手順 【中央制御室→⑩→⑪】	緊急時対策所待機所→1号炉側31mエリア又は2号炉側31mエリア(5m)→屋外A	
	電源車による給電	/	/	/					
	緊急時対策所→第4保管エリア								
1.19 通信路に関する手順等	通信路内の溝槽蓋蓋をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	/	/	/					
	発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	/	/	/					

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※1 屋外アクセスルートは、屋内(中央制御室)又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																									
		<p style="text-align: center;">第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(17/19)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条文</th> <th rowspan="2">対応手順</th> <th colspan="3">操作・作業場所</th> </tr> <tr> <th>中央</th> <th>屋内アクセスルート</th> <th>屋外アクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">1.16 原子炉制御室の活性性等に関する手順等</td> <td>中央制御室空調装置の運転手順（交流動力電源が確保されている場合）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調装置の運転手順（交流代用交流電源設備により中央制御室空調装置を巡回する場合）</td> <td>○</td> <td>【中央制御室→⑥階段A(①)→④-14】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室の照明を確保する手順</td> <td>○</td> <td>【中央制御室→④-17→中央制御室】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順</td> <td>○</td> <td>【中央制御室→④-21→中央制御室】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>チェックシングエリアの設置及び運用手順</td> <td></td> <td>【屋外A→③階段B(②)→④-19→④-20】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化設備の運転手順（交流動力電源及び常時直流水電源が健全である場合）</td> <td></td> <td>1.10 「水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」参照</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">1.17 監視測定等に関する手順等</td> <td>可燃性ミニタリングダストによる放射線量の測定及び代耕測定</td> <td></td> <td>系統構成、アニュラス全量排氣弁等操作用可燃性審査ガスボンベ供給操作 【中央制御室→⑥階段A(①)→④階段B(②)→④-4】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代耕測定</td> <td></td> <td>試料取扱い及び廃棄グッズ処理 【中央制御室→⑥階段A(①)→④階段B(②)→④-5】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放牧地開拓装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td></td> <td>緊急時対策所移動所→1号炉前31m エリア又は2号炉東側31mエリア(b)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。</p>	条文	対応手順	操作・作業場所			中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート	1.16 原子炉制御室の活性性等に関する手順等	中央制御室空調装置の運転手順（交流動力電源が確保されている場合）	○			中央制御室空調装置の運転手順（交流代用交流電源設備により中央制御室空調装置を巡回する場合）	○	【中央制御室→⑥階段A(①)→④-14】		中央制御室の照明を確保する手順	○	【中央制御室→④-17→中央制御室】		中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	○	【中央制御室→④-21→中央制御室】		チェックシングエリアの設置及び運用手順		【屋外A→③階段B(②)→④-19→④-20】		アニュラス空気浄化設備の運転手順（交流動力電源及び常時直流水電源が健全である場合）		1.10 「水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」参照		1.17 監視測定等に関する手順等	可燃性ミニタリングダストによる放射線量の測定及び代耕測定		系統構成、アニュラス全量排氣弁等操作用可燃性審査ガスボンベ供給操作 【中央制御室→⑥階段A(①)→④階段B(②)→④-4】		放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代耕測定		試料取扱い及び廃棄グッズ処理 【中央制御室→⑥階段A(①)→④階段B(②)→④-5】		放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定				放牧地開拓装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定				放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定				海上モニタリング		緊急時対策所移動所→1号炉前31m エリア又は2号炉東側31mエリア(b)		<p>【女川及び島根】 記載内容の相違及び記載方針の相違 ・設備及び手順等の相違。 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>
条文	対応手順	操作・作業場所																																																											
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート																																																									
1.16 原子炉制御室の活性性等に関する手順等	中央制御室空調装置の運転手順（交流動力電源が確保されている場合）	○																																																											
	中央制御室空調装置の運転手順（交流代用交流電源設備により中央制御室空調装置を巡回する場合）	○	【中央制御室→⑥階段A(①)→④-14】																																																										
	中央制御室の照明を確保する手順	○	【中央制御室→④-17→中央制御室】																																																										
	中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	○	【中央制御室→④-21→中央制御室】																																																										
	チェックシングエリアの設置及び運用手順		【屋外A→③階段B(②)→④-19→④-20】																																																										
	アニュラス空気浄化設備の運転手順（交流動力電源及び常時直流水電源が健全である場合）		1.10 「水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」参照																																																										
1.17 監視測定等に関する手順等	可燃性ミニタリングダストによる放射線量の測定及び代耕測定		系統構成、アニュラス全量排氣弁等操作用可燃性審査ガスボンベ供給操作 【中央制御室→⑥階段A(①)→④階段B(②)→④-4】																																																										
	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代耕測定		試料取扱い及び廃棄グッズ処理 【中央制御室→⑥階段A(①)→④階段B(②)→④-5】																																																										
	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定																																																												
	放牧地開拓装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定																																																												
	放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定																																																												
	海上モニタリング		緊急時対策所移動所→1号炉前31m エリア又は2号炉東側31mエリア(b)																																																										

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																						
		<p style="color: red;">第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(18/19)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条文</th> <th rowspan="2">対応手順</th> <th colspan="3">操作・作業場所</th> </tr> <tr> <th>中央</th> <th>屋内アクセスルート</th> <th>屋外アクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1.17 監視測定等に關する手順等</td> <td>モニタリングボスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングボストのバックグラウンド低減対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性物質の濃度の測定期のバックグラウンド低減対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>モニタリングボスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手順等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">1.18 緊急時対策所の居住性等に關する手順等</td> <td>可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型空気浄化装置運転手順</td> <td></td> <td></td> <td>緊急時対策所付近の機器所→指揮所用空調上室 緊急時対策所付機器所→指揮所用空調上室</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置（空気ポンベ）による空気供給準備手順</td> <td></td> <td></td> <td>緊急時対策所付機器所→指揮所用空調上室 緊急時対策所付機器所→指揮所用空調上室</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内の酸素濃度及び酸化炭素濃度の測定手順</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型エリモータの設置手順</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングボスト及び可搬型気象観測設備による放射線量の測定手順</td> <td></td> <td></td> <td>1.17 「監視測定等に關する手順等」参照</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置（空気ポンベ）への切替準備手順</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気供給装置（空気ポンベ）への切替手順</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型空気浄化装置への切替手順</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム(SPS)によるブラントパラメータ等の監視手順</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: green; margin-top: 10px;">※1 : 屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。</p>	条文	対応手順	操作・作業場所			中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート	1.17 監視測定等に關する手順等	モニタリングボスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策				可搬型モニタリングボストのバックグラウンド低減対策				放射性物質の濃度の測定期のバックグラウンド低減対策				モニタリングボスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手順等				1.18 緊急時対策所の居住性等に關する手順等	可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定				可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定				可搬型空気浄化装置運転手順			緊急時対策所付近の機器所→指揮所用空調上室 緊急時対策所付機器所→指揮所用空調上室	空気供給装置（空気ポンベ）による空気供給準備手順			緊急時対策所付機器所→指揮所用空調上室 緊急時対策所付機器所→指揮所用空調上室	緊急時対策所内の酸素濃度及び酸化炭素濃度の測定手順				緊急時対策所可搬型エリモータの設置手順				可搬型モニタリングボスト及び可搬型気象観測設備による放射線量の測定手順			1.17 「監視測定等に關する手順等」参照	空気供給装置（空気ポンベ）への切替準備手順				空気供給装置（空気ポンベ）への切替手順				可搬型空気浄化装置への切替手順				安全パラメータ表示システム(SPS)によるブラントパラメータ等の監視手順				<p style="color: red;">【女川及び島根】</p> <p style="color: blue;">記載内容の相違及び記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備及び手順等の相違。 ・泊は対応手順のうち他の条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。 <p style="color: green; margin-top: 10px;">【女川及び島根】</p> <p style="color: blue;">記載表現の相違</p>
条文	対応手順	操作・作業場所																																																																							
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート																																																																					
1.17 監視測定等に關する手順等	モニタリングボスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策																																																																								
	可搬型モニタリングボストのバックグラウンド低減対策																																																																								
	放射性物質の濃度の測定期のバックグラウンド低減対策																																																																								
	モニタリングボスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手順等																																																																								
1.18 緊急時対策所の居住性等に關する手順等	可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定																																																																								
	可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定																																																																								
	可搬型空気浄化装置運転手順			緊急時対策所付近の機器所→指揮所用空調上室 緊急時対策所付機器所→指揮所用空調上室																																																																					
	空気供給装置（空気ポンベ）による空気供給準備手順			緊急時対策所付機器所→指揮所用空調上室 緊急時対策所付機器所→指揮所用空調上室																																																																					
緊急時対策所内の酸素濃度及び酸化炭素濃度の測定手順																																																																									
緊急時対策所可搬型エリモータの設置手順																																																																									
可搬型モニタリングボスト及び可搬型気象観測設備による放射線量の測定手順			1.17 「監視測定等に關する手順等」参照																																																																						
空気供給装置（空気ポンベ）への切替準備手順																																																																									
空気供給装置（空気ポンベ）への切替手順																																																																									
可搬型空気浄化装置への切替手順																																																																									
安全パラメータ表示システム(SPS)によるブラントパラメータ等の監視手順																																																																									

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

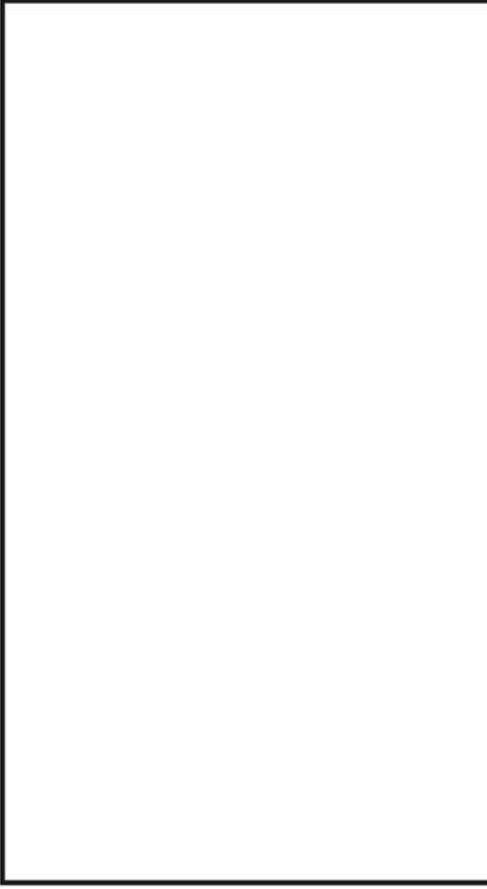
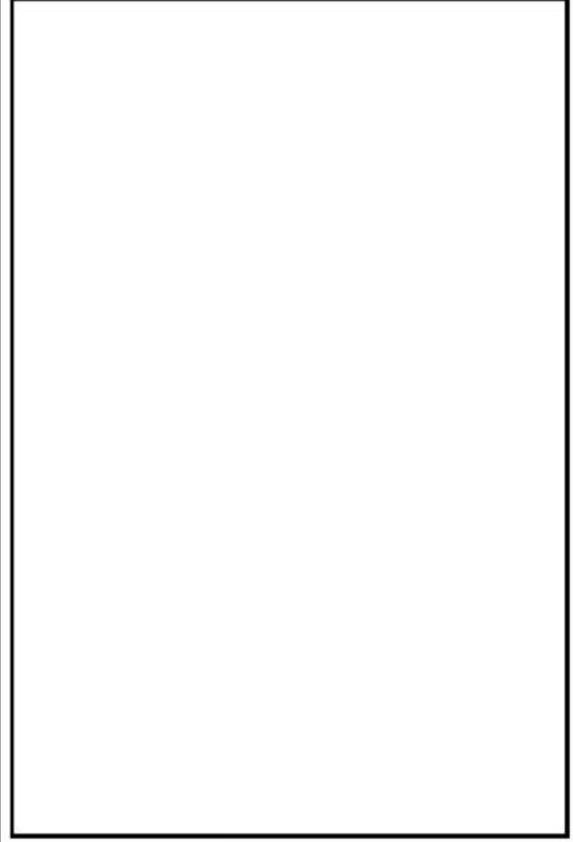
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
		<p>第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(19/19)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条文</th> <th rowspan="2">対応手順</th> <th colspan="3">操作・作業場所</th> </tr> <tr> <th>中央</th> <th>屋内アクセスルート</th> <th>屋外アクセスルート^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</td> <td>通信連絡に関する手順等</td> <td>1.19 「通信連絡に関する手順等」参照</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>チェックシングエリアの設置及び運用手順</td> <td></td> <td></td> <td>緊急時対策所指揮所→緊急時対策所待機所</td> </tr> <tr> <td>可燃型空気浄化装置の切替手順</td> <td></td> <td></td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機準備手順</td> <td></td> <td></td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機起動手順</td> <td></td> <td></td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機の切替手順</td> <td></td> <td></td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1.19 通信連絡に関する手順等</td> <td>発電所内の通信連絡をすくる必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</td> <td></td> <td></td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア</td> </tr> <tr> <td>発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</td> <td></td> <td></td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア</td> </tr> <tr> <td>代替電源設備から給電する手順等</td> <td>1.14 「電源の確保に関する手順等」参照 1.18 「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」参照</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。</p>	条文	対応手順	操作・作業場所			中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}	1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	通信連絡に関する手順等	1.19 「通信連絡に関する手順等」参照			チェックシングエリアの設置及び運用手順			緊急時対策所指揮所→緊急時対策所待機所	可燃型空気浄化装置の切替手順			緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア	緊急時対策所用発電機準備手順			緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア	緊急時対策所用発電機起動手順			緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア	緊急時対策所用発電機の切替手順			緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア	1.19 通信連絡に関する手順等	発電所内の通信連絡をすくる必要のある場所と通信連絡を行うための手順等			緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア	発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等			緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア	代替電源設備から給電する手順等	1.14 「電源の確保に関する手順等」参照 1.18 「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」参照			<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・設備及び手順等の相違。 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>
条文	対応手順	操作・作業場所																																															
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}																																													
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	通信連絡に関する手順等	1.19 「通信連絡に関する手順等」参照																																															
	チェックシングエリアの設置及び運用手順			緊急時対策所指揮所→緊急時対策所待機所																																													
	可燃型空気浄化装置の切替手順			緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア																																													
	緊急時対策所用発電機準備手順			緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア																																													
	緊急時対策所用発電機起動手順			緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア																																													
	緊急時対策所用発電機の切替手順			緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア																																													
1.19 通信連絡に関する手順等	発電所内の通信連絡をすくる必要のある場所と通信連絡を行うための手順等			緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア																																													
	発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等			緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア																																													
	代替電源設備から給電する手順等	1.14 「電源の確保に関する手順等」参照 1.18 「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」参照																																															

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

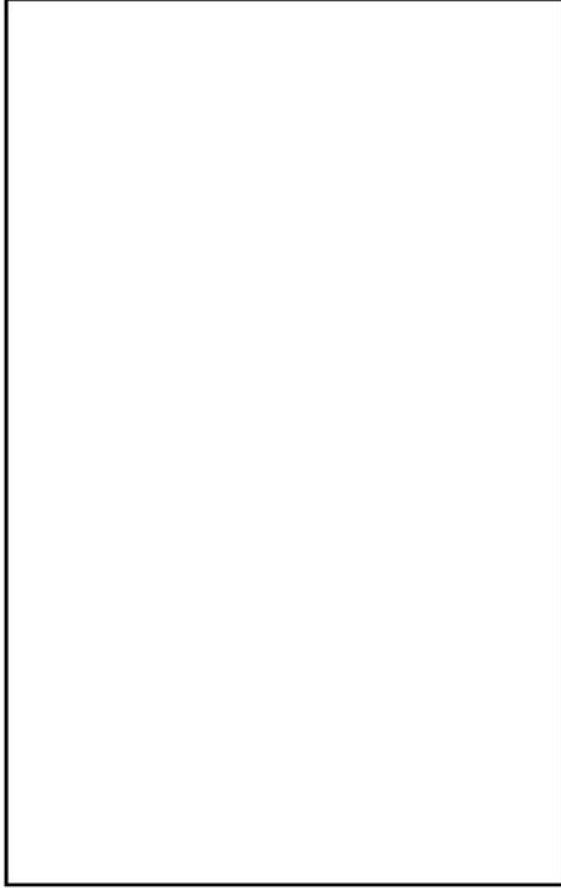
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1図 屋内アクセスルート ルート図①</p> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> 	<p>第1図 ①島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(1 / 11)</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> 	<p>第1図 ①屋内アクセスルート ルート図(1/11)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> 	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

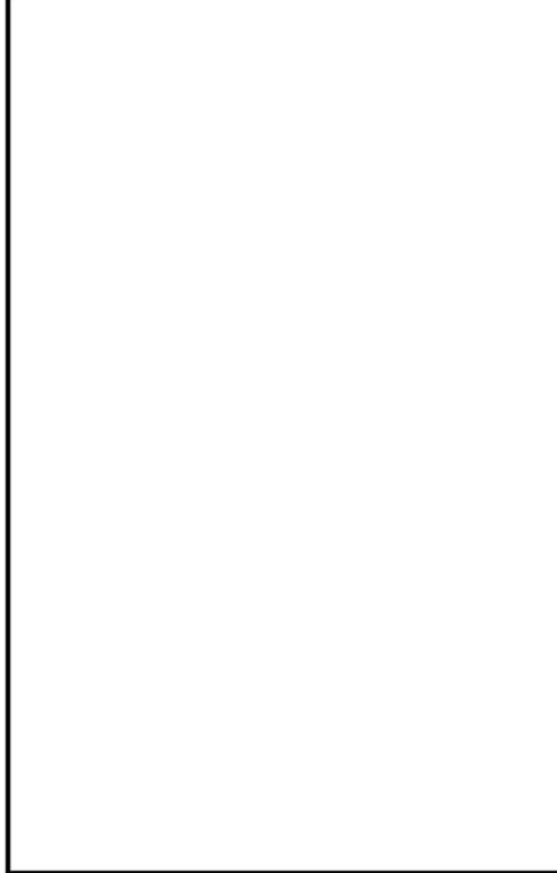
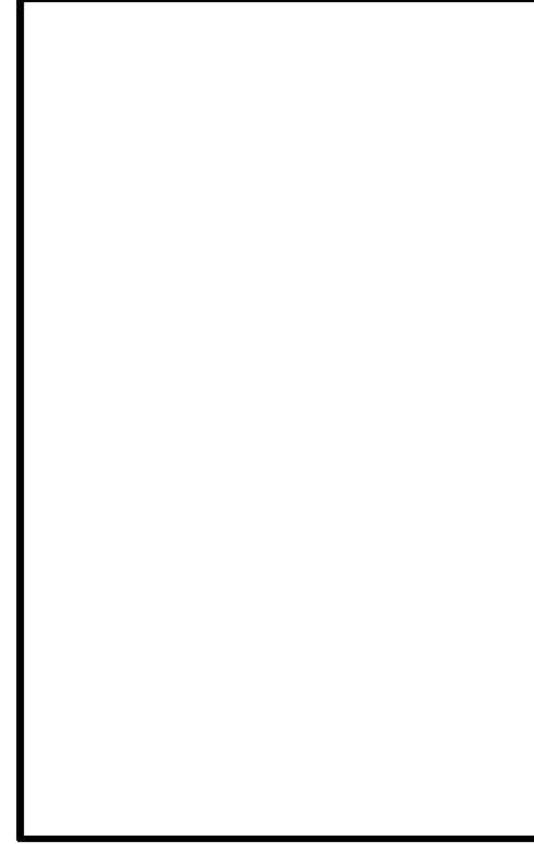
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1図 屋内アクセスルート ルート図②</p> <p>枠囲みの内容は機密上の観点から公開できません。</p> 	<p>第1図 ②島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(2／11)</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> 	<p>第1図 ②屋内アクセスルート ルート図(2/11)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> 	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 第1図 屋内アクセスルート ルート図③ <small>枠囲みの内容は防塵上の観点から公開できません。</small>	 第1図 ③島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアセスルート(3/11) <small>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</small>	 <small>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<small>【女川及び島根】</small> 記載表現の相違 • 建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1図 屋内アクセスルート ルート図④</p> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	<p>第1図 ④島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(4／11)</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	<p>第1図 ④屋内アクセスルート ルート図(4/11)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第1図 屋内アクセスルート ルート図⑤ 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。	第1図 ⑤島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(5／11) 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。	第1図 ⑤屋内アクセスルート ルート図(5/11) 	【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

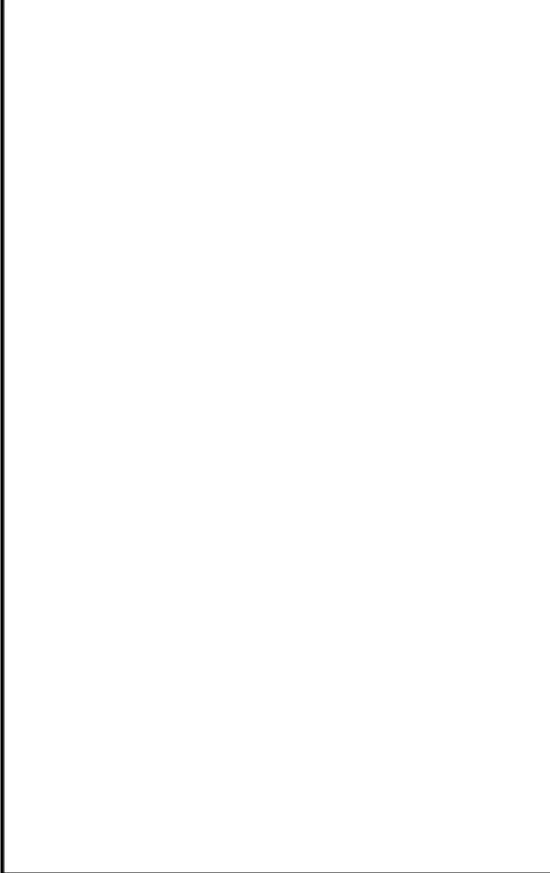
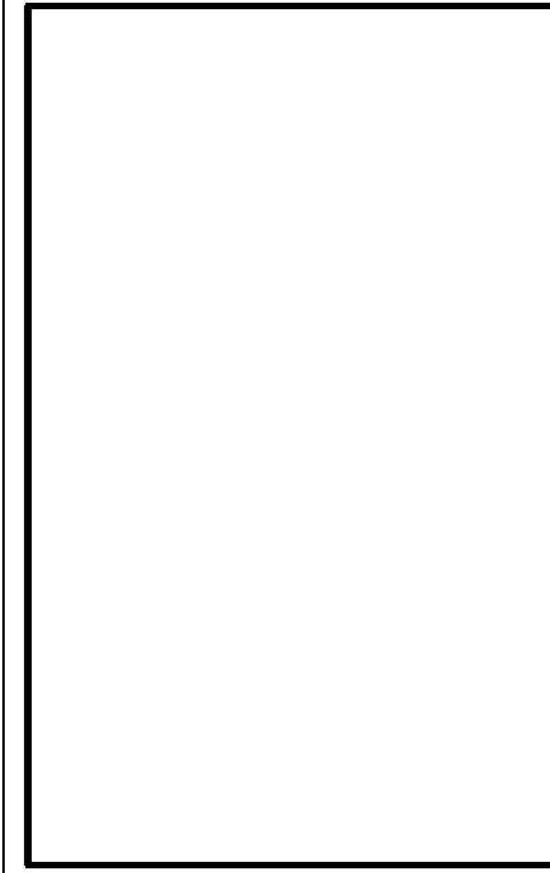
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>第1図 屋内アクセスルート ルート図⑥ 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</small>	 <small>第1図 ⑥)島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(6／11) 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</small>	 <small>■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p> <small>第1図 ⑥)屋内アクセスルート ルート図(6/11)</small>

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

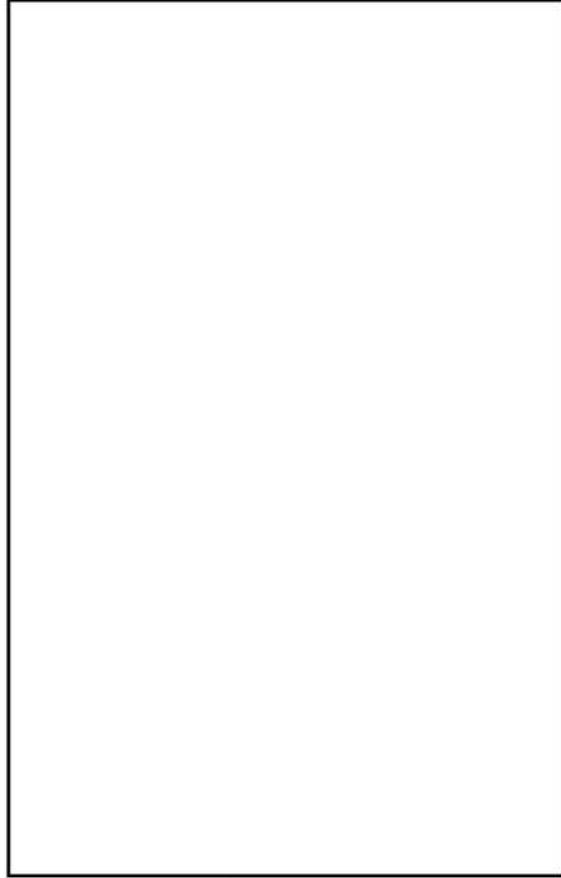
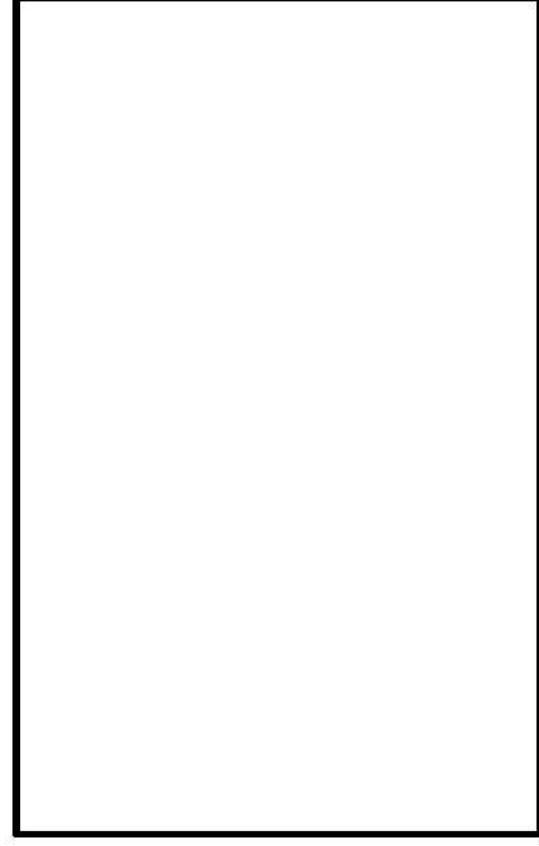
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1図 屋内アクセスルート ルート図(7)</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> 	<p>第1図 (7)島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(7 / 11)</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> 	<p>第1図 (7)屋内アクセスルート ルート図(7/11)</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> 	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

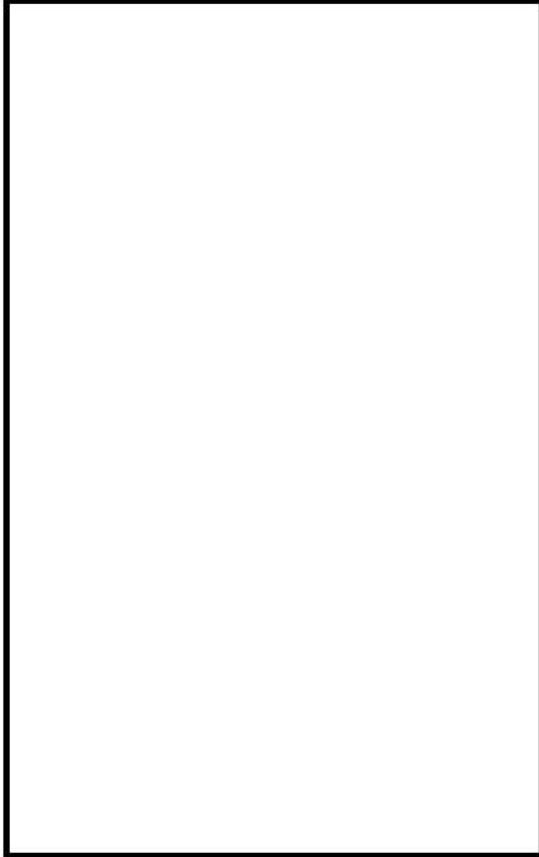
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: right;">第1図 (8)島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(8／11)</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 第1図 (8)屋内アクセスルート ルート図(8/11) </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

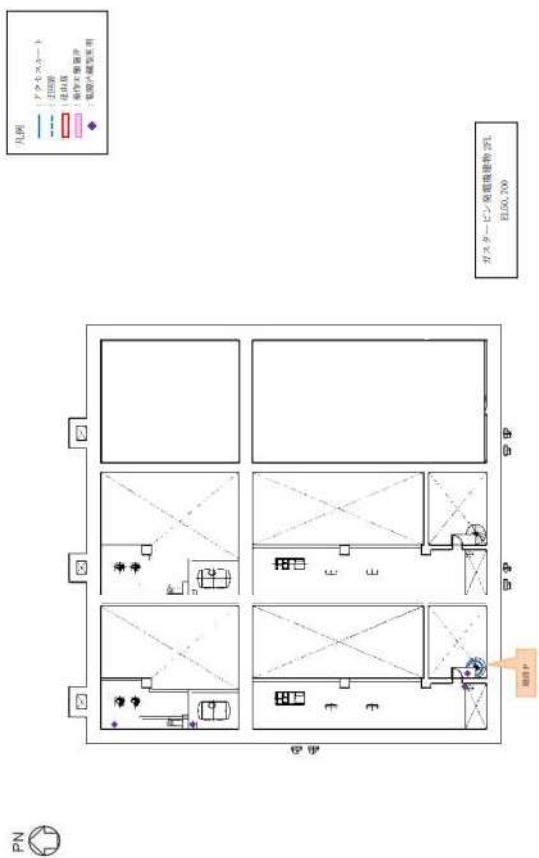
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第1図 ⑨島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(9／11)	 第1図 ⑨屋内アクセスルート ルート図(9/11)	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 • 建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

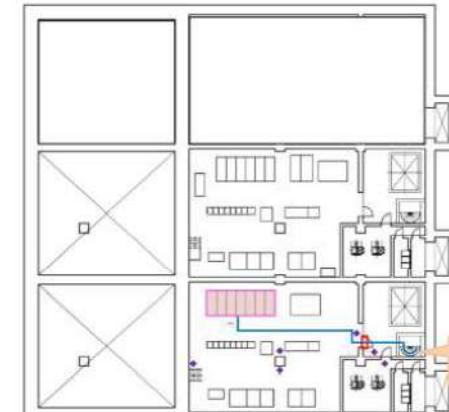
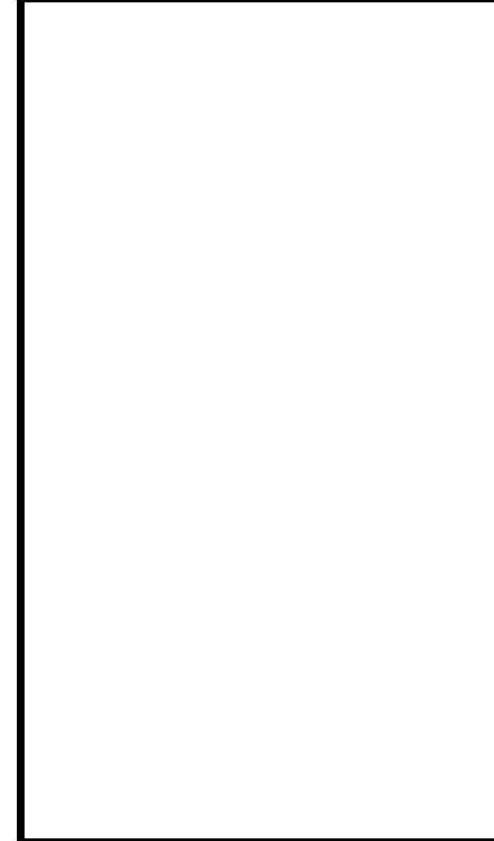
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1図 ⑩島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(10/11)</p> <p>【島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>	 <p>第1図 ⑩島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(10/11)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>PN</p> <p>月曜 火曜 水曜 木曜 金曜 土曜 日曜 祝日 休日 施設内敷地外</p> <p>ブリッカーレーンを駆使する 154,000</p>	<p>第1図 ①島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(11/11)</p>  <p>■ 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p> <p>第1図 ①屋内アクセスルート ルート図(11/11)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

島根原子力発電所 2号炉			泊発電所 3号炉			相違理由		
ルート図	対象場所	操作対象機器及び操作項目	ルート図	対象場所	操作内容			
	第 2 表 操作対象機器及び操作項目一覧 (1/3)			第 2 表 操作対象機器一覧 (1/2)				
①	1	ホースの敷設、接続	②	1	原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置	②	1	泊発電所 3号炉
	2	原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置		2	AFCV 常用開閉各部入切替弁 (M214-1D)		2	第 2 表 操作対象機器及び操作項目一覧 (1/3)
③	1	PCV 耐圧強化弁用連絡配管隔離弁	④	1	BL-115V 系統隔離弁 (SA)	④	1	第 2 表 操作対象機器及び操作項目一覧 (1/2)
	2	PCV 耐圧強化弁用連絡配管隔離弁		2	SA 用 BL15V 系統隔離弁		2	
④	3	MCC 2G-1	⑤	1	BL-115V 系統隔離弁 (SA)	⑤	1	
	4	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池		2	BL-115V 系統隔離弁 B-計装C/C, B-計装分岐弁, B-計装用 (M214-1D) SA 用 BL15V 系統隔離弁		2	
⑤	5	中央制御室繋盤	⑥	1	BL-115V 系統隔離弁 (SA)	⑥	1	
	6	非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (A)		2	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		2	
⑥	7	非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (B)	⑦	1	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		①	【女川及び島根】記載表現の相違
	8	HPIN 常用非常用窒素ガス連絡弁 (A)		2	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		1	・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。
⑦	9	HPIN 常用非常用窒素ガス連絡弁 (B)	⑧	1	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		2	
	10	HPIN 常用非常用窒素ガス入口弁 (A)		2	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		3	
⑧	11	HPIN 常用非常用窒素ガス入口弁 (B)	⑨	1	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		4	
	12	代替高压窒素ガス供給系 (A) 高压窒素ガスポンベ		2	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		5	
⑨	13	代替高压窒素ガス供給系 (B) 高压窒素ガスポンベ		3	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		6	
	14	代替 HPIN 窒素ガスポンベ供給止め弁 (A)	⑩	1	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		7	
⑩	15	代替 HPIN 窒素ガスポンベ供給止め弁 (B)		2	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		8	
	16	代替 HPIN 窒素ガス供給止め弁 (A)		3	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		9	
⑪	17	代替 HPIN 窒素ガス供給止め弁 (B)	⑪	1	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		10	
	18	代替 HPIN 窒素ガス供給止め弁 (A)		2	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		11	
⑫	19	代替 HPIN 窒素ガス供給止め弁 (B)		3	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		12	
	20	扉開放		4	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		13	
⑬	21	PSA 窒素供給ライン元弁	⑭	1	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		14	
	22	建屋内 PSA 窒素供給ライン元弁		2	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		15	
⑮	23	FCVS 側 PSA 窒素供給ライン元弁		3	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		16	
	24	FCVS PSA 側窒素補給ライン止め弁		4	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		17	
⑯	25	FCVS ベントライン隔離弁 (A)		5	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		18	
				6	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		19	
				7	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		20	
				8	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		21	
				9	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		22	
				10	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		23	
				11	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		24	
				12	BL-115V 系統隔離弁 (SA)		25	
				13	BL-115V 系統隔離弁 (SA)			
				14	BL-115V 系統隔離弁 (SA)			
				15	BL-115V 系統隔離弁 (SA)			
				16	BL-115V 系統隔離弁 (SA)			
				17	BL-115V 系統隔離弁 (SA)			
				18	BL-115V 系統隔離弁 (SA)			
				19	BL-115V 系統隔離弁 (SA)			
				20	BL-115V 系統隔離弁 (SA)			
				21	BL-115V 系統隔離弁 (SA)			
				22	BL-115V 系統隔離弁 (SA)			
				23	BL-115V 系統隔離弁 (SA)			
				24	BL-115V 系統隔離弁 (SA)			
				25	BL-115V 系統隔離弁 (SA)			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

女川原子力発電所2号炉		島根原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第2表 操作対象機器及び操作項目一覧 (2/3)				第2表 操作対象機器及び操作項目一覧 (2/13)		
ルート回 対象場所 操作対象機器及び操作項目	操作対象機器及び操作項目	操作対象機器	操作対象機器	操作対象機器	操作対象機器	【女川及び島根】 記載表現の相違 ・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。
④ 26 FCVS ベントライン隔離弁(B) 27 D/W ベント用出口隔離弁 28 RCW 代替冷却水 RHR 負荷供給側連絡弁(A) 29 RCW 代替冷却水 RHR 負荷戻り側連絡弁(A) 30 RCW 代替冷却水 FPC 他負荷供給側連絡弁(A) 31 RCW 代替冷却水 FPC 他負荷戻り側連絡弁(A) 32 RCW 代替冷却水 RHR 負荷供給側連絡弁(B) 33 RCW 代替冷却水 RHR 負荷戻り側連絡弁(B) 34 RCW 代替冷却水 FPC 他負荷供給側連絡弁(B) 35 RCW 代替冷却水 FPC 他負荷戻り側連絡弁(B) 36 RCW 代替冷却水 RHR 負荷供給側連絡弁(C) 37 RCW 代替冷却水 RHR 負荷戻り側連絡弁(C) 38 RCW 代替冷却水 FPC 他負荷供給側連絡弁(C) 39 RCW 代替冷却水 FPC 他負荷戻り側連絡弁(C) 40 原子炉建屋大物搬入口開放 41 原子炉建屋扉開放 42 R/B MCC 2D-5 43 原子炉補機代替冷却水系A系ベント弁 44 原子炉補機代替冷却水系B系ベント弁 45 扉開放 46 125V 直流主母線盤 2A-1 47 125V 直流主母線盤 2B-1 48 D/G(B)制御盤 49 D/G(A)制御盤 50 RCIC ターピン入口蒸気ライン第二隔離弁 51 高圧空気ポンベユニット接続端止め弁 52 扉開放 53 ホース敷設用貫通孔 54 注水系屋内接続口 55 高圧室素ガス供給系(A)高圧室素ガスポンベ 56 高圧室素ガス供給系(B)高圧室素ガスポンベ 57 扉開放	⑦-1 燃料プール監視カメラ用ホース切替弁 ⑦-3 SA 監視カメラ A ⑦-5 RCW A-FPC 熱交換器水入口弁(V214-380) RCW B-FPC 熱交換器水入口弁(V214-380) ⑧-1 可搬型スプレイノズル・ホース監視箇所 ⑧-3 原子炉建屋燃料ボルトアウトバネ保持装置 ⑩-1 緊急用マックワ	⑦-2 MCC 非常用ガス処理入口隔離弁、 MCC 非常用ガス処理入口隔離弁バイパス弁 海水干渉抑制装置 ⑦-4 SA 監視カメラ B ⑦-6 SAC-C/C ⑧-2 可搬型スプレイノズル・ホース監視箇所 ⑧-4 原子炉建屋燃料ボルトアウトバネ保持装置 ⑩-1 緊急用マックワ	⑥ 海水を用いた可搬型大型送水泵 ポンプ車及び可搬型スプレイノズルに係る使用済燃料ビッグトーンのスプレイ ⑦ 可搬型水位計連鎖、設置 監視カメラ空冷装置準備、起動 ⑨ 可搬型エリアモニタ塗装、設置 ⑩ 代替非常用発電機又は可搬型代替電源による代替格納容器スプレイポンプ起動装置及び代替所内蒸気設備分離型給電系統構成 ⑪ 可搬型代替直流電源設備による給電 直流母線受電準備 ⑫ 現場手順操作によるターピン動捕助給水ポンプの起動 手動構成 主給水隔離弁閉止操作 (隔離弁の電源が回復していない場合) ⑬ 1次冷却材ポンプ封水ライシン隔離弁等閉止操作及び格納容器副隔離弁閉止操作 (隔離弁の電源が回復していない場合) ⑭ 格納容器ヨアロック閉止 ⑮ 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器への注水起動準備 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内のスプレイ起動準備又は代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水起動準備 ⑯ A、B、C/V 内循環ユニット補機冷却水入口 C/V 外側隔離弁 A-C/V 内循環ユニット補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 B-C/V 内循環ユニット補機冷却水入口 C/V 外側隔離弁 C、D-C/V 内循環ユニット補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 C-E/V 内循環ユニット補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 D-F/V 内循環ユニット補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 ⑰ 代替格納容器スプレイポンプ入口第1止め弁 代替格納容器スプレイポンプ入口第2止め弁 A-燃料取替用ポンプ出ロベント弁	⑥ 可搬型ホース敷設、接続 可搬型スプレイノズル設置 ⑦ 使用済燃料ビット水位(可搬型) 使用済燃料ビット水位(可搬型)付属品収納箱 ワイヤ接続 ケーブル接続 使用済燃料ビット水位(可搬型)設置箇所 ⑧ SFP 監視設備電源 使用済燃料ビット監視カメラ空冷装置設置箇所 ホース接続 SFP 監視カメラ空冷装置設置出ロボット ケーブル接続 使用済燃料ビット監視カメラ空冷装置 ⑨ 可搬型エリヤモニタ塗装、設置 ⑩ Sh 用代替電源中継接続2 ⑪ ケーブル敷設 ⑫ ターピン動捕助給水ポンプ起動 手動構成 A-主給水隔離弁 B-副給水隔離弁 C-主給水隔離弁 ⑬ A、B、C/V 内循環ユニット補機冷却水入口 C/V 外側隔離弁 A-C/V 内循環ユニット補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 B-C/V 内循環ユニット補機冷却水入口 C/V 外側隔離弁 C、D-C/V 内循環ユニット補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 C-E/V 内循環ユニット補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 D-F/V 内循環ユニット補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 ⑭ 通常用エコロッタ ⑮ 代替格納容器スプレイポンプ入口第1止め弁 代替格納容器スプレイポンプ入口第2止め弁 A-燃料取替用ポンプ出ロベント弁 ⑯ 代替格納容器スプレイポンプ入口第1止め弁 代替格納容器スプレイポンプ入口第2止め弁 A-燃料取替用ポンプ出ロベント弁		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉		島根原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第2表 操作対象機器及び操作項目一覧 (3/3)				第2表 操作対象機器及び操作項目一覧 (3/13)		
⑤	対象場所	操作対象機器及び操作項目		対象場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目
	1	RCIC 蒸気供給ライン分離弁		7	可燃型大型送水ポンプ車によるA-高压注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水 系統構成	・格納容器旁回気ガスサンブル冷却器補機冷却水入口弁
	2	HPCS 注入分離弁		8	可燃型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自熱対流冷却 系統構成	・格納容器旁回気ガスサンブル冷却器補機冷却水入口弁
	3	S/C ベント用出口分離弁				
	4	R/B MCC 2C-1				
	5	R/B MCC 2C-2				
	6	R/B MCC 2C-3				
	7	R/B MCC 2C-4				
	8	R/B MCC 2C-5				
	9	P/C 4-2C				
	10	P/C 4-2D				
	11	R/B MCC 2D-1				
	12	R/B MCC 2D-2				
	13	R/B MCC 2D-3				
	14	R/B MCC 2D-4				
	15	125V 直流分電盤 2A-1				
	16	C/B MCC 2C-1				
	17	125V 直流主母線盤 2A				
	18	C/B MCC 2C-2				
	19	C/B MCC 2D-1				
	20	C/B MCC 2D-2				
	21	125V 直流主母線盤 2B				
	22	125V 直流分電盤 2B-1				
	23	HPAC 蒸気供給ライン分離弁				
⑥	1	HPAC 注入弁		9	可燃型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視 起動準備	・可燃型格納容器内水素濃度計測ユニット ・ホース接続 ・格納容器サンブルポンプライン止め弁 ・可燃型格納容器内水素濃度計測ユニット入口隔壁弁 (SA 対策) ・可燃型格納容器内水素濃度計測ユニット出口隔壁弁 (SA 対策) ・格納容器旁回気ガスサンブルポンプバッケル ・格納容器旁回気ガスサンブルポンプバッケル ・可燃型代替ガスサンプリング装置 ・格納容器旁回気ガスサンブルポンプ補機冷却水入口弁 ・可燃型ガスサンブル冷却器用冷却ポンプ入口弁 (SA 対策) ・可燃型ガスサンブル冷却器用冷却ポンプ出口弁 (SA 対策) ・ケーブル接続 ・CV 水素濃度計測源 ・格納容器旁回気ガスサンブル取出しライシ止め弁 ・格納容器旁回気ガスサンブル冷却器入口弁 ・格納容器旁回気ガスサンブル冷却器用冷却ポンプバッケル ・格納容器旁回気ガスサンプリング戻りライン止め弁 ・3V-89-1002 削弱用空氣供給弁 ・3V-89-1002 室素ガス供給弁 (SA 対策) ・格納容器旁回気ガスサンブル冷却器用冷却ポンプバッケル ・格納容器旁回気ガスサンプリング圧縮装置入口圧力削弱弁用ミニチュア弁
	2	HPAC タービン止め弁		10	可燃型格納容器内水素濃度計測ユニット 起動	・可燃型代替ガスサンプリング圧縮装置
	3	高圧代替注水系タービン入口蒸気圧力計		11	可燃型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視 可燃型大型送水ポンプ車によるガスサンブル冷却器への海水供給	・ホース接続 ・格納容器旁回気ガスサンブル冷却器補機冷却水入口弁 ・格納容器旁回気ガスサンブル冷却器補機冷却水排水ライン止め弁 (SA 対策) ・CV 水素濃度計測源 ・可燃型ガスサンブル冷却器用冷却ポンプ入口弁 (SA 対策) ・可燃型ガスサンブル冷却器用冷却ポンプ出口弁 (SA 対策) ・可燃型ガスサンブル冷却器用冷却ポンプ
	4	250V 充電器盤		12	可燃型アニュラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度測定 起動準備	・可燃型アニュラス水素濃度計測ユニット ・ホース接続 ・ケーブル接続 ・CV 水素濃度計測源 ・可燃型アニュラス水素濃度計測ユニット入口隔壁弁 (SA 対策) ・可燃型アニュラス水素濃度計測ユニット出口隔壁弁 (SA 対策)
	5	250V 直流受電パワーセンタ		13	可燃型アニュラス水素濃度計測ユニット 起動	・可燃型アニュラス水素濃度計測ユニット
	6	RCIC 注入弁				
	7	高圧空気ポンベユニット接続端止め弁				
⑦	1	FPMUW ポンプ吸込弁				
	2	原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力計				
	3	RCIC タービン止め弁				
	4	RCIC 真空タンクドレン弁				
	5	RCIC 冷却水ライン止め弁				
⑧	【女川及び島根】			記載表現の相違		
	・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。			・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(4/13)			
ルート 回 対象 場所 操作内容 操作対象機器及び操作項目			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
		<p style="text-align: center;">第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(5/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ルート 回 数</th><th>対象 場所</th><th>操作内容</th><th>操作対象機器及び操作項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">⑤</td><td>1</td><td>可搬型格納容器内水素濃度計 測ニットによる原子炉格納 容器内の水素濃度監視 起動 準備</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 3V-RW-015 制御用空気供給弁 ホース接続 3V-RW-015 室素ガス供給弁 (SA 対策) </td></tr> <tr> <td>2</td><td>1次冷却材ポンプ封水ライン 隔壁弁等開止操作 (隔壁弁の 電源が回復していない場合)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材ポンプ封水戻りライン C/V 外側隔壁弁 B-1 供給材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔壁弁 A-1 供給材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔壁弁 C-1 供給材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔壁弁 </td></tr> <tr> <td>3</td><td>原子炉格納容器隔壁弁の開止 操作 (隔壁弁の電源が回復して いない場合)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材ポンプ隔壁冷却水入口止め弁 1次冷却材ポンプ隔壁冷却水出口 C/V 外側隔壁弁 全剥離冷却器等隔壁冷却水出口 C/V 外側隔壁弁 全剥離冷却器等隔壁冷却水入口 C/V 外側隔壁弁 丸ごんライン C/V 外側隔壁弁 </td></tr> <tr> <td>4</td><td>原子炉格納容器隔壁弁の閉止</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内脱塩水補給ライン C/V 外側隔壁弁 </td></tr> <tr> <td rowspan="5">⑥</td><td>1</td><td>加圧送湯弁並操作用可搬型 室素ガスポンベによる加圧器 逃がし弁の機能回復 開放準備</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 加圧送湯弁並操作用可搬型室素ガスポンベ A-原子炉格納容器内制御用空気供給弁 ホース接続 B-原子炉格納容器路外制御用空気供給弁 加圧送湯弁並操作用室素供給ハネル A-制御用空気 C/V 外側隔壁弁 T.V弁 B-制御用空気 C/V 外側隔壁弁 T.V弁 </td></tr> <tr> <td>2</td><td>海水を用いた可搬型大型送水 ポンプ車による原子炉容器への 注水 系統構成</td><td> <ul style="list-style-type: none"> II/B 東側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁 (SA 対策) 補助給水ピット-燃料取替用水ピット給水連絡ライン止め弁 (SA 対策) </td></tr> <tr> <td>3</td><td>海水を水源とした可搬型大型送 水ポンプ車による補助給水ピ ットへの補給 系統構成</td><td> <ul style="list-style-type: none"> II/B 東側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁 (SA 対策) 補助給水ピット給水ライン止め弁 (SA 対策) 補助給水ピットプローライン給水用止め弁 (SA 対策) 補助給水ピット-燃料取替用水ピット給水連絡ライン止め弁 (SA 対策) </td></tr> <tr> <td>4</td><td>海水を水源とした可搬型大型送 水ポンプ車による燃料取替用 水ピットへの補給 系統構成</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 補助給水ピット-燃料取替用水ピット給水連絡ライン止め弁 (SA 対策) II/B 東側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁 (SA 対策) </td></tr> <tr> <td>5</td><td>燃料取替用水ピットから補助 給水ピットへの切替え (原子 炉容器への注水中の場合又は 原子炉格納容器内のスプレ イ中の場合) 系統構成</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ補助給水ピット倒入止め弁 代替格納容器スプレイポンプ入口テスト用止め弁 </td></tr> </tbody> </table>	ルート 回 数	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目	⑤	1	可搬型格納容器内水素濃度計 測ニットによる原子炉格納 容器内の水素濃度監視 起動 準備	<ul style="list-style-type: none"> 3V-RW-015 制御用空気供給弁 ホース接続 3V-RW-015 室素ガス供給弁 (SA 対策) 	2	1次冷却材ポンプ封水ライン 隔壁弁等開止操作 (隔壁弁の 電源が回復していない場合)	<ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材ポンプ封水戻りライン C/V 外側隔壁弁 B-1 供給材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔壁弁 A-1 供給材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔壁弁 C-1 供給材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔壁弁 	3	原子炉格納容器隔壁弁の開止 操作 (隔壁弁の電源が回復して いない場合)	<ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材ポンプ隔壁冷却水入口止め弁 1次冷却材ポンプ隔壁冷却水出口 C/V 外側隔壁弁 全剥離冷却器等隔壁冷却水出口 C/V 外側隔壁弁 全剥離冷却器等隔壁冷却水入口 C/V 外側隔壁弁 丸ごんライン C/V 外側隔壁弁 	4	原子炉格納容器隔壁弁の閉止	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内脱塩水補給ライン C/V 外側隔壁弁 	⑥	1	加圧送湯弁並操作用可搬型 室素ガスポンベによる加圧器 逃がし弁の機能回復 開放準備	<ul style="list-style-type: none"> 加圧送湯弁並操作用可搬型室素ガスポンベ A-原子炉格納容器内制御用空気供給弁 ホース接続 B-原子炉格納容器路外制御用空気供給弁 加圧送湯弁並操作用室素供給ハネル A-制御用空気 C/V 外側隔壁弁 T.V弁 B-制御用空気 C/V 外側隔壁弁 T.V弁 	2	海水を用いた可搬型大型送水 ポンプ車による原子炉容器への 注水 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> II/B 東側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁 (SA 対策) 補助給水ピット-燃料取替用水ピット給水連絡ライン止め弁 (SA 対策) 	3	海水を水源とした可搬型大型送 水ポンプ車による補助給水ピ ットへの補給 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> II/B 東側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁 (SA 対策) 補助給水ピット給水ライン止め弁 (SA 対策) 補助給水ピットプローライン給水用止め弁 (SA 対策) 補助給水ピット-燃料取替用水ピット給水連絡ライン止め弁 (SA 対策) 	4	海水を水源とした可搬型大型送 水ポンプ車による燃料取替用 水ピットへの補給 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> 補助給水ピット-燃料取替用水ピット給水連絡ライン止め弁 (SA 対策) II/B 東側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁 (SA 対策) 	5	燃料取替用水ピットから補助 給水ピットへの切替え (原子 炉容器への注水中の場合又は 原子炉格納容器内のスプレ イ中の場合) 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ補助給水ピット倒入止め弁 代替格納容器スプレイポンプ入口テスト用止め弁 	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。
ルート 回 数	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目																																	
⑤	1	可搬型格納容器内水素濃度計 測ニットによる原子炉格納 容器内の水素濃度監視 起動 準備	<ul style="list-style-type: none"> 3V-RW-015 制御用空気供給弁 ホース接続 3V-RW-015 室素ガス供給弁 (SA 対策) 																																	
	2	1次冷却材ポンプ封水ライン 隔壁弁等開止操作 (隔壁弁の 電源が回復していない場合)	<ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材ポンプ封水戻りライン C/V 外側隔壁弁 B-1 供給材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔壁弁 A-1 供給材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔壁弁 C-1 供給材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔壁弁 																																	
	3	原子炉格納容器隔壁弁の開止 操作 (隔壁弁の電源が回復して いない場合)	<ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材ポンプ隔壁冷却水入口止め弁 1次冷却材ポンプ隔壁冷却水出口 C/V 外側隔壁弁 全剥離冷却器等隔壁冷却水出口 C/V 外側隔壁弁 全剥離冷却器等隔壁冷却水入口 C/V 外側隔壁弁 丸ごんライン C/V 外側隔壁弁 																																	
	4	原子炉格納容器隔壁弁の閉止	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内脱塩水補給ライン C/V 外側隔壁弁 																																	
⑥	1	加圧送湯弁並操作用可搬型 室素ガスポンベによる加圧器 逃がし弁の機能回復 開放準備	<ul style="list-style-type: none"> 加圧送湯弁並操作用可搬型室素ガスポンベ A-原子炉格納容器内制御用空気供給弁 ホース接続 B-原子炉格納容器路外制御用空気供給弁 加圧送湯弁並操作用室素供給ハネル A-制御用空気 C/V 外側隔壁弁 T.V弁 B-制御用空気 C/V 外側隔壁弁 T.V弁 																																	
	2	海水を用いた可搬型大型送水 ポンプ車による原子炉容器への 注水 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> II/B 東側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁 (SA 対策) 補助給水ピット-燃料取替用水ピット給水連絡ライン止め弁 (SA 対策) 																																	
	3	海水を水源とした可搬型大型送 水ポンプ車による補助給水ピ ットへの補給 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> II/B 東側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁 (SA 対策) 補助給水ピット給水ライン止め弁 (SA 対策) 補助給水ピットプローライン給水用止め弁 (SA 対策) 補助給水ピット-燃料取替用水ピット給水連絡ライン止め弁 (SA 対策) 																																	
	4	海水を水源とした可搬型大型送 水ポンプ車による燃料取替用 水ピットへの補給 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> 補助給水ピット-燃料取替用水ピット給水連絡ライン止め弁 (SA 対策) II/B 東側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁 (SA 対策) 																																	
	5	燃料取替用水ピットから補助 給水ピットへの切替え (原子 炉容器への注水中の場合又は 原子炉格納容器内のスプレ イ中の場合) 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ補助給水ピット倒入止め弁 代替格納容器スプレイポンプ入口テスト用止め弁 																																	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(6/13)																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>ルート 図</th><th>対象 場所</th><th>操作内容</th><th>操作対象機器及び操作項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td><td></td><td>原子炉格納容器隔離弁の閉止</td><td>・原子炉格納容器内所内空気供給ラインC/V外側隔離弁</td></tr> <tr> <td>7</td><td></td><td>可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧送水ポンプへの補機冷却水（海水）通水系統構成</td><td>・A-サンブル冷却器機冷却水入口弁 ・B-サンブル冷却器機冷却水入口弁</td></tr> <tr> <td>8</td><td></td><td>C, D-熱納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成</td><td>・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）</td></tr> <tr> <td>9</td><td></td><td>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成</td><td>・A-サンブル冷却器機冷却水入口弁 ・B-サンブル冷却器機冷却水入口弁 ・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度） ・A-ディーゼル発電機燃料油サービスタンク室二酸化炭素消防設備放出ロッカ盤</td></tr> <tr> <td>10</td><td></td><td>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却（海水）排水</td><td>・C, D-格納容器再循環ユニット補機冷却水排水ライン止め弁 (SA 施設) ・C, D-格納容器再循環ユニット補機冷却水排水ライン放り弁 (SA 施設)</td></tr> <tr> <td>11</td><td></td><td>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付け（排水側）</td><td>・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度） (排水側) 取付箇所</td></tr> <tr> <td>12</td><td></td><td>ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合） 系統構成</td><td>・A-ディーゼル発電機燃料油サービスタンク室二酸化炭素消防設備放出ロッカ盤 ・B-ディーゼル発電機燃料油サービスタンク室二酸化炭素消防設備放出ロッカ盤 ・A-燃料油移送ポンプ出口B側遮断弁 ・A-燃料油サービスタンク入口弁 ・A-燃料油サービスタンク面面制御弁元弁 ・燃料油移送ポンプ出口A側遮断弁 ・ホース敷設 ・B-ホース ・B-燃料油サービスタンク入口弁 ・B-燃料油サービスタンク面面制御弁元弁</td></tr> <tr> <td>13</td><td></td><td>ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合） ホース接続口</td><td>・3V-BG-333 梱継口 ・ホース接続</td></tr> <tr> <td>14</td><td></td><td>代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器設置及び代替所内電気設備分電盤整備 系統構成</td><td>・代替所内電気設備分電盤 ・B-エニックス空気浄化ファン電源切換装置 ・SA用電動弁操作ケーブル収納箱 ・格納容器底蓋部電子錠 ・SA用電動弁操作装置</td></tr> </tbody> </table>	ルート 図	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目	6		原子炉格納容器隔離弁の閉止	・原子炉格納容器内所内空気供給ラインC/V外側隔離弁	7		可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧送水ポンプへの補機冷却水（海水）通水系統構成	・A-サンブル冷却器機冷却水入口弁 ・B-サンブル冷却器機冷却水入口弁	8		C, D-熱納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）	9		可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	・A-サンブル冷却器機冷却水入口弁 ・B-サンブル冷却器機冷却水入口弁 ・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度） ・A-ディーゼル発電機燃料油サービスタンク室二酸化炭素消防設備放出ロッカ盤	10		可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却（海水）排水	・C, D-格納容器再循環ユニット補機冷却水排水ライン止め弁 (SA 施設) ・C, D-格納容器再循環ユニット補機冷却水排水ライン放り弁 (SA 施設)	11		可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付け（排水側）	・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度） (排水側) 取付箇所	12		ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合） 系統構成	・A-ディーゼル発電機燃料油サービスタンク室二酸化炭素消防設備放出ロッカ盤 ・B-ディーゼル発電機燃料油サービスタンク室二酸化炭素消防設備放出ロッカ盤 ・A-燃料油移送ポンプ出口B側遮断弁 ・A-燃料油サービスタンク入口弁 ・A-燃料油サービスタンク面面制御弁元弁 ・燃料油移送ポンプ出口A側遮断弁 ・ホース敷設 ・B-ホース ・B-燃料油サービスタンク入口弁 ・B-燃料油サービスタンク面面制御弁元弁	13		ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合） ホース接続口	・3V-BG-333 梱継口 ・ホース接続	14		代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器設置及び代替所内電気設備分電盤整備 系統構成	・代替所内電気設備分電盤 ・B-エニックス空気浄化ファン電源切換装置 ・SA用電動弁操作ケーブル収納箱 ・格納容器底蓋部電子錠 ・SA用電動弁操作装置	<p>【女川及び島根】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。
ルート 図	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目																																								
6		原子炉格納容器隔離弁の閉止	・原子炉格納容器内所内空気供給ラインC/V外側隔離弁																																								
7		可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧送水ポンプへの補機冷却水（海水）通水系統構成	・A-サンブル冷却器機冷却水入口弁 ・B-サンブル冷却器機冷却水入口弁																																								
8		C, D-熱納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）																																								
9		可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	・A-サンブル冷却器機冷却水入口弁 ・B-サンブル冷却器機冷却水入口弁 ・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度） ・A-ディーゼル発電機燃料油サービスタンク室二酸化炭素消防設備放出ロッカ盤																																								
10		可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却（海水）排水	・C, D-格納容器再循環ユニット補機冷却水排水ライン止め弁 (SA 施設) ・C, D-格納容器再循環ユニット補機冷却水排水ライン放り弁 (SA 施設)																																								
11		可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付け（排水側）	・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度） (排水側) 取付箇所																																								
12		ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合） 系統構成	・A-ディーゼル発電機燃料油サービスタンク室二酸化炭素消防設備放出ロッカ盤 ・B-ディーゼル発電機燃料油サービスタンク室二酸化炭素消防設備放出ロッカ盤 ・A-燃料油移送ポンプ出口B側遮断弁 ・A-燃料油サービスタンク入口弁 ・A-燃料油サービスタンク面面制御弁元弁 ・燃料油移送ポンプ出口A側遮断弁 ・ホース敷設 ・B-ホース ・B-燃料油サービスタンク入口弁 ・B-燃料油サービスタンク面面制御弁元弁																																								
13		ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合） ホース接続口	・3V-BG-333 梱継口 ・ホース接続																																								
14		代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器設置及び代替所内電気設備分電盤整備 系統構成	・代替所内電気設備分電盤 ・B-エニックス空気浄化ファン電源切換装置 ・SA用電動弁操作ケーブル収納箱 ・格納容器底蓋部電子錠 ・SA用電動弁操作装置																																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
第2表 操作対象機器及び操作項目一覧 (7/13)																																						
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>ルート 回</th><th>対象 場所</th><th>操作内容</th><th>操作対象機器及C/I操作項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>15</td><td>可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型計測器 ・原子炉安全保護装置（チャンネルI） ・原子炉安全保護装置（チャンネルII） ・原子炉安全保護装置（チャンネルIII） ・原子炉安全保護装置（チャンネルIV） ・シビアアクシデント監視装置 </td></tr> <tr> <td></td><td>16</td><td>携行型電話装置による連絡手段の確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・資機材 ・携行型電話装置 ・携行型電話装置ジャック箱 </td></tr> <tr> <td></td><td>17</td><td>可搬型照明（SA）の設置・点灯操作</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・資機材 </td></tr> <tr> <td rowspan="6">⑥</td><td>18</td><td>不要直流負荷切離し操作</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・安全系現場制御監視盤（トレーンB） ・原子炉安全保護装置（チャンネルIV） ・安全系FIPプロセッサ（トレーンB） ・安全系FIPプロセッサ（トレーンA） ・安全系現場制御監視盤（トレーンA） </td></tr> <tr> <td>19</td><td>エンジングエリアの設置・資機材準備</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・資機材 ・可搬型照明（SA） </td></tr> <tr> <td>20</td><td>エンジングエリアの設置エリア設置</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・エンジングエリア </td></tr> <tr> <td>21</td><td>中央制御室内の酸素及び二酸化炭素濃度測定</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・酸素濃度・二酸化炭素濃度計 </td></tr> <tr> <td>22</td><td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合） ホース接続口</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料油移送配管屋内接続口 ・ホース接続 </td></tr> <tr> <td>23</td><td>直流負荷復旧操作</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・安全系FIPプロセッサ（トレーンA） ・安全系現場制御監視盤（トレーンA） ・安全系FIPプロセッサ（トレーンB） ・安全系現場制御監視盤（トレーンB） ・原子炉安全保護装置（チャンネルIV） ・共通要因故障対策室（自動制御盤） </td></tr> </tbody> </table>	ルート 回	対象 場所	操作内容	操作対象機器及C/I操作項目		15	可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型計測器 ・原子炉安全保護装置（チャンネルI） ・原子炉安全保護装置（チャンネルII） ・原子炉安全保護装置（チャンネルIII） ・原子炉安全保護装置（チャンネルIV） ・シビアアクシデント監視装置 		16	携行型電話装置による連絡手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材 ・携行型電話装置 ・携行型電話装置ジャック箱 		17	可搬型照明（SA）の設置・点灯操作	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材 	⑥	18	不要直流負荷切離し操作	<ul style="list-style-type: none"> ・安全系現場制御監視盤（トレーンB） ・原子炉安全保護装置（チャンネルIV） ・安全系FIPプロセッサ（トレーンB） ・安全系FIPプロセッサ（トレーンA） ・安全系現場制御監視盤（トレーンA） 	19	エンジングエリアの設置・資機材準備	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材 ・可搬型照明（SA） 	20	エンジングエリアの設置エリア設置	<ul style="list-style-type: none"> ・エンジングエリア 	21	中央制御室内の酸素及び二酸化炭素濃度測定	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素濃度・二酸化炭素濃度計 	22	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合） ホース接続口	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料油移送配管屋内接続口 ・ホース接続 	23	直流負荷復旧操作	<ul style="list-style-type: none"> ・安全系FIPプロセッサ（トレーンA） ・安全系現場制御監視盤（トレーンA） ・安全系FIPプロセッサ（トレーンB） ・安全系現場制御監視盤（トレーンB） ・原子炉安全保護装置（チャンネルIV） ・共通要因故障対策室（自動制御盤） 	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>
ルート 回	対象 場所	操作内容	操作対象機器及C/I操作項目																																			
	15	可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型計測器 ・原子炉安全保護装置（チャンネルI） ・原子炉安全保護装置（チャンネルII） ・原子炉安全保護装置（チャンネルIII） ・原子炉安全保護装置（チャンネルIV） ・シビアアクシデント監視装置 																																			
	16	携行型電話装置による連絡手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材 ・携行型電話装置 ・携行型電話装置ジャック箱 																																			
	17	可搬型照明（SA）の設置・点灯操作	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材 																																			
⑥	18	不要直流負荷切離し操作	<ul style="list-style-type: none"> ・安全系現場制御監視盤（トレーンB） ・原子炉安全保護装置（チャンネルIV） ・安全系FIPプロセッサ（トレーンB） ・安全系FIPプロセッサ（トレーンA） ・安全系現場制御監視盤（トレーンA） 																																			
	19	エンジングエリアの設置・資機材準備	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材 ・可搬型照明（SA） 																																			
	20	エンジングエリアの設置エリア設置	<ul style="list-style-type: none"> ・エンジングエリア 																																			
	21	中央制御室内の酸素及び二酸化炭素濃度測定	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素濃度・二酸化炭素濃度計 																																			
	22	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合） ホース接続口	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料油移送配管屋内接続口 ・ホース接続 																																			
	23	直流負荷復旧操作	<ul style="list-style-type: none"> ・安全系FIPプロセッサ（トレーンA） ・安全系現場制御監視盤（トレーンA） ・安全系FIPプロセッサ（トレーンB） ・安全系現場制御監視盤（トレーンB） ・原子炉安全保護装置（チャンネルIV） ・共通要因故障対策室（自動制御盤） 																																			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(8/13)																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>ルート 図</th><th>対象 場所</th><th>操作内容</th><th>操作対象機器及び操作項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>現地手動操作によるタービン動力給水ポンプの起動・系統構成</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> タービン動力給水ポンプ駆動蒸気入口弁A タービン動力給水ポンプ駆動蒸気入口弁B </td></tr> <tr> <td>2</td><td>C, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却却 可搬型温度計測装置取付け (供給側)</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度) (供給側) 取付箇所 </td></tr> <tr> <td>3</td><td>C, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却却 可搬型温度計測装置取付け (戻り側)</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度) (戻り側) 取付箇所 </td></tr> <tr> <td>4</td><td>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却却 可搬型温度計測装置取付け (供給側)</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度) (供給側) 取付箇所 </td></tr> <tr> <td>5</td><td>B-充てんポンプ (自己冷却部) による原子炉容器への注水系統構成</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> 充てんポンプ入口ペントライ昂止め弁 貯水材 日-充てんポンプ自流水供給ライン絞り弁 (SA 対策) 日-充てんポンプ自流水入口弁 (SA 対策) 日-充てんポンプ自流水入口リレーポンプ (SA 対策) 日-充てんポンプ自流水出口弁 (SA 対策) 日-充てんポンプ自流水出口リラクゼーション弁 (SA 対策) 日-充てんポンプ自流水出口ラインペント弁 (SA 対策) 日-充てんポンプ自流水出口ライン第1止め弁 (SA 対策) 充てんライン流量制御弁第2バイパスライン絞り弁 (SA 対策) 日-充てんポンプミニフローライン止め弁 充てんライン流量制御弁前弁 </td></tr> <tr> <td>6</td><td>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水起動準備</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> 日-全熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA 対策) </td></tr> <tr> <td>7</td><td>B-格納容器スプレイポンプ (RINS-CSS 連絡ライン使用) による原子炉容器への注水系統構成</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> 日-全熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA 対策) </td></tr> <tr> <td>8</td><td>海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 系統構成</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> 日-全熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA 対策) </td></tr> <tr> <td>9</td><td>B-格納容器スプレイポンプ (RINS-CSS 連絡ライン使用) による代替格納容器への注水 系統構成</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> 日-全熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA 対策) </td></tr> <tr> <td>10</td><td>燃料取替用木ビットから補助給水ビットへの切替え (原子炉容器への往水中の場合)</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> 日-全熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA 対策) </td></tr> <tr> <td>11</td><td>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 (原子炉格納容器注水から原子炉容器への注水切替え)</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> 日-全熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA 対策) </td></tr> </tbody> </table>	ルート 図	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目	1	現地手動操作によるタービン動力給水ポンプの起動・系統構成		<ul style="list-style-type: none"> タービン動力給水ポンプ駆動蒸気入口弁A タービン動力給水ポンプ駆動蒸気入口弁B 	2	C, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却却 可搬型温度計測装置取付け (供給側)		<ul style="list-style-type: none"> 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度) (供給側) 取付箇所 	3	C, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却却 可搬型温度計測装置取付け (戻り側)		<ul style="list-style-type: none"> 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度) (戻り側) 取付箇所 	4	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却却 可搬型温度計測装置取付け (供給側)		<ul style="list-style-type: none"> 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度) (供給側) 取付箇所 	5	B-充てんポンプ (自己冷却部) による原子炉容器への注水系統構成		<ul style="list-style-type: none"> 充てんポンプ入口ペントライ昂止め弁 貯水材 日-充てんポンプ自流水供給ライン絞り弁 (SA 対策) 日-充てんポンプ自流水入口弁 (SA 対策) 日-充てんポンプ自流水入口リレーポンプ (SA 対策) 日-充てんポンプ自流水出口弁 (SA 対策) 日-充てんポンプ自流水出口リラクゼーション弁 (SA 対策) 日-充てんポンプ自流水出口ラインペント弁 (SA 対策) 日-充てんポンプ自流水出口ライン第1止め弁 (SA 対策) 充てんライン流量制御弁第2バイパスライン絞り弁 (SA 対策) 日-充てんポンプミニフローライン止め弁 充てんライン流量制御弁前弁 	6	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水起動準備		<ul style="list-style-type: none"> 日-全熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA 対策) 	7	B-格納容器スプレイポンプ (RINS-CSS 連絡ライン使用) による原子炉容器への注水系統構成		<ul style="list-style-type: none"> 日-全熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA 対策) 	8	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 系統構成		<ul style="list-style-type: none"> 日-全熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA 対策) 	9	B-格納容器スプレイポンプ (RINS-CSS 連絡ライン使用) による代替格納容器への注水 系統構成		<ul style="list-style-type: none"> 日-全熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA 対策) 	10	燃料取替用木ビットから補助給水ビットへの切替え (原子炉容器への往水中の場合)		<ul style="list-style-type: none"> 日-全熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA 対策) 	11	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 (原子炉格納容器注水から原子炉容器への注水切替え)		<ul style="list-style-type: none"> 日-全熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA 対策) 	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>
ルート 図	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目																																														
1	現地手動操作によるタービン動力給水ポンプの起動・系統構成		<ul style="list-style-type: none"> タービン動力給水ポンプ駆動蒸気入口弁A タービン動力給水ポンプ駆動蒸気入口弁B 																																														
2	C, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却却 可搬型温度計測装置取付け (供給側)		<ul style="list-style-type: none"> 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度) (供給側) 取付箇所 																																														
3	C, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却却 可搬型温度計測装置取付け (戻り側)		<ul style="list-style-type: none"> 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度) (戻り側) 取付箇所 																																														
4	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却却 可搬型温度計測装置取付け (供給側)		<ul style="list-style-type: none"> 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度) (供給側) 取付箇所 																																														
5	B-充てんポンプ (自己冷却部) による原子炉容器への注水系統構成		<ul style="list-style-type: none"> 充てんポンプ入口ペントライ昂止め弁 貯水材 日-充てんポンプ自流水供給ライン絞り弁 (SA 対策) 日-充てんポンプ自流水入口弁 (SA 対策) 日-充てんポンプ自流水入口リレーポンプ (SA 対策) 日-充てんポンプ自流水出口弁 (SA 対策) 日-充てんポンプ自流水出口リラクゼーション弁 (SA 対策) 日-充てんポンプ自流水出口ラインペント弁 (SA 対策) 日-充てんポンプ自流水出口ライン第1止め弁 (SA 対策) 充てんライン流量制御弁第2バイパスライン絞り弁 (SA 対策) 日-充てんポンプミニフローライン止め弁 充てんライン流量制御弁前弁 																																														
6	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水起動準備		<ul style="list-style-type: none"> 日-全熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA 対策) 																																														
7	B-格納容器スプレイポンプ (RINS-CSS 連絡ライン使用) による原子炉容器への注水系統構成		<ul style="list-style-type: none"> 日-全熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA 対策) 																																														
8	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 系統構成		<ul style="list-style-type: none"> 日-全熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA 対策) 																																														
9	B-格納容器スプレイポンプ (RINS-CSS 連絡ライン使用) による代替格納容器への注水 系統構成		<ul style="list-style-type: none"> 日-全熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA 対策) 																																														
10	燃料取替用木ビットから補助給水ビットへの切替え (原子炉容器への往水中の場合)		<ul style="list-style-type: none"> 日-全熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA 対策) 																																														
11	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 (原子炉格納容器注水から原子炉容器への注水切替え)		<ul style="list-style-type: none"> 日-全熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA 対策) 																																														

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																															
第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(9/13)																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>ルート 回</th><th>対象 場所</th><th>操作内容</th><th>操作対象機器及び操作項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動・系統構成</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> タービン動補助給水ポンプ入口弁 ホース接続 専用工具取付け タービン動補助給水ポンプ油タンクドレン弁 タービン動補助給水ポンプ起動速度制御弁 タービン動補助給水ポンプ軸受液体止め弁 タービン動補助給水ポンプ起動速度制御ビストン </td></tr> <tr> <td>2</td><td>現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動・起動操作</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁 </td></tr> <tr> <td>3</td><td>タービン動補助給水ポンプ作動状況確認</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> タービン動補助給水ポンプ </td></tr> <tr> <td>4</td><td>電動補助給水ポンプ作動状況確認</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> B-電動補助給水ポンプ A-電動補助給水ポンプ </td></tr> <tr> <td>5</td><td>海水を用いた可搬型大型送水ポンプによる原子炉容器への注水・系統構成</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器プレイボンブ接続ライン止め弁 代替格納容器プレイボンブ出口熱交換器用取り弁 代替格納容器プレイボンブ出口格納容器プレイボンブ用取り弁 代替格納容器プレイボンブ出口可搬型ポンプ接続ライン止め弁(SA封鎖) </td></tr> <tr> <td rowspan="8">⑧</td><td>可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水・系統構成</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水A供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水A供給ライン第2切替弁 A-充てんポンプ、電動格納容器冷却水A出口弁 B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水B供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水B供給ライン第2切替弁 C-充てんポンプ、電動格納容器冷却水出口弁 A-制御用空気引継装置補機冷却水入口弁 B-制御用空気引継装置補機冷却水入口弁 A-ディーゼル貯油機第二酸化炭素消防栓出ロック弁 </td></tr> <tr> <td>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器内循環ユニットによる格納容器内自然対流・系統構成</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水A供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水A供給ライン第2切替弁 A-充てんポンプ、電動格納容器冷却水B出口弁 B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水B供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水B供給ライン第2切替弁 C-充てんポンプ、電動格納容器冷却水出口弁 A-制御用空気引継装置補機冷却水入口弁 B-制御用空気引継装置補機冷却水入口弁 A-ディーゼル貯油機第二酸化炭素消防栓出ロック </td></tr> <tr> <td>可搬型大型送水ポンプ車 10m接続口</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車 10m接続口 ホース接続 </td></tr> <tr> <td>代替格納容器プレイボンブによる原子炉容器への注水起動準備</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器プレイボンブ出口熱交換器用取り弁 代替格納容器プレイボンブ出口熱交換器用取り弁 代替格納容器プレイボンブ接続ライン止め弁 代替格納容器プレイボンブ出口ポンベント弁 代替格納容器プレイボンブ出口ポンベント弁 </td></tr> <tr> <td>代替格納容器プレイボンブによる原子炉容器内のスプレイ起動準備又は代替格納容器プレイボンブによる原子炉容器下部への注水起動準備</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器プレイボンブ接続ライン止め弁 代替格納容器プレイボンブ出口ポンベント元弁 代替格納容器プレイボンブ出口ポンベント弁 代替格納容器プレイボンブ出口熱交換器用取り弁 </td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	ルート 回	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目	1	現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動・系統構成		<ul style="list-style-type: none"> タービン動補助給水ポンプ入口弁 ホース接続 専用工具取付け タービン動補助給水ポンプ油タンクドレン弁 タービン動補助給水ポンプ起動速度制御弁 タービン動補助給水ポンプ軸受液体止め弁 タービン動補助給水ポンプ起動速度制御ビストン 	2	現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動・起動操作		<ul style="list-style-type: none"> タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁 	3	タービン動補助給水ポンプ作動状況確認		<ul style="list-style-type: none"> タービン動補助給水ポンプ 	4	電動補助給水ポンプ作動状況確認		<ul style="list-style-type: none"> B-電動補助給水ポンプ A-電動補助給水ポンプ 	5	海水を用いた可搬型大型送水ポンプによる原子炉容器への注水・系統構成		<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器プレイボンブ接続ライン止め弁 代替格納容器プレイボンブ出口熱交換器用取り弁 代替格納容器プレイボンブ出口格納容器プレイボンブ用取り弁 代替格納容器プレイボンブ出口可搬型ポンプ接続ライン止め弁(SA封鎖) 	⑧	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水・系統構成		<ul style="list-style-type: none"> B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水A供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水A供給ライン第2切替弁 A-充てんポンプ、電動格納容器冷却水A出口弁 B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水B供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水B供給ライン第2切替弁 C-充てんポンプ、電動格納容器冷却水出口弁 A-制御用空気引継装置補機冷却水入口弁 B-制御用空気引継装置補機冷却水入口弁 A-ディーゼル貯油機第二酸化炭素消防栓出ロック弁 	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器内循環ユニットによる格納容器内自然対流・系統構成		<ul style="list-style-type: none"> B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水A供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水A供給ライン第2切替弁 A-充てんポンプ、電動格納容器冷却水B出口弁 B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水B供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水B供給ライン第2切替弁 C-充てんポンプ、電動格納容器冷却水出口弁 A-制御用空気引継装置補機冷却水入口弁 B-制御用空気引継装置補機冷却水入口弁 A-ディーゼル貯油機第二酸化炭素消防栓出ロック 	可搬型大型送水ポンプ車 10m接続口		<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車 10m接続口 ホース接続 	代替格納容器プレイボンブによる原子炉容器への注水起動準備		<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器プレイボンブ出口熱交換器用取り弁 代替格納容器プレイボンブ出口熱交換器用取り弁 代替格納容器プレイボンブ接続ライン止め弁 代替格納容器プレイボンブ出口ポンベント弁 代替格納容器プレイボンブ出口ポンベント弁 	代替格納容器プレイボンブによる原子炉容器内のスプレイ起動準備又は代替格納容器プレイボンブによる原子炉容器下部への注水起動準備		<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器プレイボンブ接続ライン止め弁 代替格納容器プレイボンブ出口ポンベント元弁 代替格納容器プレイボンブ出口ポンベント弁 代替格納容器プレイボンブ出口熱交換器用取り弁 										<p>【女川及び島根】</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>
ルート 回	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目																																															
1	現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動・系統構成		<ul style="list-style-type: none"> タービン動補助給水ポンプ入口弁 ホース接続 専用工具取付け タービン動補助給水ポンプ油タンクドレン弁 タービン動補助給水ポンプ起動速度制御弁 タービン動補助給水ポンプ軸受液体止め弁 タービン動補助給水ポンプ起動速度制御ビストン 																																															
2	現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動・起動操作		<ul style="list-style-type: none"> タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁 																																															
3	タービン動補助給水ポンプ作動状況確認		<ul style="list-style-type: none"> タービン動補助給水ポンプ 																																															
4	電動補助給水ポンプ作動状況確認		<ul style="list-style-type: none"> B-電動補助給水ポンプ A-電動補助給水ポンプ 																																															
5	海水を用いた可搬型大型送水ポンプによる原子炉容器への注水・系統構成		<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器プレイボンブ接続ライン止め弁 代替格納容器プレイボンブ出口熱交換器用取り弁 代替格納容器プレイボンブ出口格納容器プレイボンブ用取り弁 代替格納容器プレイボンブ出口可搬型ポンプ接続ライン止め弁(SA封鎖) 																																															
⑧	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水・系統構成		<ul style="list-style-type: none"> B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水A供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水A供給ライン第2切替弁 A-充てんポンプ、電動格納容器冷却水A出口弁 B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水B供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水B供給ライン第2切替弁 C-充てんポンプ、電動格納容器冷却水出口弁 A-制御用空気引継装置補機冷却水入口弁 B-制御用空気引継装置補機冷却水入口弁 A-ディーゼル貯油機第二酸化炭素消防栓出ロック弁 																																															
	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器内循環ユニットによる格納容器内自然対流・系統構成		<ul style="list-style-type: none"> B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水A供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水A供給ライン第2切替弁 A-充てんポンプ、電動格納容器冷却水B出口弁 B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水B供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動格納容器冷却水B供給ライン第2切替弁 C-充てんポンプ、電動格納容器冷却水出口弁 A-制御用空気引継装置補機冷却水入口弁 B-制御用空気引継装置補機冷却水入口弁 A-ディーゼル貯油機第二酸化炭素消防栓出ロック 																																															
	可搬型大型送水ポンプ車 10m接続口		<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車 10m接続口 ホース接続 																																															
	代替格納容器プレイボンブによる原子炉容器への注水起動準備		<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器プレイボンブ出口熱交換器用取り弁 代替格納容器プレイボンブ出口熱交換器用取り弁 代替格納容器プレイボンブ接続ライン止め弁 代替格納容器プレイボンブ出口ポンベント弁 代替格納容器プレイボンブ出口ポンベント弁 																																															
	代替格納容器プレイボンブによる原子炉容器内のスプレイ起動準備又は代替格納容器プレイボンブによる原子炉容器下部への注水起動準備		<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器プレイボンブ接続ライン止め弁 代替格納容器プレイボンブ出口ポンベント元弁 代替格納容器プレイボンブ出口ポンベント弁 代替格納容器プレイボンブ出口熱交換器用取り弁 																																															

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(10/13)																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>ルート 図</th><th>対象 場所</th><th>操作内容</th><th>操作対象機器及び操作項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="18">⑧</td><td>11</td><td>代替格納容器スプレイボンブ による原子炉格納容器内の スプレイボンブによる原子炉格 納容器下部への注水（原子炉 格納容器から原子炉容器又は 原子炉容器から原子炉格納容 器への切替え）</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイボンブ出口格納容器スプレイ用絞り弁 代替格納容器スプレイボンブ出口が心臓水用絞り弁 </td></tr> <tr> <td>12</td><td>代替格納容器スプレイボンブ 起動</td><td>代替格納容器スプレイボンブ操作盤</td></tr> <tr> <td>13</td><td>II-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第1切替弁 II-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第2切替弁 II-光てんボンブ（自己冷却） による原子炉容器への注水 系統構成</td><td> <ul style="list-style-type: none"> B-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第1切替弁 B-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第2切替弁 B-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第1切替弁 B-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第2切替弁 B-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第1切替弁 B-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第2切替弁 </td></tr> <tr> <td>14</td><td>燃料取扱用水ピットから補助 給水ピットへの切替え（原子 炉容器への注水中の場合又は 原子炉格納容器内へのスプレ イ中の場合） 系統構成</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイボンブ袖機冷却水A1切替弁 代替格納容器スプレイボンブ袖機冷却水A2切替弁 代替格納容器スプレイボンブ袖機冷却水A3切替弁 代替格納容器スプレイボンブ袖機冷却水A4切替弁 代替格納容器スプレイボンブ袖機冷却水A5切替弁 </td></tr> <tr> <td>15</td><td>加圧器逃がし弁操作用バッテ リによる加圧器逃がし弁の機 能回復 ケーブル及び加圧器 逃がし弁操作用バッテリ接続</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ソレノイド分電盤トレン A 1 ソレノイド分電盤トレン B 1 </td></tr> <tr> <td>16</td><td>加圧器逃がし弁操作用バッテ リによる加圧器逃がし弁の機 能回復 ケーブル及び加圧器 逃がし弁操作用バッテリ接続</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 加圧器逃がし弁操作用可搬型バッテリ ソレノイド分電盤トレン A 1 ソレノイド分電盤トレン B 1 </td></tr> <tr> <td>17</td><td>代替非常用発電機によるメタ クラA系及びメタクラB系受 電 受電車籠</td><td> <ul style="list-style-type: none"> A 1-バワーコントロールセシタ A 2-バワーコントロールセシタ A-直噴コントロールセシタ B 2-原子炉コントロールセシタ A 2-原子炉コントロールセシタ A 1-原子炉コントロールセシタ B-直噴コントロールセシタ B 2-バワーコントロールセシタ B 1-原子炉コントロールセシタ </td></tr> <tr> <td>18</td><td>代替非常用発電機によるメタ クラA系及びメタクラB系受 電 受電操作</td><td> <ul style="list-style-type: none"> B-メタクラ B 2-バワーコントロールセシタ B 2-原子炉コントロールセシタ A-メタクラ A 1-バワーコントロールセシタ A 2-バワーコントロールセシタ B 1-バワーコントロールセシタ A 2-原子炉コントロールセシタ </td></tr> </tbody> </table>	ルート 図	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目	⑧	11	代替格納容器スプレイボンブ による原子炉格納容器内の スプレイボンブによる原子炉格 納容器下部への注水（原子炉 格納容器から原子炉容器又は 原子炉容器から原子炉格納容 器への切替え）	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイボンブ出口格納容器スプレイ用絞り弁 代替格納容器スプレイボンブ出口が心臓水用絞り弁 	12	代替格納容器スプレイボンブ 起動	代替格納容器スプレイボンブ操作盤	13	II-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第1切替弁 II-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第2切替弁 II-光てんボンブ（自己冷却） による原子炉容器への注水 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> B-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第1切替弁 B-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第2切替弁 B-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第1切替弁 B-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第2切替弁 B-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第1切替弁 B-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第2切替弁 	14	燃料取扱用水ピットから補助 給水ピットへの切替え（原子 炉容器への注水中の場合又は 原子炉格納容器内へのスプレ イ中の場合） 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイボンブ袖機冷却水A1切替弁 代替格納容器スプレイボンブ袖機冷却水A2切替弁 代替格納容器スプレイボンブ袖機冷却水A3切替弁 代替格納容器スプレイボンブ袖機冷却水A4切替弁 代替格納容器スプレイボンブ袖機冷却水A5切替弁 	15	加圧器逃がし弁操作用バッテ リによる加圧器逃がし弁の機 能回復 ケーブル及び加圧器 逃がし弁操作用バッテリ接続	<ul style="list-style-type: none"> ソレノイド分電盤トレン A 1 ソレノイド分電盤トレン B 1 	16	加圧器逃がし弁操作用バッテ リによる加圧器逃がし弁の機 能回復 ケーブル及び加圧器 逃がし弁操作用バッテリ接続	<ul style="list-style-type: none"> 加圧器逃がし弁操作用可搬型バッテリ ソレノイド分電盤トレン A 1 ソレノイド分電盤トレン B 1 	17	代替非常用発電機によるメタ クラA系及びメタクラB系受 電 受電車籠	<ul style="list-style-type: none"> A 1-バワーコントロールセシタ A 2-バワーコントロールセシタ A-直噴コントロールセシタ B 2-原子炉コントロールセシタ A 2-原子炉コントロールセシタ A 1-原子炉コントロールセシタ B-直噴コントロールセシタ B 2-バワーコントロールセシタ B 1-原子炉コントロールセシタ 	18	代替非常用発電機によるメタ クラA系及びメタクラB系受 電 受電操作	<ul style="list-style-type: none"> B-メタクラ B 2-バワーコントロールセシタ B 2-原子炉コントロールセシタ A-メタクラ A 1-バワーコントロールセシタ A 2-バワーコントロールセシタ B 1-バワーコントロールセシタ A 2-原子炉コントロールセシタ 	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>
ルート 図	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目																											
⑧	11	代替格納容器スプレイボンブ による原子炉格納容器内の スプレイボンブによる原子炉格 納容器下部への注水（原子炉 格納容器から原子炉容器又は 原子炉容器から原子炉格納容 器への切替え）	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイボンブ出口格納容器スプレイ用絞り弁 代替格納容器スプレイボンブ出口が心臓水用絞り弁 																											
	12	代替格納容器スプレイボンブ 起動	代替格納容器スプレイボンブ操作盤																											
	13	II-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第1切替弁 II-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第2切替弁 II-光てんボンブ（自己冷却） による原子炉容器への注水 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> B-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第1切替弁 B-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第2切替弁 B-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第1切替弁 B-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第2切替弁 B-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第1切替弁 B-光てんボンブ、電動機袖機冷却水B供給ライン第2切替弁 																											
	14	燃料取扱用水ピットから補助 給水ピットへの切替え（原子 炉容器への注水中の場合又は 原子炉格納容器内へのスプレ イ中の場合） 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイボンブ袖機冷却水A1切替弁 代替格納容器スプレイボンブ袖機冷却水A2切替弁 代替格納容器スプレイボンブ袖機冷却水A3切替弁 代替格納容器スプレイボンブ袖機冷却水A4切替弁 代替格納容器スプレイボンブ袖機冷却水A5切替弁 																											
	15	加圧器逃がし弁操作用バッテ リによる加圧器逃がし弁の機 能回復 ケーブル及び加圧器 逃がし弁操作用バッテリ接続	<ul style="list-style-type: none"> ソレノイド分電盤トレン A 1 ソレノイド分電盤トレン B 1 																											
	16	加圧器逃がし弁操作用バッテ リによる加圧器逃がし弁の機 能回復 ケーブル及び加圧器 逃がし弁操作用バッテリ接続	<ul style="list-style-type: none"> 加圧器逃がし弁操作用可搬型バッテリ ソレノイド分電盤トレン A 1 ソレノイド分電盤トレン B 1 																											
	17	代替非常用発電機によるメタ クラA系及びメタクラB系受 電 受電車籠	<ul style="list-style-type: none"> A 1-バワーコントロールセシタ A 2-バワーコントロールセシタ A-直噴コントロールセシタ B 2-原子炉コントロールセシタ A 2-原子炉コントロールセシタ A 1-原子炉コントロールセシタ B-直噴コントロールセシタ B 2-バワーコントロールセシタ B 1-原子炉コントロールセシタ 																											
	18	代替非常用発電機によるメタ クラA系及びメタクラB系受 電 受電操作	<ul style="list-style-type: none"> B-メタクラ B 2-バワーコントロールセシタ B 2-原子炉コントロールセシタ A-メタクラ A 1-バワーコントロールセシタ A 2-バワーコントロールセシタ B 1-バワーコントロールセシタ A 2-原子炉コントロールセシタ 																											

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p style="color: green;">第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(11/13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>ルート図</th><th>対象場所</th><th>操作内容</th><th>操作対象機器及び操作項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">⑧</td><td>19</td><td>可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電 受電準備</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・B=直済コントロールセンター ・A=直済コントロールセンター ・A1=パワーコントロールセンター ・B2=パワーコントロールセンター ・B1=原子炉コントロールセンター ・B2=原子炉コントロールセンター ・A2=原子炉コントロールセンター ・A1=原子炉コントロールセンター ・A2=パワーコントロールセンター </td></tr> <tr> <td>20</td><td>可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電 受電操作</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・B=メタクラ ・B2=パワーコントロールセンター ・B2=原子炉コントロールセンター ・A=メタクラ ・A1=パワーコントロールセンター ・A2=パワーコントロールセンター ・B1=パワーコントロールセンター ・A2=原子炉コントロールセンター </td></tr> <tr> <td>21</td><td>代替格納容器スプレイポンプ 受電準備、受電操作（交流給電源及び原子炉補機冷却装置が健全時である場合）</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・B=メタクラ ・A=メタクラ </td></tr> <tr> <td>22</td><td>蓄電池充排気ファンコントロールセンタコネクタの差替え、蓄電池充排気ファンの起動</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・B2=原子炉コントロールセンター ・A2=原子炉コントロールセンター </td></tr> <tr> <td>23</td><td>充電器盤受電操作</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・B1=原子炉コントロールセンター ・A1=原子炉コントロールセンター </td></tr> <tr> <td>24</td><td>不要直流負荷切離し操作</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・A=直済コントロールセンター ・B=直済コントロールセンター ・A1=計装用交流分電盤 ・B1=計装用交流分電盤 ・D1=計装用交流分電盤 </td></tr> <tr> <td>25</td><td>代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ液圧装置及び代替所内電気設備分電盤給電 系統構成</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・A1=原子炉コントロールセンター ・A2=原子炉コントロールセンター ・A=計装用インバータ交流電源切替器盤 ・B1=原子炉コントロールセンター ・C=計装用インバータ交流電源切替器盤 ・B=計装用インバータ交流電源切替器盤 ・D=計装用インバータ交流電源切替器盤 </td></tr> <tr> <td>26</td><td>可搬型代替直流電源設備による給電 直流母線受電準備</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・B=後備蓄電池接続盤 ・A=後備蓄電池接続盤 ・B=補助連絡直流分電盤 ・B=直済コントロールセンター ・B=直済コントロールセンタ電源盤 ・A=直済コントロールセンター ・A=直済コントロールセンタ電源盤 ・可搬型直済変換器 ・可搬型直済電源用ケーブル収納箱 ・ケーブル接続 </td></tr> </tbody> </table>	ルート図	対象場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目	⑧	19	可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電 受電準備	<ul style="list-style-type: none"> ・B=直済コントロールセンター ・A=直済コントロールセンター ・A1=パワーコントロールセンター ・B2=パワーコントロールセンター ・B1=原子炉コントロールセンター ・B2=原子炉コントロールセンター ・A2=原子炉コントロールセンター ・A1=原子炉コントロールセンター ・A2=パワーコントロールセンター 	20	可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電 受電操作	<ul style="list-style-type: none"> ・B=メタクラ ・B2=パワーコントロールセンター ・B2=原子炉コントロールセンター ・A=メタクラ ・A1=パワーコントロールセンター ・A2=パワーコントロールセンター ・B1=パワーコントロールセンター ・A2=原子炉コントロールセンター 	21	代替格納容器スプレイポンプ 受電準備、受電操作（交流給電源及び原子炉補機冷却装置が健全時である場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・B=メタクラ ・A=メタクラ 	22	蓄電池充排気ファンコントロールセンタコネクタの差替え、蓄電池充排気ファンの起動	<ul style="list-style-type: none"> ・B2=原子炉コントロールセンター ・A2=原子炉コントロールセンター 	23	充電器盤受電操作	<ul style="list-style-type: none"> ・B1=原子炉コントロールセンター ・A1=原子炉コントロールセンター 	24	不要直流負荷切離し操作	<ul style="list-style-type: none"> ・A=直済コントロールセンター ・B=直済コントロールセンター ・A1=計装用交流分電盤 ・B1=計装用交流分電盤 ・D1=計装用交流分電盤 	25	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ液圧装置及び代替所内電気設備分電盤給電 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・A1=原子炉コントロールセンター ・A2=原子炉コントロールセンター ・A=計装用インバータ交流電源切替器盤 ・B1=原子炉コントロールセンター ・C=計装用インバータ交流電源切替器盤 ・B=計装用インバータ交流電源切替器盤 ・D=計装用インバータ交流電源切替器盤 	26	可搬型代替直流電源設備による給電 直流母線受電準備	<ul style="list-style-type: none"> ・B=後備蓄電池接続盤 ・A=後備蓄電池接続盤 ・B=補助連絡直流分電盤 ・B=直済コントロールセンター ・B=直済コントロールセンタ電源盤 ・A=直済コントロールセンター ・A=直済コントロールセンタ電源盤 ・可搬型直済変換器 ・可搬型直済電源用ケーブル収納箱 ・ケーブル接続
ルート図	対象場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目																										
⑧	19	可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電 受電準備	<ul style="list-style-type: none"> ・B=直済コントロールセンター ・A=直済コントロールセンター ・A1=パワーコントロールセンター ・B2=パワーコントロールセンター ・B1=原子炉コントロールセンター ・B2=原子炉コントロールセンター ・A2=原子炉コントロールセンター ・A1=原子炉コントロールセンター ・A2=パワーコントロールセンター 																										
	20	可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電 受電操作	<ul style="list-style-type: none"> ・B=メタクラ ・B2=パワーコントロールセンター ・B2=原子炉コントロールセンター ・A=メタクラ ・A1=パワーコントロールセンター ・A2=パワーコントロールセンター ・B1=パワーコントロールセンター ・A2=原子炉コントロールセンター 																										
	21	代替格納容器スプレイポンプ 受電準備、受電操作（交流給電源及び原子炉補機冷却装置が健全時である場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・B=メタクラ ・A=メタクラ 																										
	22	蓄電池充排気ファンコントロールセンタコネクタの差替え、蓄電池充排気ファンの起動	<ul style="list-style-type: none"> ・B2=原子炉コントロールセンター ・A2=原子炉コントロールセンター 																										
	23	充電器盤受電操作	<ul style="list-style-type: none"> ・B1=原子炉コントロールセンター ・A1=原子炉コントロールセンター 																										
	24	不要直流負荷切離し操作	<ul style="list-style-type: none"> ・A=直済コントロールセンター ・B=直済コントロールセンター ・A1=計装用交流分電盤 ・B1=計装用交流分電盤 ・D1=計装用交流分電盤 																										
	25	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ液圧装置及び代替所内電気設備分電盤給電 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・A1=原子炉コントロールセンター ・A2=原子炉コントロールセンター ・A=計装用インバータ交流電源切替器盤 ・B1=原子炉コントロールセンター ・C=計装用インバータ交流電源切替器盤 ・B=計装用インバータ交流電源切替器盤 ・D=計装用インバータ交流電源切替器盤 																										
	26	可搬型代替直流電源設備による給電 直流母線受電準備	<ul style="list-style-type: none"> ・B=後備蓄電池接続盤 ・A=後備蓄電池接続盤 ・B=補助連絡直流分電盤 ・B=直済コントロールセンター ・B=直済コントロールセンタ電源盤 ・A=直済コントロールセンター ・A=直済コントロールセンタ電源盤 ・可搬型直済変換器 ・可搬型直済電源用ケーブル収納箱 ・ケーブル接続 																										
<p style="color: green;">【女川及び島根】 記載表現の相違 ・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>																													

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(12/13)																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>ルート 団</th><th>対象 場所</th><th>操作内容</th><th>操作対象機器及び操作項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">⑤</td><td>27</td><td>可搬型代替直流電源設備による給電</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・B-後備蓄電池接続盤 ・B-充電装置 ・A-後備蓄電池接続盤 ・A-充電装置 </td></tr> <tr> <td>28</td><td>ディーゼル発電機燃料油貯槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油貯槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 系統構成</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・A-ディーゼル発電機室二酸化炭素消火装置放出口ロック盤 ・B-ディーゼル発電機室二酸化炭素消火装置放出口ロック盤 ・A-ディーゼル発電機コントロールセシタ ・A 1-原子炉コントロールセシタ ・B-ディーゼル発電機コントロールセシタ ・B 1-原子炉コントロールセシタ </td></tr> <tr> <td>29</td><td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ起動・停止</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・A-ディーゼル発電機コントロールセシタ ・B-ディーゼル発電機コントロールセシタ </td></tr> <tr> <td>30</td><td>携行型通話装置による連絡手段の確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・携行型通話装置ジャッキ箱 </td></tr> <tr> <td>31</td><td>破損系列の余熱除去系隔離操作</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・余熱除去ポンプ入口操作用可搬型空気ポンベ ・余熱除去ポンプ出口遮断操作スイッチ </td></tr> <tr> <td>32</td><td>直通負荷復旧操作</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・A-直通コントロールセシタ ・B-直通コントロールセシタ ・D-計装用空気分配盤 ・D 1-計装用空気分配盤 ・A 1-計装用空気分配盤 ・C-計装用インバータ ・B-助効型直通分電盤 </td></tr> <tr> <td>33</td><td>可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水 系統構成</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉精機冷却水屋内接続用ライン止め弁 (SA 対策) </td></tr> <tr> <td>34</td><td>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉精機冷却水屋内接続用ライン止め弁 (SA 対策) </td></tr> <tr> <td>35</td><td>可搬型大型送水ポンプ車原子炉精機冷却水屋内接続口</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車原子炉精機冷却水屋内接続口 </td></tr> <tr> <td>1</td><td>可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水 系統構成</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉精機冷却水モニタBライン入口止め弁 ・C, D-原子炉精機冷却水ポンプ電動液体搬機冷却水出口弁 ・原子炉精機冷却水モニタBライン引り弁 ・原子炉精機冷却水モニタAライン引り弁 ・A, B-原子炉精機冷却水ポンプ電動液体搬機冷却水出口弁 ・C-原子炉精機冷却水供給母管止め弁 ・原子炉精機冷却水モニタAライン入口止め弁 </td></tr> <tr> <td>2</td><td>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉精機冷却水モニタBライン入口止め弁 ・C, D-原子炉精機冷却水ポンプ電動液体搬機冷却水出口弁 ・原子炉精機冷却水モニタBライン引り弁 ・原子炉精機冷却水モニタAライン引り弁 ・A, B-原子炉精機冷却水ポンプ電動液体搬機冷却水出口弁 ・C-原子炉精機冷却水供給母管止め弁 ・原子炉精機冷却水モニタAライン入口止め弁 </td></tr> <tr> <td>3</td><td>ディーゼル発電機燃料油貯槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油貯槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 系統構成</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・A-燃料油干封ポンプ出口弁 ・A-燃料油干封ポンプ入口弁 ・A-燃料油干封ポンプ出口弁 ・B-燃料油干封ポンプ出口弁 ・B-燃料油干封ポンプ入口弁 ・B-燃料油移送ポンプ出口弁 </td></tr> </tbody> </table>	ルート 団	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目	⑤	27	可搬型代替直流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> ・B-後備蓄電池接続盤 ・B-充電装置 ・A-後備蓄電池接続盤 ・A-充電装置 	28	ディーゼル発電機燃料油貯槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油貯槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・A-ディーゼル発電機室二酸化炭素消火装置放出口ロック盤 ・B-ディーゼル発電機室二酸化炭素消火装置放出口ロック盤 ・A-ディーゼル発電機コントロールセシタ ・A 1-原子炉コントロールセシタ ・B-ディーゼル発電機コントロールセシタ ・B 1-原子炉コントロールセシタ 	29	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ起動・停止	<ul style="list-style-type: none"> ・A-ディーゼル発電機コントロールセシタ ・B-ディーゼル発電機コントロールセシタ 	30	携行型通話装置による連絡手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・携行型通話装置ジャッキ箱 	31	破損系列の余熱除去系隔離操作	<ul style="list-style-type: none"> ・余熱除去ポンプ入口操作用可搬型空気ポンベ ・余熱除去ポンプ出口遮断操作スイッチ 	32	直通負荷復旧操作	<ul style="list-style-type: none"> ・A-直通コントロールセシタ ・B-直通コントロールセシタ ・D-計装用空気分配盤 ・D 1-計装用空気分配盤 ・A 1-計装用空気分配盤 ・C-計装用インバータ ・B-助効型直通分電盤 	33	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉精機冷却水屋内接続用ライン止め弁 (SA 対策) 	34	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉精機冷却水屋内接続用ライン止め弁 (SA 対策) 	35	可搬型大型送水ポンプ車原子炉精機冷却水屋内接続口	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車原子炉精機冷却水屋内接続口 	1	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉精機冷却水モニタBライン入口止め弁 ・C, D-原子炉精機冷却水ポンプ電動液体搬機冷却水出口弁 ・原子炉精機冷却水モニタBライン引り弁 ・原子炉精機冷却水モニタAライン引り弁 ・A, B-原子炉精機冷却水ポンプ電動液体搬機冷却水出口弁 ・C-原子炉精機冷却水供給母管止め弁 ・原子炉精機冷却水モニタAライン入口止め弁 	2	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉精機冷却水モニタBライン入口止め弁 ・C, D-原子炉精機冷却水ポンプ電動液体搬機冷却水出口弁 ・原子炉精機冷却水モニタBライン引り弁 ・原子炉精機冷却水モニタAライン引り弁 ・A, B-原子炉精機冷却水ポンプ電動液体搬機冷却水出口弁 ・C-原子炉精機冷却水供給母管止め弁 ・原子炉精機冷却水モニタAライン入口止め弁 	3	ディーゼル発電機燃料油貯槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油貯槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・A-燃料油干封ポンプ出口弁 ・A-燃料油干封ポンプ入口弁 ・A-燃料油干封ポンプ出口弁 ・B-燃料油干封ポンプ出口弁 ・B-燃料油干封ポンプ入口弁 ・B-燃料油移送ポンプ出口弁 	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>
ルート 団	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目																																							
⑤	27	可搬型代替直流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> ・B-後備蓄電池接続盤 ・B-充電装置 ・A-後備蓄電池接続盤 ・A-充電装置 																																							
	28	ディーゼル発電機燃料油貯槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油貯槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・A-ディーゼル発電機室二酸化炭素消火装置放出口ロック盤 ・B-ディーゼル発電機室二酸化炭素消火装置放出口ロック盤 ・A-ディーゼル発電機コントロールセシタ ・A 1-原子炉コントロールセシタ ・B-ディーゼル発電機コントロールセシタ ・B 1-原子炉コントロールセシタ 																																							
	29	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ起動・停止	<ul style="list-style-type: none"> ・A-ディーゼル発電機コントロールセシタ ・B-ディーゼル発電機コントロールセシタ 																																							
	30	携行型通話装置による連絡手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・携行型通話装置ジャッキ箱 																																							
	31	破損系列の余熱除去系隔離操作	<ul style="list-style-type: none"> ・余熱除去ポンプ入口操作用可搬型空気ポンベ ・余熱除去ポンプ出口遮断操作スイッチ 																																							
	32	直通負荷復旧操作	<ul style="list-style-type: none"> ・A-直通コントロールセシタ ・B-直通コントロールセシタ ・D-計装用空気分配盤 ・D 1-計装用空気分配盤 ・A 1-計装用空気分配盤 ・C-計装用インバータ ・B-助効型直通分電盤 																																							
	33	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉精機冷却水屋内接続用ライン止め弁 (SA 対策) 																																							
	34	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉精機冷却水屋内接続用ライン止め弁 (SA 対策) 																																							
	35	可搬型大型送水ポンプ車原子炉精機冷却水屋内接続口	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車原子炉精機冷却水屋内接続口 																																							
	1	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉精機冷却水モニタBライン入口止め弁 ・C, D-原子炉精機冷却水ポンプ電動液体搬機冷却水出口弁 ・原子炉精機冷却水モニタBライン引り弁 ・原子炉精機冷却水モニタAライン引り弁 ・A, B-原子炉精機冷却水ポンプ電動液体搬機冷却水出口弁 ・C-原子炉精機冷却水供給母管止め弁 ・原子炉精機冷却水モニタAライン入口止め弁 																																							
2	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉精機冷却水モニタBライン入口止め弁 ・C, D-原子炉精機冷却水ポンプ電動液体搬機冷却水出口弁 ・原子炉精機冷却水モニタBライン引り弁 ・原子炉精機冷却水モニタAライン引り弁 ・A, B-原子炉精機冷却水ポンプ電動液体搬機冷却水出口弁 ・C-原子炉精機冷却水供給母管止め弁 ・原子炉精機冷却水モニタAライン入口止め弁 																																								
3	ディーゼル発電機燃料油貯槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油貯槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・A-燃料油干封ポンプ出口弁 ・A-燃料油干封ポンプ入口弁 ・A-燃料油干封ポンプ出口弁 ・B-燃料油干封ポンプ出口弁 ・B-燃料油干封ポンプ入口弁 ・B-燃料油移送ポンプ出口弁 																																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
		第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(13/13) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>ルート図</th> <th>対象場所</th> <th>操作内容</th> <th>操作対象機器及び操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">⑩</td> <td>1</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水・系統構成</td> <td>D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁（SA対策）^{※1}</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自熱対流冷却・系統構成</td> <td>D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁（SA対策）^{※1}</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水・海水操作</td> <td>D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁（SA対策）^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑪</td> <td>1</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水・系統構成</td> <td>B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 B-高圧注入ポンプ、過冷却器補機冷却水出口弁 B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口止め弁 B-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口弁 B-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口止弁 A-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口弁 A-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口止弁 A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水出口弁 A-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口弁 A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 A-高圧注入ポンプ、過冷却器補機冷却水出口弁 A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口止弁 A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量（AM用） A-高圧注入ポンプ及D形冷却器補機冷却水流量</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自熱対流冷却・系統構成</td> <td>B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 B-高圧注入ポンプ、過冷却器補機冷却水出口弁 B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口止め弁 B-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口弁 B-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口止弁 A-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口弁 A-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口止弁 A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水出口弁 A-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口弁 A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 A-高圧注入ポンプ及D形冷却器補機冷却水流量</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：今後の検討結果により変更の可能性有。</p>	ルート図	対象場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目	⑩	1	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水・系統構成	D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁（SA対策） ^{※1}	2	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自熱対流冷却・系統構成	D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁（SA対策） ^{※1}	3	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水・海水操作	D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁（SA対策） ^{※1}	⑪	1	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水・系統構成	B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 B-高圧注入ポンプ、過冷却器補機冷却水出口弁 B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口止め弁 B-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口弁 B-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口止弁 A-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口弁 A-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口止弁 A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水出口弁 A-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口弁 A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 A-高圧注入ポンプ、過冷却器補機冷却水出口弁 A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口止弁 A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量（AM用） A-高圧注入ポンプ及D形冷却器補機冷却水流量	2	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自熱対流冷却・系統構成	B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 B-高圧注入ポンプ、過冷却器補機冷却水出口弁 B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口止め弁 B-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口弁 B-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口止弁 A-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口弁 A-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口止弁 A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水出口弁 A-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口弁 A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 A-高圧注入ポンプ及D形冷却器補機冷却水流量	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>
ルート図	対象場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目																					
⑩	1	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水・系統構成	D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁（SA対策） ^{※1}																					
	2	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自熱対流冷却・系統構成	D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁（SA対策） ^{※1}																					
	3	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水・海水操作	D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁（SA対策） ^{※1}																					
⑪	1	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水・系統構成	B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 B-高圧注入ポンプ、過冷却器補機冷却水出口弁 B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口止め弁 B-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口弁 B-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口止弁 A-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口弁 A-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口止弁 A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水出口弁 A-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口弁 A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 A-高圧注入ポンプ、過冷却器補機冷却水出口弁 A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口止弁 A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量（AM用） A-高圧注入ポンプ及D形冷却器補機冷却水流量																					
	2	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自熱対流冷却・系統構成	B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 B-高圧注入ポンプ、過冷却器補機冷却水出口弁 B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口止め弁 B-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口弁 B-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口止弁 A-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口弁 A-余熱除汔ポンプ電動機補機冷却水出口止弁 A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水出口弁 A-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口弁 A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 A-高圧注入ポンプ及D形冷却器補機冷却水流量																					

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉 該当箇所無し	島根原子力発電所2号炉 補足(14)	泊発電所3号炉 補足資料(20)	相違理由
	<p>アクセスルートの用語の定義</p> <p>アクセスルートの用語の定義を以下に整理する。整理結果を第1表に示す。</p> <p>1. 屋外アクセスルート 屋外アクセスルートは、緊急時対策所及び可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までのルートであり、「アクセスルート」と「サブルート」で定義する。</p> <p>2. 屋内アクセスルート 屋内アクセスルートは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内における各設備の操作場所までのルートであり、「アクセスルート」と「迂回路」で定義する。</p>	<p>アクセスルートの用語の定義</p> <p>アクセスルートの用語の定義を以下に整理する。整理結果を第1表に示す。</p> <p>1. 屋外アクセスルート 屋外アクセスルートは、緊急時対策所及び可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までのルートであり、「アクセスルート」、「サブルート」、「自主整備ルート」で定義する。</p> <p>2. 屋内アクセスルート 屋内アクセスルートは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に通行可能な建屋内における各設備の操作場所までのルートであり、「アクセスルート」、「迂回路」、「大型航空機特化ルート」で定義する。</p>	<p>【島根】方針の相違 ・泊は、自主整備ルートを設定している。(柏崎と同様)</p> <p>【島根】記載表現の相違 【島根】記載内容の相違 ・泊は、大型航空機特化ルート設定している。 (女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p style="text-align: center;">第1表 アクセスルートの用語の定義</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>場所</th><th>大分類</th><th>小分類</th><th>概要説明</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋外</td><td rowspan="2">屋外アクセスルート</td><td>アクセスルート</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・地震及び地盤に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。 ・有効性評価及び技術的機能手順において時間評価に用いた経路とする。 </td></tr> <tr> <td>サブルート</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波時に期待しないルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 </td></tr> <tr> <td rowspan="2">屋内</td><td rowspan="2">屋内アクセスルート</td><td>アクセスルート</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、地震随伴火災及び地震随伴内部溢水の影響を受けない。 ・有効性評価及び技術的機能手順において時間評価に用いた経路とする。 </td></tr> <tr> <td>迂回路</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、地震随伴火災及び地震随伴内部溢水の影響を受けない。 ・転倒した常設品及び仮置資機材の人力による排除や乗り越え等により通行が可能である。 ・アクセスルートを使用できない場合に使用可能な経路。 </td></tr> </tbody> </table>	場所	大分類	小分類	概要説明	屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び地盤に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。 ・有効性評価及び技術的機能手順において時間評価に用いた経路とする。 	サブルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波時に期待しないルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 	屋内	屋内アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、地震随伴火災及び地震随伴内部溢水の影響を受けない。 ・有効性評価及び技術的機能手順において時間評価に用いた経路とする。 	迂回路	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、地震随伴火災及び地震随伴内部溢水の影響を受けない。 ・転倒した常設品及び仮置資機材の人力による排除や乗り越え等により通行が可能である。 ・アクセスルートを使用できない場合に使用可能な経路。 	<p style="text-align: center;">第1表 アクセスルートの用語の定義</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>場所</th><th>大分類</th><th>小分類</th><th>概要説明</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋外</td><td rowspan="3">屋外アクセスルート</td><td>アクセスルート</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・地震及び地盤に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。 ・有効性評価及び技術的機能手順において時間評価に用いた経路とする。 </td></tr> <tr> <td>サブルート</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波時に期待しないルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 </td></tr> <tr> <td>自主整備ルート</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・使用が可能な場合に活用するルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 </td></tr> <tr> <td rowspan="3">屋内</td><td rowspan="3">屋内アクセスルート</td><td>アクセスルート</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水の影響を受けない。 ・有効性評価及び技術的機能手順において時間評価に用いた経路とする。 </td></tr> <tr> <td>迂回路</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水の影響を受けない。 ・アクセスルートを使用できない場合に使用可能な経路。 </td></tr> <tr> <td>大型航空機特化ルート</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する経路。 ・地震、津波その他の自然現象及び人為事象の影響評価対象外とする。 </td></tr> </tbody> </table>	場所	大分類	小分類	概要説明	屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び地盤に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。 ・有効性評価及び技術的機能手順において時間評価に用いた経路とする。 	サブルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波時に期待しないルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 	自主整備ルート	<ul style="list-style-type: none"> ・使用が可能な場合に活用するルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 	屋内	屋内アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水の影響を受けない。 ・有効性評価及び技術的機能手順において時間評価に用いた経路とする。 	迂回路	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水の影響を受けない。 ・アクセスルートを使用できない場合に使用可能な経路。 	大型航空機特化ルート	<ul style="list-style-type: none"> ・故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する経路。 ・地震、津波その他の自然現象及び人為事象の影響評価対象外とする。 	<p>【島根】方針の相違 ・「自主整備ルート」を使用が可能な場合に活用するルートとして設定している。 ・島根は、屋内アクセスルートについて迂回路のみ排除や乗り越え等による通行を考慮していることから、アクセスルートとの評価の違いを説明するために記載していると考えられる。一方、泊は、アクセスルート及び迂回路のいずれも、転倒した資機材の排除や乗り越えによる通行を考慮した評価を実施し、両者に差異が無いことから記載していない。</p> <p>・泊は、屋内のアクセスルートとは別に大型航空機特化ルートを設定しているが、島根は屋内のアクセスルートとして設定した上で個別手順に対して故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定している。(大型航空機特化ルートをアクセスルートとは別に設定することについては、女川と同様である。)</p>
場所	大分類	小分類	概要説明																																				
屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び地盤に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。 ・有効性評価及び技術的機能手順において時間評価に用いた経路とする。 																																				
		サブルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波時に期待しないルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 																																				
屋内	屋内アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、地震随伴火災及び地震随伴内部溢水の影響を受けない。 ・有効性評価及び技術的機能手順において時間評価に用いた経路とする。 																																				
		迂回路	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、地震随伴火災及び地震随伴内部溢水の影響を受けない。 ・転倒した常設品及び仮置資機材の人力による排除や乗り越え等により通行が可能である。 ・アクセスルートを使用できない場合に使用可能な経路。 																																				
場所	大分類	小分類	概要説明																																				
屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び地盤に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。 ・有効性評価及び技術的機能手順において時間評価に用いた経路とする。 																																				
		サブルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波時に期待しないルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 																																				
		自主整備ルート	<ul style="list-style-type: none"> ・使用が可能な場合に活用するルート。 ・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 																																				
屋内	屋内アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水の影響を受けない。 ・有効性評価及び技術的機能手順において時間評価に用いた経路とする。 																																				
		迂回路	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水の影響を受けない。 ・アクセスルートを使用できない場合に使用可能な経路。 																																				
		大型航空機特化ルート	<ul style="list-style-type: none"> ・故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する経路。 ・地震、津波その他の自然現象及び人為事象の影響評価対象外とする。 																																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
該当箇所無し	<p>島根原子力発電所2号炉 補足 (10)</p> <p>大量送水車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース展張車の配備イメージについて</p> <p>島根原子力発電所における大量送水車及び大型送水ポンプ車とともに使用するホースの配備長さ、ホースコンテナ、ホース展張車等の配備イメージについて、以下に示す。</p> <p>1. ホースの配備長さ ホースの配備長さは、以下の考え方で設定した。 ①用途ごとに算出したホース敷設距離（自主設備の使用を含む。）をもとに、敷設数及び同時使用を考慮して必要長さを設定 ②ホースコンテナ及びホース展張車に搭載可能なホース長さをもとに、ホース必要長さを満足するコンテナ数及びホース展張車台数を設定 ③ホースコンテナ数及びホース展張車台数とホースコンテナ及びホース展張車に搭載可能なホース長さからホースの配備長さを設定</p> <p>ホース展張車数は用途ごとの同時使用を考慮して設定した。 用途ごとのホース配備長さ、ホース展張車配備数を第1表に示す。また、用途ごとのホース敷設ルートを第1図～第7図に、用途ごとのホース必要長さを第2表～第8表に示す。</p> <p>2. ホースコンテナ及び展張車の配備イメージ ホースコンテナ及び展張車の配備イメージについて、第9表に示す。</p>	<p>泊発電所3号炉 補足資料(21)</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージについて</p> <p>泊発電所における可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車とともに使用するホースの配備長さ、ホースコンテナ、ホース延長・回収車等の配備イメージについて、以下に示す。</p> <p>1. ホースの配備長さ ホースの配備長さは、以下の考え方で設定した。 ①用途ごとに算出したホース敷設距離（自主対策設備の使用を含む。）を基に、敷設数及び同時使用を考慮して必要長さを設定 ②ホースコンテナ及びホース延長・回収車に搭載可能なホース長さを基に、ホース必要長さを満足するコンテナ数及びホース延長・回収車台数を設定 ③ホースコンテナ数及びホース延長・回収車台数とホースコンテナ及びホース延長・回収車に搭載可能なホース長さからホースの配備長さを設定</p> <p>ホース延長・回収車数は用途ごとの同時使用を考慮して設定した。 用途ごとのホース配備長さ、ホース延長・回収車配備数を第1表に示す。また、用途ごとのホース敷設ルートを第1図～第6図に、用途ごとのホース必要長さを第2表～第7表に示す。</p> <p>2. ホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージ ホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージについて、第8表に示す。</p>	<p>【島根】設備名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1表 用途ごとのホース配備長さ及びホース展張車配備数(1/2)

用途	必要長さ	配備するホース 展張車数*	補足
輪胎防水槽（西1／西2）を水源とした底圧代替注水作業			
低圧代替注水（淡水・海水）	766m (第1回 ルート②, ④) (第3回 ルート⑤)	2,776m 中型ホース展張車 (150A) 950m 【ホース (150A) 750m, ホース (100A) 200m 積載可】 1台	・低圧代替注水と水源 補給は、同時に必要なため、合算する。 ・左記の4ヶ所は同時に 現に行われる作業でなく、それぞれ状況に応じて対応が遅れるものである。 そのため、配備するホースは2,776mと設定する。
水源補給（淡水・海水）	1,728m (第4回 ルート③)	大型ホース展張車 (150A) 1,050m 【ホース (150A) 1,050m 2台	
復水貯タンクへの水源補給作業			
水源補給（淡水・海水）	1,760m (第5回 ルート⑧)		
海を水源とした底圧代替注水作業			
低圧代替注水（海水）	1,781m (第2回 ルート⑥)		

※：1セット分の配備数

第1表 用途ごとのホース配備長さ及びホース延長・回収車配備数(1/3)

ホース径	用途	必要長さ	配備するホース 延長・回収車数*	補足
150A	代替原心注水、補助給水ピット補給、燃料取替用ホースピット補給。 使用済燃料ピット注水 (SA手順)	950m (第1回 (1/3) ルート①) ・3号炉原子炉外周東側を経由 したルート ・3号炉原子炉建屋西側を経由 したルート	ホース延長・回収車 (送水車用) 1,800m 【ホース (150A) 1,800m 積載可】 1台	・代替原心注水／補助給水ピット補給 ／燃料取替用ホースピット補給における 種々による送水先の変更にて引込 ・代替原心注水／補助給水ピット補給 ／燃料取替用ホースピット補給と使用 済燃料ピット注水は、同時に敷設となる ため、合算する。
150A	原子炉補機冷却水系逆水 (SA手順)	400m (第2回 (1/3) ルート②) ・3号炉原子炉外周東側を経由 したルート ・3号炉原子炉建屋西側を経由 したルート ・3号炉原子炉建屋西側を経由 したルート (大型断空機斬突 時)	ホース延長・回収車 (送水車用) 1,800m 【ホース (150A) 1,800m 積載可】 1台	

※：1セット分の配備数

【島根】記載内容の相違
 ・使用する水源、可搬型
 設備、手順の相違。

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第1表 用途ごとのホース配備長さ及びホース延長・回収車配備数(2/3)			

ホース名	用途	必要長さ	配備するホース 延長・回収車数※	補足
150A ■	代替格納容器スプレイ (自主手 順)	950m (第3図(1/3)ルート②)	—	代替格納容器スプレイ (自主手順) は、代替応心注水・補助給水ピット 補給・警報取付用ホースピット袖管の 重管経路の手の初期路えによる送水 先の変更、又は余漏設備にて対応 ・蒸気発生器注水 (自主手順) は余漏 設備にて対応
150A	蒸気発生器注水 (自主手順)	750m (第4図ルート③, ④)	—	

※：1セグメントの配備数

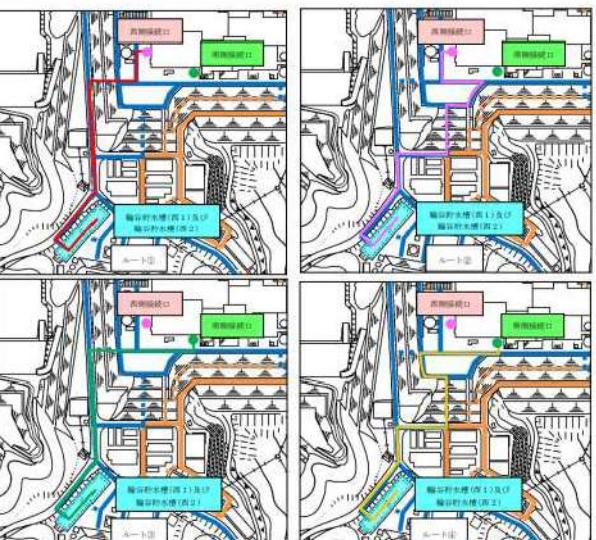
【島根】記載内容の相違
 ・使用する水源、可搬型
 設備、手順の相違。

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p style="text-align: center;">第1表 用途ごとのホース配備長さ及びホース展張車配備数(2／2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>用 途</th> <th>必要長さ</th> <th>配備するコントナ 数*</th> <th>配備するホース 展張車数*</th> <th>補 足</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性物質吐出抑制 最終ヒートシングル（海）への代替點輸送</td> <td>755m (第6図 ルート①) 1,575m (第7図 ルート⑤)</td> <td>コンテナ1基 (820m/1基) コンテナ2基 (820m/1基)</td> <td>大型ホース展張車 (300A) 1台 大型ホース展張車 (300A) 1台</td> <td>*航空機燃料火災消火も同様のルートを使用 —</td> </tr> <tr> <td>初期対応に付ける延焼防止措置</td> <td>1,084m</td> <td>1,100m</td> <td>1台</td> <td>*使用するホースは初期消火に使用する化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び泡沫消火器兼運搬車に車載し運搬する</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※：1セット分の配備数</p>	用 途	必要長さ	配備するコントナ 数*	配備するホース 展張車数*	補 足	放射性物質吐出抑制 最終ヒートシングル（海）への代替點輸送	755m (第6図 ルート①) 1,575m (第7図 ルート⑤)	コンテナ1基 (820m/1基) コンテナ2基 (820m/1基)	大型ホース展張車 (300A) 1台 大型ホース展張車 (300A) 1台	*航空機燃料火災消火も同様のルートを使用 —	初期対応に付ける延焼防止措置	1,084m	1,100m	1台	*使用するホースは初期消火に使用する化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び泡沫消火器兼運搬車に車載し運搬する	<p style="text-align: center;">【島根】記載内容の相違 ・使用する水源、可搬型設備、手順の相違。</p>
用 途	必要長さ	配備するコントナ 数*	配備するホース 展張車数*	補 足													
放射性物質吐出抑制 最終ヒートシングル（海）への代替點輸送	755m (第6図 ルート①) 1,575m (第7図 ルート⑤)	コンテナ1基 (820m/1基) コンテナ2基 (820m/1基)	大型ホース展張車 (300A) 1台 大型ホース展張車 (300A) 1台	*航空機燃料火災消火も同様のルートを使用 —													
初期対応に付ける延焼防止措置	1,084m	1,100m	1台	*使用するホースは初期消火に使用する化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び泡沫消火器兼運搬車に車載し運搬する													

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【島根】記載内容の相違 ・使用する水源、可搬型設備、手順の相違。</p>

第1図 ホース敷設ルート
(輪谷貯水槽(西1)及び輪谷貯水槽(西2)を水源とした低圧代替注水)

第2表 ホース敷設距離
(輪谷貯水槽(西1)及び輪谷貯水槽(西2)を水源とした低圧代替注水)

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート①	輪谷貯水槽(西1)及び輪谷貯水槽(西2)	西側接続口	602m	626m
—	ルート②		西側接続口	702m	766m
—	ルート③		南側接続口	649m	676m
—	ルート④		南側接続口	726m	766m

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

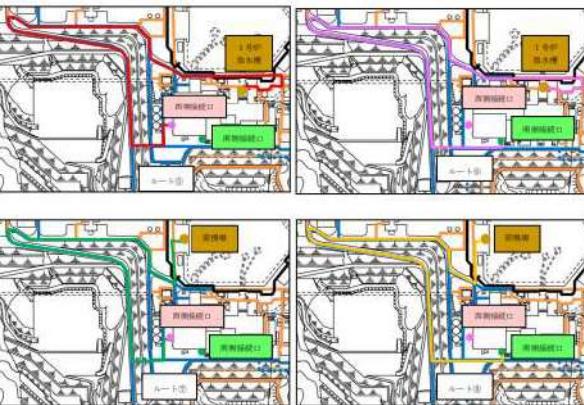
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																					
	 第2図 ホース敷設ルート（海を水源とした低圧代替注水）（1／3）	 第1図 ホース敷設ルート（代替炉心注水、補助給水ピット補給、燃料取替用水ピット補給、使用済燃料ピット注水）（1/3）	<p>第2表 ホース敷設距離（海を水源とした低圧代替注水）（1／3）</p> <p>（代替炉心注水、補助給水ピット補給、燃料取替用水ピット補給、使用済燃料ピット注水）（1/3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td rowspan="2">非常用取水設備</td> <td>西側接続口</td> <td>1,322m</td> <td>1,331m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>南側接続口</td> <td>1,370m</td> <td>1,381m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③</td> <td rowspan="2">2号炉放水槽</td> <td>西側接続口</td> <td>1,307m</td> <td>1,331m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート④</td> <td>南側接続口</td> <td>1,354m</td> <td>1,381m</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表 ホース敷設距離（海を水源とした低圧代替注水）（1／3）</p> <p>（代替炉心注水、補助給水ピット補給、燃料取替用水ピット補給、使用済燃料ピット注水）（1/3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>分類</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>評価用距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td rowspan="2">SA 手順</td> <td rowspan="2">3号炉 取水ピット スクリーン室</td> <td>東側接続口、 使用済燃料ピット</td> <td>555m 135m</td> <td>650m 150m</td> <td>1</td> <td>950m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>西側接続口、 使用済燃料ピット</td> <td>235m 610m</td> <td>300m 700m</td> <td>1 2</td> <td>1,700m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート①	非常用取水設備	西側接続口	1,322m	1,331m	—	ルート②	南側接続口	1,370m	1,381m	—	ルート③	2号炉放水槽	西側接続口	1,307m	1,331m	—	ルート④	南側接続口	1,354m	1,381m	凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート①	SA 手順	3号炉 取水ピット スクリーン室	東側接続口、 使用済燃料ピット	555m 135m	650m 150m	1	950m	—	ルート②	西側接続口、 使用済燃料ピット	235m 610m	300m 700m	1 2	1,700m
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																																																			
—	ルート①	非常用取水設備	西側接続口	1,322m	1,331m																																																			
—	ルート②		南側接続口	1,370m	1,381m																																																			
—	ルート③	2号炉放水槽	西側接続口	1,307m	1,331m																																																			
—	ルート④		南側接続口	1,354m	1,381m																																																			
凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																																																
—	ルート①	SA 手順	3号炉 取水ピット スクリーン室	東側接続口、 使用済燃料ピット	555m 135m	650m 150m	1	950m																																																
—	ルート②			西側接続口、 使用済燃料ピット	235m 610m	300m 700m	1 2	1,700m																																																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	 第2図 ホース敷設ルート（海を水源とした低圧代替注水）（2／3）	 第1図 ホース敷設ルート (代替炉心注水、補助給水ピット補給、燃料取替用水ピット補給、使用済燃料ピット注水) (2/3) 第2表 ホース敷設距離 (代替炉心注水、補助給水ピット補給、燃料取替用水ピット補給、使用済燃料ピット注水) (2/3) <table border="1" data-bbox="1358 833 1965 1071"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート⑤</td> <td rowspan="2">1号炉取水槽</td> <td>西側接続口</td> <td>1,687m</td> <td>1,731m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート⑥</td> <td>南側接続口</td> <td>1,735m</td> <td>1,781m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート⑦</td> <td rowspan="2">荷揚場</td> <td>西側接続口</td> <td>1,405m</td> <td>1,431m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート⑧</td> <td>南側接続口</td> <td>1,452m</td> <td>1,481m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート⑤	1号炉取水槽	西側接続口	1,687m	1,731m	—	ルート⑥	南側接続口	1,735m	1,781m	—	ルート⑦	荷揚場	西側接続口	1,405m	1,431m	—	ルート⑧	南側接続口	1,452m	1,481m	
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																										
—	ルート⑤	1号炉取水槽	西側接続口	1,687m	1,731m																										
—	ルート⑥		南側接続口	1,735m	1,781m																										
—	ルート⑦	荷揚場	西側接続口	1,405m	1,431m																										
—	ルート⑧		南側接続口	1,452m	1,481m																										

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

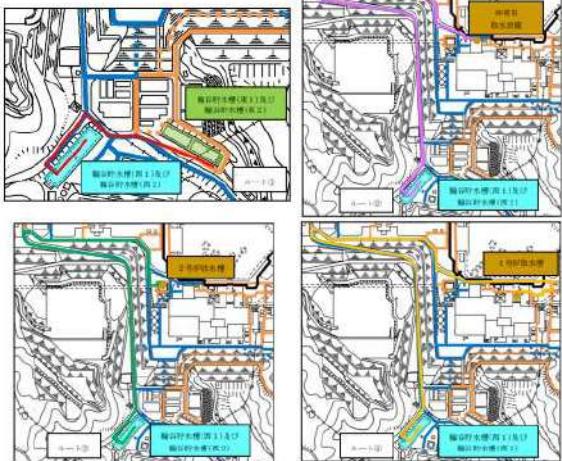
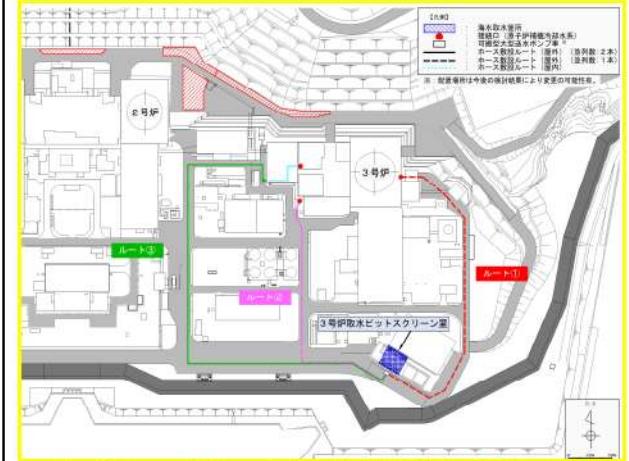
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																									
	 第2図 ホース敷設ルート（海を水源とした低圧代替注水）（3／3）	 第1図 ホース敷設ルート (代替炉心注水、補助給水ビット補給、燃料取替用水ビット補給、使用済燃料ビット注水)（3／3）	第2表 ホース敷設距離 (代替炉心注水、補助給水ビット補給、燃料取替用水ビット補給、使用済燃料ビット注水)（3／3） <table border="1"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td rowspan="2">3号炉取水管 点検立坑</td> <td>西側接続口</td> <td>1,556m</td> <td>1,567m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③</td> <td>南側接続口</td> <td>1,694m</td> <td>1,728m</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>分類</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>計画用距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td rowspan="4">自主手順</td> <td rowspan="2">代替給水ビット</td> <td>東側接続口、 使用済燃料ビット</td> <td>70m 130m</td> <td>100m 150m</td> <td>1 2</td> <td rowspan="2">400m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>西側接続口、 使用済燃料ビット</td> <td>50m 70m</td> <td>100m 100m</td> <td>1 2</td> <td rowspan="2">300m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③</td> <td rowspan="2">原水槽</td> <td>東側接続口、 使用済燃料ビット</td> <td>550m 310m</td> <td>650m 350m</td> <td>1 2</td> <td rowspan="2">1,350m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート④</td> <td>西側接続口、 使用済燃料ビット</td> <td>235m 435m</td> <td>300m 500m</td> <td>1 2</td> <td rowspan="2">1,300m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート②	3号炉取水管 点検立坑	西側接続口	1,556m	1,567m	—	ルート③	南側接続口	1,694m	1,728m	凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	計画用距離	並列数	必要長さ	—	ルート①	自主手順	代替給水ビット	東側接続口、 使用済燃料ビット	70m 130m	100m 150m	1 2	400m	—	ルート②	西側接続口、 使用済燃料ビット	50m 70m	100m 100m	1 2	300m	—	ルート③	原水槽	東側接続口、 使用済燃料ビット	550m 310m	650m 350m	1 2	1,350m	—	ルート④	西側接続口、 使用済燃料ビット	235m 435m	300m 500m	1 2	1,300m
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																																																							
—	ルート②	3号炉取水管 点検立坑	西側接続口	1,556m	1,567m																																																							
—	ルート③		南側接続口	1,694m	1,728m																																																							
凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	計画用距離	並列数	必要長さ																																																				
—	ルート①	自主手順	代替給水ビット	東側接続口、 使用済燃料ビット	70m 130m	100m 150m	1 2	400m																																																				
—	ルート②			西側接続口、 使用済燃料ビット	50m 70m	100m 100m	1 2		300m																																																			
—	ルート③		原水槽	東側接続口、 使用済燃料ビット	550m 310m	650m 350m	1 2	1,350m																																																				
—	ルート④			西側接続口、 使用済燃料ビット	235m 435m	300m 500m	1 2		1,300m																																																			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3図 ホース敷設ルート (輪谷貯水槽 (西1) 及び輪谷貯水槽 (西2) への補給) (1/2)</p> <p>Figure 3 shows three maps of the water tank area (West 1 and West 2 tanks) with hose routes highlighted in red, green, and yellow.</p>	 <p>第2図 ホース敷設ルート (原子炉補機冷却水系通水) (1/3)</p> <p>Figure 2 shows a detailed site plan with a yellow box highlighting the 3号炉 area. A legend provides information about the hoses:</p> <ul style="list-style-type: none"> ホース径内寸管 (直径: φ250mm) 接続口: 泊3号炉機器内端子 可搬型大型注水ポンプ (揚程: 15m、流量: 1,500t/h、並列数: 2本) ホース設置ルート: 泊3号炉機器内 ホース設置ルート: 泊3号炉機器外 	

第4表 ホース敷設距離
 (輪谷貯水槽 (西1) 及び輪谷貯水槽 (西2) への補給) (1/2)

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート①	輪谷貯水槽 (東1) 及び 輪谷貯水槽 (東2)		434m	455m
—	ルート②	非常用 取水設備	輪谷貯水槽 (西1) 及び 輪谷貯水槽 (西2)	1,589m	1,610m
—	ルート③	2号炉放水槽		1,574m	1,610m
—	ルート④	1号炉取水槽		1,954m	1,960m

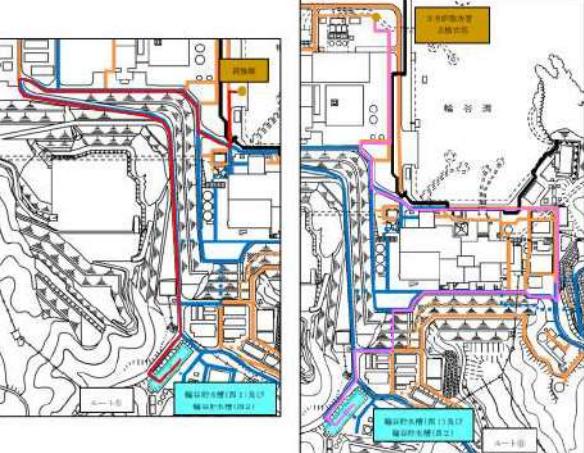
第3表 ホース敷設距離 (原子炉補機冷却水系通水) (1/3)

凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設 距離	評価用 距離	並列数	必要長さ
—	ルート①	SA手順	3号炉 取水ピット	東側接続口	365m	450m	1	450m
—	ルート②			南側接続口	130m 165m	150m 200m	1 2	550m
—	ルート③	SA手順 (大型航空 機衝突時)	スクリーン室	西側接続口	640m	750m	2	1,500m
—								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																											
	 <p>第3図 ホース敷設ルート (輪谷貯水槽 (西1) 及び輪谷貯水槽 (西2) への補給) (2/2)</p> <p>第4表 ホース敷設距離 (輪谷貯水槽 (西1) 及び輪谷貯水槽 (西2) への補給) (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>凡例</th><th>ルート</th><th>水源</th><th>送水先</th><th>敷設距離</th><th>必要長さ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td><td>ルート⑤</td><td>荷揚場</td><td>輪谷貯水槽 (西1) 及び 輪谷貯水槽 (西2)</td><td>1,672m 1,966m</td><td>1,710m 2,010m</td></tr> <tr> <td>—</td><td>ルート⑥</td><td>3号伊賀水管 点検立坑</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート⑤	荷揚場	輪谷貯水槽 (西1) 及び 輪谷貯水槽 (西2)	1,672m 1,966m	1,710m 2,010m	—	ルート⑥	3号伊賀水管 点検立坑				 <p>第2図 ホース敷設ルート (原子炉補機冷却水系通水) (2/3)</p> <p>第3表 ホース敷設距離 (原子炉補機冷却水系通水) (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>凡例</th><th>ルート</th><th>分類</th><th>水源</th><th>送水先</th><th>敷設距離</th><th>評価用距離</th><th>並列数</th><th>必要長さ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td><td>ルート①</td><td rowspan="4">自主手順</td><td>1号及び2号伊 取水ビット スクリーン室</td><td>南側接続口</td><td>395m</td><td>450m</td><td>2</td><td>900m</td></tr> <tr> <td>—</td><td>ルート②</td><td>3号伊取水口</td><td>東側接続口</td><td>545m</td><td>600m</td><td>2</td><td>1,200m</td></tr> <tr> <td>—</td><td>ルート③</td><td></td><td>南側接続口</td><td>270m</td><td>300m</td><td>2</td><td>600m</td></tr> <tr> <td>—</td><td>ルート④</td><td>1号及び2号伊 取水口</td><td>南側接続口</td><td>475m</td><td>550m</td><td>2</td><td>1,100m</td></tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート①	自主手順	1号及び2号伊 取水ビット スクリーン室	南側接続口	395m	450m	2	900m	—	ルート②	3号伊取水口	東側接続口	545m	600m	2	1,200m	—	ルート③		南側接続口	270m	300m	2	600m	—	ルート④	1号及び2号伊 取水口	南側接続口	475m	550m	2	1,100m
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																																																									
—	ルート⑤	荷揚場	輪谷貯水槽 (西1) 及び 輪谷貯水槽 (西2)	1,672m 1,966m	1,710m 2,010m																																																									
—	ルート⑥	3号伊賀水管 点検立坑																																																												
凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																																																						
—	ルート①	自主手順	1号及び2号伊 取水ビット スクリーン室	南側接続口	395m	450m	2	900m																																																						
—	ルート②		3号伊取水口	東側接続口	545m	600m	2	1,200m																																																						
—	ルート③			南側接続口	270m	300m	2	600m																																																						
—	ルート④		1号及び2号伊 取水口	南側接続口	475m	550m	2	1,100m																																																						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
		 <p>第2図 ホース敷設ルート（原子炉補機冷却水系通水）(3/3)</p> <table border="1"> <caption>第3表 ホース敷設距離（原子炉補機冷却水系通水）(3/3)</caption> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>分類</th> <th>水端</th> <th>送水先</th> <th>東設 距離</th> <th>西側用 距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td rowspan="3">自主手綱</td> <td>1号及び2号炉 取水ビット ベタリーン室</td> <td rowspan="3">西側接続口</td> <td>485m</td> <td>550m</td> <td>2</td> <td>1,100m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>3号炉取水口</td> <td>610m</td> <td>700m</td> <td>2</td> <td>1,400m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③</td> <td>1号及び2号炉 取水口</td> <td>560m</td> <td>650m</td> <td>2</td> <td>1,300m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	分類	水端	送水先	東設 距離	西側用 距離	並列数	必要長さ	—	ルート①	自主手綱	1号及び2号炉 取水ビット ベタリーン室	西側接続口	485m	550m	2	1,100m	—	ルート②	3号炉取水口	610m	700m	2	1,400m	—	ルート③	1号及び2号炉 取水口	560m	650m	2	1,300m
凡例	ルート	分類	水端	送水先	東設 距離	西側用 距離	並列数	必要長さ																										
—	ルート①	自主手綱	1号及び2号炉 取水ビット ベタリーン室	西側接続口	485m	550m	2	1,100m																										
—	ルート②		3号炉取水口		610m	700m	2	1,400m																										
—	ルート③		1号及び2号炉 取水口		560m	650m	2	1,300m																										

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

第4図 ホース敷設ルート（低圧原子炉代替注水槽への補給）(1/3)

第5表 ホース敷設距離（低圧原子炉代替注水槽への補給）(1/3)

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート①	轟谷貯水槽（西1）及び 轟谷貯水槽（西2）	低圧原子炉代替 注水槽	726m	766m
—	ルート②	純水タンク (A), (B)		318m	355m
—	ルート③	1号ろ過水 タンク		493m	505m
—	ルート④	2号ろ過水 タンク		530m	555m

第3図 ホース敷設ルート（代替格納容器スプレイ）(1/3)

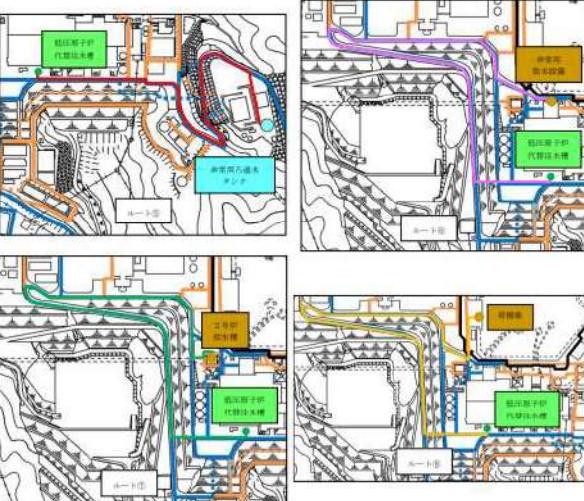
第4表 ホース敷設距離（代替格納容器スプレイ）(1/3)

凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用 距離	並列数	必要長さ
—	ルート①	自主手順	3号炉	東側接続口	340m	400m	1	400m
—	ルート②		西側接続口	835m	950m	1	950m	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			

第4図 ホース敷設ルート（低圧原子炉代替注水槽への補給）(2/3)

第5表 ホース敷設距離（低圧原子炉代替注水槽への補給）(2/3)

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート③	非常用 ろ過水タンク	低圧原子炉代替 注水槽	907m	915m
—	ルート⑥	非常用 取水設備		1,370m	1,381m
—	ルート⑦	2号炉放水槽		1,354m	1,381m
—	ルート⑧	荷揚場		1,452m	1,481m

第3図 ホース敷設ルート（代替格納容器スプレイ）(2/3)

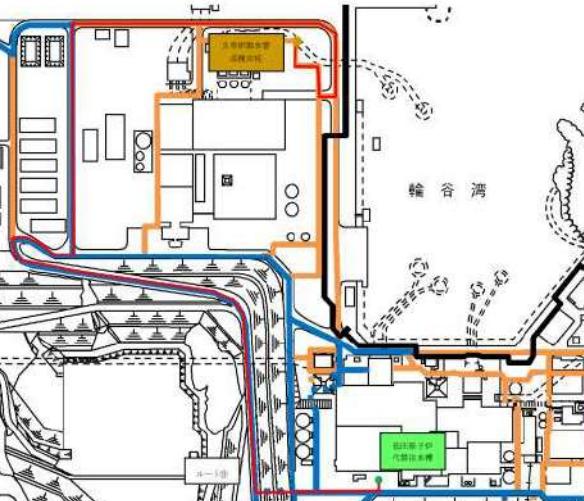
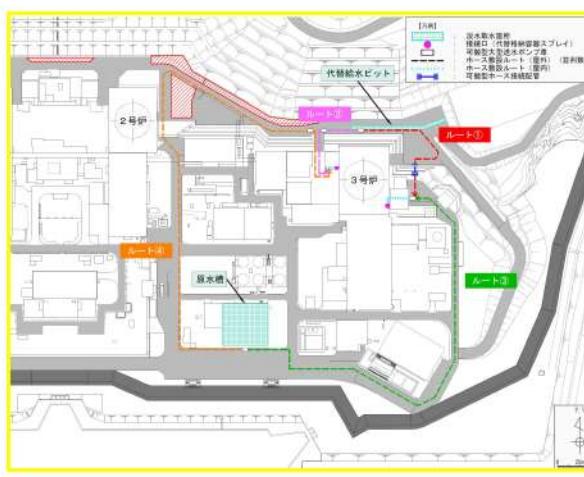
第4表 ホース敷設距離（代替格納容器スプレイ）(2/3)

凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設 距離	評価用 距離	並列数	必要長さ
—	ルート①	自主手順	1号及び2号炉 取水ビット スクリーン室	西側接続口	680m	750m	1	750m
—	ルート②		3号炉取水口	東側接続口	525m	600m	1	600m
—	ルート③		1号及び2号炉 取水口	西側接続口	765m	850m	1	850m

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

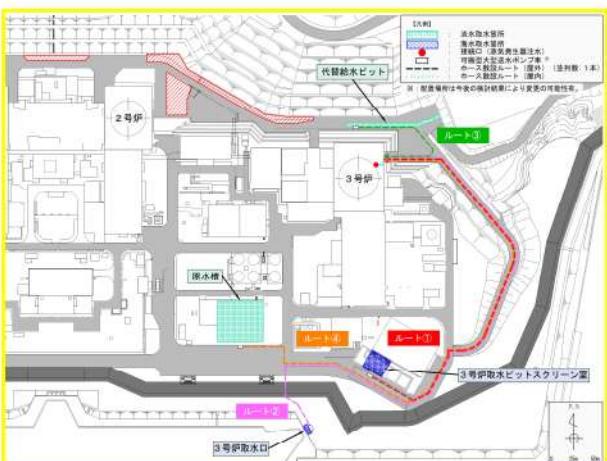
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
	 <p>第4図 ホース敷設ルート（低圧原子炉代替注水槽への補給）(3/3)</p> <p>第5表 ホース敷設距離（低圧原子炉代替注水槽への補給）(3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>凡例</th><th>ルート</th><th>水源</th><th>送水先</th><th>敷設距離</th><th>必要長さ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td><td>ルート②</td><td>3号炉取水管 点検立坑</td><td>低圧原子炉代替 注水槽</td><td>1,694m</td><td>1,728m</td></tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート②	3号炉取水管 点検立坑	低圧原子炉代替 注水槽	1,694m	1,728m	 <p>第3図 ホース敷設ルート（代替格納容器スプレイ）(3/3)</p> <p>第4表 ホース敷設距離（代替格納容器スプレイ）(3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>凡例</th><th>ルート</th><th>分類</th><th>水源</th><th>送水先</th><th>敷設距離</th><th>評価用距離</th><th>並列数</th><th>必要長さ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td><td>ルート①</td><td rowspan="4">自主手順</td><td rowspan="2">代替給水ピット</td><td>東側接続口</td><td>170m</td><td>200m</td><td>1</td><td>200m</td></tr> <tr> <td>—</td><td>ルート②</td><td>西側接続口</td><td>110m</td><td>150m</td><td>1</td><td>150m</td></tr> <tr> <td>—</td><td>ルート③</td><td rowspan="2">原水槽</td><td>東側接続口</td><td>515m</td><td>600m</td><td>1</td><td>600m</td></tr> <tr> <td>—</td><td>ルート④</td><td>西側接続口</td><td>665m</td><td>750m</td><td>1</td><td>750m</td></tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート①	自主手順	代替給水ピット	東側接続口	170m	200m	1	200m	—	ルート②	西側接続口	110m	150m	1	150m	—	ルート③	原水槽	東側接続口	515m	600m	1	600m	—	ルート④	西側接続口	665m	750m	1	750m	
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																																																		
—	ルート②	3号炉取水管 点検立坑	低圧原子炉代替 注水槽	1,694m	1,728m																																																		
凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																																															
—	ルート①	自主手順	代替給水ピット	東側接続口	170m	200m	1	200m																																															
—	ルート②			西側接続口	110m	150m	1	150m																																															
—	ルート③		原水槽	東側接続口	515m	600m	1	600m																																															
—	ルート④			西側接続口	665m	750m	1	750m																																															

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第4図 ホース敷設ルート（蒸気発生器注水）</p>	

第5図 ホース敷設ルート（復水貯蔵タンクへの補給）（1／3）

第6表 ホース敷設距離（復水貯蔵タンクへの補給）（1／3）

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート①	輪谷貯水槽（西1）及び 輪谷貯水槽（西2）	復水貯蔵 タンク	712m	786m
	ルート②	純水タンク (A), (B)		491m	535m
	ルート③	1号ろ過水 タンク		655m	685m
	ルート④	2号ろ過水 タンク		703m	735m

本資料のうち、掲載の内容は機密に係る事項のため公開できません。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用 距離	並列数	必要長さ
—	ルート①	自主手順	3号炉 取水ピット スクリーン室	可搬型大型送水 ポンプ車代替給水 ライン接続口	480m	550m	1	550m
	ルート②		3号炉取水口		678m	750m	1	750m
	ルート③		代替給水ピット		160m	200m	1	200m
	ルート④		原水槽		655m	750m	1	750m

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第5図 ホース敷設ルート（復水貯蔵タンクへの補給）(2／3)		

第6表 ホース敷設距離（復水貯蔵タンクへの補給）(2／3)

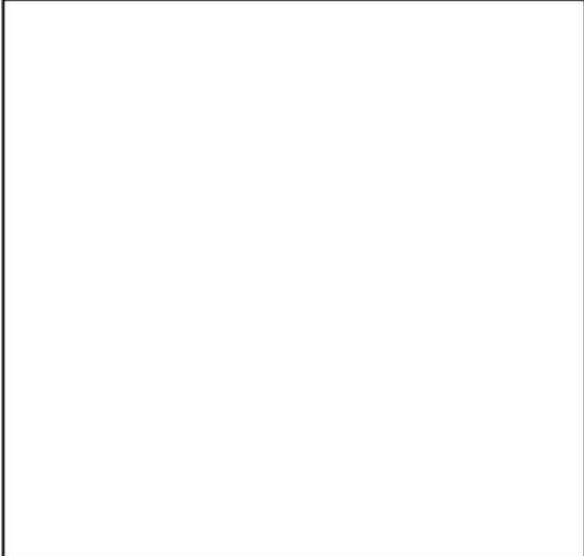
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート⑤	非常用ろ過水タンク	復水貯蔵タンク	1,080m	1,085m
—	ルート⑥	非常用取水設備		1,332m	1,360m
—	ルート⑦	2号炉放水槽		1,316m	1,360m
—	ルート⑧	1号炉取水槽		1,697m	1,760m

本資料のうち、機密の内容は機密に係る事項のため公開できません。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第5図 ホース敷設ルート（復水貯蔵タンクへの補給）(3／3)		

第6表 ホース敷設距離（復水貯蔵タンクへの補給）(3／3)

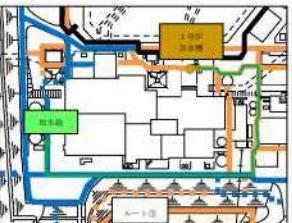
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート⑨	荷揚場	復水貯蔵タンク	1,415m	1,460m
—	ルート⑩	3号伊取水管 点検立坑		1,560m	1,590m

本資料のうち、幹線のみの内容は機密に係る事項のため公開できません。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	   		

第6図 ホース敷設ルート（放射性物質拡散抑制）

第7表 ホース敷設距離（放射性物質拡散抑制）

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート①	非常用取水設備	放水砲	747m	755m
—	ルート②	2号炉放水槽		330m	355m
—	ルート③	1号炉取水槽		643m	655m
—	ルート④	荷揚場		545m	555m

第5図 ホース敷設ルート（放射性物質拡散抑制）(1/2)

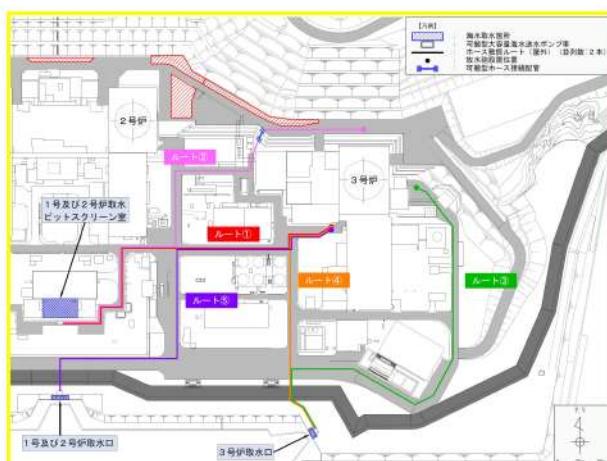
第6表 ホース敷設距離（放射性物質拡散抑制）(1/2)

凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ
—	ルート①	SA手順	3号炉 取水ビット スクリーン室	放水砲	335m	400m	2	800m
—	ルート②	自主手順			470m	550m	2	1,100m
—	ルート③	SA手順			395m	350m	2	700m
—	ルート④	自主手順			530m	600m	2	1,200m

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
		 <p>第5図 ホース敷設ルート（放射性物質拡散抑制）(2/2)</p> <table border="1"> <caption>第6表 ホース敷設距離（放射性物質拡散抑制）(2/2)</caption> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>分類</th> <th>本源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>評価用距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td rowspan="5">自主手順</td> <td>1号及び2号炉 取水ビット スクリーン室</td> <td rowspan="5">放水池</td> <td>410m</td> <td>500m</td> <td>2</td> <td>1,000m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td></td> <td></td> <td>540m</td> <td>600m</td> <td>2</td> <td>1,200m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③</td> <td>3号炉取水口</td> <td></td> <td>520m</td> <td>600m</td> <td>2</td> <td>1,200m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート④</td> <td></td> <td></td> <td>285m</td> <td>350m</td> <td>2</td> <td>700m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート⑤</td> <td>1号及び2号炉 取水口</td> <td></td> <td>490m</td> <td>550m</td> <td>2</td> <td>1,100m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	分類	本源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート①	自主手順	1号及び2号炉 取水ビット スクリーン室	放水池	410m	500m	2	1,000m	—	ルート②			540m	600m	2	1,200m	—	ルート③	3号炉取水口		520m	600m	2	1,200m	—	ルート④			285m	350m	2	700m	—	ルート⑤	1号及び2号炉 取水口		490m	550m	2	1,100m	
凡例	ルート	分類	本源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																																													
—	ルート①	自主手順	1号及び2号炉 取水ビット スクリーン室	放水池	410m	500m	2	1,000m																																													
—	ルート②					540m	600m	2	1,200m																																												
—	ルート③		3号炉取水口			520m	600m	2	1,200m																																												
—	ルート④					285m	350m	2	700m																																												
—	ルート⑤		1号及び2号炉 取水口			490m	550m	2	1,100m																																												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第7図 ホース敷設ルート（最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送） (1 / 2)	 第6図 ホース敷設ルート（原子炉補機冷却海水系通水）	

第8表 ホース敷設距離（最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送）
(1 / 2)

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート①	非常用取水設備	移動式代替 熱交換設備	908m	925m
—	ルート②	2号炉放水槽		388m	425m
—	ルート③	1号炉取水槽		815m	825m
—	ルート④	荷揚場		603m	623m

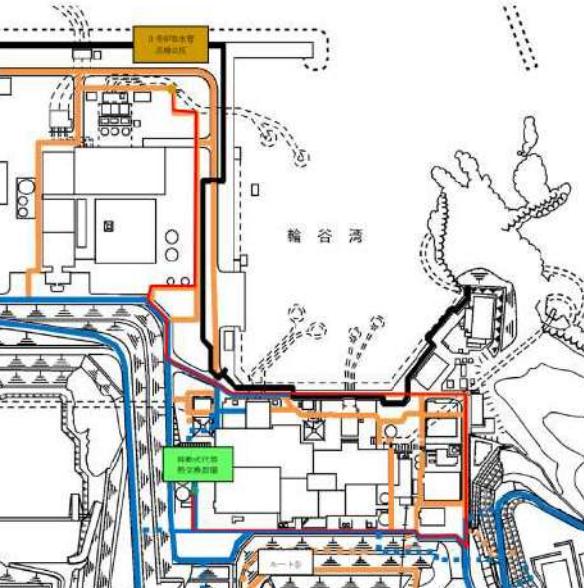
第7表 ホース敷設距離（原子炉補機冷却海水系通水）

凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用 距離	並列数	必要長さ
—	ルート①	自主手綱	3号炉 取水ピット スクリーン室	可搬型大容量海水 送水ポンプ車	345m	400m	2	800m
—	ルート②		3号炉取水口	A母管接続口 又はB母管接続口	535m	600m	2	1,200m

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	 <p>第7図 ホース敷設ルート（最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送） (2/2)</p> <p>第8表 ホース敷設距離（最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送） (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>3号炉取水管 点検立坑</td> <td>移動式代替 熱交換設備</td> <td>1,529m</td> <td>1,575m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート②	3号炉取水管 点検立坑	移動式代替 熱交換設備	1,529m	1,575m		
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ										
—	ルート②	3号炉取水管 点検立坑	移動式代替 熱交換設備	1,529m	1,575m										

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9表 ホースコンテナ及び展張車の配備イメージ

用途	ホース長さ	コンテナ数	展張車数	配備イメージ
低圧代替注水 及び水素補給	2,776m	—	中型ホース展張車 (150A) 【ホース950m】 1台	第2・第3保管エリアに同数配備 ホース展張車
		—	大型ホース展張車 (150A) 【ホース1,050m】 2台	第1・第4保管エリアに同数配備 補給：2,010m ホース展張車
放射性物質搬出 抑制	755m	コンテナ1基 (820m/1基)	大型ホース展張車 (300A) 1台	第4保管エリアに同数配備 ホース展張車 コンテナ
最終ヒートシング ク(海)への 代替熱輸送	1,575m	コンテナ2基 (820m/1基)	大型ホース展張車 (300A) 1台	第1・第4保管エリアに同数配備 ホース展張車 コンテナ

第8表 ホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージ

用途	ホース長さ	コンテナ数	ホース延長・回収車	配備イメージ
代替炉心注水、補助給水比 クト補給、燃料取替用比 クト補給、使用済燃料比 クト注水	1,700m	—	ホース延長・回収車 (送水車用) 【ホース (150A) 1,800m】 1台	2号炉東側31mエリア(a), 51m 倉庫・車庫エリアに同数配備 ホース延長・回収車 (送水車用)
原子炉補機冷却水系通水	1,500m	—	ホース延長・回収車 (送水車用) 【ホース (150A) 1,800m】 1台	2号炉東側31mエリア(a), 51m 倉庫・車庫エリアに同数配備 ホース延長・回収車 (送水車用)
放射性物質搬出抑制	800m 400m/1基	コンテナ2基 【ホース (300A) 400m/1基】	ホース延長・回収車 (放水砲用) 1台	1, 2号炉北側31mエリア, 51m倉庫・ 車庫エリアに同数配備 ホース延長・回収車 (放水砲用) コンテナ

泊発電所2号炉

泊発電所3号炉

【島根】記載内容の相違
・用途に応じた使用する
ホース長さ、コンテナ
基數、車両台数の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
該当箇所無し	該当箇所無し	<p>補足資料(25)</p> <p>第1149回審査会合（令和5年5月25日）からの変更点について (原子炉補機冷却水系への通水のための接続口の設置位置変更)</p> <p>設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）に関する第1149回審査会合（令和5年5月25日）において、原子炉補機冷却水系への通水のための接続口の設置位置及びホース敷設ルートが近接していることから、共通要因により同時に機能喪失しないためにどのような設計上の配慮がなされているか説明するようご指摘を頂いた。</p> <p>審査会合における指摘事項への対応として、原子炉補機冷却水系への通水のための接続口（可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水東側接続口及び可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水南側接続口）については、互いに十分離隔した配置となるよう設置位置を変更する。接続口の設置位置変更により、可搬型ホースについても近接せずに敷設が可能である。（第1図のルート①及びルート②を参照）</p> <p>さらに、故意による大型航空機の衝突に対しては、原子炉補助建屋西側の建屋内に大型航空機衝突時専用の接続口（可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水屋内接続口）を設置する。接続口設置箇所へのホース敷設ルートについては、出入管理建屋及び原子炉補助建屋に大型航空機特化ルートを設定する。（第1図のルート③及び第2図を参照）</p> <p>これにより、原子炉補機冷却水系への通水のための接続口は共通要因によって同時に機能喪失しない設計とする。</p>	

1.0 重大事故等対策における共通事項

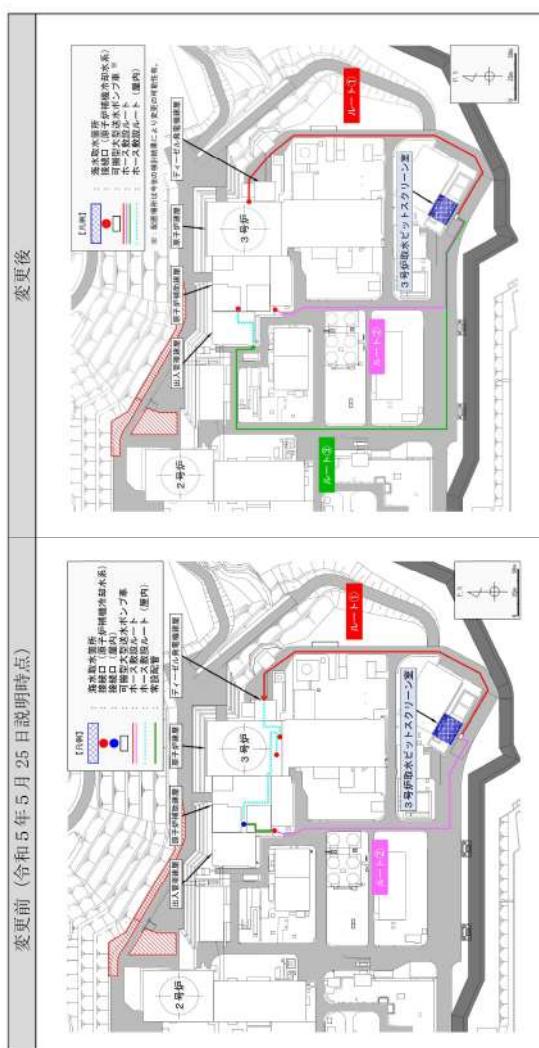
泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

島根原水力発電所2号炉				泊発電所3号炉	相違理由																																																											
【別紙30「屋内アクセスルートの設定について」より転記】																																																																
第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (9/16)																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">柔軟性</th> <th>対応手順</th> <th>動作・作業場所</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>中央</th> <th>屋内アクセスルート</th> <th>屋外アクセスルート</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.8 原子炉格納容器下部の液漏れ心配を考慮するための手順等</td><td>○</td><td>原子炉格納容器下部注水接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】</td><td>緊急時対策所→第一保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア</td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>代替蓄積冷却系による原子炉格納容器下部への注水</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水</td><td>○</td><td>格納容器スプレイ接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】</td><td>緊急時対策所→第一保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア</td><td></td></tr> <tr> <td>ほう水注入系による原子炉圧力容器へのほう水注入</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>大型航空機による影響を考慮した場合のほう水及びスプレイ（屋内接続口の使用）^{※2}</td><td>○</td><td>原子炉建屋原子炉操作室 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】</td><td>緊急時対策所→第一保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア</td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉格納容器下部の液漏れ心配を防止するための手順等</td><td>○</td><td>屋内放 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】</td><td>緊急時対策所→第一保管エリア又は第4保管エリア</td><td></td></tr> <tr> <td>可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水蒸気及ぶ酸素の排出</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>格納容器内水素濃度による原子炉格納容器内の水素濃度監視</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					柔軟性		対応手順	動作・作業場所	備考	中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート	備考	1.8 原子炉格納容器下部の液漏れ心配を考慮するための手順等	○	原子炉格納容器下部注水接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】	緊急時対策所→第一保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア		原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水	○				代替蓄積冷却系による原子炉格納容器下部への注水	○				原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	○	格納容器スプレイ接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】	緊急時対策所→第一保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア		ほう水注入系による原子炉圧力容器へのほう水注入	○				大型航空機による影響を考慮した場合のほう水及びスプレイ（屋内接続口の使用） ^{※2}	○	原子炉建屋原子炉操作室 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】	緊急時対策所→第一保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア		原子炉格納容器下部の液漏れ心配を防止するための手順等	○	屋内放 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】	緊急時対策所→第一保管エリア又は第4保管エリア		可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給	○				原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水蒸気及ぶ酸素の排出	○				格納容器内水素濃度による原子炉格納容器内の水素濃度監視	○				
柔軟性		対応手順	動作・作業場所	備考																																																												
中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート	備考																																																													
1.8 原子炉格納容器下部の液漏れ心配を考慮するための手順等	○	原子炉格納容器下部注水接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】	緊急時対策所→第一保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア																																																													
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水	○																																																															
代替蓄積冷却系による原子炉格納容器下部への注水	○																																																															
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	○	格納容器スプレイ接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】	緊急時対策所→第一保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア																																																													
ほう水注入系による原子炉圧力容器へのほう水注入	○																																																															
大型航空機による影響を考慮した場合のほう水及びスプレイ（屋内接続口の使用） ^{※2}	○	原子炉建屋原子炉操作室 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】	緊急時対策所→第一保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア																																																													
原子炉格納容器下部の液漏れ心配を防止するための手順等	○	屋内放 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】	緊急時対策所→第一保管エリア又は第4保管エリア																																																													
可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給	○																																																															
原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水蒸気及ぶ酸素の排出	○																																																															
格納容器内水素濃度による原子炉格納容器内の水素濃度監視	○																																																															
【別紙13「屋内のアクセスルートの設定について」より転記】																																																																
第1表 島根原水力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (5/13)																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">柔軟性</th> <th>対応手順</th> <th>動作・作業場所</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>中央</th> <th>屋内アクセスルート</th> <th>屋外アクセスルート^{※3}</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L.7 原子炉格納容器下部の液漏れ心配を防止するための手順等</td><td>○</td><td>非常用コントロールセイタ切替機能が使用不可な場合 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 通常のほう水注入 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑥→⑦】 【中央制御室→⑦】 原子炉建屋内水素濃度監視による原子炉建屋内水素濃度監視</td><td>非常用コントロールセイタ切替機能が使用不可な場合 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 通常のほう水注入 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑥→⑦】 【中央制御室→⑦】 原子炉建屋内水素濃度監視による原子炉建屋内水素濃度監視</td><td>緊急時対策所→第一保管エリア又は第4保管エリア</td><td></td></tr> <tr> <td>L.8 原子炉格納容器下部の液漏れ心配を防止するための手順等</td><td>○</td><td>非常用コントロールセイタ切替機能が使用不可な場合 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 通常のほう水注入 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑥→⑦】 【中央制御室→⑦】 原子炉建屋内水素濃度監視による原子炉建屋内水素濃度監視</td><td>非常用コントロールセイタ切替機能が使用不可な場合 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 通常のほう水注入 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑥→⑦】 【中央制御室→⑦】 原子炉建屋内水素濃度監視による原子炉建屋内水素濃度監視</td><td>緊急時対策所→第一保管エリア又は第4保管エリア</td><td></td></tr> <tr> <td>L.9 本水槽室による原子炉格納容器の取扱いを補助するための手順等</td><td>○</td><td>原子炉建屋内水素濃度監視による原子炉建屋内水素濃度監視</td><td>非常用コントロールセイタ切替機能が使用不可な場合 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 通常のほう水注入 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑥→⑦】 【中央制御室→⑦】 原子炉建屋内水素濃度監視による原子炉建屋内水素濃度監視</td><td>緊急時対策所→第一保管エリア</td><td></td></tr> </tbody> </table>					柔軟性		対応手順	動作・作業場所	備考	中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※3}	備考	L.7 原子炉格納容器下部の液漏れ心配を防止するための手順等	○	非常用コントロールセイタ切替機能が使用不可な場合 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 通常のほう水注入 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑥→⑦】 【中央制御室→⑦】 原子炉建屋内水素濃度監視による原子炉建屋内水素濃度監視	非常用コントロールセイタ切替機能が使用不可な場合 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 通常のほう水注入 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑥→⑦】 【中央制御室→⑦】 原子炉建屋内水素濃度監視による原子炉建屋内水素濃度監視	緊急時対策所→第一保管エリア又は第4保管エリア		L.8 原子炉格納容器下部の液漏れ心配を防止するための手順等	○	非常用コントロールセイタ切替機能が使用不可な場合 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 通常のほう水注入 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑥→⑦】 【中央制御室→⑦】 原子炉建屋内水素濃度監視による原子炉建屋内水素濃度監視	非常用コントロールセイタ切替機能が使用不可な場合 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 通常のほう水注入 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑥→⑦】 【中央制御室→⑦】 原子炉建屋内水素濃度監視による原子炉建屋内水素濃度監視	緊急時対策所→第一保管エリア又は第4保管エリア		L.9 本水槽室による原子炉格納容器の取扱いを補助するための手順等	○	原子炉建屋内水素濃度監視による原子炉建屋内水素濃度監視	非常用コントロールセイタ切替機能が使用不可な場合 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 通常のほう水注入 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑥→⑦】 【中央制御室→⑦】 原子炉建屋内水素濃度監視による原子炉建屋内水素濃度監視	緊急時対策所→第一保管エリア																																		
柔軟性		対応手順	動作・作業場所	備考																																																												
中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※3}	備考																																																													
L.7 原子炉格納容器下部の液漏れ心配を防止するための手順等	○	非常用コントロールセイタ切替機能が使用不可な場合 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 通常のほう水注入 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑥→⑦】 【中央制御室→⑦】 原子炉建屋内水素濃度監視による原子炉建屋内水素濃度監視	非常用コントロールセイタ切替機能が使用不可な場合 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 通常のほう水注入 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑥→⑦】 【中央制御室→⑦】 原子炉建屋内水素濃度監視による原子炉建屋内水素濃度監視	緊急時対策所→第一保管エリア又は第4保管エリア																																																												
L.8 原子炉格納容器下部の液漏れ心配を防止するための手順等	○	非常用コントロールセイタ切替機能が使用不可な場合 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 通常のほう水注入 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑥→⑦】 【中央制御室→⑦】 原子炉建屋内水素濃度監視による原子炉建屋内水素濃度監視	非常用コントロールセイタ切替機能が使用不可な場合 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 通常のほう水注入 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑥→⑦】 【中央制御室→⑦】 原子炉建屋内水素濃度監視による原子炉建屋内水素濃度監視	緊急時対策所→第一保管エリア又は第4保管エリア																																																												
L.9 本水槽室による原子炉格納容器の取扱いを補助するための手順等	○	原子炉建屋内水素濃度監視による原子炉建屋内水素濃度監視	非常用コントロールセイタ切替機能が使用不可な場合 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 通常のほう水注入 【中央制御室→①→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→②→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→③→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→④→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑤→⑥→⑦】 【中央制御室→⑥→⑦】 【中央制御室→⑦】 原子炉建屋内水素濃度監視による原子炉建屋内水素濃度監視	緊急時対策所→第一保管エリア																																																												
<p>※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。</p> <p>※2 本手段におけるアクセスルートは大型航空機による影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、一部原子炉建屋付属棟（産廃物処理エリア）を通行することとなるが、起因事象が地震ではないことから配管破損等の影響はなく、アクセスに支障はない。</p>																																																																
<p>※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを記す。</p> <p>※2：本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震随伴内部火災及び地震随伴内部溢水の影響はなく、アクセスに支障はない。</p>																																																																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

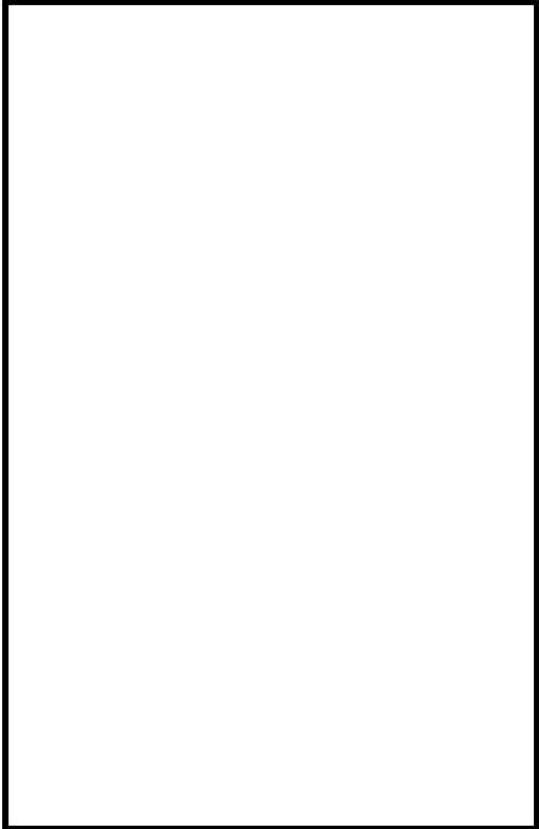
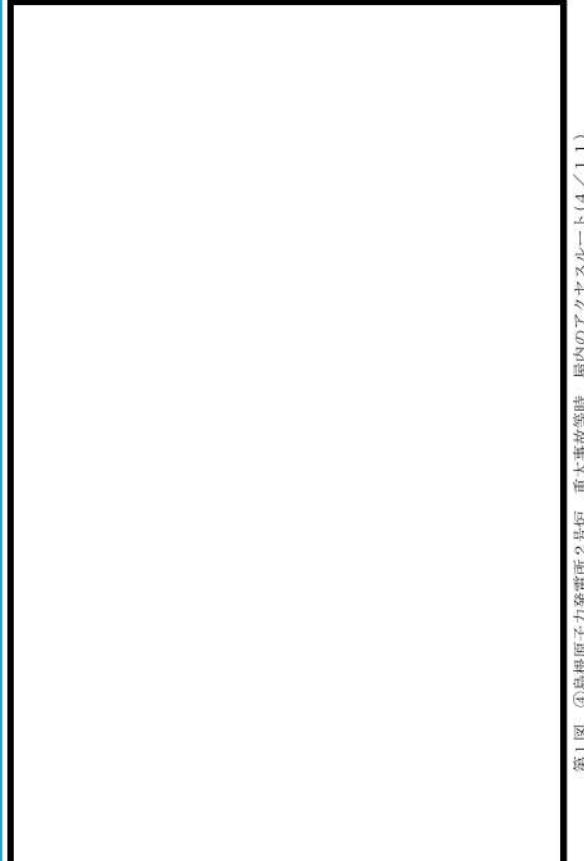
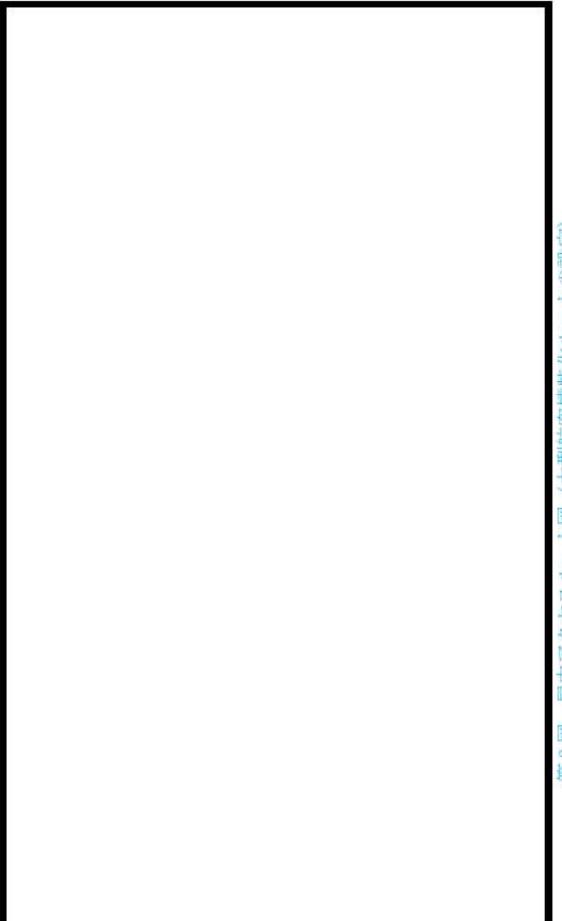
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>変更前 (令和5年5月25日説明時点)</p> <p>変更後</p> <p>第1図 原子炉補機冷却水系への通水のための接続口の設置位置及びホース敷設ルート</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【別紙30「屋内のアクセスルートの設定について」より転記】</p>  <p>第1図 屋内アクセスルート ルート図④ 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	<p>【別紙13「屋内のアクセスルートの設定について」より転記】</p>  <p>第1図 ④島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート (4 / 11) 本資料のうち、枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	 <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、屋内のアクセスルートとは別に大型航空機特化ルートを設定しているが、島根は屋内のアクセスルートとして設定したうえで個別手順に対して故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定している。（大型航空機特化ルートをアクセスルートとは別に設定することについては、女川と同様である。）</p> <p>第2図 屋内アクセスルート図（大型航空機特化ルートの設定）</p>